

国際会計研究学会 年報

2024年度第2号（通号56号）

業績報告の
国際的動向

国際会計研究学会 年報

2024 年度第 2 号 (通号 56 号)

業
績
報
告
の
国
際
的
動
向

国際会計研究学会 年報
—2024 年度第 2 号（通号 56 号）—

目 次

統一論題「業績報告の国際的動向」

I 統一論題報告

■財務業績に関わる概念と計算 —基本的な分析視座の確認— ……	米 山 正 樹	5
■財務業績の表示および開示 —IFRS 第 18 号を中心に— ……	辻 野 幸 子	19
■財務業績の計算と表示・開示 —財務業績に影響するサステナビリティ情報開示— ……	久 持 英 司	33
■非上場企業にかかる財務業績の検討 —IFRS for SMEs の改訂をもとに— ……	櫛 部 幸 子	47

II 査読論文

■我が国における会計基準の相互承認戦略の形成過程 —アクター・ネットワーク理論を視座として— ……	福 田 雄 介	65
■被監査会社による違法行為についての監査人の処分事例の検討 —Rolls-Royce 社事件における監査判断、監査手続、および行政処分の根拠— ……	川 端 千 暁	89

III 研究グループ報告

■非財務情報の開示と企業価値（最終報告） ……	大 鹿 智 基	109
■人的資本会計・監査（保証）制度の形成と課題（中間報告） ……	島 永 和 幸	127

IV Summary of Articles …… 137

V 諸規則 …… 145

I 統一論題報告

財務業績に関わる概念と計算 —基本的な分析視座の確認—

米 山 正 樹
東京大学

要 旨

本稿の目的は、J-GAAP と IFRS が財務業績のあり方に関してどのようなスタンスに立脚しているのかを問い直し、両者の間にみられる対立は何に由来するのかを再検討することにある。

この問題を論じるための具体的な素材として、本稿では第 1 に、包括利益と当期純利益のいずれが主要な業績指標なのかという問題を論じている。この問題については、IFRS が包括利益を、J-GAAP が当期純利益を重視しており、何を業績指標とみるのかという対立自体が最も根源的な問題というのが通念であろう。しかしこの問題を詳細に検討してみると、包括利益と当期純利益のいずれが最も主要な業績指標なのかという点については先鋭な対立がみられない。むしろ最も先鋭な対立はリサイクリング（OCI 項目に係る振替調整）の可否をめぐる生じている。ただしリサイクリングの可否をめぐる議論はかみ合っており、何が根源的な対立なのかについてはコンセンサスが形成されていなかった。

本稿では第 2 に、連結財務諸表をどのような主体の観点から作成するのかという問題と関連づけられる親会社説と経済的単一体説をめぐる対立を検討対象とした。この問題については、IFRS が経済的単一体説を、J-GAAP が親会社説を重視しているというのが通念であろう。しかし IFRS にもとづく連結財務諸表と J-GAAP にもとづく連結財務諸表はそれぞれ親会社説と経済的単一体説に配慮しており、2 つの考え方をめぐって相互排他的な対立が生じているとはいえなかった。

こうした分析結果をふまえ、本稿では、J-GAAP と IFRS の対立は何をめぐるものなのかに関してこれまでコンセンサスが得られてこなかった理由を考察している。そこでは、会計基準のシステムは階層構造を有しているにもかかわらず、その事実が十分に顧みられていないことが混乱した議論の原因ではないかと論じている。

I 本報告の主題

上記タイトルのもとで座長から報告者に与えられたより具体的なテーマは、日本基準とIFRSのそれぞれを支えている基本思考がどのような点で対立しているのかを解き明かすことである⁽¹⁾。両者の相違は、例えば、前者が収益費用観と親和的であるのに対し、後者は資産負債観と親和的だという点に求められてきた。しかし収益費用観と資産負債観には多様な解釈が許されている（徳賀 [2002] など）。現行の実務に不整合やバラつきがみられることもあり、「現行実務を最も矛盾なく説明できるのはどの解釈か」という観点から解釈の優劣を問うことは難しい。言い換えれば、たとえ日本基準とIFRS（国際財務報告基準：International Financial Reporting Standards）の基本思考が異なるとしても、それを収益費用観と資産負債観の対立に帰することはできない。加えて、「討議資料 財務会計の概念フレームワーク（企業会計基準委員会 [2004]）」が資産と負債にもとづき財務諸表の構成要素を定義しながら、当期純利益の重視という首尾一貫した方針で基準開発を目指しているように、収益費用観と資産負債観の違いを相互排他的な対立軸に沿うものとして議論できるかどうかさえ、そもそも定かではない⁽²⁾。

上記のように、日本基準とIFRSのそれぞれを支える基本思考に係る通念が学術的な知見に適うものであるかどうかは、改めて検討してみる必要がある。本報告では、日本基準とIFRSの対立軸と考えられているいくつかの項目を検討対象として、それらが実際に日本基準とIFRSの相違を適切に説明しているかどうかを問い直す。そのうえで、最後に、両者の基本思考に係る対立軸を対象とした研究として、今後どのようなものが求められるのか（解明が求め

られながら、いまだ未解明にとどまっている課題は何か）を展望したい。

こうした分析を行う際は、できるだけ具体的な論点に関連づけて議論することで、著者と読者の間の共通認識を醸成することが可能となる。こうした考えから、以下では、(a)当期純利益と包括利益のどちらが主要な業績指標なのかをめぐる対立と、(b)連結会計制度は親会社説と経済的単一体説のいずれに支えられているのかをめぐる対立を取り扱う。前者については、「日本基準は当期純利益を重視しているのに対し、IFRSは包括利益を重視している」という単純な二元論にもとづく説明が散見される。また後者については、「日本基準は親会社説を重視しているのに対し、IFRSは経済的単一体説を重視している」という、同様に単純な二元論にもとづく説明が散見される。はたしてこのような思考様式にもとづき両者の違いに合理的な解釈を与えられるのか、かりに日本基準が当期純利益（親会社説）を、IFRSが包括利益（経済的単一体説）を支持しているとして、主要な業績指標に係る上記の違いは、どのような基本思考の違いに帰することができるのか、などの問題を以下で論じることとしたい。

II 「対立軸」とされる諸項目の再検討

(1) 主要な業績指標は何か：包括利益と当期純利益

IFRSが包括利益を指向しているのに対し、日本基準は当期純利益を指向している点において両者は対立している、というのは広く知られた通念の1つである。はたしてこのように単純な対立の構造を見出すことができるのであろうか。

最初に指摘すべきことは、IASB（国際会計基

準審議会:International Accounting Standards Board)の主要な業績指標に関するスタンスは必ずしも安定しておらず、むしろ揺らぎがみられる点である。たしかに、IASBはかつての「業績報告プロジェクト」(現在「基本財務諸表プロジェクト」と改称されているものの前身)において、当期純利益だけが突出して目立つことへの抵抗感を示していた⁽³⁾。当時のIASBは、当期純利益はボトム・ラインとしての包括利益に至るまでに多段階表示される業績指標のひとつに過ぎない、という主張に根ざした「情報セット・アプローチ」を採用し、ボトム・ラインとしての包括利益の優越を説いていたのである⁽⁴⁾。

一方、その後の審議を経て改訂された現行のIASB概念フレームワークは、純損益計算書を財務業績に関する主要な情報の源泉と位置づけている(7.17)。情報の有用性を高めるという見込みが立つ場合は、業績の一部をその他の包括利益(OCI: Other Comprehensive Income)として純損益計算書から除外する可能性が残されているものの、原則としてすべての財務業績は純損益計算書に含まれる、というのが現在IASBの依拠しているスタンスである。情報セット・アプローチにもとづく議論が展開されていた時期との違いは明らかであろう。現在IASBがとっているスタンスは、少なくとも表面的には、一貫して当期純利益の重要性を強調してきた企業会計基準委員会(ASBJ: Accounting Standards Board of Japan)と類似したものといえる⁽⁵⁾。

この点に着目すれば、主要な業績指標(業績尺度)は何か、という問題に関して日本基準とIFRSが先鋭に対立しているとはいえない。「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」が包括利益に対する当期純利益の優越を明記しているのに対し、IASBの概念フレームワークは、

包括利益と純損益との優先・劣後関係に関する直接的な記述を避けている。とはいえ、純損益計算書が財務業績に関する主要な情報の源泉だという説明は、当期純利益の包括利益に対する優越という関係に係る代替しうるものである。包括利益と当期純利益の関係に係るスタンスの違い(IASBとASBJのスタンスの違い)をそこから読み取ることは難しい。

ただしIFRSのいう純損益は、その他の包括利益として認識した項目の一部について、事後的に純損益に振り替えないことを前提として算定されたものである(7.19)。IFRSはこの点で、いったんOCIに含めた項目を事後必ず純損益に振り替えるように要求している日本基準の当期純利益とは質的に異なっている⁽⁶⁾。つまり純損益あるいは当期純利益という事実上同一の名称が用いられているものの、利益とキャッシュフローの総額での一致が図られているかどうかという点で、IASBのいう純損益とASBJのいう当期純利益は明確に異なっている。当期純利益という名称を統一的に用いるなら、前者は「リサイクリングを必ずしも要しない当期純利益」なのに対し、後者は「リサイクリングを必須の手段とみる当期純利益」となる。こうした彼我の違いは、個別基準のみならず、概念フレームワークにおいても明示されているものである。

では、リサイクリングの可否をめぐる対立は何に根ざしたものであろうか。この点に関するIASBとASBJの議論は、抽象度の高さなどにおいて異なる。まずASBJは、一致の原則を保持することが、利益情報を用いて将来キャッシュフローを予測し、企業価値を評価することの合理性を支える大前提であることを強調する⁽⁷⁾。いわばリサイクリングの可否をめぐる判断は、個別基準を取り巻く環境に依存して変わるも

のではなく、領域横断的かつ普遍的な要請（利益情報を用いて企業価値を評価する限り必ず求められる原則）とみなされている。

具体的には、以下の議論が想定されている。すなわち総額の一致が保証されているからこそ、利益にもとづくキャッシュフローの予想に合理的な解釈が与えられる。かりに総額が異なるのであれば、たとえ将来にわたる利益の流別を正確に予測できたとしても、それをキャッシュフローの正確な予測に結び付けられるかどうかは定かでない。OCI 項目のうちリサイクリングを禁じられる項目が一部にとどまるとしても、その禁止によって利益とキャッシュフローの総額における一致は保証されないこととなる。こうした事態を避けるためにはリサイクリングを必須の要請とするしかない。こうした考えのゆえに、日本ではすべての OCI 項目に係るリサイクリングが強く求められている。

これに対し IASB は、概念フレームワークに同様の記述を持ち合わせていない。先に引用した 7.19 は、OCI の純損益に振り替えるべき時期や金額を特定化するための明確な基礎がない場合は、振替の手続を行わないことがある、という記述にとどめている。そのうえで、「合理的な基礎の有無」に係る判断は、個別ケースに委ねる形をとっている。秋葉 [2022] は、IFRS においてリサイクリングが行われない以下のように記述している^⑧。

- ① IAS 第 16 号「有形固定資産」および IAS 第 38 号「無形資産」の再評価モデルにおける再評価差額
- ② IAS 第 19 号「従業員給付」における再測定
- ③ IFRS 第 9 号「金融商品」における持分金融商品の OCI オプションによって生じた利得・損失

- ④ IFRS 第 9 号「金融商品」における金融負債の公正価値オプションによって生じた自己の信用リスクにかかわる変動分
- ⑤ IFRS 第 17 号「保険契約」における直接連動の有配契約の保険金融損益を、保有する基礎となる項目との会計上のミスマッチを削除する金額を純利益とした場合の他の部分

このうち IAS 第 16 号は、再評価モデルを採用する場合に必要な再評価剰余金から利益剰余金への振替は、純損益を通さない旨を記している。ただしその理由は明示されていない（IASNo.16, para.16）。IAS 第 38 号も同様であり、再評価剰余金から利益剰余金への振替は純損益を通さない旨の記述だけにとどまっている（IASNo.38, para.87）。

次に IAS 第 19 号は、その他の包括利益として認識した確定給付負債（または資産）の純額に係る再測定において当該項目の純損益への振替を禁止しており（IASNo.19, para.122）、その理由を結論の根拠において以下のように説明している。

- (a) IFRS では純損益への振替に関する一貫した方針はなく、この問題を 2011 年に行った IAS 第 19 号の修正で行うのは時期尚早である。
- (b) このような振替の時期及び金額を決定するための適切な基礎を識別するのは困難である。（IASNo.19, BC99）

また IFRS 第 9 号「金融商品」における持分金融商品の OCI オプション（IFRSNo.9, para. 5.7.5）によって生じた利得・損失については、いったんその他の包括利益として認識したも

のを事後的に純損益に振り替えてはならない、としている（IFRSNo.9, para.B5.7.1）。その根拠が最も明確に記されているのはBC5.25(b)である。そこでは、（同一の）投資に対する利得および損失の認識は一度だけとすべきであり、（ある項目を）いったんその他の包括利益として認識した後、純損益に含まれるものとして再度利得または損失を認識するのは、（同一損益の二重計上という意味において）不適切だと記している。

さらにIFRS第9号「金融商品」における金融負債の公正価値オプションによって生じた自己の信用リスクについては、その他の包括利益として表示することが求められている（IFRSNo.9, para.5.7.7(a)）。2010年におけるIFRS第9号の改訂に際して設けられたこの規定は、市場関係者の声を反映したものとされている。具体的には、負債を売買目的で保有する（トレーディング目的で発行する）限定的なケースを除き、発行主体である企業は信用リスクの変動に影響を実現させることはない、というコメントを反映したとされている。事業投資を行うための資金を調達する目的で発行した負債の場合、たとえ自己の信用力低下によって評価益が生じたとしても、問題の事業投資から期待通りの成果が得られている限りにおいて、負債の償還を試みようとはしない。つまり自己の信用リスクが変動したことに伴う評価差額は、潜在的で実現しえない成果に過ぎない以上、純損益に含めるべきではない、というのが市場関係者によるコメントの趣旨である。

こうしてみると、「OCIの純損益に振り替えるべき時期や金額を特定化するための明確な基礎がないため」という、概念フレームワークが指摘していた理由でリサイクリングが禁止されているのは、せいぜい従業員給付のケースだけである。その他のケースは、概念フレーム

ワークに記載されているものとは異なる理由でリサイクリングが禁止されていた。

一連の考察から導かれてくる帰結として、IASBは必ずしも十分な一般化は達成できていないものの、個別領域に固有の事情に応じて、リサイクリングの手続が情報の有用性を低下させる場合があると考えている。どのような事情があっても、リサイクリングの禁止は「原理的に」有用性を低下させるという立場をとる日本基準との違いは決定的である。IFRSと日本基準は包括利益と当期純利益のいずれが主要な業績指標なのかをめぐって対立しているのではなく、ともに主要な業績尺度と位置づけている当期純利益（純損益）に例外なきリサイクリングを要求するかどうかをめぐって先鋭に対立している。

ただしIFRSと日本基準はそれぞれ異なる観点からリサイクリングの要否を論じている。稚拙な表現を取って用いるなら、そうした議論は「かみ合わないもの」にとどまっている。それゆえ、主たる対立が何を対象としたものなのかは解き明かされたものの、顕在化している対立を解消するための道筋はみえていない。

（2）連結基礎概念：親会社説と経済的単一体説

IFRSを根底で支える利益観と日本基準の背後にある利益観の違いを析出するための対立軸として、導入部（はじめに）では資産負債観と収益負債観を、第2節第1項では包括利益志向と当期純利益（純損益）志向を取り上げた。これらはIFRSと日本基準の違いを議論する際にしばしば取り上げられてきた対立軸といえるが、これまでの考察によれば、いずれの対立軸に依拠してもIFRSと日本基準を支える利益観の違いを明確に記述することは叶わなかった。

一方、包括利益と当期純利益（純損益）のい

ずれが主要な業績指標なのかを検討する過程で、いわばその副産物として、当期純利益（純損益）の計算過程でリサイクリングの手続を必須とみるのか、それとも状況次第でその手続を禁止すべきなのか、という点で IFRS と日本基準が先鋭に対立していることが明らかとなった。ただ、リサイクリングの可否をめぐる両者の主張の中には、領域横断的な基本思考を体现した会計観とは結びつかない議論も含まれていた⁽⁹⁾。それゆえ対立の存在自体は明確になったものの、IFRS と日本基準の間に基本思考をめぐるどのような対立がみられるのか、という当初設定した research question に対する明確な回答は引き出せなかった。

こうした状況をふまえ、本項（第2節第2項）では、IFRS と日本基準の違いを記述する際に言及されることが多いもうひとつの対立軸である親会社説と経済的単一体説を検討対象とする。連結財務諸表のあり方という局面に限定されるとはいえ、連結基礎概念（誰のための、どのような連結財務諸表を作成するのか）をめぐる見解の違いは、（連結）財務業績の測定・開示方法に影響を及ぼす⁽¹⁰⁾。その意味において、連結基礎概念をめぐる争いもまた、財務業績に係る基本思考の対立ととらえることが許されよう⁽¹¹⁾。以下、ここでは親会社説を「連結財務諸表は、第一義的に、親会社株主のために作成される」とみる考え方と位置づける。他方の経済的単一体説を「連結財務諸表は、親会社株主のみならず、連結企業集団にさまざまな形で資金を提供している出資者のすべてに資するために作成される」とみる考え方と位置づける。

先行研究（川本 [2002]）で解き明かされたように、どのような連結財務諸表が親会社説あるいは経済的単一体説（あるいはその前身にあたる実体説）と整合的なのかをいうのは難し

く、この点についてはいまだ学界関係者の間でも十分なコンセンサスが図られているとは言いがたい。本稿では、親会社株主に帰属する利益（当期純利益を重視する考え方のもとでは親会社株主に帰属する当期純利益）と、これと密接に関連する項目（例えば株主資本）が独立に掲記されているかどうかを、親会社説と整合的かどうかの最も重要な判断基準とみなす。これと対照的に、親会社株主と非支配株主に帰属する成果を合算したものが業績指標として独立掲記されているかどうかを、経済的単一体説と整合的かどうかの最も重要な判断基準とみなす。

ところで上記の議論は、暗黙のうちに、親会社株主と非支配株主の関係性に関する特定のスタンスを前提としている。すなわち親会社説は、連結企業集団のビジネスリスクに係る主要な担い手と断言するかどうかに応じて、親会社株主と非支配株主は異質な存在という立場に根ざしている。したがって、親会社説のもとでは、支配獲得後の追加取得や支配が維持された状態における持分の部分的な売却は、のれん（追加取得のケース）や売却損益（部分的な売却のケース）を計上する契機とみる考え方と排他的に結びつく。したがって、こうした会計処理が要求されているかどうかにもまた、親会社説と整合的かどうかの最も重要な判断基準とみなす。他方で親会社株主と非支配株主を等質的な存在とみなす経済的単一体説のもとでは、追加取得も部分売却も（同一カテゴリーに属する）株主の交替と位置づけられる。ゆえに追加取得におけるのれんの非計上や部分売却における処分損益の非計上もまた、経済的単一体説と整合的かどうかの最も重要な判断基準となる⁽¹²⁾。

親会社説および経済的単一体説と整合的か

どうかの判断基準を明示したところで、IFRSと日本基準の相違を親会社説と経済的単一体説の違いに還元できるかどうかにかんして考察を進める。まずは概念フレームワークの記述内容を検討し、次いでそれぞれの連結会計基準を分析対象とする。

まずIASBの概念フレームワークを取り上げる。概念フレームワークを最終化する過程では、親会社説と経済的単一体説のいずれにもとづく財務報告を行うのかを主題とした議論が行われた形跡が残されているが、最終化された概念フレームワークには親会社説、あるいは経済的単一体説といった基礎概念に直接関連づけた記述はみられない。

他方でIASB概念フレームワークは、「財務諸表において採用される視点」というタイトルのもとで、財務諸表は、(中略)特定の集団の視点からではなく、報告企業全体の視点から見た情報を提供する、と記している (IASB [2018], 3.8を参照。BC3.9およびBC3.10も併せて参照)。代替的な解釈の余地も残されているとはいえ、これらの規定は、経済的単一体説にもとづく基準開発を進める旨のIASBのスタンスを示唆しているものと考えられる。持分 (IASB [2018] 4.63-4.67) およびその変動に関連づけられた収益や費用 (IASB [2018] 4.68-4.72) に関する概念フレームワークの記述もまた、経済的単一体説と整合的なものと解釈できる。

次にASBJによる「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」を取り上げる。ここでも親会社説や経済的単一体説という基礎概念に直接関連づけた説明はなされていない。とはいえ「討議資料」は、連結上の当期純利益を親会社株主のみに帰属する金額として算定・表示することを求めている (第3章第9項から第11項までを参照)。これは親会社説とだけ整合する計算・開示方法であり、「討議資料」が親会

社説に依拠していることの明確な根拠となっている。

今度は個別基準を対比する。親会社説と経済的単一体説の相違と密接に結びつく論点として、支配が確立している状況における持分の追加取得および支配が維持された状況における持分の一部売却がある。IASBはこれらの会計処理を資本取引として処理するように求めている (IASB No.10, para.23)。資本取引とみなされていることから、上記取引によって純損益は生じず、取引対価と追加 (または売却) 持分の評価額との差額を資本の変動として処理するように求めている (IASB No.10, paras.B94-B96)。これらの会計処理は、親会社株主と非支配株主を均質的な株主集団として一括する考え方、すなわち追加取得や部分売却を「同一クラスにおける株主の交替」とみる考え方と整合的である。

次に純損益およびその他の包括利益の計算書における表示形式を定めているIAS第1号「財務諸表の表示」は、親会社株主と非支配株主に帰属する金額の合計を当期の包括利益および純損益として表示するように求めている (IAS No.1, para.81A)。その一方、IAS第1号では、包括利益と純損益のそれぞれを(a)親会社の所有者の帰属する金額と(b)非支配持分に帰属する金額に区分表示することも求めている。帰属主体の違いによらない成果の総額が経済的単一体説と整合的な情報であるのに対し、親会社株主に帰属する成果を非支配株主に帰属するものから独立掲記する必要性は、親会社説から導かれてくるものである。一連の規定からは、経済的単一体説に依拠しながらも、親会社説にも配慮する姿勢を読み取ることができる。

次に日本基準を概観する。よく知られているように、企業会計基準第22号「連結財務諸表

に関する会計基準」は、(1 計算書方式を前提とした場合、) 当期純利益の直後に親会社株主に帰属する当期純利益及び非支配株主に帰属する当期純利益を付記するように求めている(第 39 項(3)③)⁽¹³⁾。当期純利益それ自体は、親会社株主に帰属する金額と非支配株主に帰属する金額を一括したものとして算定・開示するとともに、両者の内訳を別途独立掲記するように求めているのが、日本基準の特徴である。

一方で同基準は、支配を維持した状況における持分の追加取得からはのれんが生じないものとして会計処理するように求めている。また部分的な売却に際しても、売却損益を当期純利益には反映させず、剰余金の変動として処理するように求めている⁽¹⁴⁾。こうした会計処理は、持分の追加取得や部分的な売却を株主の交替とみる立場と整合的なものといえる。株主の交替とみる立場は、親会社株主と非支配株主を等質的な存在とみる考え方に根ざしたものであるから、日本基準が要求している会計処理は、経済的単一体説と整合的であり、親会社説とは相容れないものと位置付けられる⁽¹⁵⁾。

概念フレームワークと個別基準に係る一連の検討を統合すると、IFRS は総じて経済的単一体説に貫かれているといえることができる。とはいえ、親会社株主に帰属する純損益の区分表示が求められている事実は、そのような IFRS さえ、連結企業集団における親会社株主と非支配株主を完全に等質的な存在とみなしていないことを示唆している。

他方で、かつて親会社説としか整合しない会計処理や表示を求めていた日本基準には、経済的単一体説でしか説明できない処理もみられるようになっていく。その一方、親会社株主の視点を重視する考え方が放棄された、という類いの説明はみられず、むしろそうした説明を積極的に避けているようにみえる。いずれにせ

よ、現状にてらしてみるとき、IFRS と日本基準の間に経済的単一体説と親会社説をめぐる先鋭な対立がみられる(両者の相違は経済的単一体説と親会社説の違いに還元できる)ということは、個別基準の次元でもそれを支える基礎概念の次元でも難しい。IFRS と日本基準のそれぞれを支えている利益観の違いは、親会社説と経済的単一体説の対立に求めることもできない。

Ⅲ 統一的な説明原理を目指して —どのような研究機会が残されているのか—

(1) これまでの研究が欠いている分析視座は何か

前節において記したように、包括利益を重視するのか、それとも当期純利益を重視するのか、という対立軸や、親会社説と整合的な会計処理を目指すのか、それとも経済的単一体説と整合的な会計処理を目指すのか、という対立軸は、日本基準と IFRS の違いを限定的にしか説明できないものであった。個別基準とそれを支える基礎概念が、日本基準と IFRS のそれぞれにおいて、いずれか一方の考え方としか整合しないのであれば、そこに明確な対立軸を見出すことができる。しかし実際には、対立軸をなすふたつの考え方が、それぞれ、IFRS あるいは日本基準のいずれか一方の会計処理しか説明できないわけではなく、IFRS と日本基準とともに整合的な場合もみられた。

以上のように、IFRS と日本基準の対立軸とみなされてきた基礎概念は、必ずしもその役割を十分に果たしうるものではなかった。その原因は複数を想定できるが、最も重要な原因は、「対立軸」とみなされてきたものの抽象度が低く、財務報告のあり方に関する IASB と企業会

計基準委員会（ASBJ）の基本的なスタンスにまで遡っていない点に求められる。かりに包括利益と当期純利益（純損益）を対立軸として IFRS と日本基準の違いを説明できるとしても、なぜ一方は包括利益を、他方は当期純利益（純損益）を支持しているのか、という問題は依然として open issue にとどまっている。親会社説と経済的単一体説の対立も同様である。つまりこれまで対立軸とみなされてきたものは、かりに会計処理の違いを説明できたとしても、対立軸そのものが何に由来して生じたものなのかについての説明を欠いている。

この問題を少し別の観点から再述する。会計基準の体系を支えている基礎概念は、抽象度の高いものから順に、例えば、以下の 1. から 6 までのような要素によって説明できる。基礎概念には階層性がみられるのであって、抽象的な理念を記述している上位の階層から、その理念を達成するための具体的な手段（環境制約を与件としたもの）を記述している下位の階層まで、多層構造を有しているとみるのである⁽¹⁶⁾。

1. どの主体を財務報告の主要な対象とみなすのか、それはなぜか
2. その主体は財務情報をどのような目的の達成手段として利用するのか
3. その主体は財務報告以外のチャネルからどのような情報を入手できる立場にあるのか
4. その主体はどのような意思決定モデルのインプットとして、財務情報をいかなる形で利用しようとしているのか。またどのような特徴を備えた財務情報が、上記した意思決定モデルのインプットとしてなぜ優れているのか
5. 上記の特徴を有する財務情報を得るためには、どのような基本原則にもとづく利益

計算が求められるのか

ここで 1. は、投資家だけを主たる利用者とみるのか、それともより広い利害関係者を投資家と同様に重視すべき利用者とみるのか、という類いの選択に対応している。サステナビリティに係る情報の要否に係る「温度差」も、この階層に属する問題といえそうである⁽¹⁷⁾。

次の 2. は、典型的には、投資家の意思決定に有用な情報の提供という目的と、契約当事者間の利害調整という目的のバランスをどう図るのか、に関する選択問題として現れる。さらには受託責任・会計責任の解除という目的をどう位置づけるのか、という観点が加えられることもある。便宜上、ここでは 1. と 2. を区分して記述したが、両者は相互に関連し合っており、これらふたつがともに最上位の基礎概念を構成している、と考えるのがよい。

続く 3. は、投資家が主としてフローの損益情報にもとづき企業価値を予測しようとしているのか、それともストック情報を重視しているのか、に関わる事実認識の問題である。いうまでもなく、多くの投資家が前者のモデルに依拠しているのであれば損益計算書が、後者のモデルに依拠しているのであれば貸借対照表が主たる財務諸表とみなされ、そうした違いはより具体的な会計処理の違いにも反映されることとなる。

これに次ぐ 4. には、これまで記述してきたスタンスのもとで行われる財務報告の基本方針とでもいうべき内容が含まれる。これまで対立軸と称してきた収益費用観と資産負債観の対立、主要な業績指標をめぐる包括利益と当期純利益（純損益）の対立、当期純利益の計算に際してリサイクリングの手続を求めるかどうかをめぐる対立、および連結基礎概念に係る親会社説と経済的単一体説をめぐる対立は、いずれ

もここに位置付けられよう。最後の 5.の要素となるのは、「原価－実現のフレームワーク」などを典型例とする、計算・開示に関わる基本原則である。

以上の説明は、4.に属する対立軸が、潜在的には、より上位の階層（1.から 3.まで）に属するさまざまな選択肢と結びつくことを意味している。もちろん、実際には、各階層の選択肢が独立に存在しているわけではなく、より上位の階層に関する選択は、下位の階層に関する選択を制約する。すべての階層に関して「自由な組み合わせ」が許されるわけではない。とはいえ、「対立軸」に関する選択が、自動的に、より上位の階層に関する「唯一の組み合わせ」としか整合しないわけでもない。そうであれば、例えば収益費用観と資産負債観の対立（すなわち 4.の階層に関する選択）だけに着目していたのでは、IFRS と日本基準のそれぞれを支える利益観の違いに関する全体像はみえてこない。全体像を可視化するためには、財務報告の目的に関わるより抽象的な議論と収益費用観と資産負債観とを適切に結び付ける必要がある。そのような視点の必要性が必ずしも共有されてこなかったこともまた、IFRS と日本基準の対立軸がみえてこなかった理由と考えられる。

(2) 今後どのような分析が求められるのか

上記のような現状認識のもとで、IFRS と日本基準の対立軸を見出すためには、階層構造をなす基礎概念を下位から上位へと遡り、どの階層から両者の考え方が分岐しているのかを確かめる必要がある。きわめて基本的な次元で（場合によっては最上位の階層から）考え方の違いが生じているのか、それともかなり下位の階層までは共通の思考に支えられているのかを確かめようというのである。それぞれの会計基準を支えている基礎概念や基本的な前提を

最上位の階層から順に辿っていき、最初に立場の違いが顕在化した階層に「最も基本的な考え方の違い」がみられるはずであり、それこそが IFRS と日本基準のそれぞれが踏襲している利益観の違いというものである。

ところで 1.から 5.までの多層構造を有するものとして先に記述した基礎概念・基本前提は、環境制約のもとで存在している。ここでいう環境制約とは、財務報告のあり方を直接的には規定しないが、そのあり方に間接的な影響を及ぼす要因を指す。具体的には、関連法制度のあり方や会計基準の開発プロセス（利害関係者間で望ましい基準に関する選好が分かれた場合の調整プロセス）、財務報告に係る様々な追加要請への配慮の程度（損益情報を重視する基本的な立場を損なわない範囲で、ストックの適正評価という要請に応えるのかなど）、さらには情報提供（投資家の意思決定に有用な情報の提供）という目的を与件としたうえで、投資家が会計以外のチャネルから情報を入手する可能性などを指す⁽¹⁸⁾。IFRS と日本基準の間で階層構造を有する基礎概念のどこに、なぜ違いが生じているのかを分析する際には、環境要因の影響を考慮しなければならない。

上記の環境要因が財務報告のあり方に及ぼす影響は複雑である。複数の環境要因が相互にどう関連し合っているのが解き明かされておらず、また個々の環境要因が会計基準の体系のどの階層にいかなる影響を及ぼしているのかも定かでないためである。加えて、財務情報を利用する主体の意思決定環境や意思決定モデルは直接的には観察できず、それを知るには何らかの代理指標を用いるしかない。これらの事実は、基礎概念の体系を解き明かすことの困難を示している。とはいえ、問題の構造さえ明らかであれば、丹念な事実の積み重ねによって基礎概念の体系は徐々に解明されるはずであ

る。いまを生きる研究者には、困難を恐れることなく、対立の根底にあるものの解明を目指すことが求められている。

IV おわりに

本稿の主題は、IFRS と日本基準のそれぞれを支えている基本思考の違いをどのような対立軸に求めることができるのか、であった。議論の端緒として、利益観の違いを端的に反映していると言われてきたいくつかの対立軸を取り上げたが、伝統的に参照されてきた対立軸はいずれも、IFRS と日本基準の違いをせいぜい部分的にしか説明できなかった。これに加え、伝統的に参照されてきた対立軸をめぐる議論では、その対立を財務報告に期待されている役割に関連づけて記述することに十分なリソースかが割かれていなかった。対立の記述にとどまっており、なぜそうした対立がそこに生じているのか、という視点を欠いていた。

財務業績に係る基本思考は、財務報告の目的や財務報告を取り巻く環境条件に依存しており、それらを反映したものとなっている。そうであれば、財務業績に係る基本思考の解明に際して何よりも求められるのは、上位の階層に属する基本的な前提などとの関連づけであろう。本稿は基礎概念の階層構造、およびそれを取り巻く環境要因の記述にとどまっており、本稿に貢献が認められるとすれば、それは分析上の枠組みを提供したことに求められる。一方、IFRS と日本基準の違いがどの階層に属する基礎概念（の違い）に由来するのか、また基礎概念の違いは環境要因の違いによって引き起こされたものなのか、などの解明には至っていない。これは本稿の限界である。

注

- (1) 主として IASB が抱えている問題点の析出という観点からこの問題に取り組んだ先駆的研究として辻山ほか〔2015〕を参照。また IASB 概念フレームワークが依拠している利益概念を考察した先行研究として浅見〔2021〕を参照。
- (2) 「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」を解説したものとして、斎藤他〔2005〕を参照。
- (3) 辻山〔2003〕、あるいは八重倉〔2003〕を参照。
- (4) 斉野〔2003〕などを参照。
- (5) 他方で、純損益に含める項目とその他の包括利益に含める項目の区分を、有用性の向上（その判断主体はボード・メンバー）という検証が困難な規準にもとづいて行うことで、両者の区分が恣意的なものとなるおそれも残されている。恣意的な区分が行われると、純損益に首尾一貫した性質を付与することが困難となる。つまり「有用性の向上」を期待する根拠が個別ケース毎に異なると、そのような判断を積み重ねた結果、純損益や関連する諸指標の有用性はかえって損なわれる恐れがある。こうした効果まで視野に収めると、現行の IASB 概念フレームワークは、純損益を重視しているとは必ずしも言い切れないこととなる。
- (6) 「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」は、包括利益と当期純利益の関係を記述するパラグラフにおいて、リサイクリングの手続が必要になることを明示している。
- (7) 「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」第 3 章「財務諸表の構成要素」第 10 項などを参照。
- (8) 本稿が取り扱うリサイクリングは、秋葉〔2022〕で論じられている狭義のリサイクリングである。広義のリサイクリングとの相違については同書 p.290 を参照。
- (9) 利益とキャッシュフローの総額における一致を重要とする日本の主張からは、permanent income の予測を通じた企業価値の評価を志向する基本姿勢を読み取ることができる。これに対し、明確な根拠を欠く場合にまでリサイクリングを要求すると、恣意的な操作が許容され、有用性が低下してしまうおそれがある、という点に還元できる IASB の主張は、多様な会計観と結びつくものとなっている。
- (10) いうまでもなく、親会社説と経済的単一体説はいずれも、連結基礎概念の代表例とみられている。
- (11) この問題を最も包括的に論じた先行研究として、川本〔2002〕を参照。
- (12) 先行研究を包括的にレビューしたものとして山下〔2017〕を参照。
- (13) なお包括利益については、同様の内訳区分は求められていない。少し長くなるが、その理由

を記している企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」第 27 項から第 29 項までを引用する。

27. 包括利益の計算は、当期純利益からの調整計算の形で示すこととしている。定義に従った計算過程とは異なるが、このような計算の表示の方が有用と考えられ、国際的な会計基準においても同様の方式が採られている。

28. 2010 年会計基準では、連結財務諸表における包括利益の計算の表示方法としては、次の 2 つの方法が考えられ、これらを比較検討した。

(1) 当期純利益（親会社株主に帰属する部分）に、親会社株主に係るその他の包括利益を加減して親会社株主に係る包括利益を計算し、これに非支配株主に係る包括利益を加減する方法

(2) 少数株主損益調整前当期純利益に、その他の包括利益（親会社株主に係る部分と非支配株主に係る部分の合計）を加減する方法

29. 前項の(1)の表示方法は、当期純利益（親会社株主に帰属する部分）の計算との連携がより明確であることや、連結株主資本等変動計算書や連結貸借対照表の数値との関連づけがしやすいといった利点がある。一方、(2)の表示方法は、包括利益に至る過程が明瞭であることや、その他の包括利益の内訳の表示について国際的な会計基準とのコンバージェンスを図ることができるといった利点がある。

両者を比較検討した結果、包括利益の表示を導入する目的（第 21 項参照）との関連性からは、(2)の利点の方がより重要と考えられることから、(2)の表示方法を採用することとした。(1)の表示方法は、その他の包括利益の各内訳項目を親会社株主に係る部分と非支配株主に係る部分とに区分するため、(2)の表示方法よりも情報量は多くなるが、その内訳に関する情報は、基本的には連結株主資本等変動計算書から入手可能でもあるため、包括利益への調整の形で表示する必要性は低いと判断した。

(14) 関連規定は以下の通りである。

28. 子会社株式（子会社出資金を含む。以下同じ。）を追加取得した場合には、追加取得した株式（出資金を含む。以下同じ。）に対応する持分を非支配株主持分から減額し、追加取得により増加した親会社の持分（以下「追加取得持分」という。）を追加投資額と相殺消去する。追加取得持分と追加投資額との間に生じた差額は、資本剰余金とする（注 8）。

29. 子会社株式を一部売却した場合（親会社と子会社の支配関係が継続している場合に限る。）には、売却した株式に対応する持分を親会社の持分から減額し、非支配株主持分を増額する。売却による親会社の持分の減少額（以下「売却

持分」という。）と売却価額との間に生じた差額は、資本剰余金とする（注 9）。

なお、子会社株式の売却等により被投資会社が子会社及び関連会社に該当しなくなった場合には、連結財務諸表上、残存する当該被投資会社に対する投資は、個別貸借対照表上の帳簿価額をもって評価する。

30. 子会社の時価発行増資等に伴い、親会社の払込額と親会社の持分の増減額との間に差額が生じた場合（親会社と子会社の支配関係が継続している場合に限る。）には、当該差額を資本剰余金とする（注 9）。

(15) 「連結財務諸表の表示に関する会計基準」第 51-2 項は、親会社説と整合的な損益処理（のれんの計上を含む）ではなく、経済的単一体説と整合的な剰余金処理を採用した直接的な理由として「実務上の問題を最も簡潔に解決するため」を指摘している。そこでは、『平成 21 年論点整理』へのコメントや当委員会の審議においては、国際的な会計基準と同様に会計処理を行うことにより、比較可能性の向上を図るべし、という見解がみられたものの、日本では引き続き親会社株主の視点から連結財務諸表を作成することが求められている、と説明している。

(16) 米山他 [2023]、第 5 章などを参照。

(17) 共通支配下の企業結合（BCUCC: Business Combination Under Common Control）において、非支配株主の情報要請をどれだけ尊重するのかに関する見解の相違も、この階層に属する基礎概念に影響を及ぼす。IASB [2020] を参照。

(18) かりに企業価値の予測に資する情報が会計以外のチャンネルから十分には得られない状況であれば、期待の次元にとどまる情報を財務報告に含めることに寛容なスタンスがとられる可能性がある。他方で、会計以外のチャンネルから将来予測に係る情報を十分に入手できるのであれば、会計は、事実裏付けられた実績値の開示という役割に専心することが可能となる。そこでは、たとえ将来予測に役立つ可能性があっても、期待から事実へと転化したとはいえない成果に関する情報の提供は差し控えられることとなる。

参考文献

秋葉 [2022] 秋葉賢一『エッセンシャル IFRS（第 7 版）』中央経済社

浅見 [2021] 浅見裕子『会計利益の基礎概念』中央経済社

川本 [2002] 川本淳『連結会計基準論』森山書店

企業会計基準委員会 [2004] 「討議資料 財務会計の

- 概念フレームワーク」
- 斎藤他 [2005] 斎藤静樹編著『詳解 討議資料 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社
- 斉野 [2003] 斉野純子「財務業績報告をめぐる2つのアプローチ」『企業会計』55(1):2003.1
- 辻山 [2003] 辻山栄子「業績報告をめぐる国際的動向と会計研究の課題」『會計』163(2): pp.63-80
- 辻山他 [2015] 辻山栄子編著『IFRSの会計思考－過去・現在そして未来への展望－』中央経済社
- 徳賀 [2002] 徳賀芳弘「会計における利益観」斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』第5章, 中央経済社
- 山下 [2017] 山下奨「日本基準における異なる連結基礎概念と整合的な会計処理等の混在」跡見学園女子大学マネジメント学部紀要 24:pp.73-92
- 山下 [2022] 山下奨「IAS 第19号におけるノンリサイクリング処理のルーツと意味」『産業経理』82(1):2022.4, pp.71-80
- 八重倉 [2003] 八重倉孝「IASB『業績報告プロジェクト』の問題点」『JICPA ジャーナル』571: pp.33-36.
- 米山他 [2023] 米山正樹・秋葉賢一・浅見裕子『投資のリスクからの解放－純利益の特性を記述する概念の役割と限界－』中央経済社
- IASB [2018] Conceptual Framework for Financial Reporting, International Accounting Standards Board
- IASB [2020] IFRS® Standards Discussion Paper DP/2020/2, “Business Combinations under Common Control,” International Accounting Standards Board

財務業績の表示および開示 —IFRS 第 18 号を中心に—

辻 野 幸 子
中央大学

要 旨

2024 年 4 月、国際会計基準審議会（IASB）は、基本財務諸表プロジェクトの成果として IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」を公表した。

本稿では、まず、業績報告に関する最近の国際的な動向について概観するため、IFRS 第 18 号の業績報告に関する主な改訂点として、①純損益計算書の構成（小計および区分）、②情報のグルーピング（集約と分解）、③経営者が定義した業績指標（Management-defined performance measures, MPM）の 3 つを取り上げ、それぞれの改訂の背景と主な改訂内容について確認する。

次に、これらの改訂がどのような会計思考に基づいて行われたのかについて整理する。具体的には、①の純損益計算書の構成については、営業区分がなぜデフォルトの区分として間接的に定義されたのか、IFRS 第 18 号においては、恒常的（持続的）な利益に関する情報提供についてどのように考えているのか、日本基準との比較においてなぜ特別損益区分を設けないのか、一方でなぜ非継続事業を独立した区分として要求しているのか、持分法適用投資から生じる収益および費用は、なぜ投資区分に含めることとされたのか、について取り上げる。また、②の情報のグルーピングについては、「有用な体系化された要約」という概念を導入したのはなぜか、「財務諸表に関する概念フレームワーク」における基本的な質的特性との関係について取り上げる。最後に、③の MPM については、どのような目的で会計基準に取り込まれることとなったのかについて取り上げる。

I はじめに

2024 年 4 月、国際会計基準審議会（以下、「IASB」という）は、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示および開示」を公表した。これは、IASB が財務報告におけるコミュニケーションの改善の一環として 2015 年から取組んできた基本財務諸表プロジェクト（IASB[2019b], para.BC4-5）の成果として公表されたものである。このプロジェクトは、基本財務諸表、中でも財務業績の報告について改善することを目的としており、IFRS 会計基準のステークホルダー、特に財務諸表利用者からの強い要望を受けて開始されたものである。

IFRS 第 18 号による財務業績の報告に関する現行実務からの主な改訂点としては、ステークホルダーから改善が強く要望されていた以下の 3 点が挙げられる。

- 純損益計算書の構成（区分および小計）
- 情報のグルーピング（集約および分解）
- 経営者が定義した業績指標（MPM）

本稿では、上記 3 つの改訂内容を中心に、財務業績の表示および開示をめぐる最近の動向と議論について概観するとともに、現在の日本基準との比較も念頭に、IFRS 第 18 号の改訂がどのような会計思考に基づいて行われたのかについて確認したい。

II IFRS 第 18 号の財務業績に関する主な改訂点の概要

1. 純損益計算書の構成（区分および小計）

(1) 改訂の背景

IAS 第 1 号「財務諸表の表示」においては、純損益計算書において「純損益」を表示することが求められている（IAS1, para.81A）が、そ

れ以外の小計については具体的に定められておらず、企業の財務業績の理解への関連性がある場合に、適宜追加表示することとされている（IAS1, para.85）。このため、同じ業種に属する企業であっても、表示される小計が企業により異なっていたり、同じ名称の小計であっても算定方法が不統一であったりすることから、企業間比較が困難な状況にあることが指摘されていた（IASB [2019b], para.BC6(a), BC7）。

また、持分法で会計処理されている関連会社および共同支配企業の純損益に対する持分相当額についても、IAS 第 1 号において独立して表示することが求められている（IAS1, para.82(c)）ものの、その記載場所が規定されていないことから、実務上、著しい不統一⁽¹⁾が観察されていた。

(2) IFRS 第 18 号による主な改訂内容

上記問題点に対応し、純損益計算書の企業間の比較可能性の向上に資するため、純損益計算書上の収益および費用を「営業」「投資」「財務」の 3 つの区分（「法人所得税」および「非継続事業」を加えて合計で 5 つの区分）に分類（IFRS18, para.47）したうえで、以下の 2 つの小計を表示する（IFRS18, para.69）ことが定められた。

- 「営業損益」：営業区分に含まれる収益および費用の小計
- 「財務および法人所得税前損益」：上記の営業損益に、投資区分に含まれる収益および費用を加えた小計

3 つの区分に分類される収益および費用は、表 1 のとおりである。各区分を定めたことに伴い、実務において著しい多様性が見られていた「持分法で会計処理されている関連会社および共同支配企業の純損益に対する持分相当額」については、すべて投資区分に含められること

となった。

ここで特徴的なのは、営業区分が他の区分に含まれないすべての収益および費用が属する区分、すなわちデフォルトの区分として定義づ

けられている点である。この点については、本稿の III「IFRS 第 18 号の背景にある会計思考」で取り上げる。

表 1 「営業」「投資」「財務」区分に含まれる収益および費用

営業区分	他の区分に含まれないすべての収益および費用（変動性の高いものや通例でないものも含まれる。）
投資区分	・ 関連会社、共同支配企業および非連結子会社に対する投資からの収益および費用 ・ 現金および現金同等物からの収益および費用 ・ 個別にかつ企業の他の資源とは概ね独立してリターンを生み出すその他の資産からの収益および費用
財務区分	・ 資金調達のみを伴う取引から生じる負債からの収益および費用 ・ 上記以外の負債（例：リース負債、確定給付年金負債等）からの利息収益および利息費用並びに金利変動からの収益および費用

（IFRS18, para.52, 53, 59-61 に基づき作成）

なお、企業の中には、「資産への投資」または「顧客へのファイナンスの提供」を主要な事業活動としているものもある（例：保険会社や銀行等）。このような企業の収益および費用を表 1 の区分方法に従って分類すると、企業の主要な事業活動からの収益および費用も投資または財務区分に含まれることとなり、当該企業の主要な事業活動を忠実に表現しない結果となる。そのため、「資産への投資」または「顧客へのファイナンスの提供」が当該企業の主要な事業活動である場合には、表 1 の区分方法によらず、特定の収益および費用を営業区分に分類することを要求する追加の規定が設けられている（IFRS18, para.49-51, 55-58, 65-66）。

2. 情報のグルーピング（集約および分解）

（1）改訂の背景

実務上、基本財務諸表^②および注記における情報の分解が適切になされておらず、財務諸表利用者が関連性のある情報を見つけることが容易でない場合がある。例えば、多額の費用が「その他」として注記で開示されているもの

の、それがどのような項目で構成されているかに関する十分な情報が提供されていないような例が見られる（IFRS18, para.BC3(b)）。反対に、情報が必要以上の詳細さにより開示される場合には、情報量が多すぎることとなり、重要性のある情報が覆い隠される懸念が生じる（（IASB [2019b], para.BC24）。また、多くの企業は、恒常的（持続的）な利益に関する情報を提供するため、通例でない費用等について開示しているが、その情報の提供方法に著しい多様性が見られる（IASB [2019b], para.BC9-10）。

（2）IFRS 第 18 号による主な改訂内容

主に、企業間および同一企業内の時系列での比較可能性を高めるため、いくつかの改訂が行われた。

①基本財務諸表と注記の役割

重要性のある情報を財務諸表の「どこ」に、すなわち、財務諸表本体と注記のいずれで表示または開示するかの決定に資するため、基本財務諸表と注記の役割が表 2 のように定められ

た。また、この判断規準として「有用な体系化された要約」という概念（後述）が導入された。

表 2 基本財務諸表と注記の役割

基本財務諸表	報告企業の認識された資産、負債、資本、収益、費用およびキャッシュ・フローに関する「有用な体系化された要約」の提供
注記	財務諸表利用者が基本財務諸表上の科目を理解できるようにするために必要な重要性のある情報および基本財務諸表を補足し財務諸表の目的を達成するために必要な追加的な重要性のある情報の提供

(IFRS18, para.16-17 に基づき作成)

②集約および分解の原則

項目は共有している特徴に基づき分類・集約し、共有していない特徴に基づき分解する、という原則を明確化した (IFRS18, para.41)。また、項目の特徴を忠実に表現する名称を付して記述する必要があること、「その他」という名称を用いる際の留意点などが明確化された (IFRS18, para.B24-B26)。

③営業費用の分析

IAS 第 1 号では、純損益に含まれる費用をその性質別と機能別のうち信頼性が高く関連性がより高い情報を提供する方を用いて表示することとされていた (IAS1, para.99) が、IFRS 第 18 号においては、営業費用は、「性質別」、「機能別」、または一部機能別・その他は性質別という「混合方式」のいずれか、最も有用な体系化された要約を提供する方法で分類し表示することとされている (IFRS18, para.78)。財務諸表本体の話であるため、ここでも「有用な体系化された要約」という判断規準 (表 2 参照) が用いられている。なお、機能別に分類した項目を表示している場合は、単一の注記で減価償却費や従業員給付など 5 項目について一定の開示を行うことが求められる (IFRS18, para.83)。

3. 経営者が定義した業績指標 (MPM)

(1) 改訂の背景

多くの企業は、投資家とのコミュニケーションにおいて、EBIT や事業利益等、経営者が定義した業績指標（「代替的業績指標」または「Non-GAAP 指標」等と呼ばれる）を開示している。これらは、企業業績の分解や企業の将来の業績予測に有用と考えられる一方で、その定義やなぜその指標が用いられているかの説明がないことも多く、かつ財務諸表の外で提供されていることから保証の対象となっていない等、情報の質に関する懸念があった (IFRS18, para.BC3(c); IASB [2019b], para.BC6(c), BC11)。

(2) IFRS 第 18 号による主な改訂内容

経営者が定義した業績指標（以下、MPM）に関する情報の透明性、信頼性を高めるとともに、同一企業内の時系列での比較可能性を高めるため、MPM の定義および注記において開示すべき事項が定められた (表 3)。このように注記に含められることにより、今後 MPM に関する開示は、監査対象に含まれることとなる。

なお、表 3 に記載のとおり、MPM は「収益および費用の小計」と定義されている。収益または費用のみの合計や、資産・負債・資本またはこれらの組合せ、財務比率、流動性、キャッ

シュ・フローの指標等は、MPM に該当しない 点に留意する必要がある。

表 3 MPMの定義と注記

MPMの定義	以下のすべてを満たす収益および費用の合計 ・財務諸表の外で、一般とのコミュニケーションにおいて使用されている。 ・財務諸表の利用者に企業全体の財務業績の一側面についての経営者の見方を伝えるものである。 ・IFRS第18号第118項において、MPMではない収益および費用の小計として列挙されておらず、IFRS会計基準において表示または開示が要求されていない。
MPMの注記	注記において開示すべき事項には、以下が含まれる。 ・他の企業と必ずしも比較可能でない旨 ・MPMにより伝達される財務業績の一側面についての記述（MPMが有用な情報を提供すると経営者が考える理由を含む） ・MPMの計算方法 ・直接的に比較可能な所定の合計または小計との調整表（法人所得税および非支配持分への影響を含む） ・変更等の影響の説明、理由、遡及して修正再表示した比較情報

（IFRS18, para.117, 121-124 に基づき作成）

Ⅲ IFRS 第 18 号の背景にある会計思考

1. 純損益計算書の構成

(1) 日本基準との相違点

表 4 は、財務業績の報告書の構成に関し、

IFRS 第 18 号と日本基準との主な相違点についてまとめたものである。また、図 1 は、表 4 における相違点が財務業績の報告書のどのあたりと関係しているかを簡素化して図示したものである。

表 4 財務業績の報告書の構成にかかる IFRS 第 18 号と日本基準の主な相違点（1）

	IFRS第18号	日本基準
1 段階損益の表示	従来は、純損益のみが求められており、段階損益は関連性があると判断する場合に任意に追加。IFRS第18号により、純損益に加えて、営業損益と財務および法人所得税前損益の2つの小計を表示することが定められた。	営業損益計算、経常損益計算および純損益計算の区分を設けることとされており、売上総利益、営業利益、経常利益、税引前当期純利益、当期純利益の表示が求められる。
2 営業区分の位置付け	営業区分はデフォルトの区分とされており、変動性の高いものや通例でない収益および費用も営業区分に含まれる。	左記のような考え方は採用されていない。営業利益は、売上高から売上原価を控除した売上総利益から、販売費及び一般管理費を控除して算定する。
3 特別損益	異常項目を区分して表示することはできない。	特別損益は他の損益と区分して表示する。
4 非継続事業	非継続事業を継続事業と区分して表示する。	左記のような定めはない。
5 費用の内訳表示	営業費用の分析方法として、機能別、性質別またはその両方の混合方式のうち、最も有用な体系化された要約を提供する方法を選択する。	費用の内訳は、原則として機能別に表示する。

（IAS 第 1 号，IFRS 第 18 号，「企業会計原則」およびあずさ監査法人編〔2024〕p.71 に基づき作成）

図1 財務業績の報告書の構成にかかる IFRS 第18号と日本基準の主な相違点(2)

IFRS会計基準 (IFRS第18号)	日本基準
営業収益	売上高
営業費用	売上原価
5 (機能別、性質別または両者の混合方式により表示)	1 売上総利益
1,2 営業利益	販売費及び一般管理費
投資区分に含まれる収益及び費用	1,2 営業利益
1 財務及び法人所得税前利益	営業外収益及び営業外費用
財務区分に含まれる収益及び費用	1 経常利益
法人所得税前利益	3 特別利益及び特別損失
法人所得税費用	1 税引前当期純利益
継続事業からの純利益	法人所得税費用
4 非継続事業からの純損失	1 当期純利益
1 純利益	

左横に記載の数字は、表4「財務業績の報告書の構成にかかるIFRS第18号と日本基準の主な相違点(1)」の項目番号を示している。

(IFRS 第18号および「企業会計原則」に基づき簡素化して作成)

ここでは特に、図1の「営業利益」に注目したい。形式上は、IFRS 第18号と日本基準のいずれにおいても「営業利益」が表示されており、位置も同様の場所にあるように見える。しかし、両者の内容は大きく異なっている。

日本基準の営業利益は、企業の営業活動から生じる費用および収益から算定される金額であり、売上高から売上原価を控除し、さらに販売費及び一般管理費を控除した金額として算定される。そして、この営業利益から営業外収益と営業外費用を控除することにより経常利益が算定される。すなわち、日本基準の利益は、「上から下へ」と定義されている(図1右の矢印参照)と言えるであろう。

これに対してIFRS 第18号の営業利益は、定義上は「下から上へ」と定義されていると考えられる(図1左の矢印参照)。まず、資産負債アプローチのもと、資産と負債の変動から所有者としての立場での所有者との取引による資本の変動を除いたものが「包括利益」として

算定され、そこから各IFRS会計基準書で特定されている「その他の包括利益」を除いた残余のものが「純損益」として算定される。その残余として算定された「純損益」から、さらに純損益の部または純損益計算書の他の区分に含まれる収益および費用を除いたものが「営業利益」として算定される。したがって、IFRS 第18号の営業利益には、変動性の高いものや通例でない収益および費用も含まれる。

では、このような観察可能な相違は、どのような考え方の違いから来ているのであろうか。

(2) 営業区分は、なぜデフォルトの区分とされたのか

営業区分をどのように定義するかについては、大きく2つの考え方に分類することができるであろう。1つは、「営業区分は直接的に定義すべき」とする考え方であり、もう1つは「営業区分は、デフォルトの区分として間接的に定義すべき」とする考え方である。

日本基準は、上記のうち前者の考え方に基づいていると考えられる。この考え方は、営業損益の表示に関して、恒常的（持続的）な利益の表示に焦点を当てているものと考えられる。この考え方によれば、営業損益の有用性は、「営業損益を表示する目的が明確であることによって担保される」（ASBJ [2020], 5 項）であり、「営業損益が単に残余として定義されるならば、営業損益に含まれる項目に共通する性質は、他の各区分の定義を満たさないものということのみとなる。」（ASBJ [2020], 5 項）。

他方、IFRS 会計基準は、恒常的な利益に関する情報提供の重要性は理解しつつも、純損益計算書の表示区分の決定に際しては、まず、企業が行う活動の種類（営業、投資、財務）に注目^③し、その活動の忠実な表現となっているかという点に焦点を当てていると考えられる。IASB の見解によれば、企業の「営業」には、主要な事業活動のほか、収益を直接的には生み出さなくても企業の営業の過程で行われる活動であるその他の補助的な活動が含まれ、純損益に含められたすべての収益および費用は、他の区分に属するものを除き、企業の営業活動から生じるものと解される。IASB は、企業の営業には、変動性がつきものであり、変動性が高いまたは通例でないという理由で収益および費用を営業区分から除外することは、企業の営業の成果を忠実に表現することにはならないとしている（IFRS18, para.BC89）。

（3）IASB は、恒常的（持続的）な利益について、どのように考えているか

営業区分をデフォルトの区分とする場合、変動性の高いものや通例でない収益および費用も営業区分に含まれる。しかし、財務諸表利用者の観点からは、企業の業績の将来予測に資するため、恒常的（持続的）な利益とそうでない

利益を識別したいというニーズがある。

IASB は、恒常的な利益に関する情報提供も、財務諸表利用者にとって有用であると考えており、公開草案では、営業区分をデフォルトの区分とすることで企業の営業活動について忠実な表現を行いつつ、通例でない収益および費用を注記で開示するように求める（IASB [2019a], para.100-102）ことで恒常的な利益に関する情報提供を行うことを指向していた。

しかし、このうち、通例でない収益および費用の開示に関する提案は取下げとなった。通例でない収益および費用の定義についてステークホルダーのコンセンサスが得られず、定義がない中で開示情報を著しく改善するような開示要求事項を特定することは困難であると結論づけられたためである（IFRS18, para.BC 407-412）。ただし、通例でない収益および費用に関する情報が有用であるという IASB の見解に変更はなく、IASB は、この点に関し、IFRS 第 18 号の他の定め（例えば、性質が類似していない項目は分解する、項目にはその性質を忠実に表現する名称を付す等の定め）により改善が期待できると説明している（IFRS18, para. BC413）。

（4）異常項目の表示は、なぜ禁止されるのか

IAS 第 1 号は、純損益計算書上での異常項目の表示を明示的に禁止していた（IAS1, para. 87）。IFRS 第 18 号には、異常項目の表示に関する言及はない。ただし、純損益計算書におけるすべての収益および費用は、前述のとおり 5 つの区分のいずれかに分類されるため、異常損益を独立の区分として表示することは認められない。

IFRS 第 18 号における異常項目の表示の取扱い、営業区分と同じく「企業活動の種類に

焦点」,「企業活動の忠実な表現」という考え方と整合している。IASB の見解によれば,異常項目として扱われる項目も,企業が直面する通常の事業リスクから生じるものであり (IAS1, para.BC63), 変動性が高いまたは通例でないという理由でこれらの収益および費用を除外することは,恣意性が介入するおそれもあり,企業の活動による成果を忠実に表現しないこととなる (IFRS18, para.BC89)。この点,IASB は,純損益計算書の表示を決定するのは,事象の頻度ではなく取引またはその他の事象の性質または機能である,と説明している (IAS1, para.BC63)。

(5) 非継続事業は,なぜ区分表示が求められるのか

IFRS 第 18 号では,非継続事業を独立の区分として表示することとしている。これに関し,事業の処分も企業の通常の営業の一環として発生しうのではないかと,したがって,「企業活動の種類に焦点」,「企業活動の忠実な表現」という考え方に基づくのであれば,非継続事業にかかる収益および費用も営業区分に含めるという考え方はないのか,という疑問が生じることも考えられる。

IASB が,非継続事業について独立の区分としているのは,IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産および非継続事業」の要求事項をそのまま取り入れたためとされている (IASB [2019b], para.BC13(a))。この背景には,基本財務諸表プロジェクトにおいて,セグメント報告や非継続事業の表示を再検討すると,プロジェクトの範囲を著しく拡大することとなり,純損益計算書の改善を遅らせる可能性があるとの判断があったとされている (IASB [2019b], para.BC13(a))。

(6) 持分法適用投資から生じる収益および費用は,なぜ投資区分に含められることになったのか

持分法で会計処理される関連会社および共同支配企業の純損益に対する企業の持分相当額の表示場所について著しい多様性が見られたことから,それを純損益計算書のどこに表示すべきかについて検討する過程で,IASB は,持分法適用投資が,企業の主要な事業活動との関係性において,以下の 2 つに大別されるとの理解に至った (IASB [2019b], para.BC78)。

- 企業の主要な事業活動と「不可分」,すなわち,企業の他の資源と密接に関連しないとは言えず,企業の営業活動の一部を構成するもの
- 企業の主要な事業活動と「不可分ではない」,すなわち,企業の他の資源とは密接に関連しないもの

これを踏まえ,IASB は,公開草案において,企業の主要な事業活動と不可分のものについては営業区分の下に独立した区分を設けて営業損益との小計を表示し,企業の主要な事業活動と不可分でないものについては投資区分に含めることを提案した (IASB [2019a], para. 45, 47(a), 60(b))。IASB は,このように整理することにより,集約と分解の原則に従い,特徴が共有されていない項目を分解し,企業の持分法適用投資についての忠実な表現を指向したものと考えられる。しかし,公開草案に対するコメントにおいては,多くの財務諸表利用者がこのような分解は有用な情報の提供につながらないと回答した。また,区分方法が明確でなく主観が入るおそれもあることから,複雑性や多様性,ひいては日和見的な適用につながりかねない等の実務上の懸念も寄せられた (IFRS 18, para.BC117)。これらのフィードバックを検討した結果,持分法適用投資を「不可分」な

ものと「不可分でない」ものに区分するという提案は取下げとなった。

では、持分法で会計処理される関連会社および共同支配企業の純損益に対する企業の持分相当額は、どの区分に表示することが適切なのか。

ASBJ [2020] 24 項は、「我々は、「重要な影響力 (significant influence)」又は「共同支配 (joint control)」は偶然得られるものではなく、明示的な意思決定により獲得するものであるため、ほとんどの持分法投資は企業の事業活動と不可分であると考えており、仮に不可分でないものがあっても、それは稀であると考えている。」としている⁽⁴⁾⁽⁵⁾。このように、持分法適用投資のほとんどが企業の主要な事業活動と不可分である場合には、営業区分がデフォルトの区分であることも踏まえ、すべてを営業区分に含めることが考えられる。しかし、財務諸表利用者は、持分法で会計処理されるこれら企業の業績を企業の営業活動とは区別して分析しており、これらを「営業」区分に含めるべきではないと主張していた⁽⁶⁾(IFRS18, para. BC114)。そのため、持分法適用投資からの収益および費用を営業区分に含めるという選択肢は却下された。

また、「関連会社および共同支配企業」という独立した区分を設ける案については、純損益計算書の構成に複雑性を生じさせることとなるため、採用されなかった (IFRS18, para. BC118)。

以上より、持分法適用投資から生じるすべての収益および費用は、投資区分に含められることとなった。

2. 情報のグルーピング

(1) 「有用な体系化された要約」という概念の導入

IFRS 第 18 号においては、重要性のある情

報を基本財務諸表と注記のいずれに含めるべきかの判断に資するための規準として、「有用な体系化された要約」という概念が導入された。これは、報告企業の認識された資産、負債、資本、収益、費用およびキャッシュ・フローについて、以下の 3 点に関して有用な、体系化された要約のことをいう (IFRS18, Appendix A)。

- 企業の資産、負債、資本、収益、費用およびキャッシュ・フローについての理解可能な概観を得ること
- 企業間比較および同一企業内での時系列での比較を行うこと
- 財務諸表利用者が追加的な情報を注記において求めたいと考える可能性のある項目または領域を識別すること

上記のうち 1 つ目の「理解可能な概観」は、「財務報告に関する概念フレームワーク（以下、概念フレームワーク）」第 2 章「有用な財務情報の質的特性」における補強的な質的特性の 1 つである「理解可能性」(CF, para.2.34-2.36) に由来する。企業が収益および費用項目を財務諸表上の科目として過度に細分化して表示してしまうと、財務諸表利用者が企業の収益および費用について理解することが難しくなるおそれがあることから、重要性のある情報のすべてが基本財務諸表に表示されるわけではないことを明確化するために含められたものと説明されている (IFRS18, BC54)。また、2 つ目の企業間および同一企業内での時系列での比較可能性も理解可能性と同様、補強的な質的特性の 1 つである (CF, para.2.24-2.29)。このように、有用な体系化された要約に含まれる個々の考え方は、IFRS 会計基準において従来から用いられてきた概念であり、特に新しいものではない。しかし、上記 3 つの要素をまとめて 1 つの判断規準としたという意味で新しい概念の導入と言えるであろう。

IFRS 第 18 号の結論の根拠においては、どのような情報が理解可能な概観となるかは、企業の事実および状況によると説明されている (IFRS18, BC54)。しかし、有用な体系化された要約となるためには、企業間の比較可能性も考慮する必要がある。したがって、実務上は両者のバランスをどのように考えるのか、高度な判断の行使が必要となることも考えられる。

「有用な体系化された要約」は、重要性のある情報を財務諸表本体と注記のどちらに表示または開示するか判断の判断規準として用いられる。IASB は、これにより、実務上の不統一を削減し、比較可能性を向上させることで投資家の意思決定に有用な情報を提供することを指向したものと考えられる。

(2) 「有用な体系化された要約」と基本的な質的特性の関係

IFRS 第 18 号において、「有用な体系化された要約」は、以下のような判断を行う際の規準として用いられる。

- 重要性のある情報を基本財務諸表に表示するか注記で開示するか
- IFRS 会計基準で求められている科目または小計以外の科目または小計を追加的に表示するか否か
- 営業費用の分析を、性質別、機能別あるいはそれら両方の組合せである混合方式のいずれで表示するか

IAS 第 1 号においては、基本財務諸表と注記の役割は定められていなかったものの、上記箇条書きの 2 つ目と 3 つ目の判断に際しては、いずれも概念フレームワークの第 2 章「有用な財務情報の質的特性」における基本的な質的特性の 1 つである「関連性 (relevance)」(CF, para. 2.6-2.10) の有無が判断規準となっていた。IFRS 第 18 号の開発に際して、これらはなぜ「有用

な体系化された要約」という判断規準に変更されたのであろうか。その理由は、概念フレームワークにおいて「重要性は、関連性の企業固有の一側面」と記述されている (CF, para.2.11) ことに関係している。IFRS 第 18 号において、上記判断規準が「関連性」から「有用な体系化された要約」に変更されたのは、「関連性」を判断規準とする場合、すべての重要性がある情報（すなわち、関連性のある情報）をもれなく基本財務諸表に含めなければならないように誤解されるおそれがあったためとされている (IASB [2020], p.15 footnote 4)。

IFRS 第 18 号においても、IAS 第 1 号と同様、表示および開示の目的は、財務諸表利用者に企業の資産、負債、資本、収益および費用を忠実に表現する関連性のある情報を提供することである点に変更はない (IFRS18, para.1)。基本財務諸表において有用な体系化された要約を示し、注記において基本財務諸表に表示された各科目の内容を理解可能とし、かつ基本財務諸表を補完するような重要性のある情報を提供することで、1 組の完全な財務諸表において関連性のある忠実な表現という目的を達成することを指向したものと考えられる。

(3) 営業費用の分析

IFRS 第 18 号においては、営業費用は、「性質別」、「機能別」および両者を組み合わせた「混合方式」のいずれか、最も有用な体系化された要約を提供する方法で表示することとされており、IAS 第 1 号と比較して「混合方式」による表示という選択肢を追加する結果となっている。項目の表示方法に関して複数の選択肢が認められる場合には、企業間の比較可能性が低減するおそれがある。それにも関わらず IFRS 第 18 号が営業費用の表示方法として複数の選択肢を認めることとしたのはなぜであろうか。

①性質別と機能別

IFRS 会計基準では、従来から純損益に含まれる費用について、性質別と機能別のうちいずれか信頼性が高く関連性がより高い情報を提供の方を用いて表示することとされていた (IAS1, para.99)。IAS 第 1 号の結論の根拠には、このように 2 つの表示方法を認めた理由についての説明はない。しかし、IFRS 第 18 号の結論の根拠においては、性質および機能の特徴に基づき費用を表示することは、いずれも財務諸表利用者に対する情報の有用性を改善すると説明されている (IFRS18, para.BC247)。

- 性質別：企業の営業費用の要素を分析し、将来期間における費用を予測することに役立つ
- 機能別：マージンを含むいくつかの業績指標の算定を容易にする

また、IFRS 会計基準の概念フレームワーク第 7 章においては、財務諸表において情報を効果的に伝達するためには、企業の状況を忠実に表現する関連性のある情報を提供するための「柔軟性」と企業間及び時系列での「比較可能性」の間のバランスが必要であり、標準化された記述よりも企業固有の情報の方が有用であること等が説明されている (CF, para.7.4, 7.6 (a))。さらに、情報の分類は共通した特徴に基づき行うこととされており、そのような特徴として項目の性質や企業の事業活動における役割 (機能) 等が例示されている (CF, para.7.7)。IFRS 会計基準が性質別または機能別の選択肢を認めているのは、それぞれの方法による利点や概念フレームワークの考え方にに基づき、営業費用の分析に資する情報提供に一定の柔軟性を持たせているものと考えられる。

②混合方式が認められた理由

営業費用を混合方式で表示することについて

て、財務諸表利用者からは、企業間の比較可能性を困難にする可能性があるとの意見が聞かれており (IFRS18, para.BC250)、公開草案においては性質別または機能別のいずれかを用いて営業費用を表示すること (すなわち、混合方式は認められないこと) が提案されていた。それにも関わらず IASB が IFRS 第 18 号において混合方式を認めることとしたのは、公開草案に対するコメントとしてステークホルダーから以下のような懸念が表明されたためである (IFRS18, para.BC251)。

- 混合方式を禁止することは、企業が純損益計算書において有用な情報を表示することを妨げることにつながる。
 - 企業が 2 種類の主要な事業活動を有しており、一方について性質別に表示し、もう一方について機能別に表示することが、最も有用な情報を提供することとなるケースも考えられる。
 - 混合方式を認めない場合、有形固定資産について重大な減損を認識した場合であっても、機能別表示を選択している場合には減損損失を個別に表示することができない。
 - 営業費用の中には、例えばのれんの減損のように、当該費用を恣意的でない方法以外の方法により各機能に配分することが難しい場合も考えられる。そのような場合には性質別の分類が要求されることになる。
- 混合方式を禁止することは、純損益計算書に表示すべき科目に関する IAS 第 1 号の要求事項を引き継ぐとする IASB の決定と不整合である。当該表示すべき科目の中には性質別に分類されたものが含まれており、企業が機能別表示を選択している場合は、混合方式を採用する結果となる。

なお、複数の選択肢を許容することによる比較可能性の低減への懸念については、比較可能性を強化するための追加的な適用指針を規定することで対応が図られている（IFRS18, para. B82-83, BC252）。

3. 経営者が定義した業績指標（MPM）に関する要求事項を定めた目的

IFRS 第 18 号で特徴的なのは、Non-GAAP 指標という企業が財務諸表の外で一般とのコミュニケーションにおいて用いている指標の一部について、会計基準の中で MPM と定義し、かつ注記において記載すべき事項を定めた点である。日本基準においても米国会計基準においても、Non-GAAP 指標に関する定めはない（中條 [2024], p.46）。

企業が社内でモニタリングしている指標や目標を定めている指標は、財務諸表利用者による企業の現在の業績の理解と、将来の業績予測に役立つ可能性がある。一方で、II「IFRS 第 18 号の財務業績に関する主な改訂点の概要」に示したとおり、これらの指標については、その情報の質について懸念が表明されていた。

MPM に関する情報は、サステナビリティ関連財務情報と同様、財務諸表利用者の意思決定に資する情報である点に鑑み、以下の目的を達成するために会計基準において要求事項として定められたものと考えられる。

- MPM に関する情報の透明性の向上
従来は指標に関する十分な説明が不足していたが、今後は、その算定方法や意義、IFRS 会計基準で表示することが求められる小計または合計との調整表等、MPM を理解するために必要と考えられる情報を定められた場所を参照することで入手可能となる。

- MPM に関する情報の信頼性の向上
従来は企業が公表した指標であり、第三者保証を受けたものではなかったが、今後は注記に含まれることで監査対象に含まれることとなる。
- 同一企業内での時系列での比較可能性の向上
同じ企業が公表している同じ名称の指標であっても、年度により算定方法が変わっている可能性もある。今後は、MPM の変更や追加、中止等について特定の注記が求められるため、時系列での比較可能性が向上すると考えられる。

IV まとめ

本稿では、IFRS 第 18 号を中心として、最近の財務業績の報告に関する動向とその根底にある考え方を整理した。

純損益計算書の構成に関する改訂は、主に企業間の比較可能性を高めるためのものであり、営業区分をデフォルトの区分として間接的に定義したことが特徴的である。これは、企業の活動の種類という観点から企業活動を忠実に表現することを指向したものであり、純損益計算書に含まれるすべての収益および費用は、他の区分に含まれるべきものを除き、すべて企業の営業から生じるという見解に基づいている。

情報のグルーピングに関しては、主に企業間及び同一企業内の時系列での比較可能性を高めるための改訂が行われた。今後、企業は明確化された集約と分解の原則やガイダンスに従い、表示および開示を行うこととなる。情報を財務諸表本体に表示するか、表示する場合どの程度の粒度とするか、の判断規準として「有用な体系化された要約」という概念が導入された。基本財務諸表上の情報が「有用な体系化さ

れた要約」となるためには、企業の事実および状況による「理解可能な概観」に加え企業間の「比較可能性」も考慮する必要があるため、両者のバランスに注意した判断が必要となる。

IFRS 第 18 号では、MPM の定義と開示要求事項が定められた。企業が財務諸表の外で一般とのコミュニケーションにおいて用いてきた指標の一部について、制度による規制ではなく、会計基準の中で要求事項を定めた点で特徴的である。MPM に関する要求事項は、主に、情報の透明性、信頼性を高めることで MPM の情報の質を高めるとともに、同一企業内の比較可能性を高めることを目的としている。企業間の比較可能性については、企業が独自に定めて用いる指標であるという性質上、必須のものではないとも考えられるが、MPM の注記において調整表を示すことが求められていることから、例えば、同業他社で類似の MPM が公表されており、それぞれが営業利益と MPM との調整表を開示しているような場合には、それらを検討することにより企業間での比較も現行実務と比べてある程度行いやすくなる可能性がある (IASB [2019b], para.BC169)。

なお、営業区分をデフォルトの区分とする場合には、当該区分に通例でない収益および費用も含まれることから、企業間の比較可能性や当該企業の将来の業績予測に資するためには、通例でない収益および費用に関する情報を合わせて提供することが重要であると考えられる。しかし、この点については「III IFRS 第 18 号の背景にある会計思考」の 1. (3) に示した理由により基準化が見送られている。IASB は IFRS 第 18 号の他の規定により当該情報提供に関して改善が期待されるとしているものの、直接的な開示要求がない中で、他の規定により比較可能性・将来の業績予測に資するような十分な情報提供が行われることとなるかについ

ては、今後の実務動向に注目する必要があると考えられる。

注

- (1) 持分法で会計処理されている関連会社および共同支配企業の純損益に対する持分相当額を「営業損益」に含めている企業もあれば、「営業損益」のすぐ下に表示している企業もあり、また「法人所得税」の下に表示している企業もある (IASB [2019b], para.BC8)。
- (2) 「基本財務諸表」とは、財務業績の計算書、財政状態計算書、持分変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書をいう (IFRS18, Appendix A)。
- (3) この点、木村 [2024] においては、「IFRS 第 18 号による区分は、利益を生み出す活動のちがいに着目したものであり、(中略) 日本式の損益計算書では、持続的利益としての「経常利益」と一時的利益としての「特別損益」が区分されている。」と説明されている。
- (4) 米山 [2021], pp.616-617 における「不可分ではない関連会社および共同支配企業」に関する考察も参照されたい。
- (5) IFRS18, BC113 によれば、企業が関連会社や共同支配企業を通じて事業を行うことが一般的である法域や業界もある、とされている。
- (6) IFRS18, BC114 によれば、財務諸表利用者が、企業の主要な事業活動と不可分か否かに関わらず、持分法適用投資からの収益および費用を営業区分に含めるべきではないとしたのは、以下の理由による。
 - ・持分法は、財務諸表利用者が通常区別して分析する収益および費用（財務費用および法人所得税）を含んでいる。
 - ・それらの収益および費用を営業区分に分類することは、利用者の営業マージンの分析を混乱させる。
 - ・企業は関連会社および共同支配企業の活動を支配していない。

参考文献

- 浅見裕子 [2022] 「IASB 概念フレームワークと基本財務諸表プロジェクトにおける利益概念」、『会計』, 201(6), 543-554 頁
- あずさ監査法人編 [2024] 「詳細解説 IFRS 実務適用ガイドブック第 3 版」, 中央経済社
- 木村晃久 [2024] 「損益計算書の区分表示の意義」, 『企業会計』, 76(9), 39-44 頁
- 中條祐介 [2023] 「Non-GAAP 指標開示の論理と財務会計の機能の拡張」, 『会計』, 203(1), 39-52 頁

中條祐介 [2024] 「Non-GAAP 指標の用途の多様化と新たな課題」, 『企業会計』, 76(9), 45-50 頁

米山正樹 [2021] 「業績報告に係る分析視座－公開草案「全般的な表示及び開示」を手がかりとして－」, 『會計』, 199(6), 606-620 頁

IASB [2020] 公開草案 (ED/2019/7) 「全般的な表示及び開示」に対するコメント (2020 年 9 月 25 日)

IASB “Primary Financial Statements” The IFRS Foundation

<https://www.ifrs.org/projects/completed-projects/2024/primary-financial-statements/#project-history> (最終参照 2024 年 9 月 1 日)

IASB [2018] Agenda ref 21A Staff Paper *primary financial statements, Project overview*.

IASB [2019a] Exposure Draft ED/2019/7 *General Presentation and Disclosures*.

IASB [2019b] Exposure Draft ED/2019/7 *Basis for Conclusions on General Presentation and Disclosures*.

IASB [2020] Agenda ref 21B Staff Paper *Feedback summary – Subtotals and categories – general model*.

IASB [2021] Agenda ref 21A Staff Paper *Primary Financial Statements, Principles of aggregation*

and disaggregation and roles of the primary financial statements and the notes.

IASB [2024a] IFRS 18 *Presentation and Disclosure in Financial Statements*.

IASB [2024b] *Basis for conclusion on IFRS 18 Presentation and Disclosure in Financial Statements*.

(付記) 本稿は、国際会計研究学会第 41 回研究大会での統一論題における報告内容をまとめたものである。座長の齋藤真哉先生（横浜国立大学名誉教授）、報告者の米山正樹先生（東京大学）、久持英司先生（青山学院大学）、櫛部幸子先生（大阪学院大学）、大会準備委員長の川村義則先生（早稲田大学）には、多くの有益なコメント・ご助言をいただいた。ここに記して心よりお礼申し上げる。

財務業績の計算と表示・開示

—財務業績に影響するサステナビリティ情報開示—

久持英司
青山学院大学

要 旨

サステナビリティ情報は財務業績の数値そのものを構成するとはいえない。しかし財務業績との結合性を明確に示したうえで開示することにより、サステナビリティ情報は投資家にとって有用な情報になる。

情報の結合性は、(1) サステナビリティ関連のリスクと機会に関する数値、(2) サステナビリティ情報による測定者の財務数値の見積りへの影響、(3) サステナビリティ情報による投資家の企業評価への影響、の 3 つに分類することができる。

(1) では、サステナビリティ情報は財務業績との加法性が重要となる。(2) のようなサステナビリティ情報は、財務業績を算定する際に用いる見積りや将来予測、たとえば割引現在価値の算定に用いる各数値を求める場合など、測定者の主観的な判断が関わる際に、これら数値の算定に影響を与えることがある。また財務諸表において開示される情報はいわば過去情報であるが、投資家は(3)の観点からサステナビリティ情報を用いて、投資に対する期待とのずれの程度を確認し、かつ、企業の将来の利益の予測に役立てることもできる。

本稿ではまず、ISSB によるサステナビリティ開示基準が作成されるまでの経緯と、その概要についてまとめた。次に、サステナビリティ情報を財務諸表本体に開示する際には、第一の課題として加法性、第二の課題として、企業等がどの社会にとってのどの価値を求めるのに資する情報を提供すべきかという点がある。ここで、これらの課題を、従来の会計理論等に基づいた考え方においてはどのように解決を図ったかに関連づけて議論を進めていく。

一方で、サステナビリティ情報を財務業績として財務諸表本体に記載するためには、どのような方法があるかについても検討した。こうした方法は制度化するには難しい点もあるが、そのような実用性からは離れた上で考える。

I はじめに

本稿⁽¹⁾の、統一論題「業績報告の国際的動向」の中における位置づけは、国際的および各国における主要なサステナビリティ情報開示基準の整理と、サステナビリティ情報と財務業績との総合的な開示方法の理論面での検討である。かつては社会関連情報、具体的には環境情報、人的資源情報、社会責任情報などの測定と報告に関しては、一部の研究者により熱心に議論され、また意識の高い一部の企業からは任意の情報開示がなされてきたが、社会や基準設定機関等からの注目度の上がり下がりという波を強く受けることもあり⁽²⁾、これまで必ずしも会計領域のメインストリームの一局面としては扱われていたわけではなかったといわざるをえない。しかし地球環境問題、貧困問題および人権問題等、数々の社会的かつグローバルな課題への取組みが避けられないことがほぼ明確となった1990年代後半より、サステナビリティやCSR (Corporate Social Responsibility; 企業の社会的責任)、さらに今世紀に入ってからSDGs (Sustainable Development Goals; 持続可能な開発目標) に関わる情報に対する重要性が大きく高まり、制度化への動きが強力に加速しているところである⁽³⁾。

サステナビリティ情報は現在、狭義での財務業績の数値そのものを構成するとはいえない。実際、かつて環境情報および社会関連情報などの開示が学問上、議論されていた際にも、これらの情報は加法的でない、すなわち互いの数値を加減算できず、仕訳の対象ともならないため財務会計が取り扱う範囲のものではなく、数値を表示する統計⁽⁴⁾にすぎない、との議論も一方ではなされていた。しかし、財務業績との結合性、いわばつながりを明確に示したうえで開示することにより、サステナビリティ情報は投資

家にとって企業価値を評価するにあたり、有用な情報になるといえよう。

この意味での情報の結合性（統合あるいはつながり）は、(1) サステナビリティ情報に係わるリスクと機会に関する財務数値、(2) サステナビリティ情報による測定者の財務数値の見積りへの影響、(3) サステナビリティ情報による投資家の企業価値評価への影響、の3つに分類することができる。

(1) では、サステナビリティ情報は財務業績との加減算が可能な情報となっている。本稿では統一論題の趣旨に沿って、この観点からの検討を後半で行っている。サステナビリティ情報を財務業績として、突き詰めて言えばサステナビリティ情報を財務諸表本体、換言すれば計算書本体、に記載するということがここでの論点となる。仮に財務諸表本体に計上せず、注記等に記載するだけならば、利用者の見方によっては「サステナビリティ情報は存在しない」も同然と見られなくもない。一方でこれらは見積りというよりも、むしろ推定や企業独自の判断を強く取り込んだ情報であるため、信頼性および客観性が劣る情報という評価も下せる。

一方、(2) のようなサステナビリティ情報は、財務業績を算定する際に用いる見積りや将来予測、たとえば割引現在価値の算定に用いる各数値を求める場合など、測定者の主観的な判断に関わる際に、これら数値の算定に影響を与えることがある。

また、財務業績には企業の会計期間のフローとしての情報と、会計期間末のストック情報とがあり、財務諸表において開示されるこれらの情報はいわば過去情報であるが、投資家は(3)の観点からサステナビリティ情報を用いて、投資に対する期待とのずれの程度を確認し、かつ、企業の将来の利益や将来キャッシュ・フローの予測に役立てることもできる。

前述したように、本稿の後半は(1)に基づいて行うことになるが、統一論題のいま一つの趣旨として、サステナビリティ情報の国際的動向について明らかにする、という点がある。そこで次節では、(2)および(3)に関わるサステナビリティ情報、すなわち現行の開示基準の動向について整理していく。

II サステナビリティ情報の開示基準等の経緯

本節では、国家・法域を越えて適用することが可能な、民間の主要な国際的組織によるサステナビリティ基準の開示基準について見ていく。

これら民間の主要な国際的組織、いわゆる「ビッグ・ファイブ」と呼ばれていた5つの組織とは、順不同に、IIRC (International Integrated Reporting Council: 国際統合報告評議会)、SASB (Sustainability Accounting Standards Board: 米国サステナビリティ会計基準審議会)⁵⁾、GRI (Global Reporting Initiative: グローバル・レポーティング・イニシアティブ)、TCFD (Task Force on Climate-related Financial Disclosures: 気候関連財務情報開示タスクフォース) および CDSB (Climate Disclosure Standards Board: 気候変動開示基準委員会) である。これらの組織からは、それぞれ開示基準等が公表され⁶⁾アルファベットによる略称の乱立からか「アルファベット・スープ」状態にあるとも揶揄されてきた。こうした流れを受けて、これら開示基準の事実上の統一化への流れの一環として、2021年10月から11月にかけて英国グラスゴーで開催されたCOP26 (United Nations Climate Conference of Parties UK 26: 国連気候変動枠組み条約第26回締約国会議) において、IFRS (International Financial

Reporting Standards: 国際財務報告基準) 財団のもとにISSB (国際サステナビリティ基準審議会) を設立することが宣言された。

これを受けて、翌年2022年1月にはISSBとCDSBが統合し、同年7月にはISSBがVRFと統合した。2023年6月にはISSBがIFRSサステナビリティ開示基準 (IFRS Sustainability Disclosure Standard) としてIFRS S1『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する一般的要求事項』 (General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information) およびIFRS S2『気候関連開示』 (Climate-related Disclosures) を公表した。翌7月にはIFRS S1とIFRS S2をIOSCO (International Organization of Security Commissions: 証券監督者国際機構) が承認し、2024年1月以降より開始する上場企業の年次報告書からIFRS S1およびIFRS S2の適用が可能となった。2023年10月にはTCFDが解散を決定し、IFRS財団に引継ぎを依頼している。

一方、日本では2021年6月に東京証券取引所、コーポレートガバナンス・コードを改訂し、補充原則3-1③において、プライム市場企業に対し、気候変動に係るリスクや機会に関してTCFDまたは同等の枠組みに基づく開示を要請することとなった。また翌年2022年7月には、前年のISSB設立を受けて、日本のサステナビリティ開示基準設定主体として、FASF (Financial Accounting Standards Foundation: 財務会計基準機構) 内にSSBJ (Sustainability Standards Board of Japan: サステナビリティ基準委員会) を設置している。そして2024年3月にSSBJは、サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案『サステナビリティ開示基準の適用 (案)』、サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号『一般開示基準 (案)』

およびサステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号『気候関連開示基準（案）』を公表し、7月末までにコメントを募集したのである⁽⁷⁾。

諸外国でも、法律上の裏付けを有する、いわゆるハードローとしての開示基準を定める動きがみられる。主要な各国のものとして次のようなものがある。まずEU（European Union: 欧州連合）では、2023年1月からEU指令としてのCSRD（Corporate Sustainability Reporting Directive: 企業サステナビリティ報告指令）を発動させている。CSRD自体は環境権、社会権、人権およびガイダンス要因などの報告を義務づける指令であるが、この指令に従って、ESRS（European Sustainability Reporting Standards: 欧州サステナビリティ報告基準）が2024年1月より従業員500名以上の上場企業等に適用され、引き続き、中小規模の上場企業およびEU域外の企業にも適用される予定である⁽⁸⁾。ここでサステナビリティ情報とは具体的に、気候変動、生物多様性、従業員、消費者などと事業活動に関連する内容を指す。

米国では、2020年にSEC（Securities and Exchange Commission: 証券取引委員会）が上場企業に対して人的資本の情報開示を義務付け、その後、2024年3月にはSEC規則『投資家のための気候関連情報開示の推進及び標準化』（The Enhancement and Standardization of Climate-related Disclosures for Investors）を公表し、早ければ2025年より、温室効果ガス排出量情報の開示、算定方法の開示、温室効果ガス排出量に対する取締役会等の関わり方の開示および温室効果ガスに対するリスク管理についての情報開示を段階的に求めることとなっていたが、現在では執行が停止されている⁽⁹⁾。

英国については、2021年1月1日より開始

する年度からFRC（Financial Reporting Council: 財務報告評議会）により、プレミアム市場に上場している企業について、TCFDが『最終報告書』で定めた提言に従った気候変動情報の開示を義務付けている。また翌年2022年1月1日移行開始の年度からはスタンダード市場の上場企業にも同様に適用を始めている。

最後に日本では、2023年1月開示府令（「企業内容等の開示に関する内閣府令」）が改正され、2023年3月期より、有価証券報告書において「サステナビリティに関する考え方及び取組」等について開示することとなった。この内容については後述する。またSSBJによる開示基準についても、エンドースされれば、法的な裏付けを得たものとなる⁽¹⁰⁾。

Ⅲ IFRS S1, IFRS S2の概要と日本の有価証券化証券報告書における開示との関係

本節では、ISSBによるIFRS S1およびIFRS S2についてまず概観し、次にこれと類似する形で2023年3月期からの日本の有価証券報告書等に対して適用している、開示府令における規定との関係について述べる。

ISSBが2023年6月に公表したIFRS S1は、まず、概念上必要とされる基盤、いわばフレームワークを4点提示している。その4点とは、

(1) 公正な開示（IFRS S1, pars.10-16）、(2) 重要性（IFRS S1, pars.17-19）、(3) 報告主体が財務諸表と同じであること（IFRS S1, par. 20⁽¹¹⁾）、(4) 情報の結合性（IFRS S1, pars.21-24）、である。その上で、サステナビリティ関連のリスク（マイナス面）および機会（プラス面）に関する情報の開示を要求している。その内容は、TCFDによる2017年の『最終報告書』で提言された4分類のコア・コンテンツ、すな

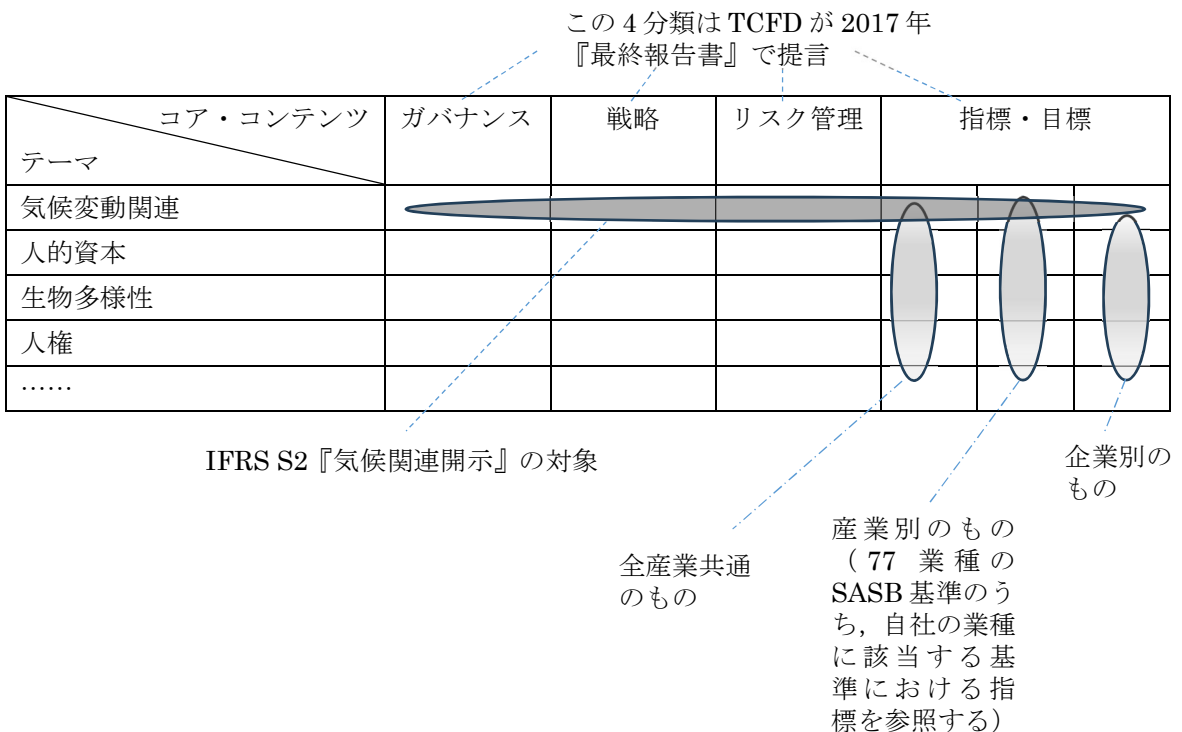
わちガバナンス（IFRS S1, pars.26-27）、戦略（IFRS S1, pars.28-42）、リスク管理（IFRS S1, pars.43-44）、指標・目標（IFRS S1, pars.45-53）に分かれている。そして以降は、IFRS S2 が示す気候変動関連情報のように、テーマごとに開示を行うことを求める、という形になっている。テーマごとの開示基準については、現在は IFRS S2 しか公表されていないが、引き続き、人的資本、生物多様性および人権などのテーマ別の開示基準が作成される予定である。

IFRS S1 が示したコア・コンテンツおよび IFRS S2 以降のテーマとの関係を図示したものが下記の図 1 である。

なお、指標・目標の項目については、IFRS S2 のパラグラフ 28 に従い、全産業共通の指標・

目標、産業別の指標・目標および企業別の指標・目標に分割して図示している。IFRS S1 によると、該当する IFRS サステナビリティ開示基準が求める指標、および各社が目標を達成するためなどに当たって設定した指標を開示すること（IFRS S1, par.46; par.56）とし、もし該当する IFRS サステナビリティ開示基準に言及がない場合には、SASB 基準における指標などを利用する（IFRS S1, par.47; par.58）と述べている。統一論題報告の時点では IFRS S2 以降の IFRS サステナビリティ開示基準が作成されていなかったが、IFRS S2 の気候変動関連以外のテーマであっても、IFRS S2 と同様の形で開示が要求されると考えられるため、図 1 のように作成した。

図 1：IFRS S1 および S2 以降の開示基準との関係



（出典：筆者作成）

図 1 に示したように、IFRS S1 におけるコア・コンテンツは、TCFD が『最終報告書』で提言した 4 つのコア・コンテンツと同様であるが、これら 4 つのコア・コンテンツの開示内容とその関係は次のようになる。

まずガバナンスに関する開示とは、自社（財務諸表上の連結グループとして⁽¹²⁾）における各種のサステナビリティ関連のリスクと機会の管理やモニタリング等の態勢の充実を図るための、社内ガバナンスの状況や手続等と、その中における経営陣の役割について報告することを指す。

次に戦略に関する開示とは、自社にとって影響を与えかねないサステナビリティ関連のリスクと機会の内容、サステナビリティ関連のリスクと機会が自社のビジネスモデルやバリューチェーンに与える影響の内容、サステナビリティ関連のリスクと機会が自社の戦略と意思決定に与える影響、サステナビリティ関連のリスクと機会が自社の財政状態・経営成績・キャッシュフローに与える影響、サステナビリティ関連のリスクへの自社の対処能力（レジリエンス）について明らかにすることをいう。コア・コンテンツの名称としては「戦略」であるが、開示の内容は、外的要因としてのサステナビリティ関連のリスクと機会を把握し、それらが自社の営業活動等にもたらす影響はいかほどかを理解していることをも明らかにすることを求めている、サステナビリティ関連のリスクと機会に対応するための前提となる資料等を自社が手に入れているかということがここでの開示の焦点になるといえる。

リスク管理に関する開示とは、サステナビリティ関連のリスクと機会の識別、評価、順位付けし、監視するための自社の仕組みや方針を明らかにし、これらの仕組みなどが自社の全社的リスク管理とどのように統合されているかを

示すことになる。

最後に指標・目標に関する開示では、自社のサステナビリティ関連のリスクと機会に関わる、実績としての目標達成度合いや進捗度合いについて指標を通して明示することになる。

これらのコア・コンテンツに関する情報の開示内容を検討すると、開示の順に、サステナビリティ関連の各テーマにおけるリスクを低減し、かつ機会を増大させていくプロセスを、より具体化していくような順序となっているといえる。またこれらの情報を開示することそれ自体にも意義はあるが、そればかりではなく、開示情報を情報利用者によって他社と比較されるようになることから、自社が各種のサステナビリティ関連のリスクの低減に対処し機会の増大を図っていることを、情報利用者、すなわち投資家を始めとするステークホルダーに明らかにすることを通じて、他社よりも高い評価をステークホルダーから得られるようにするためには、上記の各種プロセスをより向上させるという動機づけや推進力にもなると考えられる。

注 12 でも述べたように、サステナビリティ情報は一般目的財務報告の中で開示するが、開示の箇所としては、財務報告の中のマネジメント・コメンタリー等に記載すると IFRS S1 では表現している（IFRS S1, par.61）。一方、日本の開示制度では、まだ IFRS S1 や IFRS S2 に関する言及はないが、2023 年 1 月改正の開示府令において、有価証券報告書⁽¹³⁾の第二「事業等の状況」のうちの「サステナビリティに関する考え方及び取組」の箇所において、ほぼ同様の内容を開示することが求められるようになっている。開示府令によれば、「ガバナンス」と「リスク管理」に関する開示は必須であるが、「戦略」と「指標及び⁽¹⁴⁾目標」に関する開示は重要なものについて記載することになる、とし

ている。ただし、開示府令独自の特徴として、人的資本および人的多様性については、「戦略」と「指標及び目標」についても開示することを求めている、とりわけ人的多様性の戦略に関しては「人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針（例えば、人材の採用及び維持並びに従業員の安全及び健康に関する方針等）」（開示府令第二号様式(30-2)c(a)）を記載すること、とかなり細かな規定となっている。また「サステナビリティに関する考え方及び取組」の箇所ではなく、同じ「事業等の状況」における「従業員の状況」の箇所ではあるが、ここには、管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率、労働者の男女の賃金の差異など、いわゆる「女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）に基づく一般事業主行動計画等に関する省令」の規定からの影響を受けた指標の記載が求められている点も、日本の開示府令でのサステナビリティ情報開示の特徴といえよう⁽¹⁵⁾。

IV サステナビリティ情報の開示方法の検討

ここまではサステナビリティ情報開示の制度に関する局面について主に論じてきた。本節では実用的な観点からはやや離れた上で、サステナビリティ情報と財務業績との総合的な開示方法について、理論的に検討したい。

ここではまず、サステナビリティ情報は企業等の組織の財務業績⁽¹⁶⁾に影響を与える、または組織の財務業績に影響を与えることはないとはいえない、という意識もしくは信念が共有されていることを前提としておく。すなわち、サステナビリティに関連するコストが多く、財務業績としての利益がコストをかけなかった場

合と比べて悪化しているにもかかわらず、同社の株価などの評価が上昇する可能性がある、ということである。その上で、サステナビリティ情報を財務諸表本体に記載する方法はあるか、ということについて考えてみる。

議論の関係上、これに正対する考え方に基づいて検討をはじめめる。財務諸表本体に計上されている数値のみで企業等の組織の業績を捉える、という限りにおいては、仮にサステナビリティ情報を財務諸表の本体に記載せず、注記等に開示するだけであるならば、そのようなサステナビリティ情報は事実上「存在しない」も同然、ということになってしまう。これまで制度化されない限り、サステナビリティ情報が財務諸表本体に計上（量的な意味での重要性がある場合を除き）なされず、注記をはじめ財務諸表外情報において定性的情報としてしか開示されてこなかったのは、「財務諸表本体の情報」と「財務諸表本体の情報および定性的情報」には事実上、情報利用者からの捉えられ方に違いがまったくなかったからではないか、と考えられる。この観点を敷衍すれば、注記等にしかサステナビリティ情報が開示されないとするならば、財務諸表本体に記載された情報よりも重要性や蓋然性が劣る情報であるとも捉えられるため、結局、そのような重要性等の劣るサステナビリティ情報は不要であり、サステナビリティ情報を当該企業や組織が開示を（さらにはサステナビリティへの対応を）しようとしまいと、情報利用者にとっての価値はまったく変わらない、という極論も成り立ちうる。

それでは、「価値のある」組織とは何であろうか。それは、存在しないよりも、存在するほうが、「社会」⁽¹⁷⁾にとって望ましい組織である、といえる。このような組織を存在もしくは存続させるためには、組織の存在や存続にとって必要なものを、「社会」が組織に提供する必要が

ある。このような必要物、つまり資源は具体的には、いわゆるヒト、モノ、カネ、情報、知識、空間、時間等となる。そこで、社会が組織に提供した資源以上の戻りや報償⁽¹⁸⁾が得られるはずである、という意図が存在することが「当該組織には価値がある」ことの本質であるといえよう。したがって資源提供者は、現に存在する⁽¹⁹⁾組織に対しては、「価値」があるのかどうかを知りたいと考えるのである。各々の資源提供者には、提供できる資源に限度や希少性があるのが通常のため、資源提供者にとっては、それぞれの組織の「価値」の比較が必要となる。そこで、比較に利用するための資料として、計算書が必要となるのである。

計算書本体に、本来定性的である情報を記載するためには、2つの課題がある。第一に、加法性の問題である。情報は、数値化および同じ単位を使用しなければ、加算や減算をすることができない。第二の課題は、組織は、どの「社会」にとっての「価値」を求めるのに資する情報を提供すべきか、決定をしなければならない、ということである。

先に第二の課題について検討する。従来の会計理論に基づいた考え方を、たとえば ISSB などが採用しているが、そこでは「社会」を、投

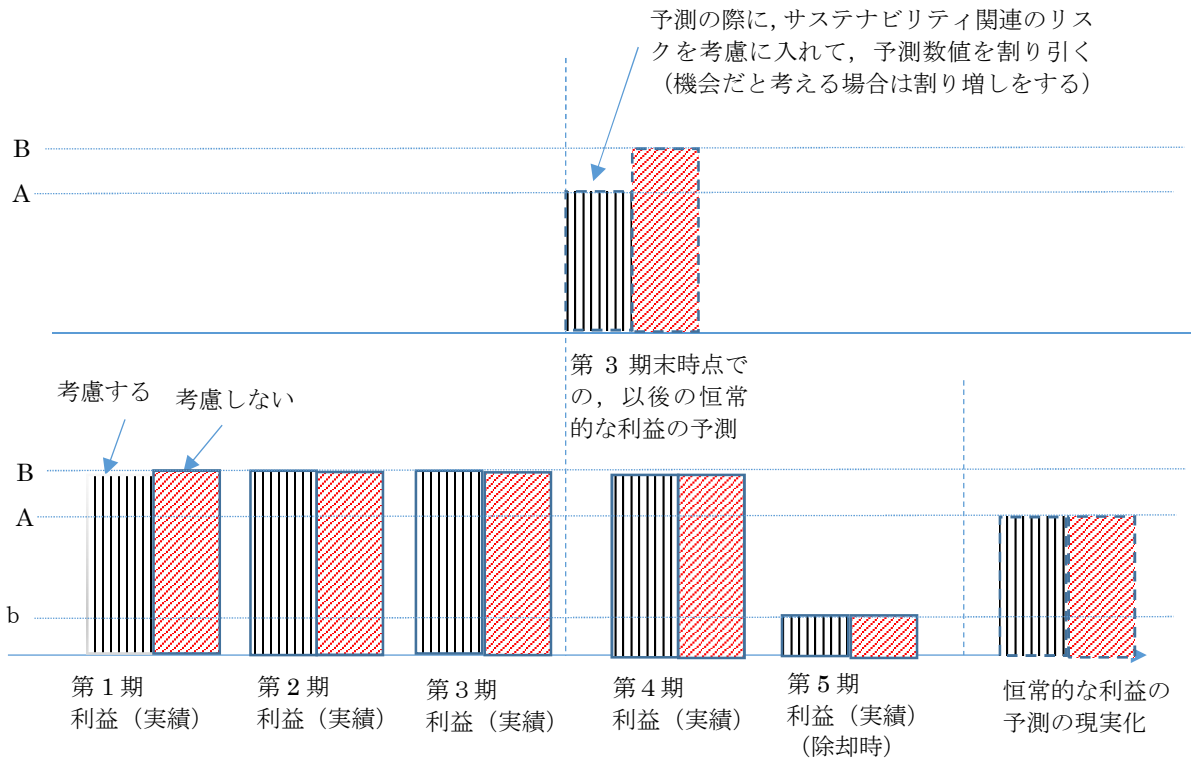
資家を中心としたものであると規定し、「価値」および財務業績は、株式時価総額や恒常的な利益数値などをもって、組織の「価値」としている。

また前者の加法性に関する問題であるが、現行の開示基準におけるサステナビリティ情報は財務諸表本体と同じ金額表示とはしておらず、加算や減算の実施は放棄する道を選っている。その代わりに、注記等において開示、もしくは統合報告書等、別の報告書に開示することで、サステナビリティ情報を考慮に入れて、財務諸表本体から得られる財務業績（恒常的な利益）の予測の際に各情報利用者が適用する将来のキャッシュフロー、割引率および予測年数などを変更させることになる。

現行の開示基準は、この両者の方法によって、定量的な財務数値と、定性的なサステナビリティ情報という、性質の異なる情報の結合性の無さへの解決を図ったものといえる。

この場合、サステナビリティ情報が財務業績（恒常的な利益）の予測に影響を与える過程について、サステナビリティ情報を財務諸表本体に反映させることが可能ではないので、次の図2のようになるであろう。

図 2：サステナビリティ情報を財務諸表本体に反映させるのが不可能な場合における利益の推移と予測



(出典：筆者作成)

図 2 の「考慮する」側（縦線の枠）も「考慮しない」側（斜め線の枠）も、ともに同じ財務業績を有しているものとする。両者ともたとえば推定的債務としての有形固定資産に対する環境負債が存在するが、現行の制度では財務諸表本体に計上しないため、第 1 期から第 4 期までは財務諸表本体に何ら影響はなく、当該資産の除却時たる 5 期目にまとめて除却費用を財務諸表本体に記載することになる。A、B および b はそれぞれ数値を表し、 $0 < b < A < B$ とする。図の下半分が、各期における両者の利益の実績値である。

ここで、第 3 期末時点で、それ以後の年度において発生する恒常的な利益（平均的な利益）を予測したのが、図 2 の上半分の箇所である。サステナビリティ情報を「考慮する」情報利用

者の側は、財務諸表本体ではないにしろ、開示されているサステナビリティ情報を考慮に入れて、サステナビリティ関連のリスクに対する自身の判断に基づき、予測数値を B から A に割り引く。逆にサステナビリティ関連の機会であると考えた場合には、逆に予測数値を割り増しをする。

一方、「考慮しない」側の情報利用者は、過去 3 期の実績の平均が B であったことから、以後の平均的な利益、すなわち恒常的な利益も B であると予測すると考えられる。

第 5 期目には除却費用が反映され両者の利益の実績値は b となるため、第 5 期末を終えた段階での両者の 5 期通算の平均的な利益は仮に A だったとしよう。このときは、過去の実績値の平均であるから「考慮する」側も「考慮し

ない」側も変わりはない。しかし「考慮する」側にとっては、第 3 期末時点での予測値は A であったため、(ほかの点についての予測の外れもなかったとして) 第 3 期の予測値は実績を予測できたが、「考慮しない」側は第 3 期末時点での予測値は B であったので、実績をマイナス方向にミスをした予測を行ったことになる。

このような結果を考慮に入れると、注記や財務諸表外情報としての定性的情報たる(現行の)サステナビリティ情報に重きを置かない情報利用者にとっては、財務報告は財務業績の予測に有用でない、という判断を下しかねない。そのためには、前述した 2 点の課題(加法性の課題、およびどの社会にとって価値を求めるのに資する情報を提供すべきか)について、他の解決法を考えねばなるまい。

まず加法性の問題については、サステナビリティ情報の内容たる ESG (Environment, Social, Governance: 環境, 社会, ガバナンス) 活動について、支出したコストおよび得られた効果を金額表示し、単位を統一すれば、財務諸表本体に記載することは可能である。また、ESG 活動に関して支出したコストは、その効果が得られる期間にわたって繰り延べることになる。ESG 活動に関する効果は、通常の設定投資資産と同様に、経営者の判断、いわばマネジメント・アプローチにより、効果を得られると考えられる期間にわたって計上することになる。そして ESG 活動によって得られる効果は、プラス面ばかりではなく、当該活動を実施しなかった場合において被ったであろう、顕現したリスクの回避(つまりマイナス面の減少)の推定額も含まれることになる⁽²⁰⁾。

1970 年代よりなされてきた多くの提案や議論は、既存の財務諸表(計算書本体)および会計理論を、部分的にもしくは全体的に再構築するものであった⁽²¹⁾が、現在、企業が自社の ESG

活動から得られると推定する効果を、財務情報として各社それぞれに財務諸表外で開示しているという現行の実務からすると、従来の財務諸表数値と、財務諸表外の財務数値を合算するという流れのほうが、企業活動に関する情報を一括して総合的に開示するという意味でスムーズかも知れない。

第二の課題については、財務業績を、恒常的な利益もしくは将来的な利益と本稿では捉えている以上、主要な利用者は資源提供者のうち、投資家であると考えざるを得ない。しかし、金額の使用は単に単位を統一して加法性を維持するために導入された解決法であるため、「社会」とは、必ずしも投資家のみを指すわけではない。そのため、サステナビリティ情報の報告対象は、資源を提供する消費者、市民社会および従業員等も含めることができるといえる。したがって、資源提供者全般にとっての「価値」を求めるのに資する情報を、財務諸表本体に記載したサステナビリティ情報は提供することになるであろう。

V おわりに

最後に、サステナビリティ情報の開示に関する今後の方向性について 2 点指摘する。

まず各種のサステナビリティ情報の開示基準については、現在、ISSB による開示基準の下に整理されつつあるが、今後も、たとえば自然資本に関する TNFD (Taskforce on Nature-related Financial Disclosures: 自然関連財務情報開示タスクフォース) など、領域ごとに新たな開示基準設定機関と基準および提言等が作成され、これらを TCFD や SASB の同様の形で ISSB の開示基準にすべて取り込めるかが課題となる。

また、サステナビリティ情報と財務業績との

総合的な開示という課題に関しては、自社が行っている取組みについて、どのように財務業績に結びつくかという、いわば「ストーリー」の明確化と伝達が必須となろう。さらに、サステナビリティ情報は情報作成者、すなわち企業による推定に大きく依存するものが多いため、財務業績に影響を与えるか否かの規準もしくはメルクマールをどのレベルのものとするか、といった議論も必要となろう。

財務諸表本体にサステナビリティ情報を開示するにはこうした数々の課題があるばかりでなく、加えて制度化にあたっての問題や第三者による保証の付与の方法など、議論となりうる内容は山積しているが、まずはそれらの制約にとらわれることなく議論を行っていくことの重要性を、あらためて強調しておきたい。

注

- (1) 本稿は、2024年9月28日から29日にかけて行われた国際会計研究学会第41回研究大会統一論題（於：早稲田大学）での報告内容に基づいている。本稿はこのような性格のものであるため、報告当日以降の内容等については、本文ではなく、文末注において主に扱っている。筆者の怠慢と日頃の時間配分の未熟さにより本稿の作成が遅れ、統一論題座長の齋藤真哉先生、統一論題ご登壇の先生方、および学会年報編集委員会の先生方には大変ご迷惑をおかけした。深くお詫び申し上げます。
- (2) たとえば合崎 [1989, 6-7 頁] を参照されたい。
- (3) ただし、2025年1月に第2次トランプ政権が米国で発足して以降、米国企業ではこれまでの脱炭素への取組みからの離脱、従業員の人種的な多様性目標の撤廃、SNS情報におけるファクトチェックなどの投稿内容対策の取止めを行うなど、これまでの企業経営者によるSDGsに関わる取組みが単なる見せかけであり、何らの経営哲学やミッションも持たずに実施されてきたことが問われるような事態が生じていることも危惧される。たとえば日本経済新聞の記事 [2025a; 2025b; 2025c; 2025d; 2025e] などを参照されたい。
- (4) ここでいう統計とは、対象となる集団からその実態に関する数値を得て一覧表等を作成するこ

と、もしくはその一覧表等自体といった意味であり、多くの実証研究において行われる、サンプルに対する標本調査から母集団全体の傾向を分析する手法を意味するものではない。後者の意味での「統計」は統計的手法を用いることから現在では「統計学」と重なる部分も多いが、前者の意味での「統計」は少なくとも（複雑な）統計的手法を用いることはまずない。前者の意味での統計と、会計との区別について詳しく論じたものとして、たとえば安藤 [2001, 215-227 頁] がある。

- (5) IIRC と SASB は 2021 年 6 月に統合して VRF (Value Reporting Foundation: 価値報告財団) となった。
- (6) IIRC からは 2013 年に『統合報告フレームワーク』(Integrated Reporting <IR> Framework), SASB からは 2017 年に『SASB 概念フレームワーク』(SASB Conceptual Framework), TCFD からは 2017 年に『最終報告書』(Final Report), そして CDSB からは 2010 年に『気候変動報告フレームワーク』(Climate Change Reporting Framework) がそれぞれ公表され、その後、各文書等の改訂・追加がなされてきた。
- (7) コメントを受けて SSBJ は 2024 年 11 月にサステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案第 2 号・サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 3 号『指標の報告のための算定期間に関する再提案』を公表した上で、2025 年 3 月にサステナビリティ開示ユニバーサル基準『サステナビリティ開示基準の適用』, サステナビリティ開示テーマ別基準第 1 号『一般開示基準』およびサステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号『気候関連開示基準』として確定させた。
- (8) その後 2025 年 2 月に欧州委員会は CSRD 等の適用開始時期の延長等を表明した。この動きは後述する、日本の上場企業へのサステナビリティ情報の開示の義務化の動向にも影響を与えている。たとえば日本経済新聞 [2025f] を参照されたい。
- (9) この部分の経緯については、上利 [2025, 113-114 頁] などを参照されたい。
- (10) ここでいうエンドース（もしくはエンドースメント: endorsement）とは、ASBJ (Accounting Standards Board of Japan: 企業会計基準委員会) による会計基準が、金融商品取引法第 193 条、財務諸表等規則（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」）第 1 条、金融庁告示「財務諸表等規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」により個別に法的な「権威」（佐藤 [2004]）を得ることを

指す。佐藤〔2013〕も参照されたい。

- (11) IFRS S1 のパラグラフ 20 のタイトルでは「報告主体」(Reporting entity) となっているが、内容を勘案して「報告主体が財務諸表と同じであること」と表記した。
- (12) サステナビリティ情報開示の報告主体は財務諸表と同じである必要があり (IFRS S1, par. 20), その一般目的財務報告の中で開示される (IFRS S1, par.60)。
- (13) 実際には、開示府令の有価証券届出書に関する第二号様式における規定が有価証券報告書に関する第三号様式に準用されている。
- (14) ここでは開示府令の表記あわせて「および」を漢字表記にしている。
- (15) 企業内容等開示ガイドライン(「企業内容等の開示に関する留意事項について」の 5-16-4 によれば、「サステナビリティに関する考え方及び取組」には規定の事項を記載した上で「当該記載事項を補完する詳細な情報について、提出会社が公表した他の参照する旨の記載を行うことができる」としており、有価証券報告書の他の箇所、たとえば「コーポレート・ガバナンスの概要」「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」「事業等のリスク」などや、統合報告書など有価証券報告書以外の報告書やウェブサイトにも分散して開示情報を記載することが事実上可能となっている。この規定は、これまで「サステナビリティに関する考え方及び取組」に関する規定が設けられていなかった頃から、自主的に有価証券報告書において自社が適切と考える箇所にサステナビリティ情報を開示していたり、統合報告書など別の報告書で開示したりしてきた、いわゆるサステナビリティ情報開示の「パイオニア」たる企業に配慮し、これまで行ってきた開示方法の継続を認めた規定ということができよう。なお、企業内容等開示ガイドラインの 5-16-5 には、5-16-4 における「他の箇所において記載」に含まれる情報として、「管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異を…(引用者中略)…『従業員状況』において記載している場合が含まれることに留意する」とあるため、これら 3 点の開示情報も開示府令ではサステナビリティ情報として認識していることは明らかである。あわせて、兵頭他〔2023; 2024〕も参照されたい。
- (16) 本稿で財務業績とは、恒常的な利益もしくは将来的な利益、を指すものとする。
- (17) ここでいう「社会」が示す範囲は、人や状況によって限定的もしくは柔軟な相対性がある。したがって、「社会」イコール「個人」、という

こともありうる。

- (18) 報償は有形であることも無形であることも想定される。このうちいずれかを、もしくは両方を報償として理解するかについても、人や状況によって限定的もしくは柔軟な相対性がある。
- (19) これから成立することになる組織の場合には、これから存在することになる組織、と捉えることが可能である。この場合に必要となるのは予測情報や将来・未来の情報となる。
- (20) マイナスの減少に関する推定額を財務諸表本体に計上することに関しては、現行の税効果会計においても、繰延税金資産の算定にあたって行われているのご指摘を、統一論題座長の齋藤真哉先生よりいただいた。
- (21) 外部報告との関連に限っても、アプト社の社会監査 (Abt [1973]), エステスの社会的ベネフィット・コスト・モデル (Estes [1976]), 付加価値計算書に関する議論、日本の環境省の『環境会計ガイドライン』に基づく環境会計など、国内外を問わずその研究業績は非常に多く、ここに紹介しきれないものではないが、そのごく一部について文献一覧に記載した。

参考文献

- Abt, C.C. [1973] *Managing the Socially Responsible Corporation: Garrett Lecture delivered at Columbia Graduate School of Business, Cambridge, Massachusetts*: Abt Associates. (名東孝二監訳・プレジデント編集部編 [1973]『社会監査』ダイヤモンド社。)
- Estes, R.W. [1976] *Corporate Social Accounting*, New York, New York: John Wiley & Sons. (名東孝二監訳・青柳清訳 [1979]『企業の社会会計』中央経済社。)
- 合崎堅二 [1989] 「会計とインスティテューショナルリズム——社会責任会計を中心に——」『國學院経済学』第 36 巻第 4 号, 1-21 頁。
- 合崎堅二・若杉明・河野正男編 [1994]『現代社会と会計』中央経済社。
- 上利悟史 [2025] 「米国における気候関連情報の開示と内部統制の展開」小西範幸編著『サステナビリティ情報の会計・開示・ガバナンス』同文館出版., 107-130 頁。
- 安藤英義 [2001]『簿記会計の研究』中央経済社。
- 河野正男・上田俊昭・八木裕之・村井秀樹・阪智香 [2009]『環境財務会計の国際的動向と展開』森山書店。
- 小口好昭編著 [2002]『ミクロ環境会計とマクロ環境会計』中央大学出版部。
- 國部克彦・伊坪徳宏・水口剛 [2012]『環境経営・会計〔第 2 版〕』有斐閣。
- 後藤茂之・鶯地隆継編著 [2022]『気候変動時代の

「経営管理」と「開示」』中央経済社。
佐藤信彦〔2004〕「会計基準の権威」『會計』第165巻第2号, 13-26頁。
——〔2013〕「会計基準の設定権限と強制力」『企業会計』第65巻第1号, 60-66頁。
徳谷昌勇〔1977〕『企業社会会計論』, 白桃書房。
日本経済新聞〔2025a〕「メタ、投稿管理の方針転換」『日本経済新聞』1月9日総合2面, 3頁。
——〔2025b〕「米銀、気候変動枠組み撤退」『日本経済新聞』1月9日総合2面, 3頁。
——〔2025c〕「ブラックロック、枠組み離脱」『日本経済新聞』1月11日グローバル市場面, 10頁。
——〔2025d〕「多様性の看板下ろす米企業」『日本経済新聞』1月20日ダイバーシティ面, 17頁。
——〔2025e〕「米シティ、多様性目標撤廃」『日本経済新聞夕刊』2月22日, 1頁。
——〔2025f〕「サステナ開示義務化 全プライム対象」は見送り 金融庁」『日本経済新聞』7月8日, 1頁。

倍和博〔2008〕『CSR会計への展望』森山書店。
兵頭伸考・須賀勇介・中澤範之・大浦佑季・大山文隆〔2023〕「2023年3月期有報におけるサステナビリティ情報の開示分析」『旬刊経理情報』第1690号, 9-23頁。
兵頭伸考・須賀勇介・中澤範之・大浦佑季・大山文隆〔2024〕「2024年3月期『有報』分析」『旬刊経理情報』第1721号, 7-27頁。
向山敦夫〔2003〕『社会環境会計論—社会と地球環境への会計アプローチ』白桃書房。
山上達人〔1986〕『社会関連会計の展開』森山書店。
——〔1996〕『環境会計の構築—社会関連会計の新しい展開—』白桃書房。
——〔1999〕『環境会計入門—環境会計の基本問題を考える—』白桃書房。
山上達人・飯田修三編著〔1994〕『社会関連情報のディスクロージャー』白桃書房。
山上達人・向山敦夫・國部克彦編著〔2005〕『環境会計の新しい展開』白桃書房。

非上場企業にかかる財務業績の検討 —IFRS for SMEs の改訂をもとに—

櫛 部 幸 子
大阪学院大学

要 旨

現在（2024 年 11 月 26 日）、IFRS for SMEs の 2 回目の改訂作業が進んでおり、2025 年に完成版が公表される予定である。

初版の IFRS for SMEs は 2009 年に公表されたが、この初版の策定においては、トップダウン・アプローチという方法が採用され、適用対象は、主に発展途上国・新興経済国の非上場企業であった。策定目的は、「財務諸表の国際間の比較可能性の向上」、「財務諸表の全体的な信頼性の向上」、「国内ベースの基準の維持に伴う相当のコストの削減」と「国際的な資金調達の際の信用供与」である。

その後、2015 年に 1 回目の改訂版 IFRS for SMEs が公表され、主に「法人所得税」と「のれん」について改訂がなされた。

今回の 2 回目の改訂作業では、「alignment ; アラインメント」という言葉が登場し、IASB が「IFRS for SMEs と full IFRS とを整合させる」ことを直接的かつ明確に述べており、「アラインメント・アプローチ」のもと多数の項目において full IFRS との整合が試みられている。

そこで本稿では、まず、現在進行している IFRS for SMEs の 2 回目の改訂作業の状況や内容を説明し、IASB がどのような意向でアラインメントを推し進めようとしているのかを明らかにする。

次に、なぜこのようなアラインメントの動きがあるのかを 4 つの視点から検討し、IFRS for SMEs 自体に本質的な変化が生じていることを指摘する。

最後に、非上場企業の主な資金調達方法に着目し、非上場企業が金融機関への信用供与の際に求められる財務業績について検討し、経常的な利益・損失の重要性を指摘する。

I はじめに

現在（2024 年 11 月 26 日）、International Financial Reporting Standard for Small and Medium-sized Entities（中小企業向け IFRS。以下、IFRS for SMEs）の 2 回目の改訂作業が進んでおり、公開草案が公表され、コメントレーターの分析結果が International Accounting Standards Board（国際会計基準審議会。以下、IASB）より公表されている⁽¹⁾。また、改訂版完成へ向けた会議が 2024 年 9 月 17 日に行われ、具体的な改訂項目の確認が行われている（IASB [2024b], IASB® Update September 2024）。IASB は当初 2024 年 9 月末には 2 回目の改訂版を公表するとしていたが、新たに 10 月 21 日の会議にて、スタッフより 2 点の問題点が指摘され（IASB [2024d], IASB® Update October 2024）、現在はその検討を行っており、2025 年第一四半期に完成版を公表するとしている（IASB [2024d], Current stage）。

初版の IFRS for SMEs 策定の際には、トップダウン・アプローチと呼ばれる「大企業向け IFRS（以下、full IFRS）から簡素化と除外をして IFRS for SMEs を策定する方法」が採用され、主な適用対象は、発展途上国・新興経済国の非上場企業であった。策定目的は、「財務諸表の国際間の比較可能性の確保」、「中小企業の財務諸表の全体的な信頼性の向上」、「国内ベースの基準の維持に伴う相当のコストの削減」や「国際的な（国境を越えた）資金調達の際の信用供与」である（IASB [2009b], 櫛部 [2016], pp.76-77）。

その後、2015 年に 1 回目の改訂版 IFRS for SMEs が公表され、現在、2 回目の改訂作業が進んでいる。2 回目の改訂作業の大きな特徴としては、「alignment・アラインメント」という

言葉が登場し、IASB が「IFRS for SMEs と full IFRS を整合させる」ことを直接的かつ明確に述べていることである（IASB [2020a], Introduction, para3, 櫛部 [2024], pp.27-34）。

そこで本稿では、まず現在進行している IFRS for SMEs の 2 回目の改訂作業の状況、改訂の内容を明らかにし、IASB がどのような意向でアラインメントを推し進めようとしているのかを説明する。

次に、なぜこのようなアラインメントを推し進める動きがあるのかを検討し、内容の変化、策定方法の変化、コメントレーターの構成の変化、適用国の適用対象企業の変化に着目し、ここから IFRS for SMEs 自体に本質的な変化が生じていることを指摘する。

最後に、非上場企業と上場企業の大きな違いとして挙げられる資金調達方法に着目し、非上場企業が金融機関等への信用供与の際に求められる財務業績を検討する。

上場企業と非上場企業は、資金調達の方法が大きく異なることから、会計情報の利用目的が異なり、求められる会計情報や会計処理もそれぞれ異なると考えられる。しかし、IASB は、アラインメント・アプローチを採用し、非上場企業を対象とした IFRS for SMEs と上場企業を対象とした full IFRS を整合しようと試みている現状がある。

はたして、このアラインメント・アプローチによって、IFRS for SMEs が利用者に有用な会計情報を提供できるのか、また非上場企業の資金調達に有用な情報を提供することができるのか疑問が生じるところである。そこで、IFRS for SMEs の中でアラインメント・アプローチの影響を受けていないのれんの償却に着目し、非上場企業の資金調達の際に求められる財務業績を明らかにする。

II IFRS for SMEs の 2 回目の改訂作業

1. IFRS for SMEs (初版) はどのような会計基準として策定されたのか

IFRS for SMEs (初版) は、2009 年 7 月に公表され、トップダウン・アプローチという方法により策定された。このトップダウン・アプローチとは、いわゆる大企業向けの会計基準から簡素化と除外という方法を用いて中小企業向けの会計基準を策定するものである（河崎 [2010], p.741）。

適用対象は、量的基準ではなく質的な基準により線引きがなされ、公的な説明責任を持つかどうか、上場しているかどうかで決定する。公開草案とフィールドテストの際のプレス・リリースにおいて、デイビット・トゥウィディー氏（当時の IASB 議長）が明確に述べていたが、IFRS for SMEs (初版) は、新興経済国・発展途上国の非上場企業を主なターゲットとして策定されたものである（IASB [2007a], IASB [2007d], 櫛部 [2016], p.14, 櫛部 [2016], pp.16-17）。

策定目的として、「中小企業の財務諸表利用者のために国際間の比較可能性を高めること」、「中小企業の財務諸表の全体的な信頼性を高めること」、「国内ベースの基準の維持に伴う相当のコストを削減すること」、「資金調達の際の信用供与」をあげ、国境を越えて資金調達をする際にも有効であるとしている（IASB [2009a], 櫛部 [2016], pp.76-77）。

概念フレームワークでは、「財務諸表の質的特性」に基本的特性と副次的特性の区別・制約条件の識別がない、継続企業の公準が述べられ

ていないなど、当時の full IFRS の概念フレームワークと多少の違いはあったものの、内容はほぼ同じであった（IASB [2009c], 櫛部 [2016], pp.77-78）。しかし、概念フレームワークが full IFRS とほぼ同じであり、最小限のクロスレファレンス（相互参照）を行うにもかかわらず、IASB は IFRS for SMEs (初版) を Stand-alone document (独立型文書・full IFRS からは独立したもの) であるとしており、実態とは矛盾した表現を用いている（IASB [2007c], 櫛部 [2016], pp.14-16）。ここから、2001 年に IASB が創設された際の定款事項「高品質で、理解可能、かつ強制力のある単一で一組の国際的な会計基準を開発すること」、「各国の国内会計基準と国際会計基準を高品質でコンバージェンスさせること」に沿うように策定されたものであることが指摘できる（IASCF [2010], 櫛部 [2016], p.45）。

その後 1 回目の改訂作業が実施され、2015 年に改訂版 IFRS for SMEs が公表されている。改訂版 IFRS for SMEs の主たる改訂内容は、IFRS for SMEs の Section 29（法人所得税）と full IFRS の IAS 第 12 号（法人所得税）とを整合させることであった（IASB [2015], 櫛部 [2019], pp.48-49）。

2. 2 回目の改訂作業

2 回目の改訂作業は、2019 年から改訂の審議が始まり、2020 年に Request for Information, Comprehensive Review of the IFRS for SMEs Standard（情報の要請・包括的レビュー。以下、RfI）が公表され、コメントレターの募集等が行われている。IFRS for SMEs の 2 回目の改訂作業の経緯を示したものが以下の図表 1 である。

図表 1 IFRS for SMEs の 2 回目の改訂作業の経緯

日時	作業	作業の具体的内容
2019 年 2 月	審議の開始	
2020 年 1 月	Request for Information Comprehensive Review of the IFRS for SMEs Standard ; 情報 の要請・包括的レビューの公表 (コメントレターの募集)	RfI は 1 月 29 日に公表されている。コメントレター 募集期間は 2020 年 10 月 27 日まで。
2020 年 1 月～ 2020 年 12 月	RfI のコメントレターの Feedback オンライン調査の実施 ユーザー調査の実施	77 通 (66 通) のコメントレターをもとに Feedback。
2020 年 12 月～	Decide Project Direction ; 方向 性の決定	アジェンダペーパー等により集計結果を公表。
2021 年 3 月		2021 年 3 月の理事会では、RfI の Feedback と SME Implementation Group (SME 導入グループ。以下 SMEIG) の提言に基づき、包括的レビューの第 2 段階におけるプロジェクトの方向性を決定。
2022 年 9 月	Exposure Draft ; 公開草案の公 表	2022 年 9 月公開草案の公表。 公開草案のコメントレター募集期間は 2023 年 3 月 7 日まで。
2022 年 9 月～ 2023 年 6 月	公開草案の Feedback	コメントレター分析結果を順次アジェンダペーパー にて公表。
2024 年 9 月 3 日	改訂版完成へ向けた会議の実施	具体的な改訂項目の確認。
2024 年 9 月 17 日	修正案の検討	Section7 のキャッシュ・フロー計算書の修正案と Section30 の外貨換算の修正案が決定。
2024 年 10 月	Sweep issues の指摘と審議	Section19.13 と Section19.23B における条件付き対 価 (Contingent consideration) に対する過度な労 力または費用の免除の適用, Section 5.11 の費用の 性質別または機能別の分類の修正についての審議。
2025 年第一四半 期を期限として (予定)	IFRS for SMEs の改訂版公表	公表予定。

出所 IASB [2019], IASB [2021a], IASB [2021b], IASB [2021c], IASB [2021d], IASB [2024b],
IASB [2024c], IASB [2024d], 櫛部 [2024], 27 頁, 図表 1 をもとに筆者加筆修正。

IASB はこれらの作業の中で「アラインメン
ト・アプローチについて」の質問をし、直接的
に full IFRS と整合させるべきかどうかの意見
を求めている。

IASB によるこれらのコメントレター集計結
果の公表においては、「概ね賛成している」等
の表現が用いられ、具体的な数値が示されてい
ない⁽³⁾。

しかし、筆者のコメントレーター分析の結果、少数ではあるが、今回のアラインメント・アプローチに関しては、明確な反対意見も出されている（IASB [2020b]）。

例えば、RfI において、マレーシアの会計基準設定主体（CL 番号 27119・適用国）からは、「基本的にアラインメント・アプローチに反対である。このアプローチは、IFRS for SMEs の本来の策定方法である簡素化・除外という方法を妨げるものとなる。そもそも IFRS for SMEs は簡素化を目指したものであって、full IFRS との統一化を目指したものではない。」との意見が出されている。また、ブラジルのシンクタンク（CL 番号 27060・適用国）からは、「IFRS for SMEs のアラインメント・アプローチは、会計士の仕事を容易にする効果があるが、これには賛成し難い。なぜなら、SME（中小企業）は単なる大企業の縮小版ではないからである。」との指摘がなされている。スリランカの公認会計士協会（CL 番号 27056・適用国）

は、「情報の提供対象が違うにもかかわらず、アラインメント・アプローチを適用するのはおかしい。」と指摘している。さらに中国の中国財政部（CL 番号 26977・非適用国）からも、「SME の財務報告書の利用者は、税務当局、銀行、債権者などに限られており、SME では会計コストを負担する能力も限られている。したがって、経済環境、税制、法制度、準備状況、各国の会計技術的能力といった主要な要因を十分に考慮した上で、IFRS for SMEs を策定すべきである。」と、IFRS for SMEs 初版策定当初の策定趣旨を指摘した意見がなされている。（下線は筆者）

この RfI（パート A・G1A）における筆者のコメントレーター分析の結果、賛成 45 通、どちらともいえない 7 通、反対 5 通、コメントが閲覧できない等 9 通となっており、上記の 5 通の反対意見をまとめたものが、以下の図表 2 となる（IASB [2020b], 櫛部 [2024], pp.31-32）。

図表 2 RfI パート A・G1A アラインメント・アプローチの維持についての反対意見

CL 番号	適用国/ 非適用国	国	機 関	反対意見の内容
27119	適用国	マレーシア	会計基準設定主体	IFRS for SMEs の本来の策定方法である簡素化・除外という方法を妨げるものとなる。
27060	適用国	ブラジル	シンクタンク	アラインメント・アプローチは、会計士の仕事を容易にする効果があるが、これには賛成し難い。
27056	適用国	スリランカ	公認会計士協会	情報提供対象が違うにもかかわらず、アラインメント・アプローチを適用するのはおかしい。
27036	非適用国	スウェーデン	金融機関協会	現行の基準でうまくいっている。アラインメント・アプローチを適用する必要はない。
26977	非適用国	中国	中国財政部	SME の財務報告書の利用者は、限られており、会計コストを負担する能力も限られている。したがって、経済環境など主要な要因を十分に考慮した上で、IFRS for SMEs を策定すべきである。

出所 IASB [2020b] をもとに筆者作成。

公開草案においても、スリランカの公認会計士協会（CL 番号 66・適用国）からは「IFRS for SMEs の利用者層は、full IFRS とは異なるため、アラインメント・アプローチは必ずしも適切とはいえない。」との意見が出されている（IASB [2023]）。（下線は筆者）

この公開草案の質問 2 (1) における筆者のコメントレーター分析の結果、賛成 44 通、どちらともいえない 1 通、反対 5 通、コメントが閲覧できない等 20 通となっており、この 5 通の反対意見をまとめたものが、以下の図表 3 となる（IASB [2023]，櫛部 [2024]，pp.33-34）。

RfI も公開草案も反対意見数が非常に少ないが、IFRS for SMEs の策定趣旨を考慮すれば、これらの反対意見は、適切であり重要な指摘である。

しかし IASB は、大多数がアラインメント・アプローチに賛成しているとして、アラインメントを反映した 2 回目の改訂版策定へと動いている（IASB [2022]，IASB [2024b]，櫛部

[2024]，pp.37-38）。

この大多数がアラインメント・アプローチに賛成していると IASB が結論づけている点やコメントレーターの集計方法については、甚だ疑問がある。

例えば、筆者のコメントレーター分析の結果、RfI の G1A のコメントレーターについては、受け取った 66 通のうち 9 通が不明（内容が不明確もしくはファイルを開くことができない・閲覧不可能）であり、公開草案の質問 2 (1) については受け取った 70 通のうち 20 通が不明（内容が不明確もしくはファイルを開くことができない・閲覧不可能）であることが明らかとなった（IASB [2020b]，IASB [2023]，櫛部 [2024]，pp.31-34）。IASB は、これらの不明なコメントを控除したうえでの賛成割合を算出しているものと思われるが、これらのコメントの内容が公開されておらず、筆者もこれ以上追跡することができない。いわゆる、ブラックボックスが存在する中での決定であるといえよう。

図表 3 公開草案 質問 2(1)2018 年の概念フレームワークと IFRS for SMEs Section 2 を整合させることについての反対意見

CL 番号	適用国/ 非適用国	国	機 関	反対意見の内容
19	適用国	アフリカ (ケニア・ウガン ダ・タンザニア)	会計事務所	非常に分量が多くなる。
29	非適用国	ジンバブエ	会計基準設定主体	全く同じ基準となれば、財務諸表の作成者および利用者に混乱が生じる可能性がある。
49	適用国	アイルランド	公認会計士協会	非常に分量が多くなり SME には不便となる。
62	適用国	ケニア	公認会計士協会	非常に分量が多くなり SME には不便となる。
66	適用国	スリランカ	公認会計士協会	IFRS for SMEs の利用者層は、full IFRS とは異なるため、アラインメント・アプローチは必ずしも適切ではない。

出所 IASB [2023] をもとに筆者作成。

2024年9月17日の会議において、Section7のキャッシュ・フロー計算書の修正案とSection30の外貨換算の修正案が決定した。これに関してはIASBのボードメンバー14名全員がこの決定に同意し、十分な協議と分析を行ったとしている（IASB[2024b], IASB® Update September 2024）。

さらに、2024年10月の会議において、以下の2点がSweep issuesとして指摘され、審議されている。Section19.13とSection19.23Bにおける条件付き対価（Contingent consideration）に対する過度な労力または費用の免除の適用、Section 5.11の費用の性質別または機能別の分類の修正である（IASB [2024c]）。

これらに関しては、現在審議が行われており、2024年9月末に改訂版を公表するとしていた当初の予定からは遅れることとなっている。今後、細かい項目について審議が行われ、2025年第一四半期には改訂版が公表される予定である（IASB [2024d], Current stage）。

Ⅲ なぜこのような動きをみせるのか

IASBは、なぜアラインメント・アプローチを積極的に推進しているのだろうか。

その理由を明らかにするべく、まずは、この初版から1回目の改訂、2回目の改訂へと進むにつれて、生じた変化について検討する。

1. IFRS for SMEs 策定・改訂の経緯においてみられる変化

IFRS for SMEs 策定・改訂の経緯において、特徴的な変化がいくつかみられる。これらの変化を、内容の変化、策定方法の変化、コメンテーターの変化、適用国の適用対象企業の変化の側面から検討し、IFRS for SMEs 自体に本質

的な変化が生じていることを明らかにする。

(1) 内容の変化

1回目の改訂版は2015年に公表されているが、大きな内容の変更はみられず、主に「法人所得税」と「のれん」の改訂がなされたに留まっている。

法人所得税では、繰延税金の認識及び測定に関し、IFRS for SMEs Section 29の主要原則をfull IFRSであるIAS第12号「法人所得税」と一致させる改訂が行われた。のれんについては、企業が無形資産の耐用年数の信頼性のある見積りを行うことができない場合、耐用年数は、10年に固定するのではなく、10年を超えてはならないとする改訂がなされた（IASB [2012], IASB [2015], 櫛部 [2019], pp.48-54）。

これに対し、2回目の改訂作業では、アラインメント・アプローチが登場し、多くの項目についてアラインメント（整合）が検討されている。RfI では計16の項目について検討がなされ、積極的なfull IFRSとの整合が検討されている（IASB [2020a], 櫛部 [2024], pp.27-31）。

(2) 策定方法の変化

IFRS for SMEs（初版）の際には、トップダウン・アプローチを採用し、簡素化・除外の方針により策定をしていた。1回目の改訂の際には、full IFRSと整合させようとしている動きはみられるものの、明確にアラインメント（整合）させると述べることはなく、示唆する表現に留まっている。しかし、2回目の改訂においては、明確にアラインメント・アプローチを推奨する動きがある。

(3) コメンテーターの変化

IFRS for SMEsの初版当時、討議資料・公

開草案・フィールドテストなどでのコメント募集を実施している。また、1 回目の改訂では RfI と公開草案、2 回目の改訂では RfI とオンライン調査やユーザー調査、公開草案でのコメ

ント募集がなされている。これらの回答を寄せたコメンテーターの構成が、初版時、1 回目改訂時、2 回目改訂時と変化をしている。これらの変化を示したものが以下の図表 4 である。

図表 4 コメンテーターの構成の変遷

初版 (討議資料)	機関（会計基準設定主体・国家機関 52%，公認会計士 33%，大学・学会関係 5%，企業・銀行 1%，その他・不明 9%） 国状（ヨーロッパ・オセアニア・アメリカ等が全体の 6 割以上を占める。南アフリカ・アジアにおける新興経済国・発展途上国と呼ばれる国々は、全体の約 1 割。）
初版 (公開草案)	機関（会計基準設定主体・国家機関 49%，公認会計士 22%，大学・学会関係 12%，その他・不明 16%） 国状（ヨーロッパ・オセアニア・アメリカ等が全体の 5 割以上を占める。南アフリカ・アジアにおける新興経済国・発展途上国と呼ばれる国々は、全体の 2 割弱。） なお、初版の際には、フランス・ドイツが参加。
1 回目改訂 (RfI)	機関（公認会計士 61%，会計基準設定主体 18%，金融機関 2%，アナリスト 4%，大学 6%，企業 6%，その他 4%） 適用国（適用国 29%，非適用国 53%，不明 18%） 国状（先進国 51%，新興経済国・発展途上国 31%，不明 19%）
1 回目改訂 (公開草案)	機関（公認会計士 63%，会計基準設定主体 32%，大学 4%，その他 2%） 適用国（適用国 25%，非適用国 74%，不明 2%） 国状（先進国 67%，新興経済国・発展途上国 31%，不明 2%）
2 回目改訂 (RfI)	機関（公認会計士 50%，会計基準設定主体 21%，個人 12%，経理担当者 9%，コンサルタント 8%） 適用国（適用国 58%，非適用国 24%，不明 18%） 国状（先進国 35%，新興経済国・発展途上国 55%，不明 11%）
2 回目改訂 (公開草案)	機関（公認会計士 57%，経理担当者 30%，学者・コンサルタント 10%，会計基準設定主体 3%） 適用国（適用国 46%，非適用国 29%，不明 26%） 国状（先進国 33%，新興経済国・発展途上国 52%，不明 15%）

※小数点以下四捨五入をしており必ずしも合計が 100%にはならない。

出所 IASB [2004], IASB [2007b], IASB [2013b], IASB [2014], IASB [2020b], IASB [2023], 櫛部 [2016], pp.25-27, 櫛部 [2019], pp.49-52, 櫛部 [2024], pp.31-34 をもとに筆者作成。

これらの変遷をみると、初版策定の際には、適用対象ではないヨーロッパ・アメリカを中心とするコメンテーターが 6 割以上を占め、適用国ではない先進国の会計基準設定主体の意見を反映して策定され、1 回目の改訂では先進国の公認会計士に関する組織の意見を中心と

して改訂されたことがわかる。

次に今回の 2 回目の改訂では、適用国である新興経済国・発展途上国の公認会計士に関する組織の意見が多く寄せられ、適用国の公認会計士に関する組織が今回のアラインメント・アプローチに賛成している傾向が明らかと

なっている。

(4) 適用国の適用対象企業の変化

IFRS for SMEs（初版）の際には、適用対象企業は、新興経済国・発展途上国の非上場企業であり、量的基準ではなく質的基準で決められていた。しかし、IASB [2024a] によれば、必ずしも非上場企業であるということが適用の基準となっていない実態が明らかとなっている。

例えばエチオピアでは、中小企業を定義する基準（エチオピア会計監査委員会・Accounting and Auditing Board of Ethiopia⁽⁴⁾の基準）に当てはまれば、IFRS for SMEs を適用することが求められる。この基準は、質的基準ではなく従業員数や総資産額など量的基準で規定されている（IASB [2024a]）。

またペルーでは、総資産額または純利益額が約 400 万米ドル未満のすべての企業が、IFRS for SMEs を適用することを許可されている（IASB [2024a]）。

つまり質的基準ではなく量的基準で適用対象企業を決定しており、「非上場企業であるから IFRS for SMEs を適用する」ということが必ずしも求められていないことがわかる。

2. IFRS for SMEs の本質的な変化

IFRS for SMEs の策定・改訂の経緯にみられる変化の一つとして、適用国が適用対象企業を質的基準ではなく、売上高・純資産額などの量的基準で決めている実態が挙げられる。ここから、上場している中小企業が IFRS for SMEs を適用している可能性を否定できない。つまり当初は、非上場企業が適用対象であったが、これが変化している可能性が高いといえよう。

2 回目の改訂のコメントレターにおいて、適用国の公認会計士に関係する組織からの賛成

のコメント割合が高いことから、この適用対象企業の変化を指摘できる。

適用対象企業が変化しているということは、その情報の利用者も変化していることが予想される。つまり、上場企業と同様の情報を提供することが求められるようになり、IFRS for SMEs に本質的な変化が生じているといえよう。

このような動きの中で、非上場企業の情報利用者に有用な情報を提供することが可能であるのか、甚だ疑問が生じるところである。

IV 非上場企業に求められる財務業績とは

IFRS for SMEs は当初は非上場企業を適用対象としていたが、2 回の改訂を経て上場企業と同じ情報を提供するものへと変化し、非上場企業対象とは言い難い内容となり、本質的な変化を遂げていることを上述にて指摘した。

しかし、この 2 回の改訂を経ても変化していない会計処理の一つに、のれんの償却がある。full IFRS では、のれんに減損処理を適用しているが、IFRS for SMEs ではのれんを償却している。また 2 回の改訂で、減損へと改訂が検討・議論された形跡はない。

そこで、なぜのれんにはアラインメント・アプローチが適用されないのか、のれんの本質や信用供与の観点から、その理由を検討し、そのうえで非上場企業に求められる財務業績を明らかにしたい。

1. 非上場企業の会計情報の利用目的

非上場企業の会計情報は、様々な目的のために提供が求められる。例えば、資金調達の際の信用保証協会や金融機関への信用供与目的、取

引先などへの信用供与目的、事業承継・M&Aの際の情報提供目的、経営者が経営状況を把握する目的、納税目的等である。

非上場企業と上場企業の大きな違いの一つは、資金調達の方法である。金融機関から借入れをすることが主な資金調達方法である非上場企業にとって、「信用保証協会や金融機関への信用供与」ということが、上場企業に比べより重要な意味を持つといえよう。

そこで以下においては、「信用保証協会や金融機関への信用供与目的」に論点を絞り、非上場企業に求められる財務業績を検討する。

2. 信用保証協会や金融機関への信用供与目的

非上場企業は、借入れの際、信用保証協会や金融機関への信用供与のために会計情報を提供する。これは、信用保証協会や金融機関との情報の非対称性を解消するためである。

具体的には、金融機関は、定量的な要因として、借入金の金額・売掛金残高・資金繰り・退職給付引当金の有無・貸倒引当金の有無、減価償却・償却実施の有無、資産の再評価の値の提示を求める。また、定性的な要因としては、Business Continuity Plan（事業継続計画）の有無・経営者の資質の有無、新規設備の投入の有無、不動産等の担保の有無などの情報の提示を求める（櫛部 [2015], pp.22-24, 櫛部・宗田 [2022], pp.42-45, 櫛部・宗田 [2024], pp.55-61）。

各金融機関は、独自のスコアリング手法を用いて、融資判断を行っている。そのスコアリング作業の中で、提示された非上場企業の会計情報をもとに、固定資産に関しては減価償却・償却をしていなければ、金融機関自ら減価償却・償却をやり直し、適正な評価や費用計上を行う。またすでに借入金や支払利息がある場合に

は、その金額に応じて支払スケジュールの見直しを促し、これに非上場企業が応じるかどうかで融資判断を行う（櫛部 [2015], pp.22-24）。

3. 信用供与における償却・減価償却の貢献の検討⁵⁾

金融機関では、融資判断のスコアリングの際に、償却・減価償却が行われていなければやり直す。そこで、この償却・減価償却の実施が、信用供与においてどのような意味を持つのかを検討する。

無形・有形固定資産には、これらに対して投下した資本が存在しており、この投下資本を回収するために、企業は償却・減価償却をする。これにより計上される償却費・減価償却費は、利益配当の観点から考えれば、利益の計算上マイナスの項目となり、その分、企業は財産を内部に留保できることとなる。この内部留保された財産は、返済や新規設備投資に充てるなど、自由に利用できる財産として企業が保有することとなるのである。

では、財産を内部留保しているということが、信用供与の観点から有利であるのかどうかを3つの視点から検討する。

まずは、財産を内部留保していることが信用力の向上に繋がる点である。財産を内部に留保しており、その金額が大きい企業は、財務基盤が安定していると評価される。これは、外部からの信用を得やすくなり、銀行や他の金融機関からの融資を受ける際に有利に働くこととなる。上場企業のように公正な市場の株価がない非上場企業では、財務の健全性を示す指標として、財産の内部留保が特に重視される。

次に、財産を内部留保しているということが資金調達コストの低減にも繋がる点である。財産を内部に留保しており、その金額が大きい企業は、自己資金が豊富にあるとみなされ、金融

機関も低金利での融資を認めることとなる。これとは反対に、内部留保されている財産の金額が少なければ、金融機関は回収可能性を鑑み高金利の融資を求めることとなる。これは、非上場企業にとって特に重要なことであり、自己資金の充実が企業の将来の成長に大きな影響を与えることとなるといえよう。

さらに、財産を内部に留保しており、その金額が大きい企業は、短期的な資金繰りに困ることが少なくなる点である。資金繰りが安定し、経営の安定性が確保されるのである。特に非上場企業では、資金調達の機会が限られているため、財産の内部留保額が多いことは、予期しない資金の需要にも柔軟に対応できることとなる。

これらの点からも、財産を企業内部に留保しているということが、信用供与において有利に働く結果となるといえよう。

4. IFRS for SMEs におけるのれんの償却の意義

IFRS for SMEs の会計処理の特徴の一つに、

のれんについては減損処理を適用せず、償却を要請していることが挙げられる。

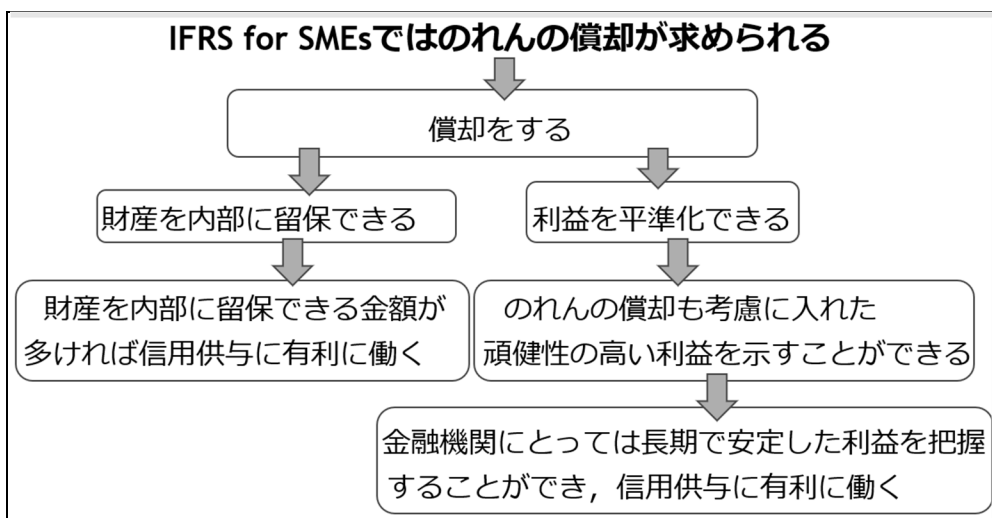
そこで、こののれんの償却が信用供与にどのように貢献するのかを検討した結果を、以下の図表 5 に示す。

のれんの償却は財産の内部留保に繋がるということの他に、償却をすることにより利益を平準化し、より頑健性の高い利益^⑥を示すことができるということも貢献として挙げられる。

金融機関は、融資先の長期的に安定した利益の把握を重視しており、安定した元本と利息回収を念頭に入れている。そこで、頑健性の高い利益を示すことも信用供与において有利に働くこととなる。

上場企業であっても非上場企業であっても信用供与の視点では、のれんの償却が一定の貢献をしているといえるが、信用供与により金融機関等から融資を受けることが主たる資金調達方法である非上場企業にとって、より重要な意味を持つといえよう。つまりのれんの償却は財産の内部留保に繋がり、利益を平準化し、信用供与に貢献するのである。

図表 5 信用供与におけるのれんの償却の貢献



出所 筆者作成。

5. IFRS for SMEs と full IFRS におけるのれんの違い

IFRS for SMEs と full IFRS ののれんの会計処理には違いがあるが、この理由として、そもそも両者で定義されているのれんに根本的な違いがあることが指摘できる (IASB [2015], Section18, Intangible Assets other than Goodwill, IASB [2024e])。

IFRS for SMEs では、企業結合に伴う識別可能な無形資産の識別が要求されていない⁽⁷⁾。

識別可能な無形資産とは、識別しなければのれんに含まれる無形資産であり、企業結合の際に被取得企業の財務諸表において認識されていない無形資産のことである。full IFRS では、この識別が要請されているため、「識別可能な無形資産」と「コアのれん」の両者が認識され、前者には償却、後者には減損が適用されることとなる。しかし、IFRS for SMEs ではこの識別はなされず、全額がのれんとして計上され、償却が要請されることとなる。

full IFRS ののれんは減損、IFRS for SMEs ののれんは償却と単純に会計処理が違うだけでなく、full IFRS ののれんと IFRS for SMEs ののれんは、内容が異なるものであることが指摘できる。

ではなぜ IFRS for SMEs では、企業結合に伴う識別可能な無形資産の識別が要求されていないのであろうか。これについては、この識別作業自体に過大なコストや手間がかかり、このコストを IFRS for SMEs の適用企業が負担することが難しいことが理由として考えられる。これらの識別を専門にする事業体は、主に先進国の Kroll Inc.⁽⁸⁾や FTI Consulting⁽⁹⁾や Duff & Phelps⁽¹⁰⁾などに代表されるリスクコンサルティング・バックグラウンド調査会社や、いわゆる BIG4 といわれる監査法人などである。新興経済国・発展途上国を中心とする IFRS

for SMEs の適用国の適用企業が、過大な費用・労力を負い、この識別を実施することは現実的には難しいと考えられる。

現行の IFRS for SMEs では、償却・減損と両者を分けて会計処理をする労力・コストの問題は起きずに、のれんを償却するという処理で統一されている。

IASB が、信用供与ということをどこまで念頭に入れて、識別可能な無形資産の識別をせず、のれんの償却を要請したのかは定かではないが、結果として、IFRS for SMEs ののれんの償却は、信用供与において一定の貢献をしているといえよう。

6. 非上場企業に求められる財務業績 (信用供与の際)⁽¹¹⁾

金融機関は、融資判断の際に元本・利息の回収が滞りなく行われるかどうかを最重要項目としている。つまり数年後の来るべき回収期限日において、回収が完了するかどうかを重視しているのである。每期安定した利益を計上し続け、返済原資を維持し続け、返済を滞りなく完了することが、借り入れを行う企業には求められるのである。

では、金融機関は非上場企業が提示する会計情報の何から、回収可能性を判断するのであろうか。

金融機関ではスコアリングの際に、過去の借り入れの金額や返済額、支払利息の支払い額などを融資判断の一つとして用いている。この金額が大きければ、支払い計画の再検討を促す。うまく再検討が実施された場合には融資が実行されるが、支払利息の金額が大きく再検討が実施できない場合には融資は実行されない。このような実態から、過去の借入金の支払利息の金額が重視されることがわかる。

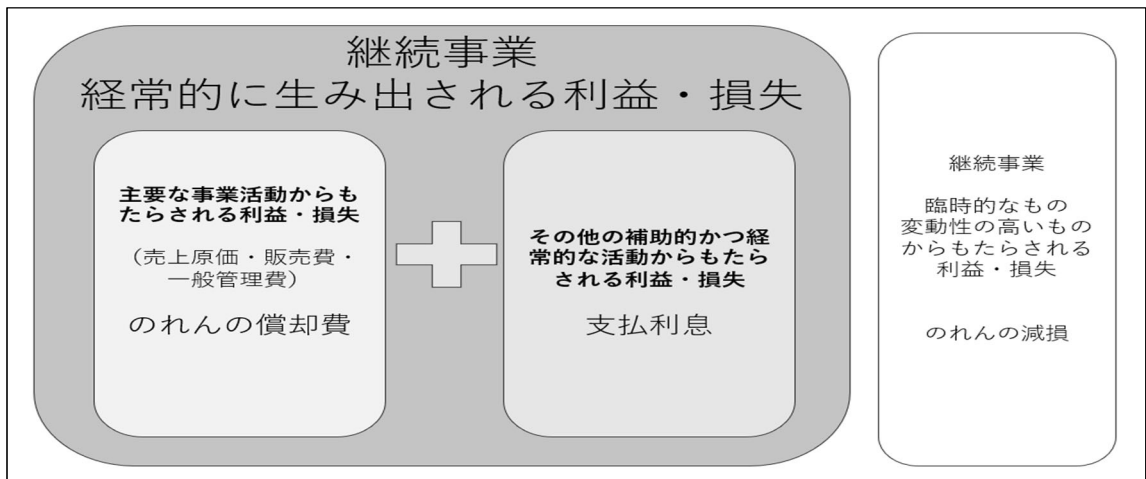
そこで、信用供与の際には、「臨時的なもの

や変動性の高いものからもたらされる利益・損失」を排除した「継続事業から生み出される経常的な利益・損失の値」が要求されるものと考えられる。

経常的な利益・損失とは、「主要な事業活動からもたらされる利益・損失」と「その他の補助的かつ経常的な活動からもたらされる利

益・損失」を合わせたものである。「主要な事業活動からもたらされる利益・損失」の算出にはのれんの償却費が含まれ、「その他の補助的かつ経常的な活動からもたらされる利益・損失」の算出には、過去の借入金の支払利息が含まれることとなる。

図表 6 非上場企業に求められる財務業績(信用供与の際)



出所 筆者作成。

では、「継続事業から生み出される経常的な利益・損失の値」から、金融機関はどのように融資判断をするのかを、以下にて説明する。

まずは、金融機関は企業の安定性と持続可能性をこの利益（損失）の値から判断する。経常的な利益（損失）は、企業の通常の経済活動から得られる収益を反映しており、一時的な要因に左右されにくいという特徴がある。金融機関は、融資判断の際には、企業が長期的に安定した利益を計上し続けることができるかどうかを評価し、経常的な利益が安定していれば、企業が長期にわたって持続可能であると判断するのである。

また、経常的な利益から借入金の返済能力の評価も行う。上述のように、経常的な利益・損

失には支払利息も含まれているため、企業がどれだけの負債を抱え、その利息の支払いができていのかどうか、どの程度の負担になっているのかどうか明確に示される。つまり、経常的な利益が充分であれば、企業が利息支払いを含む全体的な負担を負いながらも利益をあげていることを示していることとなり、金融機関から高く評価されることとなるのである。

7. 上場企業と非上場企業の「経常的な利益を計上し続ける」意義の相違

上場企業と非上場企業では、情報の利用者の利用目的が異なる。上場企業における財務業績は、資本市場における投資意思決定に有用な情

報であり、非上場企業では、融資の場における回収可能性の判断に有用な情報が求められることとなる。上述において、非上場企業は、資金調達の際には返済能力を問われ、経常的な安定した利益を計上し続け、財産を企業内に内部留保することが求められることを説明した。

非上場企業は、経常的な安定した利益を毎期計上し続け、純資産簿価を増加させることにより返済原資を増やし、返済能力を向上させることが求められることとなる。これに対し上場企業では、同じく経常的な安定した利益を計上し続け、純資産簿価を増加させることにより企業価値を高めることが求められることとなる。

上場企業では純資産簿価が、将来の収益性と併せて用いられ、投資家が企業の価値を判断するための一つの要因として重要視されている。これに対し、非上場企業では、純資産簿価は金融機関や信用機関が企業の財務状況を評価するための基本的な情報となる。

上場企業も非上場企業も「経常的な安定した利益を計上し続け、結果として純資産簿価を増加させる」ということが求められているが、情報の利用者の利用目的が異なり、意義が異なるといえよう。

V おわりに

本稿では、IFRS for SMEs の 2 回目の改訂について考察した。今回の改訂ではアラインメント・アプローチが提唱され、full IFRS と整合させる動きがみられるが、のれんの償却に関しては、「償却をしない」、「減損処理を適用する」という議論は、今のところなされていない。この理由の一つに、IFRS for SMEs と full IFRS ののれんが本質的に異なることが挙げられる。そもそも本質的に異なるものに、同じ会計処理を要請すること自体のハードルが高い

といえよう。

それに加えて、のれんの償却が、非上場企業の資金調達の際に最も重要となる「信用供与」に一定の貢献があることも指摘した。非上場企業に求められる財務業績を検討したが、信用供与の際には、貸す側としては、回収できるかどうかが最重要項目となる。その際には継続事業からもたらされる経常的に生み出される利益・損失の値が、融資判断の基礎となる。この値の中には、のれんの償却費も当然含まれることとなる。

情報利用者の立場から求められる上場企業と非上場企業の財務業績の相違については、同じように経常的な安定した利益を計上し続け、純資産簿価の増加をはかることが求められてはいるが、情報の利用目的が異なり、意義が異なることを指摘した。上場企業では純資産簿価が企業価値を判断するための情報となり、非上場企業では、純資産簿価が返済能力をはかる情報となるのである。

本稿で指摘をしたように、IFRS for SMEs の適用対象企業が変化し、情報の利用者も変化し、IFRS for SMEs 自体に本質的な変化が生じている可能性がある状況において、アラインメントされる項目が、今後さらに増える可能性を否定できない。今後、もしのれんの償却に関するアラインメントが進み、減損が求められるような動きがあるとするならば、「非上場企業の信用供与の際に有効である」という策定目的は薄れ、IFRS for SMEs はもはや非上場企業向けの会計基準とは言い難いものとなっていくといえよう。

注

- (1) IFRS for SMEs (第3版) が 2025 年 2 月に公表された。本稿は、第3版としての基準化前の 2024 年 9 月における統一論題報告に基づく論稿であるため、基準化された内容については検

討の対象外としている。

- (2) ここでの概念フレームワークは 1989 年度版概念フレームワークをさす。
- (3) 賛成意見の集計・分析については櫛部 [2024] をご参照ください。
- (4) Accounting and Auditing Board of Ethiopia (AABE). Website.
- (5) 金融機関等の融資判断やスコアリングの実態、非上場企業における償却・減価償却の意義については、櫛部 [2015]、櫛部・宗田 [2018]、櫛部・宗田 [2022]、櫛部・宗田 [2024] をご参照ください。
- (6) ここでの頑健性とは、企業の収益が持続的で、将来的に安定した利益を生み出す可能性が高いことを意味する。
- (7) ブルース・マッケンジー他著・河崎監訳 [2011], p.96 においても同様の指摘がなされている。
- (8) Kroll Inc. Website.
- (9) FTI Consulting. Website.
- (10) Duff & Phelps. Website.
- (11) 金融機関における融資判断の判断基準や融資の実態等については、櫛部 [2015]、櫛部・宗田 [2022]、櫛部・宗田 [2024] をご参照ください。

参考文献

- Accounting and Auditing Board of Ethiopia (AABE).
<http://aabe.gov.et/>
(最終閲覧日は 2024 年 11 月 26 日)
- ブルース・マッケンジー他著、河崎照行監訳 [2011]
『シンプル IFRS』中央経済社。
- Duff & Phelps.
<https://www.duffandphelps.com/>
(最終閲覧日は 2024 年 11 月 26 日)
- FTI Consulting.
<https://www.fticonsulting.com/>
(最終閲覧日は 2024 年 11 月 26 日)
- IASB (International Accounting Standards Board)
[2004], *Comment Letter Index - Discussion Paper Preliminary Views on Accounting Standards for Small and Medium-sized Entities*.
<https://www.ifrs.org/projects/archive-comment-letters/>
(最終閲覧日は 2024 年 11 月 26 日)
- IASB [2007a], *Press Release, IASB publishes draft IFRS for SMEs*.
<http://www.ifrs.org/NR/rdonlyres/CFC99B13-BF3C-4B71-AEF8-5B2960C16C2C/0/PRonSMEsED15Feb07.pdf>
(最終閲覧日は 2016 年 3 月 15 日)
- IASB [2007b], *Comment Letters*, February 2007.
<http://www.ifrs.org/IASCFCMS/Templates/Project/LetterList.aspx?NRMODE=Published&NRNODEGUID=%7bAC7A0F18-3596-4889-BB30-A9E3D7B56B88%7d&NRORIGINALURL=%2fIFRS%2bfor%2bSMEs%2fhistroy%2fed0207%2fComment%2bLetters%2fComment%2bLetters%2ehtm&NRCACHEHINT=Guest>
(最終閲覧日は 2016 年 3 月 15 日)
- IASB [2007c], *Exposure Draft of A Proposed IFRS for SMEs*.
<https://www.ifrs.org/projects/completed-projects/2009/ifrs-for-smes-standard/exposure-draft-ifrs-for-smes/>
(最終閲覧日は 2024 年 11 月 26 日)
- IASB [2007d], *Press Release, IASB launches field tests of SME exposure draft*.
<http://www.ifrs.org/NR/rdonlyres/B60A8709-0388-4B3A-8865-6A8081481D87/0/PRonSMEfieldtests.pdf>
(最終閲覧日は 2016 年 3 月 15 日)
- IASB [2009a], *Full Project Summary*.
<http://www.ifrs.org/NR/rdonlyres/3A0A908B-E521-45AA-BBAB-ADB3924AE2EB/0/0906SMEProjectUpdate.pdf>
(最終閲覧日は 2016 年 3 月 15 日)
- IASB [2009b], *IFRS for SMEs Fact Sheet*.
<http://www.ifrs.org/NR/rdonlyres/FBAE7BA8-8B32-43F8-AE3C-D4DA92D046C6/0/IFRSforSMFactsheet2.pdf>
(最終閲覧日は 2016 年 3 月 15 日)
- IASB [2009c], *IFRS for SMEs*.
<http://eifrs.ifrs.org/eifrs/sme/en/IFRSforSMEs2009.pdf>
(最終閲覧日は 2016 年 3 月 15 日)
- IASB [2012], *Request for Information, Comprehensive review of the IFRS for SMEs*.
<https://www.ifrs.org/-/media/project/2015-comprehensive-review-of-ifrs-for-smes/request-for-information/published-documents/request-for-information-ifrs-for-smes.pdf>
(最終閲覧日は 2019 年 2 月 21 日)
- IASB [2013a], *SMEIG Agenda ref 2, Comprehensive review of the IFRS for SMEs, Issues in the Request for Information (RfI)*, 4-5 February 2013.
<http://archive.ifrs.org/Meetings/MeetingDocs/Other%20Meeting/2013/January/SMEIG-Feb-2013-AP2.pdf>
(最終閲覧日は 2019 年 2 月 21 日)
- IASB [2013b], *Comment letters*.
<http://archive.ifrs.org/IFRS-for-SMEs/comment-letter/Pages/Home.aspx>
(最終閲覧日は 2019 年 2 月 21 日)
- IASB [2014], *Comment letters*.
<http://archive.ifrs.org/IFRS-for-SMEs/ED-Octob>

- er-2013/Pages/Comment-letters.aspx
(最終閲覧日は 2019 年 2 月 21 日)
- IASB [2015], *IFRS for SMEs*.
<https://iacsa.co.za/wp-content/uploads/2019/01/IFRS-for-SMES-2015.pdf>
(最終閲覧日は 2019 年 2 月 21 日)
- IASB [2019], *Second Comprehensive Review of the IFRS for SMEs Accounting Standard, project-history*.
<https://www.ifrs.org/projects/work-plan/2019-comprehensive-review-of-the-ifrs-for-smes-standard/#project-history>
(最終閲覧日は 2023 年 11 月 6 日)
- IASB [2020a], *Request for Information, Comprehensive Review of the IFRS for SMEs Standard*, January 2020.
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/2019-comprehensive-review-of-the-ifrs-for-smes-standard/request-for-information-comprehensive-review-of-the-ifrs-for-smes-standard.pdf>
(最終閲覧日は 2023 年 11 月 6 日)
- IASB [2020b], *Request for Information and comment letters: Comprehensive Review of the IFRS for SMEs Standard, VIEW THE COMMENT LETTERS*.
<https://www.ifrs.org/projects/work-plan/2019-comprehensive-review-of-the-ifrs-for-smes-standard/request-for-information/#view-the-comment-letters>
(最終閲覧日は 2023 年 11 月 6 日)
- IASB [2021a], *SMEIG Agenda ref 1, SME Implementation Group meeting, Second Comprehensive Review of the IFRS for SMEs@ Standard, Cover paper*, February 2021.
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2021/february/sme-implementation-group/ap1-smeig-cover-paper.pdf>
(最終閲覧日は 2023 年 11 月 6 日)
- IASB [2021b], *SMEIG Agenda Paper 3, SME Implementation Group meeting, Second Comprehensive Review of the IFRS for SMEs Standard, Online survey feedback summary*, February 2021.
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2021/february/sme-implementation-group/ap3-online-survey-summary.pdf>
(最終閲覧日は 2023 年 11 月 6 日)
- IASB [2021c], *SMEIG Agenda Paper 4, SME Implementation Group meeting, Second Comprehensive Review of the IFRS for SMEs Standard, Outreach feedback summary*, February 2021.
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2021/february/sme-implementation-group/ap4-outreach-summary.pdf>
(最終閲覧日は 2023 年 11 月 6 日)
- IASB [2021d], *SMEIG Agenda Paper 5, SME Implementation Group meeting, Second Comprehensive Review of the IFRS for SMEs Standard, User survey and user interview feedback summary*, February 2021.
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2021/february/sme-implementation-group/ap5-user-survey-and-interview-summary.pdf>
(最終閲覧日は 2023 年 11 月 6 日)
- IASB [2022], *Exposure Draft, Basis for Conclusions and Illustrative Financial Statements on Third edition of the IFRS for SMEs Accounting Standard*, September 2022.
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/2019-comprehensive-review-of-the-ifrs-for-smes-standard/exposure-draft-2022/bc-ed-2022-1-iasb-ifrs-smes.pdf>
(最終閲覧日は 2023 年 11 月 6 日)
- IASB [2023], *Exposure Draft and comment letters: Third edition of the IFRS for SMEs Accounting Standard, VIEW THE COMMENT LETTERS*.
<https://www.ifrs.org/projects/work-plan/2019-comprehensive-review-of-the-ifrs-for-smes-standard/exposure-draft-and-comment-letters/#view-the-comment-letters>
(最終閲覧日は 2023 年 11 月 6 日)
- IASB [2024a], *Who uses IFRS Accounting Standards?*
<https://www.ifrs.org/use-around-the-world/use-of-ifrs-standards-by-jurisdiction/>
(最終閲覧日は 2024 年 11 月 26 日)
- IASB [2024b], *Addendum to the Exposure Draft Third edition of the IFRS for SMEs Accounting Standard*.
<https://www.ifrs.org/projects/work-plan/addendum-to-the-ed-third-edition-of-the-ifrs-for-smes>
(最終閲覧日は 2024 年 11 月 26 日)
- IASB [2024c], *Staff paper Agenda reference: Second Comprehensive Review of the IFRS for SMEs@ Accounting Standard Sweep issues*, 30 October 2024.
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2024/october/iasb/ap30-ifrs-for-smes-sweep-issues.pdf>
(最終閲覧日は 2024 年 11 月 26 日)
- IASB [2024d], *Second Comprehensive Review of the IFRS for SMEs Accounting Standard, IASB@ Update*, October 2024.
<https://www.ifrs.org/projects/work-plan/2019-comprehensive-review-of-the-ifrs-for-smes-standard/>
(最終閲覧日は 2024 年 11 月 26 日)

IASB [2024e], *IFRS 3, Business Combinations*.
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/publications/pdf-standards/english/2024/issued/part-a/ifrs-3-business-combinations.pdf>

(最終閲覧日は2024年11月26日)

International Accounting Standards Committee Foundation (IASCF) [2010], *constitution*.

<https://www.ifrs.org/-/media/feature/about-us/governance/constitution/constitution-2010.pdf>

(最終閲覧日は2016年3月15日)

河崎照行 [2010] 『『中小企業版 IFRS』の特質と導入の現状』『会計』第178巻第6号, 737-748頁。

Kroll Inc.

<https://www.kroll.com/>

(最終閲覧日は2024年11月26日)

櫛部幸子 [2015] 「我が国における『中小会計要領』の有用性と今後の適用可能性」『中小企業会計研究』中小企業会計学会, 第2015巻第1号, 16-27頁。

櫛部幸子 [2016] 『中小企業会計基準の課題と展望』同文館出版株式会社。

櫛部幸子 [2019] 「IFRS for SMEsの改訂に関する

一考察ーSection29 法人所得税を中心にー」『中小企業会計研究』中小企業会計学会, 第2019巻第5号, 46-58頁。

櫛部幸子 [2024] 「IFRS for SMEsの改訂に関する一考察：情報の要請・包括レビュー, 公開草案のコメントレーター分析を中心に」『産業経理』第83巻第4号, 26-40頁。

櫛部幸子・宗田健一 [2018] 「減価償却再考：中小会計要領の改定を視野に入れて」『産業経理』第77巻第4号, 96-107頁。

櫛部幸子・宗田健一 [2022] 「中小企業における資金情報作成の必要性ーコロナ金融支援を受けた中小企業に対するアンケート調査の分析を基礎としてー」『大阪学院大学商・経営学論集』第48巻第1号, 29-48頁。

櫛部幸子・宗田健一 [2024] 「税理士の支援が中小企業の資金調達と返済にあたえる影響ーコロナ禍・アフターコロナにおける税理士へのアンケート調査結果を基礎としてー」『中小企業会計研究』中小企業会計学会, 第2024巻第10号, 50-63頁。

II 査読論文

我が国における会計基準の相互承認戦略の形成過程 —アクター・ネットワーク理論を視座として—

福田 雄 介
大阪公立大学大学院

要 旨

本稿は、我が国における国際会計基準への対応として形成された「相互承認戦略」を、国内外の多種多様な要素とそれらの相互作用を経て形成されたものとして捉え、その形成過程における、各要素の存在とそれらの相互作用のあり様、そしてそのような相互作用が発生する仕組みや変化の過程を詳細に説明することを通じて、「相互承認戦略」の形成過程を明らかにすることを目的としている。それに際し、アクター・ネットワーク理論を視座として、同理論における「翻訳」の概念をもとに分析を行った。

その結果、相互承認戦略は、経団連による翻訳の結果として捉えられた。経団連は、産業界に当初から存在していたレジェンド問題と二重開示の問題を、我が国の会計制度上の問題へと拡大し、その解決策として、相互承認の要請を提案することで、特に金融庁、JICPA、ASBJ を巻き込んでいた。当該過程においては、国際的な環境変化が、国内において日本基準の信頼性に関する問題として構築されていたことが明らかになった。

このような経団連による翻訳のプロセスにおいて、大きな特徴が二つ見られた。一つ目は、経団連の手法として、その他のアクターの動向に対応して、公表物の内容を変化させることで、翻訳を円滑に進めていたことである。二つ目は、国内における日本基準に対する評価の一致である。当時の我が国のアクターは、会計ビッグバンを根拠に、日本基準は国際的に遜色なく同等であると価値づけていたのである。

本稿では、アクター・ネットワーク理論を視座とすることで、相互承認戦略という我が国における国際会計基準を巡る制度上の対応決定過程を、経団連による翻訳のプロセスとして捉え、合意形成の過程を詳細に説明することができた。アクター・ネットワーク理論は、国際会計基準を巡る議論を、翻訳の過程として説明することを可能にすると考えられる。

(2024 年 12 月 16 日審査受付 2025 年 6 月 11 日掲載決定)

I はじめに

2000 年以降、会計基準の国際化は、各国において、自国の会計基準を IFRS^①に収斂させる方向で進められ（大塚 [2019]，39 頁），各国の対応は，IFRS とのコンバージェンスを図るもの（コンバージェンス国）と，IFRS を国内基準として採用する（アドプション国）ものとともに大別されるようになった（橋本 [2022]，100 頁）。こうした二つの対応のあり方は，2000 年代初頭における欧米の対応，すなわち，EU はアドプション，米国はコンバージェンという対応方針を示したことに端を発している^②。その一方で，当時の我が国は，そのどちらでもない対応方針を採用していた。すなわち，日本基準は国際的な基準と遜色なく同等であるという考えのもと，欧米において日本基準の受け容れを要請するという「相互承認戦略」を採用していたのである。このような方針は，金融庁企業会計審議会が 2004 年 6 月 24 日に公表した「国際会計基準に関する我が国の制度上の対応について（論点整理）」（以下，「論点整理」）において明らかにされたものである。

当該「論点整理」の公表は，IFRS 対応のあり方に関する結論の先送りと評され，その後の我が国における国際会計基準を巡る議論に影響を及ぼすものであった（杉本 [2017]；大日方 [2023]）。近年，我が国における IFRS を巡る環境に変化が生じており（金融庁 [2023]）^③，企業会計審議会会計部会で議論がなされるなど，今後の対応に変化が生じる可能性が存在する^④。そのようななかで，従来の国際会計研究においては，IFRS の経済的帰結に関する研究が多数を占めており（真田 [2021]），日本の会計制度に関する研究や，日本の固有性を強く意識した研究は少ないため，我が国の会計制度が，いま，なぜ，そのような形で存在している

のか，その経験的な意味をあきらかにする必要がある（大日方 [2023]）。

本研究は，我が国における国際会計基準への対応として形成された「相互承認戦略」に着目する。「相互承認戦略」は，我が国における国際会計基準をめぐる議論の一つの起点であり，国内外の多種多様な要素とそれらの相互作用を経て形成されたものとして捉えられる。本研究の目的は，そのような「相互承認戦略」の形成過程における，各要素の存在とそれらの相互作用を捉え，相互作用が発生する仕組みや変化の過程を詳細に説明することを通じて，「相互承認戦略」の形成過程を明らかにすることである。それに際し，本研究では，アクター・ネットワーク理論（Actor-Network Theory：以下，「ANT」）を視座として，同理論における翻訳の概念を用いて分析を行う。すなわち，相互承認戦略の形成を，あらゆるアクターが織りなす相互作用の形成過程とその結果として捉え，Callon [1986] が示した翻訳のプロセスを適用し，アクターの利害・関心の変化を追跡することを通じて分析する。

II 相互承認戦略の形成

「論点整理」は，企業会計審議会が，我が国の国際会計基準への対応方針として，日本基準は国際的に遜色なく同等であることを主張し，EU において引き続き日本基準の受け容れを要請するという「相互承認戦略」を明示した公表物である。「論点整理」の公表は，2004 年 2 月 20 日に開催された企業会計審議会総会において，同審議会企画調整部会における審議事項として「国際会計基準に関する我が国の制度上の対応」が決定されたことを契機としている。その背景として，EU におけるいわゆる「IAS 規則」の採択と，「目論見書指令」及び「透明性

指令」の公表がある⁵⁾。こうした EU の動向に対し、我が国においてもその対応が急務となったのである。同総会においては、金融庁が作成した『2005 年問題』の論点と考え方」という審議資料が提示されたが、同資料の内容をより具体化したものが「論点整理」であった。杉本 [2017]によると、ここでの論点と考え方こそ、実はその後の日本における IFRS への対応のあり方の基本的な原型であり、それを審議のうえ取りまとめた「論点整理」は、企業会計審議会による本質的な考え方を表明したものであるという (810 頁)。その主な論点は、①外国会社の IFRS による開示と②わが国企業の IFRS の採用であった (金融庁 [2004b])。しかしながら、「論点整理」では、IFRS に準拠した外国会社への対応のあり方を明示した一方⁶⁾、日本における IFRS への対応のあり方は先送りし、その具体的な考え方は、EU による第三国の会計基準の同等性評価の結果などを見極めたうえで、速やかに結論を出すとの姿勢を示すにとどめたのである (杉本 [2017], 814 頁)。

このような結論の先送りについて、大日方 [2023] は、IFRS の問題点を議論する機会を失い、IFRS の積極推進を拡大させ、その結果、現在の「任意適用+コンバージェンス」という特異な体制を作ることとなったと評している。また、論点整理では、後に議論されることとなる、連結先行や連単分離の論点も当面の課題として挙げている。したがって、「論点整理」は、我が国における国際会計基準への対応の議論において重要な原点となる公表物とも言えるが、先行研究においては、「相互承認戦略」に着目した研究は決して多いとは言えない。そのため、「相互承認戦略」の形成を示す「論点整理」の公表に至る過程を分析することは、これまでの我が国における国際会計基準への対応の決定過程を理解するために必要不可欠な作

業と言える。

国際会計基準への対応については、これまで多くの研究がなされてきた。1960 年代から 1970 年代にかけては、①支配会社会計、②国際比較研究、③会計基準の国際的統一化、の 3 つの領域を主としてなされてきた (黒田 [1975])。その後、1973 年の IASC 設立から 2001 年の IASB 設立のまでの間は、各国における「国際会計基準の国内化」(染谷 [1984]) を国際比較し、財務報告に影響を及ぼす要因に基づく各国会計の類型化研究が数多くなされるなど (若杉 [1992]; 橋本 [2022])、その中心的課題は会計と環境要因との関係を軸とした類型化であった (徳賀 [2023])。2000 年代以降においても、各国における制度的対応の研究はなされており (例えば、平松・徳賀 [2005]; 孫 [2020] など)、会計基準と環境要因との関係が常に中心的なテーマとして取り上げられてきた (徳賀 [2023])。

しかしながら、近年の国際会計に関する研究においては、国際会計基準を適用したことによる経済的帰結に関する実証研究が多数を占めている状況にある (草野 [2019]; 真田 [2021])。これらの研究は、IFRS 適用の事後、あるいは事前事後の変化を対象として、定量的データを用いた研究であるが、そのデータは、その国の会計制度のあり方によってアウトプットされるものであるため、データに影響を及ぼす多種多様な要因が想定される。実際に、国際会計基準の適用による影響には、エンフォースメントなど、各国あるいは地域固有の要因が含まれることが指摘されている (例えば、Barth *et al.* [2008]; Christensen *et al.* [2015] など)。そのため、国際会計基準への対応を理解するために、各国・地域固有の要因を考慮した会計制度設計に着目した定性的な研究の重要性は高まっていると言える。

我が国における国際会計基準への対応に着目した研究では、先に述べたように、我が国固有の環境要因が指摘されてきたが、多くの先行研究においては、我が国における国際会計基準への対応と環境要因の関係性として、国際的な動向（外圧）と国内の関係者の動向（内圧）の相互作用として整理されている（例えば、Tsunogaya [2016]；Tsunogaya and Patel [2020]；杉本 [2017]）。これらの研究は、国際的な圧力と、それに対する国内の関係者による抵抗あるいは適応する構造を記述するが、ここでは環境要因の外在性を前提とし、会計制度の変化が環境適応として描かれている。本研究において着目する「相互承認戦略」の形成過程においてもまた、多種多様な要素の存在として、EUの動向による影響、特に、同等性評価の影響が強調されるとともに（荒鹿 [2015]；杉本 [2017]）、それを受けた経団連などの国内機関の影響力が指摘されている（大日方 [2023]）。

その一方で、ANT では、環境は、あらかじめ存在するものではなく、アクターが相互に作用して構築されたもの（Latour [2005]）、すなわち、外部に自然に存在するものではなく、外部の状況を認識したアクターによって意味づけられ、他者に伝達されることで広く認識されるものとして捉えられる。先行研究においては、そのような環境要因そのものの性質やその構築性への言及が不足していると考えられる。そこで、本稿においては、人的非人的問わずあらゆるアクター間の相互作用に焦点をあててANT を視座として、環境要因の構築性も含めて相互承認戦略の形成過程を明らかにすることを試みる。

Ⅲ アクター・ネットワーク理論と翻訳

1. アクター・ネットワーク理論

ANT とは、1980 年代以降、M. Callon, B. Latour および J. Law が中心となって発展させてきた立場であり（栗原 [2022]）、一つの完成された理論ではなく、様々な事例研究の積み重ねで発展してきた記述の集積体として捉えられる。その大きな特徴は、非人間も、人間と同様にアクターとして扱う点である⁷⁾。ANT における「アクター」とは、「行為の源ではなく、無数の事物が群がってくる動的な標的」（Latour [2005]，邦訳 88 頁）であり、「何かをするあらゆるもの」を意味する（Akrich and Latour [1992]；Latour [2005]）。すなわち、エージェンシー（何かをする力）をまとったあらゆるものをアクターとしている。この時、アクターは、単独では存在せず、他のアクターとの「連関（association）」によってエージェンシーを身にまとい、そこにつながりを形成することで、その実在性を獲得する（Latour [2005]）⁸⁾。アクターを取り巻く連関が変われば、そのアクターの実在性も変化し（伊藤 [2022]）、アクターの行為も変化することになる。ANT とは、そうしたアクターのエージェンシーとアクター間の連関をたどり、モノの記録された動きとして連関のあり方とその変化を詳細に記述する立場と言える。このモノの記録された動きを記述するためにたどられ、捉えられた状況そのものを、ANT では、「ネットワーク」と表現している。ANT において重要なことは、アクターの連環が、詳細な記述として現れ表現されることであり、ネットワークとしてアクターを展開させること、すなわち、アクターの数の増加、アクターを動かすエージェンシーの範囲の拡大、グループやエージェンシーの安定化に資す

る能動的なモノの数の増加であり、「議論を呼ぶ事実」をめぐる論争が地図化されることである (Latour [2005])。ここでの「議論を呼ぶ事実」とは、非常に不確実性が高く、激しい議論を呼び起こしつつも、実在しており、客観的で、非定型的なものであり、その痕跡が至るところで見つかるものである (Latour [2005])⁽⁹⁾。ANT は、そのような事実の構築過程をアクターの連関からたどり、その結果捉えられた事実の構築過程を「アクター・ネットワーク」として表現している⁽¹⁰⁾。つまり、ANT とは、人間と非人間を含むさまざまなアクターが織りなす関係を通じて特定の現実が生み出される過程を追跡し、関心のある事象について、詳細な記述として報告するものとして捉えられる (Lukka *et al.* [2022], 堀口 [2018])。

2. 翻訳のプロセス

ANT において重要な概念が翻訳 (translation) である。翻訳とは、「ある原因を (象徴的なものなどに) 移送する関係ではなく、二つの媒介子 (mediator) の共存を引き起こす関係」(Latour [2005], 邦訳 203-204 頁) であると定義される。すなわち、あるアクターを起点にして種々のアクターが結び付けられ共に変化していく過程であり (久保 [2022])、同盟関係を結ぶアクター間の相互作用が生まれることを意味する (Chua [1995])⁽¹¹⁾。アクター間の相互作用が生じる時、相互の関心が「翻訳」されて関係性が構築されると捉えるのである。Latour [2005] は、この翻訳によってたどられたものがアクター・ネットワークであると述べている。ANT は、翻訳の概念を用いてアクター間の相互作用の形成と変化をたどり、事実の構築過程を捉える視座と言える。しかしながら、この翻訳は連鎖するものであり (Latour [1999])、流動的で、複合的で、可逆的なことが多いため

(Latour [1987], [1999], [2005])、アクター・ネットワークの形成と発展は、容易ではなく、必ずしも連続的あるいは直線的なものとして捉えられるわけではない。また、最終的に、翻訳の連鎖が成功し、アクター・ネットワークが安定化し拡大していく場合もあれば、崩壊する場合もあり (Callon [1986])、翻訳は、常に不安定で失敗しやすいプロセスと言える (Law [2009])。

Callon [1986] は、翻訳を、「問題化 (problematisation)」、「関心付け (interessment)」、「取り込み (enrolment)」、「動員 (mobilisation)」の 4 つのモメント (moment) に整理している。問題化とは、アクターが、他のアクターの性質と問題そのものを定義し、自らを「必須通過点 (obligatory passage point)」として位置づけ、その解決策を提案することで、問題解決の過程において不可欠な存在になろうとすることをいう (Callon [1986])。すなわち、自身が正しい解決策を有していることを示すことで、他者を説得し、自身の考えに従わせようとするアクターの努力であり (Alcoufe *et al.* [2008])、特定の問題を、より広範な問題へと固く結びつけようとする特徴がある (堀口 [2018])。

次に、関心付けとは、他のアクターを、問題化で提案された役割に固定化しようとするプロセスをいう (Callon [1986])。すなわち、他のアクターを問題に巻き込むための仕掛け (森下 [2022]) を用いて、アクターを特定の役割に誘導することをいう。この段階を通じて、アクター間の関係性を強める試みも関心付けに含まれる (Caria and Gomes [2022])。

関心付けの後には、取り込みが行われる。取り込みとは、相互に関連する役割のセットが定義され、アクターを相互に関連付けようとする一連の戦略をいう (Callon [1986])。関心付けという仕掛けが、必ずしも成功するとは限らな

い。そこで仕掛けをうまく働かせ、他のアクターを巻き込むために多くの交渉を行うのである（森下 [2022]）。それらの交渉を通じて、役割の定義とその配分を行い（堀口 [2018]）、試行錯誤しながら、同盟関係の構築を図るのである。すなわち、アライアンスネットワークの構築であり、その目的は、利害関係者間の利害に関する合意の構築と言える（Alcouffe *et al.* [2008]）。取り込みについて説明することは、関心付けと、それを成功させるために伴う多面的な交渉、強さの試練⁽¹²⁾および策略を説明することでもある（Callon [1986]）。

取り込みが成功した場合、動員が行われる。動員とは、様々な集団の代弁者が、その集団の代弁者として適切な役割を果たし、後から裏切られないようにするための一連の手法をいう（Callon [1986]）。すなわち、特定の目的に向けて、集団的な行為を取らせるよう組織し促進することを指す（森下 [2022]）。この動員によって、多数のアクターが巻き込まれ、アクター間の関係性の拡大と安定化が図られるのである。

Callon [1986] が示した翻訳の概念は、利害・関心が変化するプロセスを意味し、合意形成の過程を説明するモデルである（森下 [2022]）。Callon [1986] は、翻訳を用いて、アクター間の関係性の変化と安定化の過程を示すとともに、アクターの思わぬ行動で、簡単にネットワークは崩壊することを説明したのである。ANT は、このような翻訳の概念を中心として、アクターの利害関心（目標）が、交渉の過程においていかに変化したのか、それを受けて、他のアクターは、どのように関心を寄せ、取り込まれたのか、そして、それらの過程を通じて、アクターらが合意を形成し、最終的に「事実」がどのようにして構築されるのかを詳細に記述する視座を提供すると考えられる。

3. 本研究への適用

そのような ANT を用いた会計研究は主に管理会計分野において発展し、1980 年代以降、増加傾向にある（Justesen and Mouritsen [2011]）。Latour の影響を明らかに受けた初期の会計学者として、例えば Miller [1991] が挙げられる。Miller [1991] は、1960 年代の英国における投資意思決定のための DCF 法（Discounted Cash Flow Method）の普及と経済成長の関係性について「翻訳」と「問題化」の概念を用いて分析を行っている。その結果、当時の英国における DCF 法の普及は、DCF 法支持者によって、DCF 法が個別企業の収益性だけでなく、国家の経済成長に大きく貢献すると「問題化」されたことで、「翻訳」がなされ、企業を超えた国家の政治的なプログラムのなかで生じたプロセスの結果であることを明らかにしている。その他にも、Robson [1991] や Chua [1995] の研究が挙げられる。その後、ANT は、管理会計研究における新たな会計（技術）の出現や普及など会計の変化に着目した研究に利用され、会計は動的なプロセスの結果として説明されてきた（例えば、Boland and Schutze [1996] ; Briers and Chua [2001] ; Hakansson and Lind [2006] ; Hansen and Mouritsen ([1999], [2005]) ; Jones and Dugdale [2002] など）⁽¹³⁾。Justesen and Mouritsen [2011] は、ANT を用いた会計研究について、会計そのものをアクターとして捉え、会計を社会的な説明の中に位置づけ直す、もしくは組み直すような試みとして捉えている⁽¹⁴⁾。また、Alcouffe *et al.* [2008] は、会計研究における ANT の適用は、会計の変化という事実（社会現象）の構築過程について、そこにいかなる要素があり、要素間でどのような関係性があったのかを記述することを可能にすると主張している。ANT は、社会のなかで

会計が構築される過程を、あらゆるアクターの連関から、その構築過程を動的なプロセスとして詳細に説明する視座として用いられてきたのである。

ANT を用いた会計研究のなかでも、近年、国際的な基準の普及について分析した興味深い研究がいくつか存在する。例えば、Mennicken [2008] は、ソ連崩壊後、ロシアの監査法人が、どのようにして国際監査基準を利用し普及させたのかについて、当該過程を国際監査基準の監査実務への翻訳として捉え、分析を行っている。また、Jorge *et al.* [2019] は、スペインとポルトガルにおける IPSAS の導入を、国の公共部門による会計政策（公的政策）として捉え、国内での IPSAS の採用と普及に対する国際的なネットワークの影響を翻訳の概念を用いて説明している。さらに、Caria and Gomes [2022] は、ポルトガルにおける IFRS の早期任意適用企業における IFRS の導入プロセスに焦点を当て、国内基準から IFRS への切り替わりを、翻訳のプロセスを用いて分析している。

これらの研究に共通するのは、ANT を視座として、国際的な基準の適用を、「会計イノベーション」の普及として分析し、Callon [1986] が示した翻訳の概念を用いて人的・非人的問わないあらゆるアクターの連関から、そこでの論争と合意形成の過程を詳細に説明している点である⁽¹⁵⁾。これらの研究では、基準そのものや財務書類、法令や規則、会計システムなどの環境がアクターとして示されるとともに、それらのアクターと他のアクターとの連関を記述することで、どのように相互作用が生じ、アクターとして構築されていったのかを詳細に説明している。また、翻訳のプロセスを用いることで、具体的で文脈に特化した翻訳を (Caria and Gomes [2022])、4 つのモメントに整理して、利害・関心の変化のプロセスとして捉え、そこ

での合意形成の過程をより明瞭かつ詳細に説明している。

従来の研究においては、会計制度は社会的に構築された人工物であり (Hopwood [1987])、多種多様な要素の存在とそれらの相互作用を経たものであると捉えられてきたが、ANT を視座としてこれを捉え、会計制度は、翻訳と交渉のプロセスとしても捉えられる。すなわち、会計制度の変化は、部分的かつ交渉を伴う翻訳によって起こるものであり (Andon, *et al.* [2007])、会計制度は、翻訳の連鎖により構築され、維持された一時的な安定にすぎないものとして捉えられる (Quattrone [2009])。この時、先に述べたように、環境もまた翻訳され構築されるものであり、他の要素との相互作用によって、その意味や作用が変化するアクターとして捉えられる。つまり、ANT を視座とすることで、会計制度の変化の過程を動的なプロセスとして捉え、そこでの交渉や利害調整において、従来指摘されてきた環境要因がどのように構築され、認識され、普及し、他のアクターの利害・関心が変化していったのかについてより詳細に説明することができるのである。

以上のことから、本研究においては、上記の会計研究にならい、ANT を視座とし、Callon [1986] が示した翻訳のプロセスを用いて、あらゆるアクターの連関に着目した分析を行う。分析を行うにあたって、ANT では、アクターのエージェンシーは報告物（公表物）に現れると考えるため (Latour [2005])、公表された文書や議事録など、書かれたモノからその痕跡をたどることが重要となる。もし仮に隠れた影響力や関係性が背後にあったという指摘がなされる場合、その痕跡がどこかに存在するはずであり、それがない場合は、そのようなものはないとするのが ANT における立場と言える。そのため、本研究においては、Latour の概念

をもとに、各利害関係者による公表物や企業会計審議会議事録、各報道記事や研究論文等、書かれたモノからアクターの痕跡に着目し、Callon [1986] が示した翻訳のプロセスに基づきアクター間の連関を記述するという手法を採用する⁽¹⁶⁾。

IV 経団連による翻訳

1. 第一の問題化

1990 年代以降、資本市場のグローバル化が急速に進展し、それに伴う国際的な財務諸表の比較可能性の向上や、複数の財務諸表作成によるコスト増への対応等から、各国間で異なる会計基準の相互承認ないし統一化に対する要求が世界的に高まっていた（古市 [2008]）。我が国においては、1996 年頃から、いわゆる会計ビッグバンが行われ、USGAAP および IAS を意識した国際的な会計基準の調和化を図った会計基準が整備されたとともに、IASC の組織改革に後押しされて、ASBJ が設立されるなど、1990 年代後期から 2000 年にかけて、IAS および IASC の重要性は、我が国において高まるとともに、日本企業が外国基準で財務諸表を作成することの容認を要求する意見も見られるようになっていた⁽¹⁷⁾。

そのような状況において、産業界にとって二つの重大な問題が生じていた。一つ目が、レジェンド問題であり、二つ目は、国際的な二重開示の問題である。これらの問題に対応するために、一般社団法人日本経済団体連合会（以下、経団連）は 2001 年 3 月 27 日に「企業会計制度に関する提言」を公表した。同提言の参考資料では上記二つの問題の定義が示されている。すなわち、レジェンド問題とは、1999 年 3 月期決算から、わが国企業が英文で任意に作成するアニュアルレポート（年次報告書）に含まれ

る英文財務諸表に対する監査報告書に、「日本基準により作成された財務諸表であり国際基準とは異なる」といった警句が付記されている問題であり、国際的な二重開示とは、海外において企業活動を展開する場合、国内の会計基準と海外の会計基準にしたがって二種類の財務諸表を作成しなければならない問題である（経団連 [2001]）。これらの問題は、国際的に事業を展開している企業や資金調達を行っている企業にとって、開示コストや資金調達コストに大きな影響があるものであり、ひいては日本企業の国際的な競争力に影響を与える重大な問題であった。

経団連は同提言の公表によって、上記二つの問題をより広範な問題に結びつけて問題提起を行うとともに、その解決策を示していた。まず、レジェンド問題については、会計ビッグバンを経て我が国の会計制度が、既に国際的に遜色ないレベルに達しているにもかかわらず、未だ国際的な理解が十分に得られていないという問題と結びつけ、その解決策として、会計基準設定の枠組みの強化を図ることによる対外的な情報発信機能の拡充と、わが国としての考え方の形成および国際的な議論への反映に努めることを提言していた（経団連 [2001]）。次に、国際的な二重開示の問題については、証券取引法会計、会社法会計、税務会計の整理の必要性和、開示制度の整備、効率化の必要性という問題と結びつけ、その解決策として、国内における外国基準の容認を提言していた⁽¹⁸⁾。

以上のように、「企業会計制度に関する提言」の公表は、経団連による問題化として捉えられる。経団連は、自身が認識していた二つの問題の存在を明確にするとともに、レジェンド問題を、我が国の会計制度が国際的に十分に理解されていない状況と結び付け、また、二重開示の問題を、いわゆるトライアングル体制の整理お

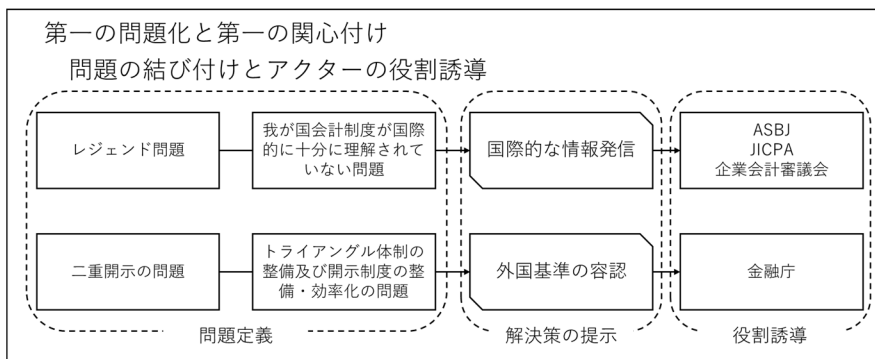
よび開示の制度の整備・効率化の必要性和結び付けて、問題を定義したのである。そして、前者について、国際的な情報発信を解決策として示し、後者について、外国基準の国内での容認を求めることを解決策として示していた。「企業会計制度に関する提言」は、産業界にとっての問題を会計制度上の問題へと拡大し、その解決策を示すことで、他者を説得し、自身の考えに従わせようとする経団連の努力（問題化）であった。この時、問題の当事者として、企業を代表して経団連は自身を必須通過点として設定していたと言える。その背景には、レジェン

ド問題や新 IASC 設立のための指名委員にアジアから香港が選ばれ、日本からは選ばれなかった等の問題も存在し、経団連は国際会計基準設定への積極的関与の必要性を認識していたことが挙げられる（経団連 [2000]）。

2. 第一の関心付け

「企業会計制度に関する提言」は、経団連による政策提言（意見書）の一つであり、特定の誰かに提出されたものではない。しかし、その内容は、今後の会計制度改革の基礎を求めるものであり（経団連 [2001]）、我が国における規

図1 第一の問題化と第一の関心付け



制当局、すなわち、金融庁への提言であったと捉えられる。というのも、経団連は被規制者である企業を代表した団体であるため、企業会計制度に関連した経団連の提言は、日本企業の利益を代表するものであり、その相手は規制当局として捉えられるためである。上記の提言の場合、経団連が目指す利益は、レジェンド問題による不利益と二重開示によるコスト増の回避であった。その解決策として相互承認の要請を打ち出したものの、相互承認の実現には各国の規制当局による協議が必要であったため、同提言は、金融庁に対し、今後の会計制度改革における役割の誘導を図ったものと解される。

また、経団連は、同提言の文末において、具体的な名称を示し、他のアクターに対しても役割の誘導を図っていた。同提言では以下のような文章で締めくくられていた。

「上記のような会計制度の総合的改革を進め、国際的な発言力を強化し、適切な評価を得るためには、民間を主体とした常設の会計基準設定主体の設置と、国際会計基準委員会への参画が不可欠である。現在、企業会計審議会により策定されている会計基準ならびに公認会計士協会により策定されている実務指針について、市場参画者が広く参加し、経済実態に合致した基準作りが可能となるよう、円滑な移行が

望まれる。」(経団連 [2001])

すなわち、当時設立中であった ASBJ に、我が国の国際的な情報発信の役割を担うよう誘導していたのである。会計基準の問題は会計基準設定主体が主体であり、IASB への参画は ASBJ の役割であったため、経団連にできることが限られていた。このような言及は、当時、民間の会計基準設定主体設立に向けて行動を起こしていた利害関係者らをまきこむための仕掛けとしても捉えられる。特に経団連は、ASBJ の母体である FASF の設立に際しては、設立準備委員会委員長は八木良樹経団連経済法規委員会企業会計部会長が担い、経団連として企業に会員募集を呼びかけるなど(経団連 [2001])、中心的な役割を担っており、その影響力は大きかったと思われる。この当時の経団連の見解として角田博経済本部長は、経済のグローバル化が進展するなかで、企業には国際的に調和のとれた企業実体の開示が求められ、国際会計基準を受動的に受け入れるのではなく、積極的にその策定に関与し、調和を図ることの必要性について正しい理解と覚悟が求められると述べている(経団連 [2000])。そのような会計基準設定への考えを背景に、企業会計審議会および公認会計士協会という、我が国の会計基準設定の中心機関に対しても、その役割の誘導を図っていたと言えよう。以上のように、「企業会計制度に関する提言」によって経団連は、産業界の問題を我が国全体の問題と結びつけて問題定義を行い、解決策を提起するとともに、その解決策に向けての役割を、他のアクターに対し誘導を図っていた、すなわち、問題化と関心付けを行っていたのである(図 1)。この時、レジェンド問題と二重開示の問題という環境は、「企業会計制度に関する提言」を通じて、特定の意味を付与されて実在性を獲得したと言える。

V 翻訳の連鎖

1. 第二の問題化

産業界にとって、レジェンド問題および二重開示の問題の解決は喫緊の課題であった。そのようななかで、欧州において大きな動きがあった。EU において、2002 年 7 月に「国際会計基準 (IAS) の適用に関する規則」が採択され、これに伴い、翌年の 2003 年 7 月には、発行開示を規制する「目論見書指令」が採択されたのである。これにより、もし日本基準が、IAS と同等と判断されなかった場合、EU に上場する日本企業は IAS に従った連結財務諸表を作成する可能性が生じたのである。経団連は、2003 年 6 月から、こうした EU の動きに対応するための具体的な活動を開始した(八木 [2004])。2003 年 6 月 24 日には、経団連経済法規委員会において IASB の Tweedie 議長及び Jones 副議長と意見交換を行い、同年 10 月 7 日には、同委員会にて IASB の山田辰巳理事と意見交換を行っている。そのような活動の結果、経団連は、2003 年 10 月 21 日に「会計基準に関する国際的協調を求める」を公表したのである。これは、近年の欧米の動向をうけて⁽¹⁹⁾、2005 年以降、日米欧の 3 つの主要な市場においてそれぞれ異なる会計基準が並存することになることを前提とした、国際的な会計基準の整備ならびに IASB の基準設定のあり方についての提言であった(経団連 [2003b])。その内容は、当時の「産業界の思いを凝縮したもの」(八木 [2004], 30-31 頁)であり、企業会計審議会総会(2003 年 10 月 31 日開催)にて、経団連を代表して遠藤臨時委員が、大きく二つの問題についての提言である旨を説明している。一つ目は、「日本の会計基準をどう位置付けるかの問題」、二つ目は、「国際会計基準の設定にどう対応していくのかの問題」である。

特に、日本の会計基準をどう位置づけるかの問題は、具体的にはレジェンド問題と二重開示の問題についてであった。まず、レジェンド問題について、わが国の会計・監査基準はすでに国際的に遜色ない水準までに整備されているにもかかわらず、当該整備状況が十分に理解されていない状況にあるとし（第1章第1節第1項）、当該整備状況を提携先に十分理解されるよう直ちに説明を行い、レジェンド問題を早期に解決すべきである旨、すなわち、国際的な信頼回復の必要性が示された（第1章第1節第2項）。これは「企業会計制度に関する提言」と同様に、レジェンド問題の存在と、我が国会計制度の国際的な信頼性の問題と結び付け、その解決策として、情報発信を示したものであった。

次に、二重開示の問題について、国ごとに会計を取り巻く環境が異なるなかで、比較可能性と実態開示の適切性を確保し、資本市場のグローバル化に対応するために、先ずは日米欧がそれぞれの基準に基づく財務諸表を相互に受け容れる体制を作ること、すなわち、日米欧会計基準の相互承認の重要性が示された（第1章第2節）。また、その前提として、日本企業が日本基準に準拠して作成した財務諸表は、欧州各国において受け容れられていること、わが国では金融庁長官が認める場合、外国企業が自国基準に準拠して作成した財務諸表を受け容れていること、さらに、日本企業が米国基準に準拠して作成した連結財務諸表を受け容れていることが示された。二重開示の問題について「企業会計制度に関する提言」では、その解決策として、国内での外国基準の容認のみが示されたのに対し、「会計基準の国際的協調を求める」では、日米欧会計基準の相互承認が示されたのである。

以上のように「会計基準の国際的協調を求め

る」は、EUにおけるIFRSの強制適用決定を背景に、未だ解決されていなかったレジェンド問題と、より深刻化するおそれが生じた二重開示の問題について、日本の会計基準をどう位置づけるかの問題に拡大しての問題提起であった。また、経団連は、その解決策として、レジェンド問題の早期解決のための情報発信と、日米欧における相互承認の実現を、併せて提示していた。したがって、経団連による「会計基準の国際的協調を求める」の公表は、欧州の動向に対応して、経団連が「企業会計制度に関する提言」からその内容を変化させて、さらなる問題化を重ねて行ったことを示している。

なお、国際会計基準の設定にどう対応していくのかの問題については、個別具体的にIASBのガバナンス、業績報告、金融商品の全面時価会計、退職給付会計について言及し、我が国の意見を反映することを提言していた。経団連はかねてより、国際会計基準設定主体への積極的関与の必要性を明言しながら（経団連[2000]）、IASBの考え方は論理が偏りすぎているとの意見や（経団連[2003a]）、現実を踏まえた議論を進めてほしいという要望（経団連[2003c]）を行うなど、IFRSの基準設定に対し懐疑的であった。経団連としては、「先ずは」という表現にあるように、相互承認を優先していたと思われる。

2. 第二の関心付け

「会計基準に関する国際的協調を求める」において、経団連は、具体的なアクターの名前を出すことで、そのアクターの役割を強調していた。まず、レジェンド問題の解決については、警句の付記がアメリカの4大監査法人の方針であることから、JICPAおよび国内監査法人に対し、「わが国における会計・監査基準の整備状況を提携先に十分理解されるよう直ちに説

明を行い、レジェンド問題を早急に解決すべきである」(第1章第1節第2項)ことを提言している。「企業会計制度に関する提言」においては、日本基準の情報発信を重視したのに対し、「会計基準に関する国際的協調を求める」においては、監査法人および JICPA に対し直接的かつ具体的に要請を行ったのである。次に、相互承認については、金融庁に対し、「米国 SEC や欧州委員会および EU 加盟各国の監督当局等に対して、わが国会計基準の受け容れについて、強くかつ迅速に働きかけること」(第1章第2節)を提言している。会計基準の相互承認は、SEC や EC および EU 加盟各国の証券規制監督当局に権限があり、民間からの働きかけには限界があったため、我が国の規制当局である金融庁に対し、他国の規制当局に対し実際に働きかけを行うという役割の誘導を図ったのである。

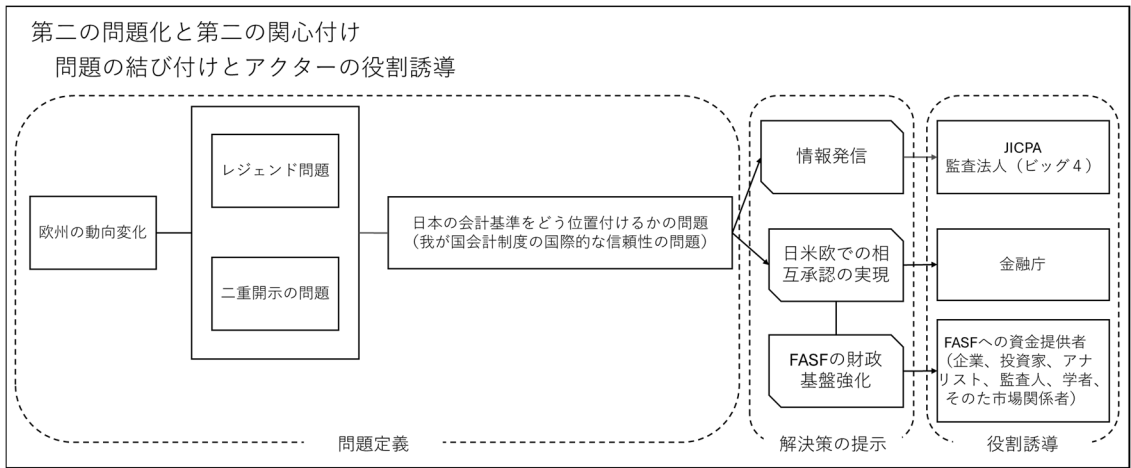
さらに経団連は、「会計基準の相互承認と IASB における基準策定への貢献を図るためには、企業会計基準委員会において、理論的裏付けと国際的な流れを踏まえつつ、実務上で適用可能な会計基準が適切に策定される必要がある」として、「企業会計基準委員会の活動が円滑に進められるよう、その運営母体である(財)財務会計基準機構の財政基盤について、財務諸表作成者である全企業、財務諸表利用者である投資家やアナリスト、監査人、学者、その他市場関係者全体で広く支援していく体制を早急に確立すること」(第1章第3節)を提言している。すなわち、相互承認の実現のために、財務会計基準機構の財政基盤強化をさらなる解決策として交渉し、財務諸表作成者、利用者、

監査人、学者、その他市場関係者に対し、資金提供の呼びかけを行ったのである。これは、経団連が、相互承認の実現と、FASB の財政基盤強化および ASBJ の活動の結びつけを図ったことを示している。

また、その10日後に開催された企業会計審議会総会では、経団連を代表して遠藤臨時委員が、関係するアクターらにさらなる呼びかけを行っている。具体的には、レジェンド問題については、JICPA、主要監査法人、特にビッグ4に対して積極的に対応していくことを要望し、相互承認については、「SEC あるいは EU 当局あるいは各国の当局に対しまして、金融庁を先頭に働きかけ」を要望した。経団連は、「会計基準に関する国際的協調を求める」の公表後すぐに、企業会計審議会において、JICPA、主要監査法人(ビッグ4)、金融庁に対し、さらなる役割の固定化を図ったのである。

以上のように、「会計基準に関する国際的協調を求める」によって経団連は、欧州の動向変化と産業界の問題を結びつけながら、それらを我が国全体の問題と結びつけて問題定義を行うとともに、「企業会計制度に関する提言」よりも具体的に解決策を提起し、それに向けた役割もまた具体的に指摘し誘導を図ることで、さらなる問題化と関心付けを重ねていたのである(図2)。この時、欧州の動向変化という環境は、「会計基準に関する国際的協調を求める」を通じて、その実在性を獲得するとともに、レジェンド問題と二重開示の問題との連関から、それらのアクターとともに我が国会計制度の信頼性の問題を意味するアクターへと変化したと言える。

図2 第二の問題化と第二の関心付け



VI 同盟関係の構築

1. 取り込み

経団連による「会計基準に関する国際的協調を求める」の公表後、実際に金融庁は、欧州に対し、我が国会計基準を引き続き受け容れるよう要請を開始した。2003年11月の「日・EU財務金融ハイレベル対話」では、ECに対し指摘を行い、さらにECとの個別対話(2003年12月)やEC域内市場総局長宛にレターの発出(2004年1月)を行っている。経団連が関心付けで示した役割を金融庁は実際に果たしたのである。また、金融庁は、2004年2月20日に企業会計審議会総会を開催し、審議を開始した。同総会にて、今後の企画調整部会の方角性として、「国際会計基準に関する我が国の制度上の対応という問題」を企画調整部会で取り上げることが決定されたが、その決定にあたって、大きく二つの背景が示された。一つ目は、EUにおいて、2003年11月に財務理事会が、「透明性指令」に政治的合意をしたことである。目論見書指令は発行市場への適用であったのに対し、透明性指令は、流通市場を対象にした継続開示に対する規制であるが、その中で

EU域外企業の取扱いは、目論見書指令と同様とされ、何も変更がなされなかったのである。

二つ目は、英国の動向変化である。英国において、英国金融サービス機構(FSA)が、2003年10月8日に、上場規則の改正案を提案したのである。現行の英国の上場規則の下では、英国に上場している日本企業等が我が国会計基準に従って作成した財務諸表が受け容れられていたが、この改正案では、英国で主に上場しているEU域外企業に対して、IASまたはUSGAAPの使用義務付けが提案され、日本基準が除外されたのである。これを受けて金融庁は、2004年1月27日にFSAに対しコメント・レターを送付し、会計ビッグバンを通じて、日本の会計基準は、国際的な会計基準と整合性のあるものとなっていることを根拠に、「英国以外で主に上場している制度の維持、ロンドン証券取引所に上場する日本企業が、国際会計基準(または米国会計基準)と同等のものとして日本の会計基準を引き続き使用することを認めることを、真摯に要請する」(金融庁[2004a])ことを訴えた。当時、EUでは75社程度の日本企業が上場しており、うち25社程度はロンドン証券取引所に上場、また、少なくとも180

の日本の証券発行者が転換社債やワラント付社債を含む債券を EU 域内で上場しており、そのうち少なくとも 108 がロンドン証券取引所に上場していたため（金融庁 [2004a]）、FSA の改正案の影響は大きかった。この英国の動向変化については、経団連も 2004 年 1 月 30 日に、FSA に対しコメント・レターを送付している。経団連は、同コメント・レターにおいて、IAS/ISAs（国際監査基準）、米国基準と比べ、日本基準の質が劣ることはなく、同等であること、我が国企業は、イギリスの資本市場、投資家の利益に貢献してきていること、EU の同等性評価の細目が決定する前に、イギリスが制度改正を図る意図が不明であり容認できないことを理由に、日本基準での財務報告を認めるべきであることを要求している（経団連 [2004a]）。

以上のような欧州における状況の変化から、欧州での将来的な日本基準の受け入れ可能性の低下が現実的となり、経団連が意味づけた日本基準の信頼性の低下という問題がより浮き彫りになった結果、企業会計審議会総会において、議論が開始されたのである。実際に、同総会にて示された『「2005 年問題」の論点と考え方』では、経団連の主張と一致する箇所が存在する。同資料では、最初に「2005 年問題」の定義が記載され⁽²⁰⁾、主要な論点として、外国会社の IFRS による開示、わが国企業の IFRS の採用、国際的な開示制度との整合性、IASB 等への対応が設定されたが、なかでも、同資料の第 2 章「前提条件の整備」において、「わが国は、近年、会計基準、監査基準、開示基準の大幅な整備改善を進めてきており、国際的にも遜色ないものになったと考えられるが、レジェンド問題が完全には解消していないなど、わが国のディスクロージャーの進展が国際的には十分に理解されていないとの指摘がある」（金融庁 [2004b]）と、経団連が公表した上記 2 つ

の公表物と同様の指摘がなされている。また、第 3 章第 4 節第 2 項においては、会計基準の相互承認については、IFRS の開発を妨げるものではなく、会計基準の収斂プロセスの過程において、相互承認が可能な程度まで差異を縮小していくとの基本的な認識に基づいて、各国のコンセンサスを得ることが必要であると考えられるため、一層、わが国の会計基準等の改善の状況を国際的に発信するべきである旨が記載されており（金融庁 [2004b]）、これも経団連の主張と一致している。これらの文章から、金融庁は経団連の意見を尊重していたと考えられる。

また、同日には、日 EU 規制改革対話ブリュッセル会合が開催されており、日本の会計基準を、IAS と同等の会計基準として認めるよう要望を行っている（外務省 [2004]）。この時、日本側の出席者は、外務省経済局長他、関係省庁（経産省、総務省、法務省）の代表者であり、他の省庁による対応もなされていた。特に、経産省においては、2003 年 12 月 19 日に、経済産業省経済産業政策局において、「企業会計の国際対応に関する研究会」が立ち上げられており、その中心メンバーは産業界であったことから⁽²¹⁾、経団連による取り込みの成果として捉えられる。実際に、同日開催の第 1 回研究会では、研究会趣旨説明の後に、経団連の遠藤委員による説明から始まっている。

以上のように、経団連が 2003 年 10 月に、「会計基準に関する国際的協調を求める」を公表して以降、経済産業省、金融庁、外務省などが、欧州の動向に対応すべく、我が国会計基準の同等性の容認、すなわち、相互承認の要請に向けた対応を行っていた。これは、経団連が公表した「会計基準に関する国際的協調を求める」という公表物がうまく働き、金融庁を中心とした省庁関係のアクターが取り込まれていたこと

を示している。この時、レジェンド問題、二重開示の問題及び欧州の動向変化は、経団連によって我が国会計制度の信頼性の問題として意味づけられ、他のアクターにその認識が広く共有されるとともに、それらの存在が他のアクターにとっても自明のものとなっており、経団連による翻訳によって、他のアクターの行動に影響を及ぼす環境要因として構築されたことを示している。

2. 取り込みの進展

その後、2004年3月9日に第8回企画調整部会が開催され、実際に審議が開始された。ただし、第8回企画調整部会では、IASの内容や、証券取引法および財務諸表等規則における外国基準の取扱いが議論され、「結輪を出すというよりはむしろ問題点をえぐり出すところに課題があった」（加古部会長）という審議であった。同部会は、各委員が考える問題点が浮き彫りにされたことで、委員間において認識の共有が促進された審議として捉えられる。この審議終了後の2004年3月17日に、JICPAの2005年問題プロジェクトチームが、「2005年問題に関する提言」（JICPA [2004]）を公表した。同提言では、「我が国の会計基準および監査基準が国際基準と遜色ないものであることを国際的に認知させることが必要（第3章第2節）」であり、そのために、「日本公認会計士協会としても、金融庁、日本経団連そして企業会計基準委員会等と連携し、一貫した主張を伝える必要がある」（第3章第2節）ことが述べられた。JICPAが示したこの「JICPA、金融庁、経団連、ASBJ」というセットは、先に示した経団連が役割の誘導を図ったアクターと一致している。

また、翌月の2004年4月20日には、経団連と欧州産業連盟より、「国際会計基準に関する共同声明」が公表された。同声明においては、

「欧州と日本は...現状を踏まえ、収斂を達成する前の中間的段階として、相互承認の実現に向けて協力する」（第3章）ことが意見として表明された。「会計基準に関する国際的協調を求める」においては、日米欧会計基準の相互承認を要請していたのに対し、同声明においては、日欧での相互承認に協力するというように内容が変化したのである。これは、経団連が、レジェンド問題と二重開示の問題という二つの問題を解決すべく、日米欧会計基準の相互承認を解決策として提示したものの、金融庁が主に相互承認の要請の対応をなした相手先がECやEU主要国当局であったことに対応して、相互承認の考え方をより実現可能性が高い方向に変更したと考えられる。同声明は、その3日後に開催された第9回企画調整部会において、配布資料の一部を構成しており、経団連による取り込みの成果として捉えられる。

また、第9回企画調整部会では、「EVOLVING JAPANESE GAAP」の完成が報告された。これは、EUを念頭にして、EU関係者およびEUをベースとする機関投資家に配布するパンフレットであり、そのメインポイントは、日本の会計、監査、ディスクロージャーに関するシステムは国際的に遜色なく同等であり、EUにおける日本企業の重要性および、EU市場において日本の会計基準および監査基準が広く受け容れられていることを示し、今後もEU市場において日本の会計基準によって作成された財務諸表を受け容れることを要請するものであった（金融庁 [2004c]）。同パンフレットは、金融庁、JICPA、ASBJ、経団連が中心となって作成しており、先に述べた経団連およびJICPAが主張する役割のセットとも一致し、これらのアクター間の同盟関係構築を示すものでもある。さらに、同部会では、これまでの政府による対応として、2003年11月から2004

年 4 月までの間に、委員会（EC）や EU 主要国当局に対し、2 国間対話、個別訪問やレターの発出等を通じて、我が国企業会計基準の同等性を認めるよう要請したという事実が紹介された。この金融庁の一連の対応は、経団連が「会計基準の国際的協調を求める」を公表した後になされた対応であった。

以上のように、企業会計審議会の審議が開始されて以降、関係者間の合意の構築が進められていた。特に、経団連、金融庁、JICPA、ASBJ の間で、相互の関連性が認識された。これらのアクターは、経団連が関心付けの対象としたアクターであり、そこで提案された役割を実際に果たしていたと言える。

3. 意見の統一と動員

その後、2004 年 6 月 10 日に、経済産業省に設置された企業会計の国際対応に関する研究会より、「中間報告」（経済産業省 [2004]）が公表された。この中間報告は、計 6 回の検討を経た結果、「我が国の会計基準と IFRS とを EU との間で早期に相互承認するとともに、我が国の会計基準が国外で通用しないものとの印象を与えかねない所謂レジェンド問題の早期解決を当面の最重要目標として強く主張した」（3 頁）ものである。特に、EU との相互承認の実現が喫緊の課題であるとし（5 頁）、わが国の会計基準は会計ビッグバンにより国際的に調和してきており（9 頁）、細かな技術的差異はあるものの、IFRS とは遜色ないレベルにあり、同等であると考えられるため（12 頁）、我が国の会計基準を EU で受け入れさせなければならないことが示された（13 頁）。特に、レジェンド問題の存在は、EU との相互承認を実現するうえで問題となっている我が国の会計基準と IFRS との同等性の検討に、影響を与えかねず（14 頁）、EU との相互承認を実現する上で

も、レジェンド問題の解決が前提条件と考えるべきであると提言された（15 頁）。上記のように、同研究会は、産業界が中心の研究会であることから、同研究会は、「特定の目的に向けて集団的な行為を取らせるよう組織し促進する」（森下 [2022]）一連の手法、すなわち動員の一環として捉えられる。このような組織から、中間報告を公表することは、内的なものを集団の名において主張することを意味し（Mouritsen *et al.* [2001]）、アクター間の裏切りを防ぐことになる。

上記の議論を経た結果、2004 年 6 月 17 日開催の第 10 回企画調整部会⁽²²⁾にて「論点整理」（案）が審議され、2004 年 6 月 24 日に「論点整理」が公表された。公表された「論点整理」の冒頭には、これまで「金融庁を中心に、企業会計基準委員会、日本経済団体連合会、日本公認会計士協会、東京証券取引所等の関係団体が協力しながら、欧州委員会（EC）や EU 各国等の関係者に対して、我が国の会計基準を『IFRS と同等と認められる会計基準』として受け容れるように働きかけを行ってきた」（1-2 頁）ことが示され、最後の当面の課題においては、今後も「引き続き我が国の官民の関係者による EU の関係者等への働きかけを強化する必要がある」（17 頁）ことが示されるとともにレジェンド問題への積極的対応の必要性が述べられた（17-18 頁）。冒頭に示されたこれまでの働きかけは、経団連が「会計基準に関する国際的協調を求める」を公表して以降始まったものであり、同提言で示した金融庁の役割を、金融庁は見事に果たしていたことを示している。また、最後に示された今後の EU 関係者等への働きかけ強化及びレジェンド問題への対応の必要性は、経団連の主張と一致しており、経団連による翻訳の成果として捉えられる。

以上のように、我が国のアクターらの意見が集約された文書が我が国における公的機関から公表されたことによって、アクター間の関係性はより安定的なものとなった。経団連による翻訳は、金融庁を中心に、JICPA、ASBJ を巻き込んで、最終的には、レジェンド問題の解決を前提とした EU との相互承認の実現という意見で動員され、議論は安定していったのである。その後、実際に、金融庁は、相互承認戦略を継続し、EU に対し意見発信を続けた。また、ASBJ は、2004 年 7 月 15 日に、「企業会計基準委員会の中長期的な運営方針について」を公表し、同等性の評価と相互承認の観点から、各国の会計基準設定主体とより密接な関係を構築することを表明している（ASBJ [2004]）。

VII おわりに

本稿は、我が国における国際会計基準への対応として形成された「相互承認戦略」について、ANT を視座とし、Callon [1986] が示した翻訳のプロセスをもとに、影響を与えた各要素の存在やそれらの相互作用を捉え、それらの相互作用が発生する仕組みや変化の過程を詳細に説明し、その決定過程を明らかにすることを目的としていた。本稿の検討により、相互承認戦略は、経団連による翻訳の結果として捉えられることが明らかになった。すなわち、2000 年代初頭、レジェンド問題と二重開示の問題を認識していた経団連が、それらの問題を我が国会計制度上の問題と結び付けて定義するとともに、その解決策として相互承認の要請を提案し、関係するアクターの役割を誘導することで、金融庁、JICPA、ASBJ といった関係者等を巻き込み、企業会計審議会での審議や公表物などを利用して、合意形成を図った結果として捉えられるのである。

当該過程においては、欧州における動向の変化として、EU における IFRS の強制適用決定と各指令の公表、及び英国における日本基準の受け容れ拒否が強調されるが、これらの国際的な環境変化が、国内において日本基準の信頼性に関する問題として翻訳され、国内の問題として構築されていたことが明らかになった。そこにおいて、経団連は、自身の問題を他の問題と結び付け、拡大して定義することで、他者に対しても自身が取り組むべき問題として認識させるよう試みていたのである。その背景には、レジェンド問題と二重開示の問題による不利益を回避するという産業界の利益が存在する。そのため、「相互承認戦略」の形成過程は、産業界の利益を背景に、経団連によって国際的な環境変化が国内の問題として構築され、それを起点として、他のアクターとの交渉を伴う翻訳が行われた動的なプロセスとして捉えられる。

そのような経団連による翻訳において、大きな特徴が二点見られた。一つ目の特徴は、経団連の手法として、その時々によって文言を変えることで、翻訳を円滑に進めていたことである。例えば、二重開示の問題について、その解決策を、国内での外国基準の容認から、相互承認の要請へと変化させていた。これは、欧州にて日本基準の受け容れがなされなくなる可能性が生じたためである。また、相互承認について、当初は、日米欧の相互承認を提言していたが、その後、日欧での相互承認を提言するよう変化させていた。これは、実際の金融庁の行動が、日欧での相互承認の要請であったためである。

二つ目の特徴は、国内における日本基準に対する評価の一致である。すなわち、日本基準は国際的に遜色なく同等であるという認識が、広く共有されていたのである。実際に、当該期間において公表された文書には、共通してその旨

が記載されており、その根拠として会計ビッグバンに関する言及が共通してなされている。そのため、当時の我が国の主要なアクターは、会計ビッグバンを根拠に、我が国の会計基準を、国際的に遜色なく同等であると価値づけており、相互承認の実現を現実的に捉えていたと考えられる。この時、「会計ビッグバン」という一連の会計制度改革そのものが、影響力を及ぼす重要なアクターとして機能したとともに、そのような「会計ビッグバン」との連関から、「日本基準」そのものもまた、国際的に遜色なく同等であるという認識を抱かせるアクターとして機能したのである。

本研究は、会計制度上の一つの局面について、ANT を視座として説明したものである。会計研究における ANT の適用を通じた説明は、理論的ではないという批判はあるものの (Modell [2019])、そもそも ANT は一つの完成された理論ではない。ANT とは、集団の形成と変容を理解するために、実践の詳細な痕跡とその相互作用に焦点を当て、社会がどのように、いつ、どこで組み立てられるか説明するものである (Baxter and Chua [2020])。会計制度は、「社会的」⁽²³⁾なものであり、現在の形は、一時的な安定にすぎないことを考えると、ANT は、そうした会計制度を、「組み直す」(Latour [2005])⁽²⁴⁾ことに貢献する機会を提供する。しかしながら、本研究には種々の課題と限界が存在する。第一に、ANT は「アクターに従う」ことを重視しているが (Latour [2005])、ANT を用いた先行研究は多様化しており (栗原 [2022])、定式的な研究手法が定まっていないため、検証可能性の点において課題が残ることである。特に、動機などの内的な面についての言及が困難である。第二に、アクターの痕跡を示す客観的証拠が入手不可能な場合や、痕跡を採る範囲をどこまで広げるか不明瞭など、一定

の限界が存在することである。そのような課題や限界はあるものの、本研究においては、ANT の基本概念のもと、Callon [1986] が示した翻訳のプロセスを用いて、公表物などの客観的証拠に基づき、人的非人的問わずアクターの連関を捉えることに徹した。こうしたあらゆるアクターの連関を捉え、その翻訳の連鎖を繋げていくという点において、事実や人物を中心に繋げていく歴史的研究とは異なる視点であり、また、環境要因の構築性も含めて、会計制度の変化を説明できる点において、ANT は有用と考えられる。

本稿では、相互承認戦略という我が国における国際会計基準を巡る制度上の対応について、その合意形成の過程を、経団連による翻訳のプロセスとして捉え、詳細に説明することができた。これは、ANT を用いた会計研究の発展可能性を示唆している⁽²⁵⁾。我が国においては、相互承認戦略の形成後、会計基準のコンバージェンスに関する議論、強制適用に関する議論、任意適用に関する議論へと変化していくが、ANT は、そのような国際会計基準を巡る議論を、アクター間のつながりの形成とその変化の過程として捉え、翻訳の過程として説明することを可能にすると考えられる。

注

- (1) 本稿における「IFRS」とは、「IFRS 会計基準」のみを指す。また、「国際会計基準」と「IFRS」および「IAS」は同義として扱う。
- (2) EU においては、2002 年 7 月 19 日に「国際会計基準 (IAS) の適用に関する規則 (IAS 規則)」が採択され、EU 域内の上場企業に対し、原則として 2005 年 1 月 1 日以降開始する会計年度から IFRS の強制適用を義務付ける方針が示されていた。また、米国においては、2002 年 10 月に FASB と IASB が会計基準のコンバージェンスに関する「覚書」(ノーワーク合意) の公表に見られるように、IFRS と自国基準との差異を削減していくことで対応する方針が示されていた (ASBJ [2004])。

- (3) 金融庁[2023]によると、我が国における IFRS を巡る環境変化として、2013 年の「当面の方針」公表以降、「IFRS 任意適用企業数」および「全上場企業の時価総額に占める割合」は増加したものの、直近において鈍化傾向がみられること、昨今 IFRS を任意適用した企業のうち日本基準等への再変更を検討している企業があること、のれんの会計処理について FASB および IASB において我が国の会計基準と収斂しない方向で暫定決定されたこと等が挙げられている。
- (4) プライム市場にて、IFRS を強制適用すべきとの声も聞かれている(橋本[2022])。
- (5) 「目論見書指令」とは、EU 域内における証券公募または EU 域内市場への上場の場合、原則として証券発行者に、IAS に従った連結財務諸表の作成義務があることを定めたものであるが、EU 域外の証券発行者については、目論見書が IOSCO の開示基準を含む国際的な基準に従って作成されている場合、もしくは、財務情報を含む情報に関する目論見書指令の下での義務と同等である場合、母国基準に従って作成された目論見書の使用を可能とするものであった(EU[2003])。また、「透明性指令」とは、EU 域内に証券が上場されている法的主体に適用するものであり、EU 域外の証券発行者に対し、目論見書指令と同様の取扱いを要請したものである。
- (6) 「論点整理」において、外国会社の IFRS による開示は、「本国基準」又は「第三国基準」として IFRS に準拠した外国会社の財務書類が「セカンダリー」で開示される場合、「公益又は投資者保護」の観点から特段の問題はないという従来の考え方を原則として維持していくことが示され、「プライマリー」で開示される場合は、例外的に IFRS を含めた外国の会計基準に準拠することを認める場合(①金融庁長官による個別審査に基づき公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合、②金融庁長官による「同等性の評価」により公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合)を除き、「市場主義」の基本原則を踏まえ、我が国の会計基準に準拠することを原則とすべきという考え方が示された(金融庁[2004d])。
- (7) ANT においては、「アクタント」という用語が用いられることがあるが、本研究においては、アクターとアクタントを同義として取り扱う。
- (8) 例えば、包丁は、料理の過程において、人間と食材の関係性があって、初めて「食材を切る」というエージェンシーをまとい、実在性を獲得する。Latour[2005]は、そうした非人間も含めたモノの行為性を示している。
- (9) Latour[2005]は、「議論を呼ぶ事実」の対義語として、議論の余地のない事実を、「厳然たる事実」と表現している。
- (10) アクターの実在性とその連関をたどり、捉えたものをネットワークとして表現しているため、アクター・ネットワークとは、あくまで合成語であり、間に点もしくはハイフンが付く(Latour[2005])。
- (11) 翻訳によって、アクター間のつながりが形成されることで、元の目標から異なる新しい目標が合成されることから、目標の翻訳とも言われる(Latour[1999])。
- (12) 「強さの試練」とは、問題化において特定されたアクター(グループ)の実在と、想定される関係の検証であり、その結果、問題化の確かさが決定されるものである(Callon[1986])。
- (13) 管理会計分野で ANT を用いた研究が発展したのは、会計における計算の役割への着目が指摘される。というのも、会計の重要な要素の一つである計算は、翻訳の最も分かりやすい例であり、最も強力な手段でもあることが指摘されている(國部[2017])。これは、会計によって、組織における計算可能な空間が創造され、管理可能な空間が創造されることで(Miller[1994], p. 255)、会計を中心として人々の役割や行動が変換されていくことを意味している。そのため、ANT を用いた会計研究において、計算が深く関連する会計実践や会計技術に着目した研究が多くなされ、管理会計分野で発展したと思われる(福田[2025])。
- (14) ANT を用いた会計研究においては、会計を単なる技術的なものではなく、社会的に構築されたものとして捉え、また、それをアクターとして捉えている。そうすることで、新しい会計慣行や技術の構築プロセスに既存の会計慣行等がどのように関与し、どのような相互作用を生み出しているのかを詳細に示すとともに、会計と社会の相互の関連性がどのように形成されているのかを明らかにすることを試みている。例えば Robson[1992]は、社会における数字の機能と、会計の具体的な実践や技術を関連づけ、会計は、見えないものを見える化するというエージェンシーを有するアクターであることを指摘している。
- (15) ここでの会計イノベーションとは、Alcouffe *et al.*[2008]が示すような ABC などの「管理会計イノベーション」(大下[2016])だけを指すものではなく、新たな会計基準の設定や改訂、IFRS や IPSAS, ISA といった国際的な基準の導入や制度の変更などを含めた、より広範囲な意味での会計上の革新として捉える。
- (16) Lukka *et al.*[2022]は、ANT を用いた会計研究の戦略として、第一に、古典的な ANT に

忠実であり続けること、第二に、ANT の認識論と通常の科学の伝統的な認識論を融合させること、第三に、方法論としての ANT を放棄し、ANT の概念を用いながら、他の方法論の助けを借りて分析すること、の三点を提示してる。本論文は、第一の戦略を採用した研究と言える。

- (17) 例えば、2000 年 7 月 28 日に開催された企業会計審議会第 1 回企画調整部会においては、角田委員が、「日本の会計基準が一連の新会計基準導入によって、ほぼ国際水準に近づいたというふうに言われているということであれば、これはぜひ SEC 基準とか IASC 基準で作成した連結財務諸表を、とにかく日本の財務諸表と会計基準と同じレベルでもって受け入れてほしい、あるいは、その調整を図ってほしいという御意見が多く出ております」という意見が述べられている。また、経団連が、2000 年 11 月 21 日に公表した「わが国公開会社におけるコーポレート・ガバナンスに関する論点整理」においても、「国内外での二重開示の問題については、国際的に通用する会計基準で作成した財務諸表は国内でも容認する措置を講じるべきである（経団連 [2000]）」として、同様の意見が述べられている。
- (18) 具体的に、以下の 3 点を提言していた。1 点目は、証券取引法適用会社を対象として商法上も証券取引法に基づく連結情報の開示を取り入れる際、証券取引法上で認められている米国基準に基づいて作成された開示書類も同じく容認すること、2 点目は、米国基準や国際会計基準などで作成された財務諸表を国内で容認することを制度化すること、3 点目は、IOSCO において、規制当局間の相互協力体制を強化し、IAS と各国会計基準の整合性確保とともに、開示制度における国際的整合性の確保に努めることである。
- (19) 具体的には、EU における 2005 年以降の IFRS の強制適用と、FASB と IASB による「ノーウオーク合意」に至ったものの、SEC の監督下で USGAAP が採用されている状況を示している（経団連 [2003b]）。
- (20) ここでの 2005 年問題とは「国際会計基準審議会（IASB）で作成される国際財務報告基準（IFRS）の採用が、2005 年から EU 域内の上場企業に義務づけられ、国際的に広範に利用されることにより、わが国に影響すると考えられる諸問題を意味する」と定義された（1 頁）。
- (21) オブザーバーを除いた全 23 名の委員のうち、産業界からの代表者は 14 名であり（証券会社除く）、過半数を占めていた。その他の構成は、学者 4 名、証券会社 3 名、JICPA1 名、東証 1 名であった。

(22) 同部会では、2004 年 6 月 16 日に、自由民主党金融調査会企業会計に関する小委員会が企業会計審議会宛に送付した「会計・監査・開示・コーポレートガバナンスの充実・強化に向けて（中間論点整理）」が資料として示されており、外国会社および我が国の証券発行者が、国際会計基準に基づいた財務諸表を用いることの容認などに取り組むことを強く期待する旨が示された。すなわち、EU への相互承認の要請だけでなく、我が国における国際会計基準の受容を求める意見も存在していた。

(23) ここでいう「社会的」とは、異種多様な要素同士のつながり（連関）によって説明されるべきものを指し示す（Latour [2005]）。

(24) 社会的なものを組み直すことについて、Latour [2005] は、社会学における従来のアプローチでは、社会的なまとまりが出発点とされていたが、そこを終着点とすべきであり、社会的な結びつき（連関）をたどり、展開させること、安定化させること、組み上げることに、一つずつ取り組むことが重要であると述べている。

(25) 例えば、Miller [1991] や Robson [1992] の研究は、フーコー的な視点とラトゥールの視点を組み合わせしており（Justesen and Mouritsen [2011]）、他のアプローチとの組み合わせによっては、さらに新たな視点による研究が期待される。実際に、Quattrone [2009] は、ANT と記憶論（memory studies）を組み合わせ、会計基準の普及について、基準はユーザーが、それぞれの文脈に合わせて翻訳し、再構築するものであることを明らかにしている。

参考文献

- Akrich, M. and B. Latour. [1992], "A summary of a Convenient Vocabulary for the Semiotics of Human and Non-Human assemblies," in Bijker, W. and Law, J. (eds.) [1992], *Shaping Technology-Building Society: Studies in Sociotechnical Change*, Cambridge, MA: MIT Press, pp.259-264.
- Alcouffe, S., Berland, N. and Levant, Y. [2008], "Actor-networks and the diffusion of management accounting innovations: A comparative study," *Management Accounting Research*, Vol.19, No.1, pp.1-17.
- Andon, P., Baxter, J., and Chua, W. F. [2007], "Accounting change as relational drifting: A field study of experiments with performance measurement," *Management Accounting Research*, Vol.18, No.2, pp.273-308.
- Barth, M. E., W. R. Landsman, and M. Lang [2008], "International Accounting Standards and

- Accounting Quality,” *Journal of Accounting Research*, Vol. 46, No. 3, pp. 467-498.
- Baxter, J., & Chua, W. F. [2020], “Using critical realism in critical accounting research – a commentary by two ANTs,” *Accounting, Auditing and Accountability Journal*, Vol. 33, No. 3, pp.655-665.
- Boland, Jr. R.J. and Schultze, U. [1996], “From Work to Activity: Technology and the Narrative of Progress,” in Orlikowski, W. J., Walsham, G., Jones, M. R., and Degross, J. I. (eds.) [1996], *Information Technology and Changes in Organizational Work*, London: Chapman and Hall, pp.308-324.
- Briers, M. and Chua, W.F. [2001], “The role of actor-networks and boundary objects in management accounting change: a field study of an implementation of activity-based costing,” *Accounting, Organizations and Society*, Vol.26, No.3, pp.237-269.
- Callon, M. [1986], “Some elements of a sociology of translation: Domestication of the scallops and the fisherman of St Brieuc Bay,” in Law, J (ed.) [1986], *Power, Action and Belief: A New Sociology of Knowledge?*, London: Routledge, pp.196-223.
- Caria, A. and Gomes, D. [2022], “Why Global Accounting Standards Diffuse? An Analysis from the Lenses of Actor-Network Theory,” *European Accounting Review*, Vol.33, No.1, pp.335-365
- Christensen, H. B., E. Ree, M. Walker, and C. Zeng. [2015], “Incentive or Standards: What Determines Accounting Quality Change around IFRS Adoption?,” *European Accounting Review*, Vol.24, No.1, pp. 31-61.
- Chua, W.F. [1995], “Experts, networks and inscriptions in the fabrication of accounting images: A story of the representation of three public hospitals”, *Accounting, Organizations and Society*, Vol.20, No.2, pp.111-145.
- EU [2003] Directive 2003/71/EC of the European Parliament and of the Council of 4 November 2003 on the prospectus to be published when securities are offered to the public or admitted to trading and amending Directive 2001/34/EC, Official Journal of the European Union, 31. 12. 2003.
- Hakansson, H. and Lind, J.[2006], “Accounting in an Interorganizational Setting,” *Handbook of Management Accounting Research*, Vol.2, pp.885-902.
- Hansen, A. and J. Mouritsen. [1999], “Managerial Technology and Netted Networks. ‘Competitiveness’ in Action: The Work of Translating Performance in a High-Tech Firm,” *Organization, SAGE journals*, Volume.6, No.3, pp.451-471.
- Hansen, A. and J. Mouritsen. [2005], “Strategies and Organizational Problems: Constructing Corporate Value and Coherence in Balanced Scorecard Processes,” in Chapman, C. S. (ed) *Controlling Strategy: Management, Accounting, and Performance Measurement*, Oxford University Press, pp. 125-150.
- Hopwood, A. G. [2007], “Whither accounting Research?,” *The Accounting Review*, Vol.82, No.5, pp.1365-1374.
- Jones, T.C. and Dugdale, D. [2002], “The ABC bandwagon and the juggernaut of modernity,” *Accounting, Organizations and Society*, Vol.27, No.1-2, pp.121-163.
- Jorge, S., Brusca, I., and Nogueira, S, P. [2019], “Translating IPSAS into National Standards: An Illustrative Comparison between Spain and Portugal,” *Journal of Comparative Policy Analysis*, Vol. 21, No. 5, pp.445-462.
- Justesen, L. and Mouritsen, J. [2011], “Effects of actor-network theory in accounting research,” *Accounting, Auditing & Accountability Journal*, Vol. 24, No. 2, pp.161-193.
- Latour, B. [1987], *Science in Action: How to Follow Scientists and Engineers through Society*, Harvard University Press.
- Latour, B. [1996], “On actor-network theory: A few clarification,” *Sozial Welt*, Vol.47, pp.369-381.
- Latour, B. [1999], *Pandora's hope : essays on the reality of science studies*, Harvard University Press (川崎勝, 平川秀幸訳 [2007]『科学論の実在 : パンドラの箱』産業図書) .
- Latour, B. [2005], *Reassembling the Social -An Introduction to Actor-Network-Theory-*, Oxford University Press (伊藤嘉高訳 [2020]『社会的なものを組み直す アクターネットワーク理論入門』法政大学出版局) .
- Law, J. [2009], “Actor Network Theory and Material Semiotics,” in Turner, B. S. (ed) *The New Blackwell Companion to Social Theory*, Blackwell Publishing Ltd, pp.141-158.
- Lukka, K, S. Modell and E. Vinnari. [2022], “Exploring the “theory is king” thesis in accounting research: the case of actor-network theory,” *Accounting, Auditing & Accountability Journal*, Vol. 35, No. 9, pp. 136-167.
- Mennicken, A. [2008], “Connecting worlds: The translation of international auditing standards into post-Soviet audit practice,” *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 33, pp.384-414.
- Miller, P. [1991], “Accounting Innovation Beyond

- the Enterprise: Problematizing Investment Decisions and Programming Economic Growth in the U.K. in the 1960s,” *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 16, No. 8, pp.733-762.
- Miller, P. [1994], “Accounting as social and institutional practice :an introduction”, in Hopwood, A.G. and Miller, P. (eds) *Accounting as Social and Institutional Practice*, Cambridge: Cambridge University Press, pp.1-39 (岡野浩訳 [2003]「社会的・制度的実践としての会計」岡野浩・國部克彦・柴健次監訳『社会・組織を構築する会計－欧州における学際的研究－』中央経済社, 1-43 頁) .
- Modell, S. [2019], “For structure: A critical realist critique of the use of actor-network theory in critical accounting research,” *Accounting, Auditing and Accountability Journal*, Vol. 33, No. 3, pp.621-640.
- Mouritsen, J., Larsen, H. and Bukh, P. N. D. [2001], “Intellectual Capital and the ‘Capable Firm’: Narrating, Visualising and Numbering for Managing Knowledge,” *Accounting Organizations and Society*, Vol. 26, No.7/8, pp.735-762.
- Quattrone, P. [2009], “Books to Be Practiced: Memory, The Power of the Visual, and the Success of Accounting,” *Accounting Organizations and Society*, Vol. 34, No.1, pp.85-118.
- Robson, K. [1991], “On the arenas of accounting change: the process of translation,” *Accounting, Organizations and Society*, Vol.16, No. 5-6, pp.547-570.
- Robson, K. [1992], “Accounting numbers as “inscription”: Action at a distance and the development of accounting,” *Accounting, Organizations and Society*, Vol.17, No.7, pp.685-708.
- Tsunogaya, N. [2016], “Issues affecting decisions on mandatory adoption of International Financial Reporting Standards (IFRS) in Japan,” *Accounting Auditing & Accountability Journal*, Vol.29, No.5, pp.828-860.
- Tsunogaya, N. and A. Hellman [2020], “Using arguments and myths to lobby over controversial accounting issues: evidence from Japan,” *Pacific Accounting Review*, Vol.32, No.3, pp.355-390.
- Tsunogaya, N. and C. Patel [2020], “The impact of external pressures (gaiatsu) and internal pressures (naiatsu) on Japan’s accounting reforms since the late 1990s,” *Accounting Auditing & Accountability Journal*, Vol.33, No.4, pp.857-886.
- 荒鹿善之 [2015]「わが国における IAS および IFRS の導入－「会計ビッグバン」後から「東京合意」までの方向性－」『経済経営論集』, 第 23 巻第 1 号, 1-10 頁。
- 伊藤嘉高 [2022]「ANT の基本概念をたどる 記号論という「道具箱」を調査に持参する」栗原亘編 [2022]『アクターネットワーク理論入門 「モノ」であふれる世界の記述法』ナカニシヤ出版, 43-60 頁。
- 大蔵省 [2000]「企業会計基準設定主体のあり方について (論点整理)」大蔵省企業会計基準設定主体のあり方に関する懇談会, 2000 年 6 月 29 日。
- 大下丈平 [2016]「「管理会計イノベーションの普及」とは何か: 管理会計の発展と変化の視点から」『経済学研究』九州大学経済学会, 第 83 巻第 1 号, 1-27 頁。
- 大塚成男 [2019]「会計基準における合理性の受容」河崎照行編 [2019]『会計制度のパラダイムシフト 経済社会の変化が与える影響』中央経済社, 39-55 頁。
- 大日方隆 [2023]『日本の会計基準 III 変容の時代』中央経済社。
- 外務省 [2004]「日 EU 規制改革対話 ブリュッセル会合 (概要)」外務省, 2004 年 2 月 20 日 https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/bruxelle_kaigo15.html (最終閲覧日: 2025 年 5 月 13 日)。
- 企業会計基準委員会 [2004]「企業会計基準委員会の中長期的な運営方針について」企業会計基準委員会, 2004 年 7 月 15 日。
- 金融庁 [2004a]「英国金融サービス機構 (FSA) の上場規則見直し提案へのパブリック・コメント・レターの発出について」金融庁, 2004 年 1 月 27 日。
- 金融庁 [2004b]「「2005 年問題」の論点と考え方」企業会計審議会総会配布資料, 2004 年 2 月 20 日。
- 金融庁 [2004c]「EVOLVING JAPANESE GAAP」金融庁, 2004 年 4 月 19 日 <https://www.fsa.go.jp/en/refer/jgaap/e20040419-1a.html> (最終閲覧日: 2025 年 5 月 13 日)。
- 金融庁 [2004d]「国際会計基準に関する我が国の制度上の対応について (論点整理)」企業会計審議会企画調整部会, 2004 年 6 月 24 日。
- 金融庁 [2023]「事務局説明資料 (国際会計基準に関する対応)」企業会計審議会第 10 回会計部会配布資料 1。
- 久保明教 [2022]『ブルーノ・ラトゥールの取説 アクターネットワーク理論から存在様態探求へ』月曜社
- 栗原亘 [2022]『アクターネットワーク理論入門「モノ」であふれる世界の記述法』ナカニシヤ出版。
- 草野真樹 [2019]「IFRS 適用をめぐる実証研究の棚卸しと展望」『国際会計研究学会年報』, 2019 年度第 1・2 合併号, 9-27 頁。
- 黒田全紀 [1975]「〈学界展望〉国際会計の研究領域とその課題」『国民経済雑誌』神戸大学, 第 131

巻第1号, 86-104頁。
経済産業省 [2004]「中間報告」企業会計の国際対応に関する研究会, 2004年6月10日。
國部克彦 [2017]「計算が創る市場・組織・社会」國部克彦・澤邊紀生・松嶋登編 [2017]『計算と経営実践—経営学と会計学の邂逅』有斐閣, 17-42頁。
真田正次 [2021]「国際会計における現在の研究動向—IFRS 関連論文の包括的レビュー」『京都橘大学研究紀要』, 第47巻, 135-151頁。
自由民主党 [2004]「会計・監査・開示・コーポレートガバナンスの充実・強化に向けて (中間論点整理)」自由民主党金融調査会企業会計に関する小委員会, 2004年6月16日。
杉本徳栄 [2017]『国際会計の実像—会計基準のコンバージェンスと IFRSs アドプション—』同文館出版。
染谷恭次郎 [1984]「国際会計の課題と方法 国際会計の領域」染谷恭次郎編著 [1984]『国際会計論』東洋経済, 1-10頁。
孫美灵 [2020]『会計の国際化と制度設計』中央経済社。
徳賀芳弘 [2023]「国際会計研究とは何か—会計基準と環境要因との関係—」『国際会計研究学会年報』, 2023年度第1号, 5-14頁。
日本経済団体連合会 [2000]「わが国公開会社におけるコーポレート・ガバナンスに関する論点整理」経済団体連合会, 2000年11月21日。
日本経済団体連合会 [2001]「企業会計制度に関する提言」経済団体連合会, 2001年3月27日。
日本経済団体連合会 [2003a]「IASB の最新の活動状況等と日本側の懸念について」『経済くりっぷ』日本経済団体連合会経済本部, 第25号。
日本経済団体連合会 [2003b]「会計基準に関する国

際的協調を求める」日本経済団体連合会, 2003年10月21日。
日本経済団体連合会 [2003c]「国際会計基準審議会 (IASB) における最新の活動状況等について」『経済くりっぷ』日本経済団体連合会経済本部, 第31号。
日本経済団体連合会 [2004]「国際会計基準に関する共同声明」日本経済団体連合会, 欧州産業連盟 (UNICE), 2004年4月20日。
日本公認会計士協会 [2004]「2005年問題に関する提言」日本公認会計士協会, 2004年3月17日。
橋本尚 [2022]『国際会計の軌跡—歴史的アプローチによる会計基準・会計教育・内部統制・ERM の国際的展開』同文館出版。
平松一夫・徳賀芳弘 [2005]『会計基準の国際的統一 国際会計基準への各国の対応』中央経済社。
福田雄介 [2025]「会計規制研究におけるアクター・ネットワーク理論の適用可能性」『経営研究』大阪公立大学経営学会, 第76巻第1号, 25-46頁。
古市峰子 [2008]「会計制度改革の成果と課題: この10年を振り返って」『金融研究』日本銀行金融研究所, 第27巻第3号, 53-90頁。
堀口真司 [2018]『会計社会学 近代会計のパスpekティブ』中央経済社。
森下翔 [2022]「ANT と科学 史料分析と参与観察に基づく科学観・科学者観の更新」栗原亘編 [2022]『アクターネットワーク理論入門 「モノ」であふれる世界の記述法』ナカニシヤ出版, 67-88頁。
八木良樹 [2004]「2005年問題 産業界の対応」『会計プロGRESS』, 第5号, 25-36頁。
若杉明 [1992]「国際会計の概念」若杉明編著 [1992]『会計制度の国際比較 主要国別・項目別にみた会計の実態』中央経済社, 1-13頁。

付録 A.

主な公表物一覧			
年	月日	公表者	資料
2000年	6月29日	大蔵省企業会計基準設定主体のあり方に関する懇談会	「企業会計基準設定主体のあり方について（論点整理）」
	11月21日	経団連	「わが国公開会社におけるコーポレート・ガバナンスに関する論点整理」
2001年	3月27日	経団連	「企業会計制度に関する提言」
2003年	7月22日	経団連	「IASBの最新の活動状況と日本側の懸念について」『経済くりっぷ』No.25
	10月21日	経団連	「会計基準に関する国際的協調を求める」
	11月11日	経団連	「国際会計基準審議会（IASB）における最新の活動状況等について」『経済くりっぷ』No.31
	1月27日	金融庁	「英国金融サービス機構（FSA）の上場規則見直し提案へのパブリック・コメント・レターの発出について」
2004年	2月20日	外務省	「日EU規制改革対話 ブリュッセル会合（概要）」
	2月20日	企業会計審議会	「『2005年問題』の論点と考え方」
	3月17日	JICPA	「2005年問題に関する提言」
	4月19日	金融庁	「EVOLVING JAPANESE GAAP」
	4月20日	経団連	「国際会計基準に関する共同声明」
	6月10日	経済産業省「企業会計の国際対応に関する研究会」	「中間報告」
	6月16日	自由民主党「金融調査会企業会計に関する小委員会」	「会計・監査・開示・コーポレートガバナンスの充実・強化に向けて（中間論点整理）」
	6月24日	企業会計審議会	「国際会計基準に関する我が国の制度上の対応について（論点整理）」

（付記）本稿は、国際会計研究学会第 41 回大会自由論題報告（於：早稲田大学）をもとに加筆修正を加えたものである。本稿の執筆にあたっては、司会者・査読者ならびに学会参加者の先生方から貴重な

コメントを賜った。ここに記して深く感謝申し上げる。なお、本稿は、JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム JPM JSP2139 の支援を受けた研究成果の一部である。

被監査会社による違法行為についての 監査人の処分事例の検討

-Rolls-Royce 社事件における監査判断，監査手続，および行政処分の根拠-

川 端 千 暁
中央大学

要 旨

本稿では，被監査会社による違法行為の監査およびその規制に関する示唆を得るために，2021 年に処分内容が公表された Rolls-Royce 社事件を検討する。本研究では，行政処分の事例から具体的な問題点を明らかにし，監査人の責任と規制のあり方に関する理解を深める。具体的には，被監査会社による違法行為に関する同事件における①監査基準違反の根本にあった監査判断の失敗の実態，②規制機関の示した具体的な追加の監査手続，および③監査人に対する行政処分の根拠について明らかにする。特に後者について，虚偽表示を発見できたか否かを問わず，監査基準違反それ自体を根拠として，FRC が行政処分を行ったことを示す。FRC の行政処分は先例としてその後の行政処分に影響を与えるため，Rolls-Royce 社事件は，今後の英国の行政処分において参照されるべきリーディングケースとなることが予想される。

I はじめに

現代の財務諸表監査においては、監査人に対して多くの役割が期待されるようになっている。特に、法令および規則等への違反（Non-Compliance with Laws and Regulations（NOCLAR）：以下、違法行為）に関して、国際監査基準（International Standards on Auditing：以下、ISA）250「財務諸表監査における法令の検討」では「監査人は企業の違法行為の防止に対して責任は負わず、違法行為の全てを発見することが期待されているわけではない」（ISA250.4）としつつ、違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示の識別に資する監査手続が要求事項として規定されている。

被監査会社による違法行為に関する ISA250 は多くの国において採用され、日本では監査基準報告書 250、英国では ISA（UK & Ireland）250A において採用されている^①。したがって、監査基準が、最低限の要求事項を規定し、監査の品質の閾値を規定していることから（亀岡他 [2021] 109-123 頁）、違法行為について規定する ISA250 を採用している国においては、国際的に同様の監査品質が要求されているといえる。

被監査会社による違法行為に関する実証を行った監査研究は数少ないが存在する。例えば、Lyon & Maher [2005] は、米国において 1977 年に海外腐敗行為防止法（Foreign Corrupt Practices Act：以下、FCPA）が制定される前に米国証券取引委員会（Securities and Exchange Commission：SEC）に報告された外国政府関係者への贈賄と監査報酬との関係について調査している。その分析結果として、監査人が被監査会社の贈賄行為を事業上のリスクとして識別し、監査報酬に転嫁していたと説明している。

また、Lawson et al. [2019] は、FCPA 制定後の米国における外国政府関係者への贈賄と監査報酬との関係について、より洗練された手法を用いて 2000 年から 2015 年までのサンプルを調査している。その分析結果として、FCPA に違反した企業の監査報酬は、違反期間から高くなり、SEC または米国司法省（Department of Justice：DOJ）の調査期間中には、さらに高くなることを発見した。同論文では、これは監査人が FCPA についての違法行為についてリスクを識別すると、かなりの監査努力（audit effort）を払っているからだと説明している。

以上の先行研究では、監査人が被監査会社による違法行為を識別すると、監査基準へ準拠し関連する法令の遵守を確かめるために、監査人は監査努力を一層払い、被監査会社は監査報酬プレミアムを払ってきたことが説明されてきた。しかしながら、被監査会社による違法行為について、監査人側の実際の判例や処分事例がないため^②、被監査会社による違法行為に対する監査やその規制の実態は必ずしも明らかでなかった。

近年では PCAOB が NOCLAR に関する監査人の責任範囲を著しく拡大する監査基準の改訂を提案している（PCAOB, 2023）。この改訂案により、監査人は企業が関連法規に違反している可能性について広範囲に調査する義務を負うこととなり、監査の焦点が財務諸表上の主張の検証から、潜在的な法令違反を広く探索する方向へ大きくシフトすることが予想されている。このため監査人に求められる専門性の範囲が大幅に広がり、違反を見逃した場合の規制当局による指摘や責任追及が増加するリスクが懸念されている。こうした変更については監査業界から強い反対意見があり、監査人が過度な責任を負わされることによって監査コストが劇的に増加し、経済的負担が極めて大きく

なるとの批判が出ている (Boland et al. 2024)。

行政処分に関する研究については、SEC の会計・監査執行通牒 (Accounting and Auditing Enforcement Releases : 以下, AAER) を用いた代表的な先行研究 (Feroz et al. 1991; DeFond and Smith 1991; Bonner et al. 1998; Lyon and Maher 2005) は、主として財務報告の虚偽記載や監査人の訴訟リスク、および監査報酬の影響を対象としている。一方、AAER を用いて違法行為への監査人の対応の実証分析は皆無である。また、日本の AAER を題材とした事例研究 (亀岡 2015, 2016, 永見 2023) においても財務報告上の不正または虚偽表示に焦点を当てており、法令違反への対応を扱った研究は存在しない。したがって、本研究の英国の事例は、違法行為対応に関する監査人の責任と処分を分析する点で、既存文献に対して独自の貢献を有する。

そこで本研究では、英国において Rolls-Royce 社に監査を実施した KPMG 監査事務所とその監査人に対して、2021 年の財務報告評議会 (Financial Reporting Council : 以下, FRC) による監査執行手続 (Audit Enforcement Procedure : 以下, AEP) の事例を検討する。本研究の目的は、被監査会社による違法行為に関する手続を怠った監査人が行政処分を受けた事例を検討することにより、①監査基準違反の根本にあった監査判断の失敗の実態、②規制機関の示した具体的な追加の監査手続、および③監査人に対する行政処分の根拠を明らかにすることにある。

このような目的を達成するために、続く第Ⅱ節では英国における被監査会社の違法行為の監査に関する制度的背景について説明する。第Ⅲ節では Rolls-Royce 社事件の概要と同社の違法行為について説明し、第Ⅳ節では KPMG 監査事務所による違法行為に関する監査と同事

務所に対する FRC の処分について分析を行う。第Ⅴ節では分析の結果をまとめる。

Ⅱ 英国における制度的背景と理論的フレームワーク

1. 被監査会社の違法行為に関する監査基準の展開

英国では、1990 年に監査実務委員会 (Auditing Practices Committee : APC) が基準草案を策定し、1995 年に監査実務審議会 (Auditing Practices Board : APB) が英国 SAS 第 120 号「法令および規制の検討 (Consideration of law and regulations)」として設定した。山浦 [1996] は、米国よりも遅れたものの⁽³⁾、英国では違法行為に対する責任の拡充を行った時点の基準を比較すると、むしろ英国の方が厳格といえるかもしれないと評価し、重大不正取締局 (Serious Fraud Office : 以下, SFO) 等への第三者機関への通報義務がある点を強調している (3 頁)。

その後、2004 年 5 月に APB が同基準を改訂しており、2002 年に制定された「犯罪収益法 (Proceeds of Crime Act 2002)」および 2003 年に制定された「マネーロンダリング規制 (Money Laundering Regulations 2003)」により監査人に規制機関への報告義務が課せられ、この規定が監査基準にも要請されるようになった (弥永 [2014], 155-157 頁)。2004 年 12 月に公表された ISA (UK & Ireland) ⁽⁴⁾ では、被監査会社による違法行為に対する監査人の対応について、ISA (UK & Ireland) 250A 「財務諸表監査における法令および規制の検討」および ISA (UK & Ireland) 250B 「金融セクターにおける規制当局への報告に関する監査人の権利と義務」が公表された⁽⁵⁾。

2009 年に ISA250 のクラリティ版が公表さ

れると、同年に英国でも FRC により 2004 年と同様の構成を維持しながら改正が行われた。弥永[2014]は、2004 年の ISA (UK & Ireland) 250A とクラリティ・プロジェクト前の ISA250 との間には相当程度相違があったが、2009 年のクラリティ・プロジェクト後の ISA250 とそれを踏まえて改訂された ISA (UK & Ireland) 250A との間には、違反行為の通告義務について詳細な規定を設けていることを除けば、大きな差異は存在しないと評価している (157 頁)。

AEP では、関連要求事項 (Relevant Requirements) ^⑥の違反に対する調査、起訴、および制裁を行われるが、本稿が取り上げる Rolls-Royce 社事件の FRC による AEP の最終決定通知書 (Final Decision Notice : 以下、FDN) においては、2010 年度の監査に関する監査基準違反が問題となっている (FDN1.3)。そのため、Rolls-Royce 社事件における関連要求事項は、2010 年当時の ISAs (UK & Ireland) であり (FDN3.2)、以下本論文で言及する ISA (UK & Ireland) 250A は特に断りのない限り 2009 年の (クラリティ・プロジェクト後の) 基準である。

図 1 は、ISA (UK & Ireland) 250A の全体像を示しており、特に Rolls-Royce 社事件において FRC の AEP で問題とされた箇所を実線で示している。同基準において、リスク評価の後、財務諸表の重要な金額および開示の決定に直接影響を及ぼすものとして一般的に認識されている法令とその他の法令に分類した後 (ISA (UK & Ireland) 250A.6)、監査人は法令違反を検出する局面において、それぞれの法令違反を確かめるための監査手続を実施する (ISA (UK & Ireland) 250A.13, 14)。

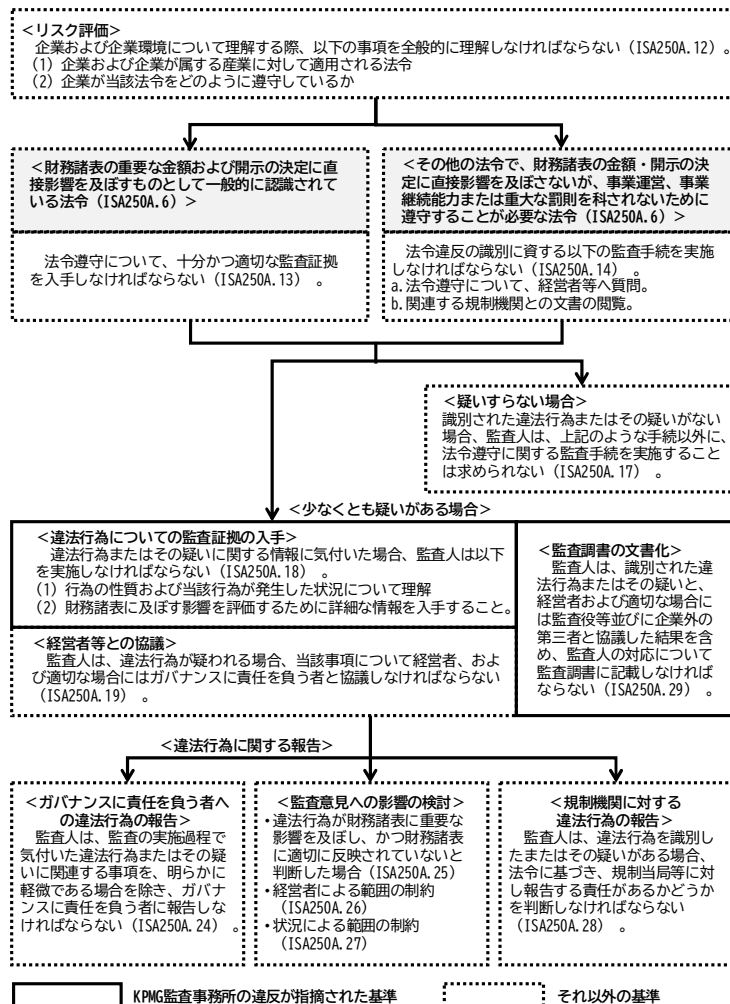
違法行為またはその疑いに関する情報に気付いた場合、監査人は検出した違法行為の影響評価の局面において、違法行為の影響評価のた

めの情報の入手 (ISA (UK & Ireland) 250A.18)、および経営者等との協議 (ISA (UK & Ireland) 250A.19) を行い、それらを監査調査において文書化する (ISA (UK & Ireland) 250A.29)。ここで ISA (UK & Ireland) 250A.18 が求める追加的情報の入手とは、特定の手続の実施を直接的に義務付けるものではなく、あくまで違法行為の特性や生じた状況を理解し、その潜在的な財務諸表への影響を評価するための十分な情報を得ることに主眼が置かれていることに注意されたい。また、違法行為の影響評価のために入手する情報は、法令違反を検出する局面とは異なり、財務諸表の重要な金額および開示の決定に直接影響を及ぼす違法行為に限られないことも併せて留意する必要がある。

それらの結果として違法行為またはその疑いを識別した場合、監査人は違法行為について関係者へ報告する局面において、ガバナンスに責任を負う者への違法行為の報告を行い (ISA 250A.24)、法令に基づき、規制当局等に対し報告する責任があるかどうかを判断しなければならない (ISA250A.28)。また、違法行為が財務諸表に重要な影響を及ぼし、かつ財務諸表に適切に反映されていないと判断した場合には、監査意見への影響を検討する (ISA250 (UK & Ireland) A.25)。

この ISA (UK & Ireland) 250A のもととなった ISA250 の規定について、IAASB はリスクベースアプローチ (Risk-Based Approach) ではなく、手続的なアプローチ (Procedural Approach) を採用していることを認めている^⑦ (IAASB [2008])。これについて FRC は、ISA250 は過度に手続的な基準であり、リスクに焦点を当てた評価を行う ISA が採用する結果に基づく主義であるリスクベースアプローチとは全く異なるものであり、多くの面で欠

図 1 ISA(UK & Ireland)250A における主な要求事項



出所：筆者作成

陥があると指摘していた⁽⁸⁾ (FRC [2015], p.5)。FRC が行ったテーマ別レビュー (Thematic Review) では、監査人が法令違反に関連する特定のリスクを識別することに重点を置いていなかったこと、および法令を検討し関連する監査手続を実施することが、監査の重要かつ不可欠な部分としてではなく、法令遵守のための作業としてとらえられていたことが指摘されている (FRC [2014], p.5)。

2. 英国における監査人への行政処分制度

英国において、FRC が監査人への行政処分の役割を担っているが、この役割は会計士懲戒制度 (Accountancy Scheme) と AEP の 2 つの制度を通じて執行 (enforcement) される⁽⁹⁾。2014 年 EU 監査規則および 2014 年 EU 監査指令を受けて⁽¹⁰⁾、2016 年に英国においても、「2016 年法定監査人・第三国監査人規則 (Statutory Auditors and Third Country Auditors Regulations 2016 : 以下、SATCAR 2016)」が発行

された。2014 年の監査規則では、社会的影響度の高い事業体（Public Interest Entities：以下、PIEs）の監査規制について独自の制度を定めており、FRC は管轄機関（Competent Authority）として、同規則と SATCAR 2016 により、PIEs の品質保証と執行活動(enforcement activity)を維持することが要求されている(FRC [2016-a], p.1)。FRC は、PIEs 等に関する監査執行についての責任を果たすため、AEP を新たに策定した（FRC [2016-a], p.1）⁽¹¹⁾。

FRC に関する独立レビュー（Independent Review of the Financial Reporting Council：

以下、Kingman レビュー）は、会計士懲戒制度と AEP の違いとして、制裁を課すために満たすべき要件を指摘している。つまり、AEP では、制裁を受ける可能性のある行為の要件が関連要求事項への違反であり、より緩い要件で制裁を科することができる。他方で、会計士懲戒制度では、不正行為（misconduct）という厳格な要件が適用され、期待される水準を著しく下回る作為・不作為がなければ制裁が科されることはない（Kingman [2018], p.41）。これ以外の項目の違いについては、表 1 を参照されたい。

表 1 会計士懲戒制度と AEP の違い

	会計士懲戒制度	AEP
適用範囲	法定監査業務以外で本制度に参加している会計専門職団体の会員および会員事務所	PIE の法定監査を実施し、監査人と監査事務所
法定/任意	任意/契約による合意	法定
企業の範囲	すべての企業	PIEs（上場企業、信用銀行、保険会社、一部の AIM 上場企業、ロイズ・シンジケート参加企業）
制裁を課すために満たすべき要件	不正行為（misconduct）	関連要求事項への違反（監査基準および倫理規範を含む）
調査開始の判断基準	英国の公益に影響を与える重要な問題を生じさせる事項であり、不正行為を疑うに足る合理的な根拠（reasonable grounds）があること	疑惑（関連要求事項の違反について疑問を生じさせる情報であり、調査する「正当な理由（good reason）」が存在）
要件に満たない事例の調査を行う方法	公益判断基準を満たさない場合、RSB がその懲戒規則に基づいて処理	なし
情報の取得のための権限	会員および会員事務所から情報を入手する権限は限定されている	被監査会社および監査事務所から情報を入手する権限
誰に罰金を支払うか	関連の参加会計専門職団体	政府

出所：Kingman [2018] の p.41 を参照し、筆者作成

また、AEP は、財務諸表に重大な虚偽表示が生じたか否かにかかわらず、監査基準を含む関連要求事項違反そのものに対して罰金を科することができる。日本では金融庁や公認会計士・監査審査会が監査人を検査しても、課徴金が課されるのは有価証券報告書の虚偽記載が

併存する場合であり、監査基準違反単独なら業務改善命令や戒告にとどまることが通常である。一方、米国の PCAOB も SOX § 105 に基づき監査基準違反だけで罰金・登録停止を行うことができる。また、PCAOB は SEC 監督下の法定監査監督機関であるのに対し、FRC は

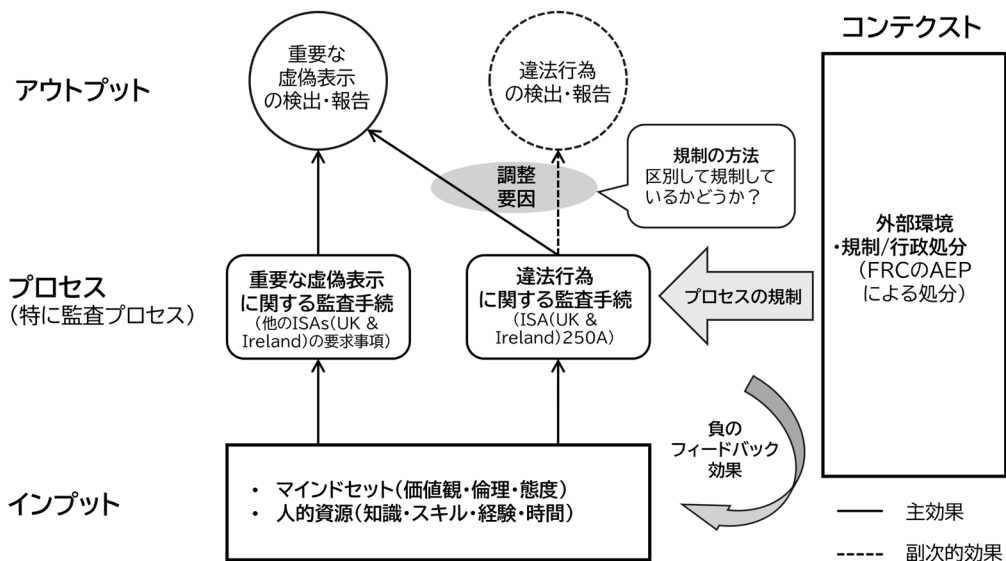
民間の自主規制機関に政府が権限を委譲した「準公的」モデルである点に AEP の制度的な独自性が見られる。

さらに、AEP の制裁方針 (Sanctions Policy) は、同方針と合わせて、AEP の過去の事例における意思決定者 (Rolls-Royce 社事件においては FRC の執行官) の決定を、原則 (principles) を示す先例として扱い、検討すべきことを規定している (FRC [2022], p.3)。つまり、AEP による行政処分の決定は、その後の行政処分に影響を与える可能性が高いといえる⁽¹²⁾。

3. 被監査会社による違法行為に関する監査の理論的フレームワーク

本項では、IAASB (2014) の監査品質のフレームワークを踏襲した理論的フレームワークを提示する。同フレームワークは、監査品質を構成する要素を①アウトプット、②プロセス、および③インプットとそれらを取り巻くコンテキストで整理している。特に、被監査会社による違法行為についての監査人の処分手例を分析する目的から、監査契約レベルに焦点を当てた関係を図 2 で可視化している。

図 2 被監査会社による違法行為に関する監査の理論的フレームワーク



出所：筆者作成

まず、アウトプットについては、監査意見の表明や他のコミュニケーションなどを含むが、本研究ではアウトプットを「重要な虚偽表示の検出・報告」と「違法行為の検出・報告」の2つに限定して考える。ISA (UK & Ireland) 250A は、監査意見への影響のみならず、ガバナンスに責任を負う者や規制機関への違法行為の報告を要求事項として規定している。した

がって、監査人は、違法行為に関する報告について ISA250A は 2 つのアウトプットを持つことになる。

つぎに、プロセスについては、ISA (UK & Ireland) 250A の要求事項は、違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示の識別に資するように設計されている (para. 4)。したがって、違法行為に関する監査手続は重要な虚偽表示

の検出・報告が主な効果となる。ただし ISA (UK & Ireland) 250A では、通常、違法行為と財務諸表との関連性が低くなるほど、監査人が違法行為を認識する可能性は低くなるが、違法行為やその疑いへの対応が、財務諸表に係る違法行為に限定されないことを明確にしている (IAASB 2008, para.18)。したがって、ISA (UK & Ireland) 250 の違法行為に関する監査手続は違法行為の検出や報告にも副次的な効果があることを想定している。

さらにインプットとしては、IAASB (2014) が示すように、監査人のマインドセット (価値観・倫理・態度) や人的資源 (知識・スキル・経験・時間) を含む監査人の資質が重要である。本研究でも、これらのインプットが違法行為対応における判断の質や監査手続の有効性を左右すると考える。

最後にコンテキストとして、本研究では特に英国 FRC による AEP の制度的特徴に焦点を当てている。FRC が行う行政処分は、監査基準違反そのもの (プロセス) を直接対象としている。ここで重要な調整要因となるのが、違法行為に関する「規制の方法」、つまりアウトプットとしての「重要な虚偽表示の検出・報告」と「違法行為の検出・報告」を区別して規制しているかどうかである。すなわち、違法行為に関する監査手続の違反について、規制機関が重要な虚偽表示の検出・報告に直接結びついている場合のみ処分対象としているのか、あるいはそれらを明確に区別せず、ISA (UK & Ireland) 250A の監査手続違反そのものを規制対象としているかという点である。

もし後者の場合であれば、監査人の法的・規制上の責任が著しく拡大し、監査業務の焦点やリスク管理のあり方に重大な影響を及ぼす可能性がある。つまり、規制機関が『重要な虚偽表示の検出・報告』と『違法行為の検出・報告』

という 2 つのアウトプットを区別せずに規制すると、監査人は、すべての違法行為に対応しようとするといった過度にリスク回避的な監査行動をとるようになり (IAASB [2008], FRC [2022], p.3, Boland et al., 2024), 本来重視すべき重要な虚偽表示の検出に必要なインプット (人的資源や職業的懐疑心) を十分に投入できなくなる可能性が高まる (意図しない負のフィードバック効果; Knechel, 2016)。本分析フレームワークは、このような規制方法の違いが、意図しないインプットへの負のフィードバック効果を通じて、監査品質を構成するアウトプット間のトレードオフを生じさせることを明示的に示している。

III Rolls-Royce 社事件の概要と 同社による違法行為

1. 事例の概要

本研究は、具体的には、Rolls-Royce 社事件において 2017 年に公表された SFO による起訴猶予合意 (Deferred Prosecution Agreement : 以下, DPA) の合意事実記載書, および 2021 年に公表された FRC による AEP の最終決定通知書 (Final Decision Notice : 以下, FDN) を検討し事例研究を行う。DPA には, Rolls-Royce 社による防衛産業をめぐる贈賄行為についての違法行為が記載され, FDN には, KPMG 監査事務所およびそのパートナーである Sykes 氏による監査基準の要求事項への違反が記載されている。

本事例において SFO に処分された Rolls-Royce 社はロンドン証券取引所に上場し, FTSE100 に選定されている企業である。同社は、民間航空宇宙、防衛航空宇宙、海洋、およびエネルギーの 4 分野でガスタービンエンジン製品およびサービスの製造・供給を事業とす

る（FDN 2.1）。本事件で問題となった防衛航空宇宙産業の特徴として、Woolf Committee [2008] は、一般的に防衛調達契約において、ほとんどの企業が市場特有の調達プロセスや慣行に関する現地での知識を提供するために、アドバイザー（個人または企業）を雇う必要があると指摘し、このようなアドバイザーが透明性のない支払いが起る温床となっていることに警鐘を鳴らしている⁽¹³⁾（p.27）。

FRC による監査人の処分に先んじて、Rolls-Royce 社は、違法行為について 2012 年に SFO による調査を受け、2017 年に利得の吐出しと金銭的制裁により 4 億 9,725 万ポンドとその他の費用を支払った。DPA の 12 件の訴因のうち FRC の処分手例に関係するのは、第 1 のインド問題「2005 年 3 月から 2009 年 9 月の間の会計不正（False Accounting）⁽¹⁴⁾」と第 2 のインド問題「2006 年 1 月から 2007 年 8 月の間の腐敗行為についての共謀」の 2 件であった。Rolls-Royce 社が支払った 4 億 9725 万ポンドのうち、約 2100 万ポンドがこの 2 つの訴因に関連するものであった（FDN 2.8）。

KPMG 監査事務所は、1990 年から 2017 年までの期間を通じて、Rolls-Royce 社の財務諸表を監査していた（FDN 2.2）。Sykes 氏は 2008 年から 2012 年まで Rolls-Royce 社の法定監査人であり、2010 年度（2010 年 1 月 1 日から 2010 年 12 月 31 日まで）において KPMG 監査事務所を代表して監査報告書に署名していた（FDN 2.3）。FRC は、Rolls-Royce 社の 2010 年度から 2013 年度の財務諸表の監査について、2017 年に AEP の調査を開始した（FRC, 2017）。2021 年に FRC は、2010 年度の財務諸表の監査について、関連要求事項についての違反が深刻であるとして、それぞれ KPMG に 450 万ポンドと Sykes 氏に 15 万ポンドの金銭的制裁を課し、両者に対して嚴重注意処分

（severe reprimand）を行うことを決定した（FDN 2.7）。

2. Rolls-Royce 社による違法行為と発覚後の対応

本項では、KPMG 監査事務所とその監査人の監査基準違反を検討する前に、被監査会社である Rolls-Royce 社による 2 件のインド問題（Indian Issues）と呼ばれる違法行為について検討する。

（1）第 1 のインド問題

第 1 のインド問題は、2005 年から 2007 年にかけての Rolls-Royce Turbomeca 社と Hindustan Aeronautics 社のライセンス契約および 2006 年から 2009 年までのインド国防省との Pegasus エンジンの長期契約（Pegasus Long Term Agreement）に関する、仲介人への支払いスキームおよびその会計処理の問題である（図 3 を参照されたい）。

2004 年、フランス企業の合弁会社である Rolls-Royce Turbomeca 社とインド国防省が管理する国営企業 Hindustan Aeronautics 社は、2005 年から 2007 年にかけてエンジンの製造、組み立て、修理を行うライセンス契約を締結した（DPA140）。このライセンス契約には、インド国内外を問わずいかなる仲介人も入札者が利用しないこと、および入札者がこの協定に違反した場合、買手であるインド政府は特に、「入札者との他のすべての契約」を取り消し、最低 5 年間、入札者を将来のインド政府との契約から締め出し、支払った金額をすべて回収することができる合意が含まれていた⁽¹⁵⁾（DPA142）。しかしながら、仲介人は、インド政府が当初最大 400 万ポンドの手数料を検討していた際、Rolls-Royce 社の防衛航空部門が 750 万ポンドのライセンス料を獲得するのを

実質的に支援しており、Rolls-Royce 社は仲介人に 100 万ポンドを支払っている (DPA144)。

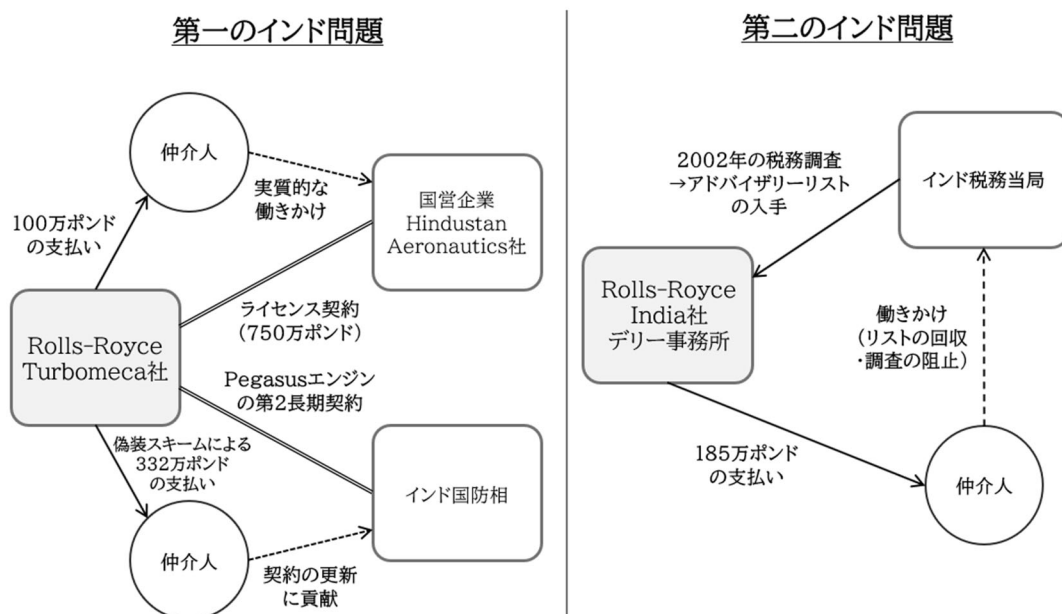
ただし、Rolls-Royce 社の提案書やその後の契約書のいずれも、ライセンス契約との関連を表面上明らかにされておらず (DPA147)、仲介人との契約について防衛航空産業の仲介に対する変動型の報酬から、多くの地域における一般的なコンサルティング・サービスに対する固定報酬名目に変更している。Rolls-Royce 社の会計システムには、「アドバイザー報酬」に分類されず、それらは「販売関連・非研究開発費」として処理された (DPA148)。

上記の違法行為に加え、2007 年に Rolls-Royce 社は、インド国防省と Pegasus エンジンの第 2 次長期契約を締結し、第 1 次長期契約からさらに 5 年間、関連部品を供給することになった (DPA166)。この契約では、2006 年に「国防調達マニュアル 2006」において規定された「契約前の誠実性についての協定 (Pre-Contract Integrity Pact)」に署名することが要求された

(DPA167)。この協定は、上記のライセンス契約の制約とほぼ同じ内容である。しかしながら、実際には、仲介人がインドにおける Rolls-Royce 社の利益を代理し続けており (FDN2.5.1)、長期契約の更新に貢献したと思われる。

Rolls-Royce 社は、仲介人への違法な支払いを糊塗するために、ドバイの倉庫 (Dubai Warehouse) を用いた偽装スキームを準備した。同スキームでは、Rolls-Royce 社がインドで取引される防衛製品の倉庫をアラブ首長国連邦に設立し、仲介人の企業に対して、取引された商品量に応じて最大 10% の手数料を支払う (DPA169)。2009 年 2 月から 2009 年 9 月までに、契約に基づく 332 万ポンドがドバイの会社に支払われた (DPA172)。Rolls-Royce 社の会計システムでは、支払いは「アドバイザー報酬」に分類されず、プロジェクト外の「販売関連・非研究開発費」として、「ドバイ倉庫発注書」に記録されていた (DPA174)。

図 3 インド問題における Rolls-Royce 社の違法行為



出所：筆者作成

(2) 第2のインド問題

第2のインド問題は、インド税務当局により押収された仲介人のリスト（アドバイザーリスト）を取り返すために Rolls-Royce 社が仲介人に金銭を支払った問題である（図3を参照されたい）。端緒として、2006年に Rolls-Royce India 社のデリー事務所がインド税務当局の税務調査の対象となり、税務調査官が2002年5月付けの Rolls-Royce 社のインド地区のアドバイザーリストを入手した（DPA130）。同年に Rolls-Royce 社のインド支社から持ち出されたアドバイザーリストの返還を確実に実行し、今後の調査を阻止するために仲介に185万ポンドの金額を支払った（FDN 2.5.2）。税務調査官やその他職員に支払いが行われたことは定かではないが、Rolls-Royce 社の決定は、第三者（である仲介者）に（Rolls-Royce 社からの）支払いが行われた場合にのみ、リストを回収し、それに伴う調査を阻止できることを期待して行われたと SFO は推察した（DPA130）。

また、仲介人に対するこれらの支払いは一般業務のためという名目で、支払いの本当の理由を正しく記録していない契約文書を通じて行われた（DPA130）。Rolls-Royce 社の会計システムでは、一部の支払いは「販売関連非研究開発費」として、その他の支払いは「管理費」として処理された（DPA163）。

(3) 違法行為により生じた会計不正と発覚後の Rolls-Royce 社の対応

SFO による DPA において明示的に示された会計不正は、第1のインド問題において2009年2月から2009年9月までに支払った432万ポンド、および第2のインド問題において2002年に支払った185万ポンドの不正な支出を糊塗するための会計基準違反である⁽¹⁶⁾。FRC が問題とした2010年度における Rolls-Royce 社

の監査上の重要性は4,600万ポンドであった（FDN2.5）。

違法行為発覚後、Rolls-Royce 社では、倫理委員会において2010年5月に臨時会議が開催され、インド問題について報告が行われた⁽¹⁷⁾。同会議において、企業および調査の専門分野で最も熟練した Rolls-Royce 社の顧問弁護士（General Counsel）が仲介人との関係を打ち切るべきという助言を行い、同委員会により決定された（FDN4.9）。その後、2010年6月2日に顧問弁護士と仲介人との会合が行われ、関係が打ち切られた⁽¹⁸⁾（FDN4.10）。

IV KPMG 監査事務所の監査基準違反と FRC による行政処分の分析

1. KPMG 監査事務所の監査基準違反

(1) Sykes 氏による監査判断の失敗

同事件において FRC の執行官は、後述する4つの関連要求事項⁽¹⁹⁾への違反を認定事実（Adverse Findings）として識別しているが、その中心にあるのは KPMG 監査事務所の Sykes 氏による2010年7月における監査判断の失敗だと考える。

Sykes 氏による監査判断の失敗とは、検出した違法行為の影響評価の局面において十分な情報に基づかず、インド問題が2010年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすことはない、2010年7月に結論付けたことである⁽²⁰⁾。この判断の基礎となったのは、当時インド問題について Sykes 氏が7月の Rolls-Royce 社との2つの会合で把握した以下の事項である⁽²¹⁾（FDN 2.5）。

- 2010年6月2日に解雇されたインドの仲介人に対して、過年度に、表向きは中東の

倉庫から調達した商品に関する報酬として 332 万ポンドを支払ったが、実際には、インドでの仲介人の利用が制限されていた時期に、インドにおける Rolls-Royce 社の利益を代理し続けていたこと（第 1 のインド問題）。

- 2006 年に Rolls-Royce 社のインド支社から持ち出された仲介人のリストの返還を確実に実行するために、同仲介人に 185 万ポンドの金額を支払ったこと（第 2 のインド問題）。

これらは後の SFO による詳細な調査と比較すると、Sykes 氏が入手していた情報は限定的なものであった⁽²²⁾。しかし、この限られた情報の中にも、（重要性の基準値を大幅に下回るとはいえ）仲介人に対する多額の不透明な支払い（332 万ポンド）や、機密情報返還のための異常な支払い（185 万ポンド）といった、違法行為の疑念を生じさせるのに十分な異常な情報が含まれていた。

このような情報を得ていながらも、Sykes 氏は、インドの問題は 2010 年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすことはないとして Rolls-Royce 社からの情報を疑念を抱かずに受け入れ、これを法令違反の疑いがないことを示す監査証拠として結論付けた（FDN 5.5）。さらに、Sykes 氏は、この問題に関して監査品質管理レビュー担当者との必要な議論を怠り（FDN 5.7）、重要な内容を記録した監査調書の一部を意図的に削除するよう指示した（FDN 5.9.4）。

Sykes 氏は、監査基準 ISA (UK & Ireland) 250A.18 に基づき、行為の性質や状況に関するさらなる理解および追加的な情報の収集が求められる状況であったといえる。しかしながら、同氏は追加情報の収集をしなかった。これは、違法行為の疑いがない場合の手続に相当す

る（図 1 の ISA (UK & Ireland) 250A.17 参照）。このような決定には、職業的懐疑心の不足や、（後述するようにマネーロンダリング関連の規制機関への外部報告の必要がないと結論付け、それ以上の情報収集を行わなかったという）「結論ありきの判断」があったといえる（FDN 4.16, 5.9.4）。

（2）違法行為やその可能性の影響評価の局面において要求される追加的な監査手続

検出した違法行為の影響評価の局面において、ISA (UK & Ireland) 250A.18 は（1）行為の性質および当該行為が発生した状況について理解し、（2）財務諸表に及ぼす影響を評価するために詳細な情報を入手することを規定している。ただし条文は「どの程度まで」追加情報を掘り下げるかについて具体的に示していない。

Rolls-Royce 社事件において、FRC は、Sykes 氏が 7 月の 2 回の会合で得た理解だけでは不十分であり、さらなる監査手続が必要だったと結論付けた。すなわち、違法行為の影響評価の局面において「どの程度まで追加情報を取るべきか」について、FRC は ISA (UK & Ireland) 500.6/500.8（十分かつ適切な監査証拠）と ISA (UK & Ireland) 200.15（職業的懐疑心）を根拠に⁽²³⁾、本ケースで最低限実施すべき手続の具体像を示したのである。

具体的には以下の点について、FRC は、被処分者である Sykes 氏が、インドの問題について法令違反の疑いがある行為の特性とその行為が発生した状況について理解を得ることに失敗し（FDN 6.2.3）、インド問題に関して十分かつ適切な監査証拠を入手するために、状況に応じて適切な監査手続を実施しなかった（FDN 6.2.1）と結論付けた。

- **倫理委員会の議事録を確認しなかった点：**倫理委員会は 2008 年に取締役会の任命により設置された取締役会の委員会である（FDN4.5）。Rolls-Royce 社の規程では、同委員会の議事録を KPMG 監査事務所側へ回付することが定められていた。しかしながら、監査人は、（倫理委員会の委員長が取締役会に報告した内容が記載されている）取締役会議事録については確認していたものの、2010 年度の監査において実際の倫理委員会議事録そのものは閲覧していなかった。FRC は、倫理委員会の議事録を確認すべきであった（FDN5.6）と結論付けた。これは、倫理委員会の議事録が、「インド問題のような汚職事件を含む重大なコンプライアンス事案が、社内ですらどう扱われ、どのような決定が行われたか」を示す不可欠な資料であるためと考えられる。
- **顧問弁護士の業務の適切性を評価し、利用可能性について調査しなかった点：**Rolls-Royce 社の顧問弁護士の利用に関する監査手続を行わず、（マネーロンダリングに限定されず）汚職についての十分かつ適切な監査証拠を得なかった。なぜならば、追加的な手続なしに Rolls-Royce 社の顧問弁護士の説明に依拠し、マネーロンダリングにしか役割を負わない MLRO の判断を利用してしまっただけである⁽²⁴⁾（FDN5.5）。したがって、監査人は、インド問題が法令違反の疑いがないとの結論を裏付ける監査証拠として、Rolls-Royce 社の顧問弁護士の業務の適切性を評価し、利用可能性について調査すべきであった。
- **インド問題の財務諸表への影響の評価が十分でなかった点：**FRC は、被処分者が十分な職業的懐疑心を発揮していたなら

ば、インド問題を踏まえ、ISA（UK & Ireland）330.18 に基づく実証手続を実施するかをさらに検討し、インドの問題点が 2010 年度の財務諸表に影響を与えたと認識すれば、その影響をさらに評価したであろうと結論付けた（FDN6.5）。

以上のように、この FRC による本事件の FDN の内容は、具体的な追加の監査手続が明示的に規定されていなかった ISA（UK & Ireland）250 の検出した違法行為の影響評価の局面について、十分かつ適切な監査証拠を入手および職業的懐疑心の行使を明示的に義務付け、その具体的な適用を示した行政処分だといえる。

（3）その他の KPMG 監査事務所による関連要求事項への違反

FRC は、検出した違法行為の影響評価の局面における Sykes 氏の監査判断の失敗から生じた他の関連要求事項への違反も指摘している。第 1 に、Sykes 氏は、監査調書についての要求事項（ISA（UK & Ireland）230.8, 230.9, 230.10, および 250A.29）に違反して、2010 年度の監査調書においてインドの問題を文書化することを怠った（FDN 認定事実 1）。前述のように、Sykes 氏はインド問題に違法行為の疑いがあるという見解を形成するための情報を持っており、違法行為の認識または疑いを持っていた（あるいは持つべきだった）と FRC 執行官は推論している（FDN4.23-25）。そのため、Sykes 氏は、法令違反の疑いおよび監査中に生じた重要な問題であるインド問題の存在を監査調書に記録すべきであった。具体的には、関連要求事項（ISA（UK & Ireland）230.8(a), 230.9, 230.10, および 250A.29）に準拠して、2010 年 7 月に Rolls-Royce 社が Sykes

氏に行ったインド問題に関連する内容（すなわち上述の Sykes 氏と Rolls-Royce 社の代表者との 2 回の会合の内容を含む）を記載すべきであった（FDN6.1.2）。また、関連要求事項（ISA（UK & Ireland）230.8(b)および 230.9）に準拠して、インド問題に関する Sykes 氏の結論およびその結論に達する際に行った監査判断、またはその結論の根拠を監査調書に記録すべきであった（FDN6.1.3）。

第 2 に、品質管理に関する関連要求事項（ISA（UK & Ireland）220.19(b)）に違反して、インドの問題を監査品質管理レビューアー（Engagement Quality Control Reviewer：以下、EQCR）と議論しなかった（FDN5.7）。ただし、このような監査調書と EQCR についての関連要求事項の違反が起こったのは、違法行為またはその疑いが存在しないと結論付けた監査判断から生じている。そのため、これらの監査基準違反の根本原因は前述した監査判断の失敗にあるといえよう。

2. 監査人に対する行政処分の根拠

ここまで、監査基準違反とその根本原因となった監査判断の失敗について検討してきた。本項では、被監査会社による違法行為に対する監査人の責任追及の根拠について考察する。

一般的に、監査人が関連要求事項に違反した場合、重要な虚偽表示の有無に関係なく行政処分が下されることは珍しくない（例えば、独立性に関する規定への違反など）⁽²⁵⁾。しかし、被監査会社の違法行為に関連した処分事例はこれまで存在しておらず、その点で本件の行政処分の根拠は特に重要であると考えられる。

また、一般的に、特定の企業の事例において監査人に対する行政処分が行われる場合、故意または注意義務違反により重要な虚偽表示を見逃したことが問題となるのが通常である。し

かし、本件では、インド問題が最終的に虚偽表示につながっていたものの（ただし 7 月に監査判断を行った際には Sykes 氏は把握していなかった）、その重要性は Rolls-Royce 社の規模と比較して必ずしも量的に大きくはなかった。

このような状況下で、FRC は重要な虚偽表示の発見有無に関係なく、監査人が違法行為についての関連要求事項に違反したこと自体を根拠に行政処分を行っているといえる。これは、被監査会社の違法行為に関連した処分事例がこれまで存在しなかった中で、特筆すべき点である。

実際、AEP において以下の FRC の行政処分の根拠が示されている（FDN2.8）。

「この最終決定通知は、被処分者による監査業務での失敗について説明しているが、本通知書で問題となっている失敗が、2010 年度財務諸表の虚偽表示を発見できなかった原因となったとは主張していない。つまり、FRC の執行官は、被処分者が十分な水準の職業的懐疑心を行行使していれば発見されたであろう虚偽表示に関知しない。」

この箇所から読み取れるのは、FRC が特定の企業の事例において、重要な虚偽表示の有無に関係なく、監査人の関連要求事項への違反のみを根拠に行政処分を行ったということである。これは通常の監査に対する行政処分とは異なる対応であり、監査人が遵守すべき手続や基準そのものを重視し、結果として引き起こされる影響ではなくプロセス自体に焦点を当てていることを示している。

したがって、Rolls-Royce 社事件において、FRC は監査人が重要な虚偽表示を見逃したかどうかを問わず、関連要求事項への違反のみを理由に責任を追及している⁽²⁶⁾。このような行政

処分の根拠は、被監査会社の違法行為に対する監査人の責任を明確した点で重要な意義を持つといえる。

V おわりに

本稿では、これまで被監査会社による違法行為について行政処分が見当たらなかったことから、Rolls-Royce 社事件における①監査基準違反の根本にあった監査判断の失敗の実態、②規制機関の示した具体的な追加の監査手続、および③監査人に対する行政処分の根拠を明らかにすることを目的とし事例を分析した。

第一に、Rolls-Royce 社事件において監査基準違反の根本にあった監査判断の失敗は、検出した違法行為の影響評価の局面において十分な情報に基づかず、インド問題が 2010 年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすことはない、2010 年 7 月に結論付けたことにあった。このよう判断プロセスには、職業的懐疑心の不足や、(外部報告の必要がないと結論付け、それ以上の証拠収集を行わなかったという)「結論ありきの判断」があったと分析した。このような失敗は、手続的な要求事項が規定されている被監査会社による違法行為の監査実務において陥りやすい失敗といえる。本稿の分析は、監査人がこのような失敗を回避するための注意点を示し、今後の監査実務における指針を提供するものである。

第二に、規制機関である FRC は、検出した違法行為の影響評価の局面において、(1)倫理委員会の議事録の閲覧、(2)被監査会社の顧問弁護士の業務の適切性の評価および利用可能性についての調査、(3)これらの証拠も踏まえた財務諸表への影響の評価という 3 つの具体的な追加の監査手続を示した。これらの具体的な追加の監査手続の提示は、従来明確でなかった被監

査会社の違法行為についての監査人の責務の明確化に寄与するだろう。本稿は、これらの具体的な追加の監査手続の意義を分析し、監査人が違法行為の疑いに対してどのように対応すべきかについての実務的な指針を提供した。

第三に、事例自体の分析のみならず、監査人に対する行政処分の根拠という視点からも検討を行った。本事件において、重要な虚偽表示はおろか虚偽表示という結果を招いたか否かを問わず、FRC は監査人の監査基準違反のみを根拠として行政処分を行ったことを示した。第Ⅱ節で述べたように、通常の監査は重要な虚偽表示に着目しリスクアプローチにより行われるが、違法行為の場合には、たとえ疑いのあるような場合でも手続的な要求事項が厳格に求められる。そのため、このような行政処分の根拠が示されたことにより監査人の責任は拡大し、よりリスク回避的な行動をとり、本来重視すべき重要な虚偽表示の検出に十分な資源を投入できなくなる可能性がある。このような FRC による行政処分の根拠の記載は、今後、英国の規制機関の判断指針となるため、単一の事例であっても実務に重大な影響を与えるだろう。

本事例から得られた知見は、特に NOCLAR に関する監査規制や監査実務を検討する際に、国際的に広く一般化しうる可能性がある。英国の監査基準は日本と同様に ISAs を基礎としており、ISA (UK & Ireland) 250 の監査基準の適用と解釈に関する英国 FRC の判断は、日本の監査実務や規制機関にも示唆を与える。また米国では既に PCAOB が監査基準違反単独でも罰則を科すことが可能であるため、本研究が示したような AEP の枠組みが米国の監査規制実務にも影響を与え、その処分対象が財務報告の虚偽記載のみならず、NOCLAR 事案へと広がる可能性も考えられる。特に PCAOB も

NOCLAR に対する監査基準の改訂を提案し、監査人の責任範囲が著しく拡大しつつある近年の規制状況 (PCAOB, 2023; Boland et al., 2024) を踏まえると、この影響は重大になる。このように、英国 AEP による Rolls-Royce 事件に対する行政処分事例は、日本を含む ISA 採用国や米国の監査規制環境において、今後の監査品質向上策や違法行為対応を議論する際の重要な参考事例となることが予想される。

しかしながら、本研究には以下の限界が存在する。第一に、単一の行政処分の分析であるため、今後の行政処分によっては監査人の責務に関する原則が変更される可能性がある。第二に、分析は公表資料に基づいており、内部資料や関係者の視点が十分に反映されていない。これらの限界を踏まえ、今後の処分事例との比較分析や関係者へのインタビュー調査などを通じて、被監査会社による違法行為に関する監査についてより包括的な理解を深めていくことが望まれる。

注

- (1) ISA (UK & Ireland) 250 は、二部構成であり、セクション A「財務諸表監査における法令と規制の検討」は ISA250 と対応しており、セクション B「金融分野の規制機関に報告する監査人の権利と義務」は英国独自のものである。
- (2) 規制機関の報道担当官は、米国において公開会社会計監視委員会 (Public Company Accounting Oversight Board : PCAOB) や SEC は、FCPA に関する問題で外部監査人に制裁を課したことはないと説明している (Lawson et al. [2019], Nassauer [2015])。
- (3) 被監査会社による違法行為について、米国では 1977 年に米国監査基準書 (Statements on Auditing Standards : 以下, SAS) 第 17 号「被監査会社による違法行為」によって規制され、その後、1988 年に SAS 第 54 号で改訂されている。このような展開は、日本でも多くの研究によって分析されてきた (檜田 [1989], 盛田 [1989], 石田 [1992], 山浦 [1996])。その後、PCAOB が公表する現在の AS2405 までほとんど改訂されていない (PCAOB [2018], 7

頁)。現在、PCAOB は AS2405 の改訂のための作業に着手している (PCAOB [2018])。

- (4) 1992 年に、国際監査基準 (International Standards on Auditing : 以下, ISAs) 31「財務諸表監査における法令および規制の検討 (Consideration of Laws and Regulations in an Audit of Financial Statements)」が公表された。この監査基準は、米国と英国の基準を土台として開発された (山浦 [1992], 3 頁)。その後、2004 年に英国で設立された FRC は、FRC の傘下となった APB を通じて、監査基準の設定に責任を持つようになった。同年、APB は、英国 SAS に代わって ISAs (UK and Ireland) を公表し、財務諸表監査に適用した。ISA (UK and Ireland) 250 も公表された。
- (5) ISA (UK & Ireland) 250A は ISA250 と対応し、ISA (UK & Ireland) 250B は英国独自の基準であり、法的規制の対象となる金融機関の監査人が特定の情報を規制機関に直接報告することを規定している。
- (6) 関連要求事項とは、『2016 年法定監査人及び第三国監査人規則 (The Statutory Auditors and Third Country Auditors Regulations 2016 : SATCAR)』の第 5 条(11)に定められた意味を有し、SATCAR, 監査規則 (the Audit Regulation (537/2014/EU)), ISAs, および FRC の倫理基準の要求事項を含む (FDN3.1)。
- (7) 一般的に手続的アプローチは、単に適切な基準の枠組みに基づいて情報が特定の状況において説得的 (plausible) であるかを評価することのみを目的とするのに対して、リスクベースアプローチは、情報に重要な虚偽表示が発見できないリスクを適切な水準にまで引き下げることを目的として実施されると言われる。具体的に手続の実施において、手続的アプローチは単に決められた手続を実施するのに対して、リスクベースアプローチでは発見リスクを適切な水準にまで引き下げるために、監査手続の種類、時期、および範囲を決定する (Smith [1988], Duggan [1995])。
- (8) 手続的アプローチを採用すると、法令違反による財務諸表の重要な虚偽表示を監査人が識別できないリスク (発見リスク) が高まる。なぜならば、手続的アプローチでは監査の焦点が (マニュアル的に) すぐに絞られてしまうのに対し、リスクベースアプローチでは、監査人が専門的な判断を行い、状況に応じてどの監査手続が最も効果的であるかを選択することができるからである (FRC [2015], p.5)。
- (9) 2004 年の FRC の設立当初は、会計士調査・懲戒委員会 (Accountancy Investigation and Discipline Board : 以下, AIDB) によって会計

士懲戒制度のみが運営されていたが、2007 年からは AIDB は会計士・アクチュアリー懲戒委員会 (Accountancy and Actuarial Discipline Board: 以下, AADB) に改組されている。2016 年 6 月にすべての法定監査を対象とする AEP が導入されたため、2022 年現在の会計士懲戒制度は、その対象範囲が限定されている。FRC の執行制度の変遷の詳細は、会計士懲戒制度の HP を参照されたい (<https://www.frc.org.uk/auditors/enforcement-division/accountancy-scheme>)。

- (10) 2014 年に欧州委員会 (European Commission) により、「欧州議会および欧州連合理事会の規則 No 537/2014 (Regulation (EU) No 537/2014 of the European Parliament and of the Council of 16 April 2014: 以下, 2014 年 EU 監査規則)」および「欧州議会および欧州連合理事会 (閣僚理事会) の指令 2014/56/EU (Directive 2014/56/EU of the European Parliament and of the Council of 16 April 2014: 以下, 2014 年 EU 監査指令)」が採択された。2014 年 EU 監査指令では、加盟国が、法定監査における不適切な業務遂行 (inadequate execution) を発見、是正、および防止するための効果的な調査および制裁制度 (effective systems of investigations and sanctions) を確立することを規定している (30 項)。
- (11) AEP の概要については、秋月他 [2021] の 10 章「処分」で説明されている (268-271 頁)。
- (12) ここで、意思決定者は、他の事例で課された制裁を考慮することが「できる」のであって、「しなければならない」わけではないことに注意されたい。すなわち、AEP における意思決定者は、事例の事実と状況に基づいて適切な制裁を決定しなければならない、以前の事例で課された制裁に拘束されて、適切でない制裁を課さなければならないと考えてはならない (AEP [2022], p.3)。さりとて、(本文で述べたように) AEP で示された先例は、その後の行政処分において検討される。
- (13) このような状況は、事件後である 2016 年の IAS250A の改訂により追加された、違法行為の分類に影響する企業の事業活動や状況の具体例として挙げられた内の、汚職や贈賄にあたる (ISA (UK & Ireland) 250A.A6)。
- (14) DPA において SFO は会計不正を、違法行為の結果として生じた虚偽表示という意味で用いている。ISA200 で示されるように、虚偽表示は、報告される財務諸表項目の金額、分類、表示又は注記事項と、適用される財務報告の枠組みに準拠した場合に要求される財務諸表項目の金額、分類、表示又は注記事項との間の差異を

指す。

- (15) 2000 年前後より、インド政府の防衛契約に関する仲介人の利用は、インド当局によって制限されていた (DPA129)。具体的に、インド国防省 (Indian Ministry of Defense: 以下, MOD) は 2001 年の指示書 (instructions) において、仲介人の利用を行う場合には、完全な情報開示、仲介人の登録、MOD による認可、国防省の指針に従った手数料の金額等の制限を受けなければならないことを規定していた (DPA134)。Hindustan Aeronautics 社との契約における契約は、2001 年の指示書に追加して要請される。
- (16) DPA と FDN に直接の記載はないものの、Rolls-Royce 社が汚職による支払を「倉庫手数料」や「コンサルティング費用」と偽装して分類・注記を怠った行為は、取引の経済的実質を開示せず公正表示を損ねるものであり、IAS 1.15-19 (公正表示の原則) に抵触すると解される。
- (17) DPA のインド問題の箇所において、SFO は Rolls-Royce 社の従業員の関与のみを識別しており、役員の関与は把握していない。
- (18) その後、同月 4 日に上記法律事務所のパートナー 2 名が出席した Rolls-Royce 社の取締役会の臨時の会議が開かれ、インド問題について報告が行われた。この取締役会により、インド問題は、取締役会の小委員会 (倫理委員会) だけでなく、取締役そのものが注目すべき大きな問題となった (FDN4.13)。
- (19) AEP は、関連要求事項 (Relevant Requirements) の違反に対する調査、起訴、および制裁を行うが、Rolls-Royce 社事件における関連要求事項は、2010 年当時の ISAs (UK & Ireland) であり、以下本項で言及する ISAs (UK & Ireland) は 2009 年当時の (クラリティ・プロジェクト後の) 基準である。
- (20) 2010 年 6 月 11 日に Sykes 氏がシニア監査パートナーに送信した電子メールには、「我々は、そのような疑いを抱く正当な根拠 (legitimate basis) となる十分な情報を持っておらず、当年度にさらなる支払いが行われない限り、これ以上調査する理由はないだろう」と記載されていた (FDN4.40.4)。この判断を Sykes 氏は同年 7 月にも変更しなかったと考えられる。
- (21) FDN によれば、FRC は、Sykes 氏がインド問題について少なくとも同年 7 月 5 日までに認識していたと考えている。7 月 5 日には、Rolls-Royce 社の上級マネジメント 2 名は、KPMG 監査事務所の Sykes 氏と会合を行い、インド問題について (6 月 4 日に取締役会に報告した内容と同じ) プレゼンテーションを行った (FDN 4.29)。さらに、同月 20 日には、Rolls-Royce

社の上級マネジメントは、インド問題に関してさらなる情報提供を行うために顧問弁護士を交え、KPMG 監査事務所の Sykes 氏と会合を行った (FDN4.29)。

- (22) 例えば、第 1 のインド問題について Sykes 氏は Hindustan Aeronautics 社とのライセンス契約についての違法行為について把握していない。また、2 つのインド問題に存在していた会計不正についてこの時点で Sykes 氏は把握していない。

- (23) FRC は、ISA (UK & Ireland) 500 を参照し、監査人は十分かつ適切な監査証拠を入手するために、個々の状況において適切な監査手続を立案し実施しなければならならず (ISA (UK & Ireland) 500.6)、企業が作成した情報を利用する場合には、当該情報が監査人の目的に照らして十分に信頼性を有しているかどうかを評価しなければならないと指摘した (ISA (UK & Ireland) 500.8)。さらに、FRC は職業的懐疑心の保持 (ISA (UK & Ireland) 200.15) についても強調し、重要な虚偽表示の可能性を認識して監査を計画し実施しなければならないと指摘した。

- (24) ISA (UK & Ireland) 250B は、内部通報 (tipping off) に関する法律を遵守しつつ、可能な限り早く規制機関に報告することを要求している (Appendix 3)。この点について、Sykes 氏は一定の注意を払っている。7 月 5 日の Rolls-Royce 社との会合の後、KPMG のマネーロンダリング報告担当役員 (money laundering reporting officer : 以下、MLRO) とインド問題について、MLRO としての視点から、これがマネーロンダリング法の下で報告される可能性がある問題かどうかを議論している (FDN4.26)。7 月 20 日の顧問弁護士と Rolls-Royce 社の上級マネジメントとの会合した後に、Sykes 氏は MLRO およびシニア監査パートナーとインド問題について社内でも再度議論し、特に KPMG が犯罪収益移転法に基づいてマネーロンダリング報告書を作成する必要があるかどうかを議論し、翌日の 2010 年 7 月 21 日に、シニア監査パートナーと MLRO との会合の結果、現在把握していることに基づいて報告することは何もないと結論付けた、とグループ契約パートナーに報告している (FDN4.30)。

- (25) 日本において、行政処分の根拠は、①虚偽証明または不当証明 (公認会計士法第 30 条、第 34 条の 21 第 2 項 1 号 2 号)、②および法令違反 (公認会計士法第 31 条、第 34 条の 10 の 17 第 2 項、第 34 条の 21 第 2 項 3 号 4 号、第 34 条の 29 第 2 項) である。また、平成 19 年の公認会計士法改正により導入された課徴金制度

は、故意により虚偽証明を行ったときまたは相当の注意を怠ったことにより重大な虚偽証明を行ったときに課されている (公認会計士法第 31 条の 2、第 34 条の 21 の 2)。

- (26) 前節の第 2 項の表では、AEP において制裁を課するために満たすべき要件が関連要求事項への違反 (監査基準および倫理規範を含む) であることを示している。

参考文献

秋月信二、岡嶋慶、亀岡恵理子、小宮山賢、鳥羽至英、内藤文雄、永見尊、福川裕徳 [2021] 『監査の質に対する規制: 監査プロフェッション vs 行政機関』国元書房。

Boland, C. M., Hermanson, D. R., Higgs, J. L., Prewett, K. W., Pyzoha, J. S., & Tegeler, A. C. [2024] Additional Comments of the American Accounting Association Auditing Section Auditing Standards Committee on the PCAOB's Amendments to PCAOB Auditing Standards Related to a Company's Noncompliance with Laws and Regulations and Other Related Amendments. *Current Issues in Auditing*, 18(2), C4-C10.

Bonner, S. E., Palmrose, Z. V., & Young, S. M. [1998] Fraud type and auditor litigation: An analysis of SEC accounting and auditing enforcement releases. *Accounting Review*, 503-532.

DeFond, M. L., & Smith, D. B. (1991). Discussion of the financial and market effects of the SEC accounting and auditing enforcement releases. *Journal of Accounting Research*, 29, 143-148.

Duggan, K. [1995] Reviews redux. *CA Magazine*, 128(1), 72-74.

Feroz, E. H., Park, K., & Pastena, V. S. [1991] The financial and market effects of the SEC's accounting and auditing enforcement releases. *Journal of Accounting Research*, 29, 107-142.

Financial Reporting Council (FRC) [2009] International Standard on Auditing (ISA) UK & Ireland 250A Consideration of laws and regulations in an audit of financial statements.

Financial Reporting Council (FRC) [2009] International Standard on Auditing (ISA) UK & Ireland 250B The auditor's right and duty to report to regulators in the financial sector.

Financial Reporting Council (FRC) [2014] Audit Quality Thematic Review: Fraud risks and laws and regulations.

Financial Reporting Council (FRC) [2015] FRC Comment Letter – IAASB ED Proposed Amendments to the IAASB International Standards – Responding to NOCLAR.

- Financial Reporting Council (FRC) [2016-a] Enhancing Confidence in Audit: The Financial Reporting Council's Audit Enforcement Procedure.
- Financial Reporting Council (FRC) [2016-b] International Standard on Auditing (ISA) UK & Ireland 250A Consideration of laws and regulations in an audit of financial statements.
- Financial Reporting Council (FRC) [2017] FRC launch investigation into KPMG in relation to the audit of the financial statements of Rolls-Royce Group.
- Financial Reporting Council (FRC) [2021] In the matter of the executive counsel of The Financial Reporting Council –and (1) KPMG audit plc (2) Anthony James Sykes, Final Decision Notice.
- Financial Reporting Council (FRC) [2022] Sanctions Policy (AEP).
- 檜田信男 [1989] 「監査基準と違法行為」『産業経理』第 49 巻第 1 号, 1-10 頁。
- International Auditing and Assurance Standards Board (IAASB) [2008] Basis for Conclusions: ISA 250 (Redrafted), Consideration of Laws and Regulations in an Audit of Financial Statements.
- International Auditing and Assurance Standards Board (IAASB). (2014). A framework for audit quality: Key elements that create an environment for audit quality.
- 石田三郎 [1992] 「不正・違法行為と監査意見」『現代監査』第 2 号, 9-15 頁。
- 亀岡恵理子 [2016] 「WorldCom 粉飾決算における監査の失敗事例分析—監査人の独立性と監査リスク・アプローチの有効性に対する示唆—」『産業経営』第 50 号 (掲載確定)。
- 亀岡恵理子 [2015] 「エンロン事件の再検討—監査人の独立性侵害と監査の失敗を中心に—」『産研論集』第 42 号, 81-92 頁。
- 亀岡恵理子, 福川裕徳, 永見尊, 鳥羽至英 [2021] 『財務諸表監査 改訂版』国元書房。
- Karpoff, J. M., Lee, D. S., & Martin, G. S. [2017] Foreign bribery: Incentives and enforcement. Available at SSRN 1573222.
- 加藤厚 [2015] 「国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) ニューヨーク会議報告: 違法行為への対応の再公開草案を決議他」『会計・監査ジャーナル』第 27 巻第 7 号, 73-76 頁。
- 加藤厚 [2015] 「違法行為に気付いた公認会計士が取るべき行動は何か: 国際会計士倫理基準審議会が再公開草案を公表」『会計・監査ジャーナル』第 27 巻第 8 号, 99-102 頁。
- 加藤厚 [2017] 「新しい国際倫理規程「違法行為への対応」—国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) のその他の最新動向—」『商学論纂』第 58 巻第 3・4 号, 1-29 頁。
- Kingman, J. (2018). Independent review of the financial reporting council.
- Knechel, W. R. (2016). Audit quality and regulation. *International Journal of Auditing*, 20(3), 215-223.
- Lawson, B. P., Martin, G. S., Muriel, L., & Wilkins, M. S. [2019] How do auditors respond to FCPA risk?. *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, 38(4), 177-200.
- Lyon, J. D., & Maher, M. W. [2005] The importance of business risk in setting audit fees: Evidence from cases of client misconduct. *Journal of Accounting Research*, 43(1), 133-151.
- 盛田良久 [1989] 「違法行為に対する監査人の責任」『大阪学院大学商学論集』第 15 巻第 3 号, 43-57 頁。
- 永見尊 [2023] 「米国 SEC の AAER にみる監査人の質問手続の不備」『専修マネジメント・ジャーナル』第 13 巻第 1 号, 1-13 頁。
- Nassauer, S. [2015] Shareholder group says Ernst & Young knew about Wal-Mart Mexico bribery allegations. *Wall Street Journal*, (May 25).
- Palmrose, Z., & Wright, D. [1993] Research in the Auditor's Responsibilities Regarding Illegal Acts by Clients. *Proceedings of the Expectations Gap Roundtable*, 227-43.
- Public Company Accounting Oversight Board (PCAOB) [2018] Standard-Setting Update. Washington, DC: PCAOB.
- Public Company Accounting Oversight Board (PCAOB) [2023] Amendments to PCAOB Auditing Standards Related to a Company's Noncompliance with Laws and Regulations and Other Related Amendments. Washington, DC: PCAOB.
- Serious Fraud Office (SFO) [2017] Deferred Prosecution Agreement – Statement of Facts – SFO v Rolls Royce PLC.
- Smith, S. [1988] Attestation standards and their effect on review engagements. *CA magazine*, 69-71.
- 弥永真生 [2014] 「〈論説〉財務諸表監査と違法行為」『筑波ロー・ジャーナル』第 17 号, 127-190 頁。
- 山浦久司 [1996] 「(指標) 企業の違法行為と職業会計士監査—国際的動向と日本の現状」『監査研究』第 22 巻第 9 号, 1-4 頁。
- Woolf Committee [2008] Ethical business conduct in BAE Systems plc – the way forward.

Ⅲ 研究グループ報告（最終報告）

非財務情報の開示と企業価値

主 査： 大鹿 智基（早稲田大学）
委 員： 内山 哲彦（青山学院大学）
大森 明（横浜国立大学）
齋尾 浩一朗（KPMG あずさサステナビリティ）
阪 智香（関西学院大学）
日時 壮浩（早稲田大学）
矢内 一利（青山学院大学）
若林 利明（早稲田大学）
Frendy（名古屋商科大学）

要 旨

ここ数年で、非財務情報の開示（特に財務資本提供者の意思決定有用性を目的とする非財務情報の開示）の制度化に向けた議論が活発におこなわれるようになった。国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）を中心に、開示内容に関する基準の策定も進められている。わが国でも、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）が設立され、国内基準に関する議論がなされている。非財務情報の開示を拡充すること自体についての大きな異論は無いだろうが、その具体的なプロセスにおいては検討すべき課題が残されている。

本研究グループでは、非財務情報開示のあり方について、開示する経営者の立場と、開示された情報を利用する投資家の立場の双方から検討をおこなうことを目指した。また、モデル分析、実証分析、インタビュー調査、質問票調査など、複数の研究アプローチを併用した。

紙幅の都合上、本最終報告では中間報告の内容を繰り返すことはせず、その後の研究内容の概要を紹介する（詳細は、別途作成した最終報告書を参照いただきたい）。まず、本研究グループとしての 2 つ目の実証分析の結果を報告する。各企業の現状のディスクロージャーを IFRS S2 への適合性（conformity）に着目して尺度化したうえで、それらの尺度の株式時価総額の関連性や企業特性との関連性を検証している。続いて、サステナビリティ情報開示の取り組みに関する質問票調査の概要について、具体的な質問項目およびその選定理由、調査対象・期間、調査後の分析内容、現時点での課題などについて示す。

その後、管理会計の視点から見た非財務情報開示について検討する。有用な非財務情報開示がおこなわれるようになるには、企業の側が積極的な開示姿勢を持つことが重要であり、その動機付けとして、非財務情報の開示が開示する側の企業にとっても有益であることを納得してもらう必要があるだろう。その第一歩として、現状、企業がどのように非財務情報開示を捉えているのかについてインタビュー調査をおこなった。最後に、非財務情報の基準化・制度化のプロセスにおいて、研究者が果たすべき役割または研究者に果たしてほしいと思われる役割について検討した結果を提示する。

I 研究の背景と目的、最終報告の概要

近年、非財務情報開示に関する基準化^①・制度化^②が急速に進行中である。環境関連情報を中心とする非財務情報、特に財務資本提供者視点での非財務情報の開示への需要が高まり、統合報告フレームワークを代表とするルール策定へとつながったものの、様々な開示基準が作られるようになったことが開示側、利用者側双方の負担を増大させ、非効率性を生み出した。その後、中間報告において振り返ったような変遷を経て、財務資本提供者向けの非財務情報の開示に関する検討を ISSB が中心となって進めることになった。すでに、IFRS S1 および S2 が動き出し、大きな変革が続いている。その過程において、本研究グループの名称に含まれる「非財務情報」という用語も、「サステナビリティ関連財務情報」という名称に統一されつつある^③。

わが国においても、2021 年 9 月に開催された金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」へ依頼された諮問事項の中に、企業と投資家との間の建設的な対話を通じた、企業の中長期的な成長を促すための開示情報としてのサステナビリティ情報に関する検討が含まれており、基準化・制度化が急がれることになった。国際的な流れも受け、2022 年 7 月には財務会計基準機構（FASB）の下に、国内基準の開発と国際的な発信をおこなうためのサステナビリティ基準委員会（SSBJ）が設立された。さらに、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」において、2027 年 3 月期から時価総額 3 兆円以上のプライム市場上場企業での SSBJ 基準適用が提案されるなど（金融審議会、2024）、非財務情報の開示が充実す

る方向で進んでいる。その最初の一步として、昨年（2023 年）発行された有価証券報告書において、気候変動や人的資本に関する非財務情報の開示が求められるようになった。

中間報告においても述べたとおり、そもそも、非財務情報に対する需要が高まっている背景には、株式投資家が企業価値評価をおこなう際の、伝統的な財務情報の有用性／重要性が低下していること、すなわち、伝統的な財務情報だけでは企業価値評価ができなくなっていることが挙げられる。それには、主に以下の 3 つの要因が関係していると考えられる。

まず 1 つ目は、バリュー・ドライバー、すなわち企業価値の決定因子の時代的な変化である。企業のビジネスモデルが変容したことによって、従来の財務報告の枠組みにしたがって報告される財務情報、特に実物資産に関する情報のみでは、その企業の将来利益や将来キャッシュフローの予測、すなわち株主が企業価値の推定をするための情報を十分に提供できなくなり、その補完情報として非財務情報に対する需要が生じている。

2 つ目の要因は、株式投資家の近視眼的かつ株主至上主義の投資行動に対する批判が、中長期的な視点に基づく企業との建設的な対話の要請へつながり、未来志向の情報の必要性が増大したことである。厳密な制度の下で開示情報が決定される財務情報では取り込むことが難しい将来情報を、非財務情報として開示することへの需要が生じた。

3 つ目の要因は、ステークホルダー観の変化である。株主と経営者の関係に関する伝統的な考え方下では、「企業は株主のものであるので、企業は株主価値の最大化のために努力する必要がある」という株主主権型モデルが主張されてきた。これに対し、Freeman [1984] が提唱し、Donaldson and Preston [1995] や

Friedman and Miles [2002, 2006] によって発展されたステークホルダー理論では、株主だけではなく多様なステークホルダーについてもバランスよく考慮することが企業の長期的な発展につながると主張されている。すなわち、環境、顧客、従業員、さらにその他多様なステークホルダーのうち、いずれかのステークホルダーのみが満足する（いずれかのステークホルダーにとっての企業価値のみを増大させる）ような企業経営ではなく、様々なステークホルダーそれぞれにとっての企業価値を増大させるような企業経営が求められるようになった。結果として、その状況を伝達するための非財務情報への需要が高まることとなった。

以上の背景を踏まえれば、非財務情報の開示を拡充すること自体について異論は無いだろう。しかし、その具体的なプロセスにおいては検討すべき課題が多く残されている。そこで、本研究グループは、非財務情報の開示のあり方について、企業価値との関連性という視点を中心に、情報の作成および利用に携わる複数の関係者の立場から、制度論、質問票調査、モデル分析、実証分析などのアプローチを用いて複合的に検討することを目指した。

当初設定したリサーチ・クエスチョン（以下、RQ）は、

- ① 開示項目の決定方法（何を開示すべきか）
- ② 開示内容の信頼性確保の方法（どこまで、どのように正確な情報にすべきか）
- ③ 開示の範囲の決定方法（どこまで開示すべきか）
- ④ 企業価値向上との関連性（開示は企業にとってメリットがあるか）

の 4 つである。RQ①および RQ②は、主として制度会計および資本市場研究の視点から、RQ③および RQ④は、主としてモデル分析を含

む管理会計の視点から研究を進めた。

以上の RQ について実施した 2 年間の研究の成果である本最終報告の構成は以下のとおりである。

まず、次の II では、本研究グループにおいて実施した 2 つ目の実証分析の成果を紹介する（1 つ目の実証分析については中間報告参照）。具体的には、IFRS S2 への適合性（conformity）を基に、各企業の現状のディスクロージャーが、IFRS S2 に適合している程度や、IFRS S2 の要求水準を超えた開示となっている程度を尺度化したうえで、それらの尺度の株式時価総額の関連性を検証している。合わせて、企業の特性と上述の尺度との関連性も分析する。従来の実証分析と比べ、IFRS S2 という、具体的な開示基準との関係でディスクロージャーの程度を尺度化したことや、（その結果として）業種別の分析が行われているという点において新規性のある実証分析をおこなっている。

続く III では、サステナビリティ情報開示の取り組みに関する質問票調査の概要を説明する。具体的な質問項目およびその選定理由、調査対象・期間、調査後の分析内容、現時点での課題などについて示す。非財務情報の制度化が不可逆的に拡大・拡充する方向である中で、実際に開示をおこなう企業の側でどのような準備がおこなわれているのか、その現状を明らかにすることを目指している。

IV では、管理会計の視点から非財務情報について検討する。これまで行われてきた実証分析の多くが非財務情報の開示と株式時価総額との正の関連性を示す一方で、開示する側である企業の経営者の中には、開示負担の増大に対する懸念を有する者もいるようである。今後、有用な非財務情報開示を達成するためには、企業の側が積極的な開示姿勢を持つことが重要であるし、その動機付けのために、非財務情報の

開示が開示する側の企業にとっても有益であることを納得してもらう必要があるだろう。その第一歩として、現状、企業がどのように非財務情報開示を捉えているのかについてインタビュー調査をおこなった。その結果を示す。

最後のVでは、非財務情報の基準化・制度化のプロセスにおいて、研究者が果たすべき役割または研究者に果たしてほしいと思われる役割についてまとめる。研究者自らの視点、実務家からの視点、さらに制度設計者の視点、に分けて考察した。

II Empirical Research on the Value Relevance of Japanese Firms Conformance to the IFRS S2 Climate-Related Disclosures⁽⁴⁾

Japan has one of the fastest-growing and highest number of companies that disclose ESG information among other developed economies (KPMG, 2021). The convergence of global standards on sustainability disclosures has gained momentum with the International Sustainability Standards Board (ISSB) issuing its foundational standards on sustainability reporting - IFRS S1 and S2 - in June 2023. Both the IFRS S1 and S2 standards serve as a baseline for individual countries and jurisdictions, including Japan, to begin adopting the reporting standards as early as 2025 (Toplensky, 2023). The research on the value relevance of the IFRS standards is timely as the Sustainability Standards Board of Japan (SSBJ) published exposure drafts of the Sustainability Disclosure Universal Standards and the Sustainability Disclosure Theme-

specific Standards in March 2024 to create Japanese standards that are equivalent to IFRS S1 and S2 (SSBJ, 2024).

To the best of our knowledge, there has been no empirical evidence that analyzed the impact of firms' conformity with the IFRS S2 quantitative environmental disclosures on firm value. The following hypothesis H1a examined the relationship between stock price and the firm's conformance with the IFRS S2 climate-related disclosures.

H1a: The share price is positively associated with the absolute measure of the firm's conformance with the IFRS S2 Climate-related Disclosures.

The following alternative hypothesis H1b considers the firm's conformance with the IFRS S2 that is relevant to the industry metrics and argues that the relevant and surplus disclosures provide more granular and firm-specific information that is useful for investors as indicators for investment risks or opportunities.

H1b: For a firm that discloses IFRS S2 relevant metrics, the share price is positively associated with the surplus measure of the firm's conformance with the relevant IFRS S2 Climate-related Disclosures.

Several firm-specific characteristics such as environmental performance, financial structure, and corporate governance could affect the extent of quantitative CSR disclosures

(Gao *et al.*, 2016). We hypothesize that several firm-level financial, emission, and financial reporting characteristics — company size, profitability, emissions, environmental fines, and adoption of IFRS — could determine the extent of IFRS S2 disclosure conformance. Accordingly, the following alternative hypothesis H2 is proposed:

H2: Firm-level financial, emission, and financial reporting characteristics — company size, profitability, emissions, environmental fines, and adoption of IFRS — are associated with the firm's conformance with the relevant IFRS S2 Climate-related Disclosures.

We follow Giner *et al.* [2020] to construct the IFRS S2 Disclosure Conformance Index (*DCI*) to measure the extent to which environmental corporate disclosure at the firm level conforms to the quantitative disclosure metrics recommended by the IFRS S2 Industry-based Guidance on Implementing Climate-related Disclosures document (IFRS, 2023). Prior empirical research has employed a similar index to assess the quality of environmental disclosures that is based on the Global Reporting Initiative (GRI) (Clarkson *et al.*, 2008).

The *DCI* variable represents an *absolute* measure of the company's disclosure conformance to the IFRS S2 standard that considers *all* quantitative environmental metrics disclosed by the company, regardless of whether the disclosed metrics are relevant to the industry-based metrics. we recalculate

the conformance index to incorporate only disclosure metrics that are considered *relevant* according to IFRS S2. We calculate the *SurplusDCI* variable to measure the extent of relevant surplus quantitative environmental disclosure metrics after *excluding* firms with disclosures that do not match any of the IFRS S2 industry-based metrics guidance. A final sample of 17,737 firm-year observations from 9 fiscal years that consist of 2,158 unique firms and 10 industries is obtained.

Our study employs the modified Ohlson [1995, 2001] value relevance model that estimates the market value of equity from equity book value, current earnings, persistence of earnings, and other information as determinants of company value. Higher earnings value relevance is defined as the increase in the ability of current earnings to predict future earnings (Baboukardos and Rimmel, 2016).

Results show 51.3% of the sample disclosed at least one quantitative environmental metric that is relevant per IFRS S2 and the rest of the sample did not disclose any environmental metric that match the IFRS documentation. Firms with *NonRelevantDisc* equal to 0 (i.e., firms whose disclosures match sector-relevant disclosures) have significantly higher mean values for market value (*MV*), book value (*BV*), net income (*NI*), forecasted net income (*forNI*), disclosure conformance index (*DCI*), total assets (*TA*), and total assets (*TA*) compared to firms with *Non-RelevantDisc* equal to 1. Firms with *Non-RelevantDisc* equal to 0 also have a higher

proportion of environmental violations (*EnvVio*) and IFRS adoption (*IFRS*) compared to firms with *NonRelevantDisc* equal to 1.

The regression estimates results suggest that overall conformance to IFRS S2 disclosure standards is value-relevant for investors, and higher levels of conformance are associated with higher stock prices. However, for the subsample of firms whose disclosures do not match IFRS S2 sector-relevant metrics (*NonRelevantDisc* = 1), overall disclosure conformance is not value-relevant for these firms. The higher coefficients of the *SurplusDCI* compared to *DCI* suggest that surplus disclosures have a greater value relevance than overall conformance for firms whose disclosures match IFRS S2 metrics. These surplus disclosures likely provide firm-specific information that is more useful for equity investors to assess the firm's environmental performance and its potential impact on business risks or opportunities.

The regression estimates on the determinants of the absolute IFRS S2 disclosure conformance show that the coefficient of *lnTA* is positively and significantly associated with *DCI*, suggesting that larger firms have higher conformance to IFRS S2. The relationship between profitability and conformance to IFRS S2 environmental disclosure requirements (*DCI* and *SurplusDCI*) varies depending on the scope of the emission. More profitable firms tend to have lower conformance to IFRS S2 when considering total GHG emissions. In contrast, profitability does not significantly influence firms' conformance to IFRS S2 when scope 1 emissions are

considered. This difference could arise because scope 1 emissions are more directly linked to a firm's operations and are within the firm's direct control, making them a more relevant issue for all firms to disclose regardless of their financial performance.

Ⅲ サステナビリティ情報開示の取り組みに関する質問票調査

近年、サステナビリティ報告書の開示などにより、非財務情報の開示が進んでいる。このような状況下においては、非財務情報の開示に対する株式市場での評価も進んでいるものと考えられる。

中間報告でも述べたように、本研究グループではサステナビリティ情報開示の取り組みに関する質問票調査（以下では「質問票調査」とする）を行い、回答結果について統計的な分析を行う。また、質問票調査により得られたデータベースを通じて、入手が難しい非財務情報の株式市場における評価についても検証を行う予定である。非財務情報の開示と企業価値との関連についての検証では、太田〔2002〕や矢内〔2006〕等の先行研究に基づき、株価を説明する会計情報として純資産簿価、当期利益、経営者予想利益をまず用いる。その上で、回答結果を用いて作成した説明変数を用いて、非財務情報が株価を説明する追加的な要因になっているかどうかについて検証する予定である。

分析結果をとりまとめることで、①開示すべき非財務情報項目の提案の一助になる、②現に進行中である非財務情報の開示における課題を明らかにできるという貢献ができると考えられる。

以下では、今後行う予定の質問票調査の内容について、その概要を説明する。

1. 調査対象

本研究グループにおける質問票調査においては、調査対象とするのは、東証プライム市場に上場している企業である。『CSR 企業総覧 2024 年度版』によれば、調査対象企業である東証プライム市場に上場している企業では、サステナビリティ推進室（推進部）または ESG 推進室（推進部）を設置している企業が多い。そのため、サステナビリティ推進室・ESG 推進室、またはこれらに相当する部署に質問票の回答を依頼する予定である。

2. 質問票の内容

企業価値を向上させるためには、非財務情報の開示を行うためのガバナンス体制の構築や、投資家との積極的なエンゲージメントを行うことが必要と考えられる。また、サステナビリティに関連するデータを正確に広範囲から収集し、定量データを算定することも必要と考えられる。さらに、非財務情報の開示が企業価値の向上に結びついている企業では、特定したマテリアリティに対する中長期的な目標を設定し、サステナビリティに関連するデータを経営戦略に用いている可能性も言えよう。加えて、このような企業では非財務情報の開示に際しての第三者保証に対する準備状況も整っていると考えられる。これらを踏まえ、質問票の内容は以下に記載してあるものになっている。

(1) サステナビリティ・ガバナンス

質問票調査における「サステナビリティ・ガバナンス」では、非財務情報を開示する企業がサステナビリティを推進するための専門組織を設置し、サステナビリティ・ガバナンスにどれだけ注力しているかを明らかにすることを目的としている。

具体的には、サステナビリティ委員会のよう

なサステナビリティを推進するための専門組織の設置の有無についての質問項目を設定し、サステナビリティを推進するための専門組織を設置している場合は設置した専門組織の長や構成メンバー、専門組織における会議の開催頻度、専門組織における組織上の位置づけについての質問項目を設けている。これらの質問項目により、企業のトップが専門組織に積極的に関わっているかどうかについてや、サステナビリティを推進するための専門組織が企業内で重要な位置づけにあるかどうかなどについて明らかにし、その上で、このようなサステナビリティ・ガバナンスを行うことが企業価値の向上に結びついているかどうかを検証する予定である。

また、人員の不足、他部門との連携不足、本社内の知識格差など、サステナビリティを推進するための専門組織が現在直面している課題についても質問項目を設け、専門組織が現在直面しているサステナビリティ・ガバナンスの課題を特定していくことを予定している。

(2) エンゲージメント（対話）

質問票調査における「エンゲージメント」では、エンゲージメントの対象としてどのステークホルダーを最も重視しているのかについてや、サステナビリティのテーマのみで実施したサステナビリティ活動の説明会の開催頻度などについての質問項目を設けている。また、ステークホルダーとのエンゲージメントで得られた意見をもとに、取締役会が関係部門に対してフィードバックを行っているか否かについても質問項目を設定している。これらの質問項目の回答結果をもとに、エンゲージメントと企業価値との関係を明らかにしていく予定である。

(3) サステナビリティに関連するデータの収集

非財務情報の開示が企業価値を高めるためには、サステナビリティに関連するデータを効率的かつ広範囲に収集することや、データの正確性が高いことが重要であると考えられる。また、そのような企業では、データを収集する上での体制が整っていることや、データを経営戦略に生かすことを行っていることが予想される。

以上から、質問票調査における「サステナビリティに関連するデータの収集」では、親会社・海外連結対象会社・国内連結対象会社内（企業グループ内）全体のサステナビリティに関連するデータを統括管理する部署がサステナビリティを推進するための専門組織内において設置されているかどうかについて、まず質問項目を設けている。その上で、データの収集・分析等に必要な人材のトレーニングの進捗、データ収集のマニュアルの導入の有無についての質問項目を設定した。

また、企業グループ外（サプライチェーンやバリューチェーン）から効率的にデータを収集するためのシステムの整備、企業グループ外から収集するデータの算定範囲や方法等の算定ルールの標準化、関連部署で連携してデータの正確性や網羅性を担保するためのチェックや、データの製品ポートフォリオの検討や経営資源配分の検討等の経営戦略への活用を行っているかどうかについても質問項目も設けている。

(4) マテリアリティ・KPI

質問票調査における「マテリアリティ・KPI」では、マテリアリティと特定したマテリアリティに対して設定した非財務の KPI の（サステナビリティ報告書等の）媒体における開示につ

いて質問項目を設定している。特に、マテリアリティについては、どの媒体で開示を行っており、かつ 2022 年度以前と比べて 2023 年度において開示している媒体の数が増加しているかどうかについて、質問項目を設けている。これらの質問項目により、マテリアリティを開示している媒体の数の変化が企業価値の向上に結びついているかどうかを見ていく予定である。

また、特定したマテリアリティに対する取り組み（戦略）、特定したマテリアリティに対する中長期的な目標、非財務の KPI の達成度評価が統合報告書等において記載されているかどうかについての質問項目を設けることで、これらの開示が企業価値の向上に結びついているかどうかを検証する予定である。

加えて、非財務情報の開示が企業価値の向上に結びついている企業では、非財務の KPI を役員報酬の設定に反映している可能性がある。そのため、役員報酬の設定における非財務の KPI の反映の有無、役員報酬に反映される非財務の KPI の媒体における開示、非財務の KPI が役員報酬の設定に何%反映されているのかについて、質問項目を設けている。特に、役員報酬に反映される非財務の KPI の媒体における開示については、2022 年度以前と比べて、2023 年度で KPI が開示される媒体の数が増加しているかどうかについての質問を行うこととしている。

(5) 開示

質問票調査における「開示」では、TCFD 提言が開示を推奨する 12 の項目、気候変動に係るリスクと機会が影響を与える（売上高減などの）項目、（シナリオ分析等による）気候変動に係るリスクと機会が自社に与える影響の大きさ、人権方針やコミットメント、企業グルー

ブまたは企業グループ外における（社員への人権教育などの）人権デュー・ディリジェンスの具体的な取り組み、生物多様性・自然資本について、統合報告書等にどの程度開示（記載）しているのかについての質問項目を設けている。特に、TCFD 提言が開示を推奨する 12 の項目、人権方針やコミットメントについては、どの媒体で開示を行っており、かつ 2022 年度以前と比べて 2023 年度において開示している媒体の数が増加しているかどうかについて質問を行う。これらの質問を行うことで、開示の進捗が企業価値の向上に結びついているかどうかについて、検証を行う予定である。

また、サステナビリティ情報開示に対して、サステナビリティを推進するための戦略策定に関する作業負荷の増大や開示されるサステナビリティ情報と財務情報とのリンクの不明確さなどの、現時点で課題になっていると考えられるものについての質問項目を設け、非財務情報の開示を企業価値の向上に結びつける際の課題を明らかにする予定である。

（6）第三者保証に対する準備状況

先にも述べたように、非財務情報の開示が企業価値向上に結びついている企業では、第三者保証に対する準備状況も整っていると考えられる。これを踏まえ、質問票調査における「第三者保証に対する準備状況」では、第三者保証に対する準備状況に焦点をあて、質問項目を設定した。具体的には、第三者保証の保証業務実施者の近年における変化、保証業務の専門家の人材拡充、特定したマテリアリティと保証対象の非財務の定量データ（指標）との関係性の整理の実行を行っているかどうか、第三者保証を受けるべき非財務の定量データ（指標）の優先順位の決定を行っているかどうかについて、質問項目を設けている。これに関連して、サステ

ナビリティ関連情報の内部統制の整備状況の進捗の度合いについても質問項目も設けている。

また、データがどれくらい外部保証を受けているかを見るため、外部保証を受けている環境系・社会系の定量データを特定するための質問項目も設定している。

以上の質問項目を設定することで、第三者保証に対する準備が整っている企業では、非財務情報の開示が企業価値の向上に結びついているかどうかについて、検証を行うことを考えている。

IV 非財務情報を利用した管理会計研究

企業の ESG 情報開示が進む一方で、ESG を組織のマネジメントシステムである管理会計とどのように関連付け、これを設計・運用する必要があるのかについては、これまでのところ、理論・実務の双方において十分な知見が得られていない。カーボンニュートラルや人的資本投資への対応は、資金調達や取引関係にも重大な影響を及ぼすことから、もはや企業が取り組むべき必須の活動となりつつある。しかしながら、ESG への取り組みは、少なからぬ投資が求められる一方で、その成果を財務的に捉えることは極めて困難である。それゆえ、これを効果的にマネジメントし、組織の価値向上へと結びつけるためには、ESG と企業のマネジメントシステムである管理会計の有機的な連携を図るための理論的枠組みや、その具体的手段が明らかにされなければならない。

研究プロジェクト 2 年度目では、ESG（特に人的資本開示）と管理会計の有機的連携に関するインタビュー調査を実施した。以下では、その内容と結果を説明する。

(1) 人的資本 KPI と財務業績・企業価値の向上の連携の重要性

人的資本投資への対応は、企業が取り組むべき必須の活動となりつつある一方、ESG への取り組みは、その成果を財務的に捉えることが困難である。そこで、人的資本への投資や人的資本のマネジメントを組織の価値向上へと結びつけるために、ESG と企業のマネジメントシステムである管理会計の有機的な連携を検討する。具体的には、人的資本に関する開示と管理会計、あるいは広く組織のマネジメントシステムとの関係を探索的に明らかにする。

人的資本投資を企業価値の向上に結びつけるためには、人的資本 KPI を、業績評価や予算、意思決定システムなどのマネジメントシステムに結びつける必要があると考えられる。先に取り上げた非財務情報可視化研究会 [2022] において提示された逆 ROIC ツリーモデル (非財務情報可視化研究会 [2022], p.40) では、財務業績を分解し、これを人的資本に関する KPI へ落とし込むことによって、人的資本への取り組みと組織業績の有機的な連携を図るこ

とが期待されている。

ただし、このような人的資本関連の KPI やその設定・開示が財務業績の向上をもたらすという経験的な証拠はいまのところほぼ確認されておらず、さらには、財務業績向上に必要と考えられる、人的資本 KPI と業績評価や予算、意思決定などのマネジメントシステムとの連携の実態も明らかではない。さらには、各企業が持つ目的や目標、戦略から見た、因果連鎖やロジックに基づく人材像によって導かれる人的資本 KPI が必要である (内山 [2021], p.87)。

(2) インタビュー調査の概要

そこで、人的資本 KPI と管理会計とがどのように結びつけられているのかを明らかにすべく、人的資本開示に積極的に取り組む、複数の東証プライム上場企業へのインタビュー調査を行った。調査対象企業の概要は、図表 IV-1 のとおりである。また、調査の時期は 2024 年 8 月であり、インタビューの時間は各企業 1 時間ほどである。

図表 IV-1 インタビュー調査企業一覧

企業	業種分類	人的資本経営への取り組み状況
A 社	機械	Human Capital Report を公表、ISO30414 取得
B 社	保険業	Human Capital Report を公表、人的資本 KPI を多数開示
C 社	小売業	統合レポートにて人的資本経営を企業価値創造の中核に
D 社	化学	人的資本経営で受賞、人的資本 KPI を多数開示

出典：筆者作成

調査にあたっては、①人的資本 KPI とマネジメントシステム (管理会計) との連携、②人的資本 KPI と財務 KPI との関係性、③人的資本経営の成果指標および主管部門という、大きく 3 つのテーマのもと、筆者の調査目的や質問内容を示したうえで実施する、半構造化インタ

ビューを行った。

(3) 人的資本 KPI とマネジメントシステム (管理会計) との連携

人的資本経営に積極的に取り組み、また Human Capital Report や統合報告書などで人

的資本経営や人的資本 KPI などを開示している企業をインタビュー調査対象として選定しているが、人的資本 KPI の開示は進む一方で、管理会計との部分的連携が確認されたのは 1 社のみであった。そこでは、人的資本投資を戦略投資と位置づけ、有形財と同様に、人的資本投資にもハードルレートを設定し、投資回収計算を実施している（新規事業・サービスにおける人件費支出・教育研修費と、新規事業・サービスから得られる限界利益を使用）。また、個人の業績評価をバリュー評価（企業の価値観やミッションへの貢献度）とパフォーマンス評価を通じて行うことで、中長期的な評価と短期的な評価のバランスを図り、パフォーマンス評価の一部には人的資本 KPI を連携させている。

一方で、インタビュー調査からは、人的資本 KPI を各種の評価と結び付けることに否定的な企業も観察された。一例として、KPI は経営陣が全社的な進捗を把握するための指標であることから、現場での直接的な評価に使用されるべきではない、という考え方である。そのような見解の理由として、人的資本 KPI の一つであるエンゲージメントスコアを業績評価と結び付けることで、スコアを上げること自体が目的化してしまい、本来のエンゲージメントの状況が見えなくなるおそれがあることがあげられる。

また、人的資本 KPI の測定・報告のための情報システムが成熟しておらず、月次での進捗管理が困難であるという企業も見られた。

（4）人的資本 KPI と財務 KPI との関係性

財務業績ないし財務 KPI と人的資本 KPI に関しては、(2) で言及した逆 ROIC ツリーモデルのように、有機的な連携が取れた形での関係性が構築されていることが望ましい。この点に関し、インタビュー対象企業では、人的資本経

営の進展を図る上でも、また投資家等への説明のためにも、両者の KPI の関係について重要性を認識する姿勢がみられた。

一方、人的資本経営と財務業績との関係性を統計的に因果関係として分析することは難しいという認識を示す企業も多かった。それでもこれらの企業は、人的資本 ROI 等の財務関連の指標を設定し、人的資本の投資対効果の把握に努めていることが明らかにされた。この人的資本 ROI に関しても、人的資本報告の国際的指針である ISO30414（ISO [2018]）において示されているものの他に、企業や業種の特性に応じて設定するところもみられた。

次に人的資本 KPI に関しては、教育や研修などを通じて社員の能力向上を図るようなものと、ダイバーシティ&インクルージョンの追求や人的資本の土台を形成する企業文化の醸成といったウェルビーイングの観点を重視するものと 2 方向があることが各企業において認識されていた。この 2 方向の KPI は、前者が比較的短期間で財務業績への反映が期待される一方で、後者はその反映までの期間が長いという点に違いがみられる。ヒアリング対象企業のいずれにおいても、人的資本経営を浸透させる際に企業文化や風土が極めて重要であると認識しており、企業文化の変革を促進させる人的資本 KPI を設定するところも多くみられた。

欧米企業における大企業の人事担当者に対するアンケートやインタビュー調査を踏まえて分析した Gates and Langevin [2010] によれば、人的資本経営が進展している企業ほど財務を含めた企業業績が高いという結果が示されているように、多くの企業では人的資本と財務業績との関係性を明らかにしたいという動機は強い。その一方、その統計的因果関係の解明についての困難さを感じていることが我々

のインタビューから明らかになっている。特に人的資本 KPI の 2 方向的性質を踏まえると、両者の関係性の解明は引き続き重要な研究課題として位置付けられる。

(5) 人的資本経営の成果指標と主管部門

人的資本経営は、対象が従業員であるということから人事部門が中心的な役割を担うことが考えられる一方、企業価値向上に向けた組織戦略と高度に関係することから経営企画部門が中心的な役割を担うことも考えられる。インタビュー対象の 4 社のうち、人的資本経営の主管部門が人事部門であるのが 2 社、経営企画部門であるのが 2 社と二分された。

まず、人事部門が主管部門である企業の場合の成果指標とマネジメントコントロールの考え方について取り上げる。人事部門が主管するある企業では、人事部門が全社的な人的資本戦略の策定から実行までを担っており、人的資本 KPI の設定と進捗管理も担っている。ただし、KPI の設定においては全社的な経営戦略との整合性確保のために経営企画部門やサステナビリティ関連部門との協力、連携が重要とのことである。他方もう 1 社については、人的資本経営に着手し始めた段階ということもあり、人的資本 KPI や成果指標については、ISO30414 のように国際的な人的資本報告の枠組に基づいて行っており、内部管理目的よりも外部報告目的の比重が高い。これらの人的資本 KPI に関しては進捗状況を管理することは行っており、その結果を社内外で報告するものの、それらを部門等の現場の業績評価基準として運用することには消極的な姿勢が見られた。また、人的資本の企業価値への貢献を測定するために財務 KPI との関係性を可視化することについても、その重要性については認識しつつも両者の関係性を厳格に示すことについては比較

的消極的であった。

次に経営企画部門を人的資本経営の主管部門とする 2 社について取り上げる。両社とも、人的資本 KPI がどのように財務業績に結び付くかということを定量的に評価する仕組みを構築している。経営企画部門と人事部門の連携が強化され、これらの評価を定期的にモニタリングして、改善を行っており、経営層の戦略的意思決定に結び付いているという。さらにもう 1 社では、上述の通りロジックモデルを設定し、人的資本経営を含めたサステナビリティ経営全般と財務業績との関係性を可視化し、KPI 管理を通じて財務目標と連動させている。それにより人的資本経営と経営戦略の統合が図られている。また、これらの 2 社では、人的資本経営において CFO が重要な役割を果たしており、人的資本経営を含めたサステナビリティ経営を CFO が所管しているところもあり、長期的な視点で人的資本投資が企業価値を高めるかという点が重視されている。

ここまで見てくると、経営企画部門を主管部門とする企業では、マネジメントコントロールの見地からも特徴を見出すことができそうである。近年では主流となってきたパッケージとしてのマネジメントコントロールの代表的研究である Malmi and Brown [2008] では、図表 IV・2 に示したように、管理的コントロール、経営計画、サイバネティックコントロール、報酬・俸給および文化によるコントロールという 5 つの手段が複合的に展開されることで組織目標の達成に貢献するとしている。今回取り上げた経営企画部門が主管となっている 2 社は、サイバネティックコントロールと経営計画の中核を担いつつ、人事部門との連携を通じて報酬・報償と管理的コントロールを展開しているように捉えられる。そして、これはヒアリング対象 4 社すべてに言えることであるが、企

業価値向上に向けて組織目標を達成するため、従業員の自発的な活動を促したり、教えあいを育むなどの企業文化・風土の醸成を重要と考えており、それを人的資本経営の中核に置いて

ている。このことは、人的資本経営についてパッケージとしてのマネジメントコントロールを展開する役立ちが示唆されていると解することができる。

図表IV-2 Malmi and Brown [2008] によるマネジメントコントロール・パッケージ

文化的コントロール						
クラシカルコントロール		価値によるコントロール			シンボルによるコントロール	
経営計画		サイバネティックコントロール				報酬・報償
長期計画	短期事業計画	企業予算	財務業績測定システム	非財務業績測定システム	ハイブリッドな業績測定システム	
管理コントロール						
ガバナンス構造		組織構造			方針・手続き	

出典：Malmi and Brown [2008] p. 291 筆者訳

企業インタビューを通じ、いずれの企業も人的資本関連情報の収集を行い、KPI の設定を行い、さらに経営戦略との関係性を考慮し、情報開示を積極的に行いつつあることが分かったが、人的資本 KPI、マネジメントや管理会計との関係性については、いずれの企業も進み方の程度の違いはあるものの、試行錯誤している段階にあるといえる。他方、今回はわずか4社というインタビュー対象ではあったが、いずれも自社の企業価値向上に向けた組織目標の達成には、従業員を当該目標に向けて動かすベースとして企業文化・風土の醸成が重要であると捉えていたことは、人的資本経営を考える上で示唆を提供していると考えられる。他方、4社の人的資本経営の展開に関しては粒度の違いがみられた。具体的には、企業文化、人的資本経営の経営全体での位置づけ、人的資本経営の練度などである。

今回の研究は、ESG 情報という非財務情報と管理会計との関係性を明らかにする研究の第一歩を踏み出したに過ぎない。本研究結果を踏まえ、今後は調査の拡大、継続と深堀を行う

必要があると認識している。具体的には、調査対象の規模や業種等を広げて多くの企業に共通する部分と異なる部分を明らかにするとともに、特定の企業の人的資本経営等のサステナビリティ経営を長期間研究することで、マネジメントの練度と開示内容の深化について継続的に見ていくことにしたい。

V 非財務情報に関する制度設計における研究者の役割

非財務情報の基準化・制度化が進行する中で、研究者はどのような役割を果たすべきなのだろうか、また果たせるのだろうか。研究者は、非財務情報の作成者ではないし、利用者でもない⁵⁾。制度設計者（基準設定主体や、その推進主体）の一部に参画することはあろうが、マジョリティになるわけではない。

そこで本節では、実務家や制度設計者が研究者に求めている役割や、研究者自身が貢献できると考えている役割を、あくまで執筆者の考えや、執筆者の周囲にいた者へのヒアリングの結

果としてまとめてみたい。

1. 実務家視点からの研究者への期待

(1) 背景

実務家、特に、企業の開示をサポートする立場の実務家からは、中立的な立場からの、科学的・統計的な分析に基づくエビデンス・ベースでの情報発信に対する期待が寄せられた。

その背景として、一国の GDP を上回る規模の売上を計上する企業が地球や人類に与える影響は非常に大きくなっており、彼らがサステナビリティ課題に本気で取り組むことが課題解決の可能性を大きく高めるであろうことが挙げられる。大規模の資産を運用する機関投資家についても同様である。これらのステークホルダーが積極的にサステナビリティ課題に取り組むことを促進するための仕組みの一つが非財務情報開示に関する制度設計である。その制度が納得感を持って受け入れられるために、理論的・実証的な裏付けを持った研究・提言を提示できる研究者の役割は大きい。

(2) 研究課題のアイディア

具体的に挙げられた研究課題のアイディアは以下のとおりである。なお、文意に影響のない範囲で一部表現を変えている。

- ・ 基準設計において国家間や地域間の駆け引きによって開示内容の有利・不利が生まれないよう、中立的な立場からの制度作りに関する研究
- ・ 開示する企業にとって、過度な開示を避け、ステークホルダーが意思決定をおこなううえで必要な情報に絞った開示を目指すためのベンチマークとして、制度で求められている開示項目が、本当に投資家をは

じめとしたステークホルダーの意思決定に有用であるのか、理論的・実証的に検証する研究

- ・ 投資家が、非財務情報をどのように利用して投資意思決定に利用しているのかについての実証研究
- ・ 投資家に、サステナビリティ課題を意識した投資に向かわせる仕組みや、サステナビリティを重視した投資の運用成績に関する開示制度設計に関する研究
- ・ 定性情報の多い非財務情報において、定量的な可視化、財務情報との連動など、より有用な非財務情報開示への調査・研究

さらに、海外研究者間におけるプレゼンスの向上を通じて、グローバルな学会や基準設定主体への積極的な関与を期待する声も聞かれた。

2. 国内基準設定主体視点からの研究者への期待

(1) 背景

非財務情報の国内基準設定においては、財務会計に関する基準設定と同様に、開示基準と情報公開の質が、国際的な観点から実質的に同等とみなされないことで日本企業の国際競争力に不利益が生じないようにする必要がある。今後、ISSBをはじめとする基準設定主体から新たな基準案が開示されることを前提とすれば、日本の基準設定においてもスピード感が求められる。その際、研究から得られる科学的知見を基準設定に還元することはもちろん、会計以外の、たとえば自然科学や法学などの分野の専門性や知見を学際的に応用することも必要となる。

(2) 研究者への期待

具体的に挙げられた研究者への期待は以下

のとおりである。なお、文意に影響のない範囲で一部表現を変えている。

- ・ 最新の動向を知り、会計と諸科学の知見をバランスよく融合して研究を進める力
- ・ どのような経済社会を目指すかという、あるべき社会像を提示し、それに向けて未来を予測する力
- ・ 企業や社会に対して研究成果をわかりやすく説明する力
- ・ サステナビリティを含む会計人材育成への貢献
- ・ 国際的な様々なスタンダード開発への貢献

いずれについても、迅速な研究成果を公表する、タイムリーな発信力を期待する指摘があった。

3. 財務会計研究者視点からの研究者の役割に関する検討

(1) 背景

サステナビリティ基準が歩むであろう道は、国際会計基準が通ってきた「いつか来た道」といえる。そのため、各国での国内基準化の過程において異なる基準が存在した場合、基準の品質向上、投資意思決定有用性や比較可能性の向上、実務上の適用・導入のサポート、会計教育、会計人材育成など、これまでに研究者が果たしてきた役割と同じ項目についての貢献が求められることになる。

(2) 研究課題のアイディア

具体的に挙げられた研究課題のアイディアは以下のとおりである。なお、文意に影響のない範囲で一部表現を変えている。

- ・ グローバルベースラインと各国の上乗せ基準のあり方
- ・ シングルマテリアリティ領域の科学的知見・経験（適用可能性、セーフハーバー・ルールなど）
- ・ ダブルマテリアリティ領域のあり方、各国・地域基準との関係
- ・ サステナビリティ基準準拠・任意適用企業がメリットや開示の意義を実感できるしくみ
- ・ 開示情報の信頼性
- ・ 自然科学・法学をはじめ隣接諸科学の知見との融合
- ・ サステナビリティを含む会計教育

4. 実証研究者視点からの研究者の役割に関する検討

(1) 背景

非財務情報に関する実証分析の特徴は、一部の項目についてはすでに開示されているという点である。既存の実証分析においては、データの入手可能性の問題から、何らかの制度化がなされた後の検証が多かったが、非財務情報については、制度化前にその情報の有用性の検証が可能となる項目も存在する。

一方で、現時点で存在する非財務情報が、一部の企業による自発的開示である場合には、それらの企業のみを対象とした分析をおこなうことがサンプル・セクション・バイアスを引き起こす可能性が高い。すなわち、自発的開示をおこなう企業には、自発的開示をおこなおうとする何らかの理由や企業特性があるはずであり、そのような理由や企業特性を持つ企業を対象にした実証分析においては、分析結果の解釈における一般化が困難であるという制約が存在する。

(2) 研究課題のアイデア

具体的に挙げられた研究課題のアイデアは以下のとおりである。なお、文意に影響のない範囲で一部表現を変えている。

- ・ 現状においても開示されている非財務情報を分析することで、制度化前の実証分析が可能となる。それにより、EBPM（エビデンス・ベースの政策立案）への貢献が期待される。つまり、基準設定主体に対し、組上となっている開示項目の情報の有用性を事前に分析することで、政策決定を支援することができる。
- ・ サンプル・セクション・バイアスの分析が可能となる。たとえば、制度化前の自発的開示企業と制度化後の強制開示企業とを比較することで、自発的開示をおこなっていた企業の特徴を明らかにすることが可能となる。これにより、自発的開示に起因するサンプル・セクション・バイアスに関する一般的な議論に対して新たな証拠を提示し、さらなる議論の契機をもたらすことになる。

今後、本研究グループの研究を発展させる際に、各方面からの期待や、研究者自身の考える貢献可能性を考慮したリサーチ・クエスションの策定をおこなっていききたい。

注

- (1) ここでは、開示内容に関するルールを策定することを指す。
- (2) ここでは、自発的開示ではなく、制度開示の組上に載せることを指す。
- (3) 本稿では引き続き「非財務情報」という用語を用いているが、特に明記している場合を除き、「サステナビリティ関連財務情報」と異なる意味を持たせることを意図しているわけではない。
- (4) 本節の内容は現在投稿中であるため、概要のみ

記載している。

- (5) もちろん、企業の社外取締役等として情報作成者となったり、投資する際に情報利用者になる場合はあるだろうが、あくまで、研究者として非財務情報の利用者になることはない、という趣旨である。

参考文献

- 井上達男. [1998]. 会計数値に基づく企業価値の実証研究 ―東証一部上場 3 月決算企業を対象として―. 『会計』 153(6) : 44-56.
- 井上達男. [1999]. 予測利益を用いた Ohlson モデルによる日本企業の実証分析. 『会計』 156(2) : 43-54.
- 薄井彰. [1999]. クリーン・サープラス会計と企業の市場評価モデル. 『会計』 155(3) : 68-83.
- 内山哲彦. [2015]. 「企業の社会性・人間性と企業価値創造―統合報告と管理会計の役割―」『日本管理会計学会誌』 23(2) : 45-59.
- 内山哲彦. [2021]. 「財務・非財務尺度による人的資産にかかわる測定・管理と価値創造」『会計』 199(2) : 79-91.
- 太田浩司. [2002]. 経営者予想利益の価値関連性およびアナリスト予想利益に与える影響. 『証券アナリストジャーナル』 40(3) : 85-109.
- 企業活力研究所. [2018]. 『新時代の非財務情報開示のあり方に関する調査研究報告書 ―多様なステークホルダーとのより良い関係構築に向けて―』 . https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/kigyokukaikei/pdf/csrreports30report.pdf
- 金融審議会 [2024]. 『「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(第 3 回) 議事次第』, https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sustainability_disclose_wg/shiryoku/20240628.html (2024 年 9 月 12 日閲覧) .
- 経済産業省 経済産業政策局 企業会計室. [2023]. 『サステナビリティ関連データの収集・活用等に関する実態調査のためのアンケート調査結果』 . https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/hizaimu_joho/data_wg/pdf/003_05_00.pdf
- 小西範幸・松山将之・神藤浩明. [2015]. 「統合報告の現状と課題 -我が国での統合報告書の開示実態に焦点をあてて-」『青山アカウンティング・レビュー』 5 : 26-33.
- 小西範幸. [2019]. 「統合報告書の公表企業像とその非財務情報の特徴 -統合報告書の公表企業へのアンケート調査分析-」『経済経営研究』39(2) : 1-279.
- シュローダー. [2022]. 『グローバル投資家意識調査 2022』 . <https://www.schroders.com/ja-jp/jp/intermediary/global-investor-study-2022/sustainability-infographic/>

- 生命保険協会. [2021].『生命保険会社の資産運用を通じた『株式市場の活性化』と『持続可能な社会の実現』に向けた取組について』https://www.seiho.or.jp/info/news/2023/pdf/20230421_3-1.pdf
- ディスクロージャー&IR総合研究所. [2021].『統合報告書分析レポート 人的資本に関する開示状況』https://www.dirri.co.jp/res/report/uploads/2021/11/211110_human%20capital.pdf
- デロイト トーマツ グループ. [2022].『ESGデータの収集・開示にかかるサーベイ』<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/risk/srr/jp-srr-esg-survey-data-driven-2022.pdf>
- 独立行政法人労働政策研究・研修機構. [2018].「企業の人的資産情報の『見える化』に関する研究」『JILPT 調査シリーズ』185.
- 野村證券株式会社 グローバル・リサーチ本部. [2020].『ノムラ個人投資家サーベイ』<https://www.nomuraholdings.com/jp/news/nr/nsc/20201217/20201217.pdf>
- 非財務情報可視化研究会. [2022]. 人的資本可視化指針. <https://www.cas.go.jp/jp/houdou/pdf/20220830shiryou1.pdf>; 2024年9月26日最終閲覧.
- 矢内一利. [2006].「連結財務諸表の優位性に関する分析」辻正雄編著『会計ビッグバンの意義と評価—実証分析によるアプローチ』37:39-59.
- Earth Company. [2022].『日本企業の経営層・管理職のSDGsやサステナビリティの取組に関する意識調査結果』https://www.earthcompany.info/wp-content/uploads/2022/10/Earth_company_sustainabilityresearch.pdf
- Ernest & Young. [2023].『コーポレートレポートでESGの信頼格差を解消するには』https://www.ey.com/ja_jp/assurance/how-can-corporate-reporting-bridge-the-esg-trust-gap
- KPMG ジャパン. [2021].『KPMG Japan CFO Survey 2021』<https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2021/jp-cfo-survey.pdf>
- KPMGサステナブルバリュー・サービスジャパン. [2022].『日本の企業報告に関する調査2022』<https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2023/jp-sustainable-value-corporate-reporting.pdf>
- Baboukardos, D. and Rimmel, G. [2016], “Value relevance of accounting information under an integrated reporting approach: A research note”, *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol. 35 No. 4, pp. 437-452, doi: 10.1016/j.jaccpubpol.2016.04.004.
- Chen, S., Y., and P. Gao. [2023]. Environmental, social, and governance (ESG) performance and financial outcomes: Analyzing the impact of ESG on financial performance. *Journal of Environmental Management* 345: 118829-118829.
- Christensen, H.B., Hail, L. and Leuz, C. [2021], “Mandatory CSR and sustainability reporting: economic analysis and literature review”, *Review of Accounting Studies*, Vol. 26 No. 3, pp. 1176-1248, doi: 10.1007/s11142-021-09609-5.
- Clarkson, P.M., Li, Y., Richardson, G.D. and Vasvari, F.P. [2008], “Revisiting the relation between environmental performance and environmental disclosure: An empirical analysis”, *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 33 No. 4-5, pp. 303-327, doi: 10.1016/j.aos.2007.05.003.
- Donaldson, T., and L. E. Preston [1995], “The Stakeholder Theory of the Corporation: Concepts, Evidence, and Implications,” *Academy of Management Review*, Vol.20, No.1, pp.65-91.
- Friedman, A. L., and S. Miles [2002], “Developing Stakeholder Theory,” *Journal of Management Studies*, Vol.39, Iss.1, pp.1-21.
- Friedman, A. L., and S. Miles [2006], *Stakeholders: Theory and Practice*, Oxford University Press, Oxford.
- Freeman, R. E. [1984] *Strategic Management: A Stakeholder Approach*, Boston, Pitman.
- Gao, F., Dong, Y., Ni, C. and Fu, R. [2016], “Determinants and Economic Consequences of Non-financial Disclosure Quality”, *European Accounting Review*, Vol. 25 No. 2, pp. 287-317, doi: 10.1080/09638180.2015.1013049.
- Gates, S., and P. Langevin. [2010]. Human capital measures, strategy and performance: HR managers’ perceptions, *Accounting Auditing and Accountability Journal* 23(1): 111-132.
- Giner, B., Allini, A. and Zampella, A. [2020], “The Value Relevance of Risk Disclosure: An Analysis of the Banking Sector”, *Accounting in Europe*, Vol. 17 No. 2, pp. 129-157, doi: 10.1080/17449480.2020.1730921.
- Grewal, J., Riedl, E.J. and Serafeim, G. [2019], “Market Reaction to Mandatory Nonfinancial Disclosure”, *Management Science*, Vol. 65 No. 7, pp. 3061-3084, doi: 10.1287/mnsc.2018.3099.
- IFRS. [2023], *IFRS S2 Industry-Based Guidance on Implementing Climate-Related Disclosures*. ISO (International Organization for Standardization) [2018]. *ISO 30414: 2018, Human Resource Management- Guidelines for Internal and External Human Capital Reporting*, ISO.
- KPMG. [2021], *Survey of Integrated Reporting in Japan 2020*, p. 52.
- Malmi, T., and D. A. Brown. [2008]. Management control systems as a package: Opportunities, challenges and research directions, *Management Accounting Research* 19(4): 287-300.
- Nichols, D.C. and Wahlen, J.M. [2023], “The

- Essential Role of Accounting Information in the Capital Markets: Updating Seminal Research Results with Current Evidence”, *Accounting Horizons*, Vol. 37 No. 2, pp. 105-132, doi: 10.2308/HORIZONS-18-075.
- Ohlson, J.A. [1995], “Earnings, Book Values, and Dividends in Equity Valuation”, *Contemporary Accounting Research*, Vol. 11 No. 2, pp. 661-687, doi: 10.1111/j.1911-3846.1995.tb00461.x.
- Ohlson, J.A. [2001], “Earnings, Book Values, and Dividends in Equity Valuation: An Empirical Perspective”, *Contemporary Accounting Research*, Vol. 18 No. 1, pp. 107-120, doi: 10.1506/7TPJ-RXQN-TQC7-FFAE.
- SSBJ. [2024], “Sustainability Standards Board Publishes Exposure Drafts of Sustainability Disclosure Standards (in Japanese)”, 29 March, available at: https://www.ssb-j.jp/jp/domestic_standards/exposure_draft/y2024/2024-0329.html (accessed 17 May 2024).
- Toplensky, R. [2023], “Pro Take: Forget the SEC, International Climate Reporting Standards Could Become the Global Baseline”, *Wall Street Journal*, 26 June.
- Velte, P. [2020]. Does CEO power moderate the link between ESG performance and financial performance? A focus on the German two-tier system, *Management Research Review* 43(5): 497-520.

Ⅲ 研究グループ報告（中間報告）

人的資本会計・監査（保証）制度の形成と課題

主 査： 島永 和幸（神戸学院大学）
委 員： 市川 紀子（駿河台大学）
梅田 宙（高崎経済大学）
沖野 光二（大阪経済大学）
小野 正芳（日本大学）
古賀 智敏（金城大学）
近藤 汐美（京都経済短期大学）
嶋津 邦洋（立正大学）
角田 幸太郎（佐賀大学）
付 馨（京都先端科学大学）
古庄 修（青山学院大学）
向山 敦夫（大阪公立大学）
姚 俊（明治大学）
山口 峰男（東洋大学）
吉田 智也（中央大学）

要 旨

人的資本の開示制度に関する取り組みは、わが国を含む各国で急速に進展している。そこで、本研究グループでは、人的資本に関する認識・測定・開示に関する先行研究や理論研究の動向をふまえつつ、主要先進諸国の基準設定団体や世界機関における人的資本開示・監査（保証）制度の形成と課題について明らかにすることを目的とする。

研究初年度のまとめである本稿では、まず、人的資本や人的資本会計について、経営学、財務会計、管理会計および監査の視点から理論的な整理を図った。また、EU、イギリスおよび日本における人的資本の開示制度について検討を行った。

I はじめに

経済や社会のソフト化やグローバル化が進展する中で、企業経営や証券投資意思決定などにおいて、貸借対照表に計上されている有形資産の重要性が相対的に低下し、オンバランス化されていない無形財（インタンジブルズ）への依存度が相対的に高まってきている。とくに、「人材は企業にとって最も重要な資産である」といわれるように、企業経営における人的資本の重要性が近年指摘されている。

1つの論点として、人的資本を財務報告の視点からいかに貸借対照表に計上することが可能であるかを、理論的・制度的に探究する必要がある（島永（2021a）；（2021b）；（2021c）；（2023c））。

他方、別の視点として、人的資本をサステナビリティ情報（非財務情報）として捉えることも可能である。国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）、米国証券取引委員会（SEC）（米国）、欧州連合（EU）（欧州）、英国財務報告評議会（FRC）（英国）、国際標準化機構（ISO）、世界経済フォーラム（WEF）および金融庁（日本）といった各国並びに世界機関では、人的資本に関する開示制度の義務化や各種指針作りが急速に進んでいる（島永（2022）；（2023a）；（2023b）；（2024a））。しかしながら、人的資本の情報開示のあり方については、これまで体系的に研究されてきておらず、喫緊の課題となっている。当然ながら、人的資本情報の開示が義務化されれば、人的資本情報の監査（保証）問題も同時に解決していく必要がある。

そこで、本研究グループは、人的資本に関する認識・測定・開示に関する先行研究や理論研究の動向をふまえつつ、主要先進諸国の基準設定団体や世界機関における人的資本開示・監査（保証）制度の形成と課題について明らかにす

ることを目的とする。

以下では、本研究グループの中間報告として、各委員が分担した研究テーマに係る議論の概要を示した。

（島永 和幸）

II 人的資本の定義と概念—マルチレベル・モデルを視座として—

本章は人的資本の開示において大きな転換点となった2020年の米国SECルール改正に注目し、人的資本資源（Human Capital Resources；以下よりHCR）を開示するように明文化された背景を探るべく、人的資本の定義と概念を考察することを目的とする。

島永（2021a）は「SEC（2020）において『人的資本』ではなく『人的資本資源』という用語が使用されたことで、『人的資本資源』の概念が学界のみならず、各国の基準設定団体やステークホルダーのなかで急速に浸透し、『人的資本』という用語とともに、一般的に用いられる可能性が高くなるのではないかと（35頁）」と言及している。わが国の基準設定団体が人的資本に関するルールづくりを行う際においてもSEC（2020）のHCRの概念を踏まえる必要があることを指摘している（島永（2021a））。

HCR研究は人的資本研究の欠点を克服するため2010年代より理論形成されてきたものであり、人的資本を個人レベル（HC）とユニット／企業レベル（HCR）と区別して認識し、新たな洞察を提供する（Ray et al.（2023））。米国での新たな動向やHCR研究成果は、今後わが国が「人的資本」の概念をより明確化し、人的資本会計をより発展させていく上で重要な示唆を得るものとなるだろう。

本章では島永（2021a）によって提言されて

いた人的資本に関するルールづくりを行う際において HCR の概念を踏まえる必要性があるという研究課題を念頭においた研究の一端として、人的資本と HCR の関係について整理し、人的資本の定義と概念について検討することを課題とする。

（近藤 汐美）

Ⅲ 人的資本会計の概念整理 ー財務会計的視点からー

本章では、中野（2023）や小川（2024）といった比較的最近の先行研究を整理した上で、どのような論点が検討されているかあるいは検討されていないかを明らかにし、人的資本会計を財務会計的視点から検討する際、まず、現行制度において、人的資本に関する会計情報に関して、何がどのように提供されているかを明らかにする。

たとえば、損益計算書において「人件費」（給与・賞与、退職給付費用等）が費用として計上されている。人件費のほとんどが、「販売費及び一般管理費」として計上されるが、連結損益計算書では1行のみで記述されることが多く、その内訳は部分的に注記情報として入手可能である。また、製造原価明細書において「労務費」が計上されることもある。さらに、貸借対照表において「退職給付に係る負債」（個別貸借対照表においては退職給付引当金）が計上されている。企業によっては、「賞与引当金」や「役員賞与引当金」等が計上されていることもある。さらに、従業員等に対するストック・オプションは、「新株予約権」として計上されるとともに、注記開示が行われている。このような現行の財務会計情報の作成・開示は、人的資本会計として考えると、おそらく不十分であるから、どこから拡充していくことができるか

を考えてみたい。

安酸ら（2017）によれば、過去30年間の売上高に占める売上原価（売上原価率）および売上高に占める販管費（販管費率）の推移は、単独決算・連結決算ともに、売上原価率が一貫して低下傾向にあるのに対し、販管費率は一貫して上昇傾向にあるとされる。また、費用1円当たりの売上高に対する限界的な変化率（限界収益率）も、売上原価の限界収益率が低下し、販管費の限界収益率が上昇しており、企業は販管費を構成する原価費目に対する支出を増加させていることがわかれるとされる。これらの推移は、販管費とその管理が、企業価値の源泉としてもその重要性が増しつつあることを示唆している。

ただし、公表される連結損益計算書上では、ほとんどの場合、販管費の内訳は注記のみで開示され、企業ごとにその内容が異なっている。一方、FASBは、2023年7月に、損益計算書における売上原価、販管費、および研究開発費等の費用について、従業員報酬や無形資産の償却費も含めて詳細な情報を注記開示する公開草案を公表した。この動きは、これまで米国基準には販管費の定義や構成についての言及がなく、損益計算書の一項目として販管費が例示されるのみであったためと考えられる。わが国でも、販管費に関する注記開示内容等を統一する、もしくは販管費を詳細に損益計算書に表示する動きが、今後出てくるかもしれない。ただし、販管費の細分化（詳細な表示・開示）に関して、どこまで詳細な情報を開示する必要があるかどうかは一概には言えないため、どこまでの詳細さが要求されるのかを検討する必要があるだろう。

また、大鹿（2023）によれば、有価証券報告書では、従業員数および平均給与等の情報は開示されているものの、多くの情報は過去情報

(既に支払われた賃金・給与)であり、企業価値の推定のために必要となる、将来の費用を予測するための情報は少ない、とされる。そのため、Rosett (2001), Rosett (2003) の論文に基づき、従業員の存在を反映させた、いわば修正後の貸借対照表に対する株式市場の反応を観察している。その結果、従業員数の多い企業に対して株式市場がより高い株価(株価時価総額)で評価しており、株式市場が従業員を将来の収益の源泉と見ていることを示唆した。一方で、従業員数の多さについて、株式市場はリスク要因として見ていることを示唆する結果も得られた。以上の分析結果は、Rosett (2001), Rosett (2003) が提示した「人的資本はオフバランスの資産および負債である」という主張を支持するものであった。

現在、人的資産の測定・開示が議論されることは多いが、人的資本に係る負債(ないし従業員持分)の認識・測定が議論されることは少ないのではないか。はたして、現行制度において、人的資本に係る負債(ないし従業員持分)の認識・測定は十分なのであろうか。

本章では、財務会計的な視点からの問題提起として、①損益計算書に計上されている販売費及び一般管理費の細分化の問題、および②貸借対照表における貸方項目のうち、負債の認識・測定の問題を「労働債務」を鍵概念として検討した。

(吉田 智也)

IV 付加価値会計の理論的研究 —人的資本会計としての一側面—

最近、付加価値の適正な分配の必要性について指摘がなされている(伊丹(2024), スズキ(2022), (2023), (2024))。その根拠には、

2000 年頃から株主への分配(資本分配率)だけが伸び、従業員への分配(労働分配率)や設備投資は伸び悩んでいる現実が存在している。

付加価値(付加価値計算書)は決して目新しい概念ではなく、歴史的・理論的研究の蓄積がある(最近では、日本社会関連会計学会スタディ・グループ(2015)を参照)。付加価値は時代の要請にもとづき、その社会的機能が期待され、実際に一定の役割を果たしてきた。その独自の視点は、従業員への賃金・給料を費用とは見ず、付加価値からの分配と捉える特徴がある。本研究に課された課題は、「付加価値計算書が人的資本会計としてどのように位置づけられるか」である。

付加価値に期待された社会的機能は、パイの奪い合いではなく、パイそのものの拡大が要請された時代における生産性分析指標であり、1970 年代以降に再登場する付加価値の公正な分配表示に重きを置いた付加価値計算書(創造価値計算書)である。ASSC (Accounting Standards Steering Committee) が 1975 年に公表した“The Corporate Report”では「公共のアカウンタビリティ (public accountability)」の基本哲学にもとづいて、雇用報告書や企業目的報告書と並んで付加価値計算書が提案されていた。また、GRI ガイドライン (G3・G4) では経済的パフォーマンスを表示する KPI として付加価値情報があげられている。

スズキ(2022)では、「新しい資本主義」の一環として DS (付加価値分配計算書) 経営モデルが提案されている。配当予定利益を確保した後に労資(使)間で再分配をおこなうモデルかと思われる。付加価値計算書は「付加価値がどのように分配されたか」を表示するだけで、「どのように分配すれば適正か」を導くものではない。DS 経営モデルは、この課題に切り込んだ意欲的なものであろう。ただし、「制度の

壁」をどう越えるかの問題は残されている。

付加価値計算書はフロー情報であって、ストック情報ではない。人的資本の何を会計として把握し、ストック情報としてオンバランスするか、またフロー情報として情報提供するかの問題への一つの解決方法である。

（向山 敦夫）

V スコアカードを活用した人的資本の管理－管理会計の視点からの考察

有価証券報告書上の記載に、人的資本、多様性の開示を求める内閣府令が公布された。開示には経営戦略と人的資本投資の関係性を意識することが求められる（非財務情報可視化研究会（2022），3頁）。人的資本が企業価値につながるプロセスを示すものに Balanced scorecard（BSC）がある。BSC は内部管理だけでなく、外部報告にも活用できる（櫻井（2008）；伊藤（2021））。一方、スコアカードで管理される人的資本のうち、どのような情報を外部報告すべきかの研究が不足している。本章では、外部報告に適した人的資本指標の設定を、3つのスコアカードをレビューしたのちに提案することを研究目的とする。なお、本研究は人的資本をマネジメントする主体として人事部長と事業部長を想定する。

先行研究では第1に、責任センターの観点から動機付けを検討し、人的資本の構築につながるような動機を生み出しにくい点を示す。第2に、非財務指標を含めて業績評価を行う場合を整理する。第3に、外部報告への適合性判定の基準についてのレビューを行う。

先行研究の後に、スコアカードに関連する3冊の著書を取り上げて、各種スコアカードの概要と人的資本をマネジメントするケースを検

討する。第1に Kaplan and Norton が論じた BSC，第2に Becker et al.（2001）が論じた HR スコアカード，第3に Huselid et al.（2005）が論じた WF スコアカードを示す。

独自性と比較可能性の基準を用いて各種スコアカードの外部報告適合性を検討する。BSC は事業戦略，WF スコアカードは人材戦略，HR スコアカードは機能戦略を管理する。独自性の基準では、事業戦略ほど独自性が高くなり、機能戦略ほど独自性が低くなる。比較可能性の基準では他社比較は機能戦略ほど比較可能性が高く、事業戦略ほど低くなるが、時系列比較の場合は事業戦略の測定指標が一貫していれば比較可能性は高くなる。

（梅田 宙）

VI 人的資本に関わる実務－プロサッカー選手の移籍に関わる会計処理の事例－

一般に、人的資源は会計上資産として計上されていないが、英国ではプロサッカー選手に選手に関して支出した金額を資産計上している事例がある（Morrow（1992））。菅原（2002）は脚注で、「プロ・スポーツ選手の価値を会計上測定・認識する必要性はこれまでも議論されてきた論点である（Morrow（1992））」と記述している。

近年、人的資本会計への関心が高まっているが、自身は財務会計の視点でプロサッカー選手を人的資源と捉え、会計的価値をいかに認識・測定・評価しうるかという研究を継続的に行ってきた（角田（2006）；角田（2008）；角田（2014）；角田（2015）；角田（2021）他）。

中でも、角田（2015）では、英国プロサッカー選手移籍金の会計処理の変遷を整理し、1987年度まではどのクラブでも

移籍金 (Transfer fee) として即時費用処理していたが 1988 年度から Tottenham Hotspur が選手登録権 (Player's registration) として無形資産に計上するように変えたことを明らかにすることができた。また、取締役による選手価値の主観評価額について、1981 年度の Heart of Midlothian は財務諸表外で表記し、1991 年度の Dundee は無形資産として B/S に計上していたことを明らかにすることができた。

本研究グループの一員として、1 年目は上述の Dundee の特異な会計処理に着目し、会計処理の変遷を調査した結果、以下のことを明らかにすることができている。

- ・ 1991 年度：移籍金は即時償却。しかし取締役による独自の選手評価額を B/S に計上。
- ・ 1992 年度：取得原価に基づく移籍金を B/S に計上。
- ・ 1993, 1994 年度：取得原価に基づく移籍金に専門家の独自評価を加味して B/S に計上。
- ・ 1995 年度：ボスマン判決の結果を受けて、B/S に計上するのを取り止めた。

(角田 幸太郎)

VII ピープルアナリティクスと人的資本会計

近年、人的資源管理の分野において、「ピープルアナリティクス」が注目を浴びている。ピープルアナリティクスとは、端的に言えば、人材マネジメントにまつわる様々なデータを活用して、人材マネジメントの意思決定の精度向上や業務効率化、従業員への提供価値向上を実現する手法である (一般社団法人ピープルアナリティクス&HR テクノロジー協会 (2020))。本章では、同じく企業の人材に着目するものと

して、岩本他 (2023) を中心にピープルアナリティクスを整理し、そこで得られた知見から人的資本会計へ援用できるアイデアを模索することを目的とする。

岩本他 (2023) によれば、企業の担当者から挙げられるピープルアナリティクスの推進上の課題の多くは、(1)そもそも人材や組織に関する量的データがない、(2)量的データを分析できる人材がいない、(3)有益なアクションに繋がらないというものである。これらの主要な原因は、ピープルアナリティクスという取り組み自体が「人材と組織」を対象としているが、両者が必ずしも一枚岩ではないことに起因すると指摘されている。したがって、このような複雑性や多様性を十分に理解し、仕組みを実装するためにも、量的データのみならず質的データも組み合わせることが重要であり、また、データの収集については、人事業務を行う中で半自動的に収集されるものだけでなく、社内サーベイを中心として積極的に収集する必要があると述べられている。

上記のようにピープルアナリティクスを概観したうえで、人的資本会計への援用可能性を検討すると、次のような課題が浮き彫りになる。すなわち、ピープルアナリティクスは人材マネジメントの手法であるため、「人材」と「組織」を対象とするものの両方が含まれるということである。また、収集されたデータについては業務上の機密に触れる可能性があるため、人的資本会計のレポーティングに関する位置づけや内容等をまずは整理・検討したうえで、ピープルアナリティクスのより具体的な援用可能性を模索する必要がある。これは今後の課題である。

(嶋津 邦洋)

VIII 人的資本会計・監査（保証）制度の形成と課題（監査・保証）

企業報告に含まれる「人的資本情報」について、監査（auditing）または保証（assurance）の視点から検討するのが本報告の目的である。昨今、人的資本の領域を新しい領域としていわゆる「非財務情報」として温暖化ガス排出量などと平行に論じる時代思潮がしばしば見受けられるが、言うまでもないことながら「ヒト」は「モノ」「カネ」、現代ではこれに「情報」を加えた企業にとっての四大経営資源の一つを構成しているものであり、会計領域においても人的資源としてその研究が進められてきた。

他方、監査においても現代社会は「監査社会」であるといわれるなどさまざまな実務が存在するなど多義的である。その点は人的資源、人的資本との関係に絞ったとしても同様である。この観点から監査の概念の原点に遡り、①「監査の主題」は何であるのか、②「アサーション」は何であるのか、③「確立された規準（クライテリア）」は何か、という3つの観点から、監査の特性や限界など、特定の監査の特徴を明らかにすることを検討する。

人的資本に関する関心が高まったのは決して今回が初めてのことでないところ、そもそも「人的資本」とは何であるのか、その概念については、近年、グローバルな基準設定主体のレベルでも議論が進んでいる。その主たる非常に広範な論点およびサブタイトルが現代という時代思潮を背景として投資家を中心として指摘されているところ、その内容をも踏まえて監査および保証にまつわる論点について、単なる「政策論」を排しつつ整理、検討してみたい。

（山口 峰男）

IX ESRS における人的資本の開示制度—現状と課題—

本章は本研究グループの目的である「人的資本に関する認識・測定・開示に関する先行研究や理論研究の動向をふまえて、主要先進諸国の基準設定団体や世界機関における人的資本開示・監査（保証）制度の形成と課題について明らかにする」（島永（2023d），1頁）ことに則して、筆者に課されたESRSに関する人的開示制度の暫定（中間）報告の検討結果の要旨となる。なお、筆者においては初見となる研究対象であることも含め、今後に内容変更も予想されるため、本稿は暫定版となっている点に留意されたい。

第4回人的資本会計研究会（2024年3月23日：於立正大学）において、EUでは近年、ESG関連法令で持続可能性報告の義務が直接ない中小企業が銀行や大企業に持続可能性報告を要請されており、ESG関連法令の大企業に対する報告義務が中小企業に間接的に課せられていることが大きな負担となっているという指摘（滝澤（2023）参照）を示した。直接報告義務がある大企業や銀行は、中小企業には直接報告義務がないにもかかわらず、これらの義務を中小企業に課していることを示しているようである（See, SME united（2023））。また、直接報告義務のない中小企業のうち、19%が、間接報告義務の対象となっていると答えている状態であり、そのうち、中規模企業では35%の発生率、零細企業では9%であり、CSRS/ESRS報告によってトリクルダウン効果が増幅されると、これらの割合に影響がでると予想している（See, SME united（2023））。ESRSの人的資本の開示制度に関しては着々と進んでいるが、報告義務のない中小企業等までが実質は強制開示を要請されている点は課題が残る。

（市川 紀子）

X イギリスにおける人的資本の開示

任意開示ではなく英国会社法における従業員情報の開示については、英国 1967 年会社法によって初めて制定法化された。従業員数 100 人以上を有するグループ親会社又は独立個別会社に対して、(a)一週間当たりの従業員の平均人数、及び(b)一年間に支払われた賞与を含む報酬の総額を取締役報告書に記載する旨を要請するものであった（第 18 条）。

時代背景として 1973 年 1 月に英国は欧州共同体（EC）に遅れて加盟し、1974 年 2 月から保守党長期政権に代わって労働党が政権を担うことになった。1975 年 7 月にはイングランド・ウェールズ勅許会計士協会を母体とする会計基準運営委員会（ASSC）が討議資料「会社報告書（Corporate Report）」を公表し、13 項目を提示する雇用報告書（employment report）の作成を提唱した。これを受けて 1977 年 6 月に労働党内閣が閣議提案『会社報告書類の将来像』（緑書）を英国議会に提出し、会社の財務的資源と同様に人間の重要性を反映させるべく労働と雇用方針を詳説する雇用説明書（employment statement）を年次営業報告書に追加する旨の法制化を提案した。しかし 1979 年 5 月に誕生した保守党第 1 次サッチャー政権において、上記閣議提案書は反故にされた。その後の英国 1985 年会社法及び 1989 年会社法において、(1)身体障害者の雇用、訓練及び昇進、(2)会社従業員の就業中の健康、安全及び厚生、並びに会社の業務の状態、方針、及び(3)業績についての従業員の関与を取締役報告書で記載することとなった。

現行の英国 2006 年会社法においては、従業員情報、人権情報、取締役・上級管理職・従業員の性別数を戦略報告書の中で記載する旨を

要請している。一方、2018 年コーポレートガバナンス・コードでは、従業員に関する記載が新規追加されている。

（沖野 光二）

XI 日本

本章では日本における人的資本の開示制度の現状を確認し、今後の展開を検討した。開示制度の現状について、ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・インデックス（DJSI）採用企業（38 社）を対象として検討した。DJSI はサステナビリティ指数の分野のパイオニア的存在であり、企業のサステナビリティ実践への指標となっているからである。

DJSI 採用企業は企業価値の創造を目標としており、約 85%が価値協創ガイダンスおよび国際統合報告フレームワークに準拠した統合報告書を作成・公表していた。その中で、人的資本について、DJSI 採用企業のすべてがエンゲージメントスコアを KPI として公表し、具体的なスコアまで公表している企業も多い。

しかし、エンゲージメントスコアの測り方に関する記述はない（エンゲージメントスコアを測定する外部サービスをカスタマイズして利用している可能性が高い）ため、人的資本投資とエンゲージメントスコアの評価することは難しい。また、人的資本への投資については実施事項に関する記述がほとんどで、金額的な記述はない企業が多く、人的資本投資の質の評価はある程度可能であるが、量的評価は難しい状況である。

時代は「人的資本投資の開示」ではなく、人的資本投資を通じた「企業価値創造の説明」を求めている（HR テクノロジーコンソーシアム（2022）、148 頁）。人的資本投資を量的に把握し、それを会計情報として統合していくことが

必要である。そのための会計測定として、人的資本を貨幣資本と同じレベルでとらえる（純資産項目とする）とともに、対応する人的資源を同時に把握する（資産項目とする）方法などが考えられる。統一的な会計測定・開示方法が求められる。

（小野 正芳）

参考文献

- ASSC (1975) *The Corporate Report*, ASSC.
- Becker, B. E., M. A. Huselid, and D. Ulrich (2001) *The HR Scorecard: Linking People, Strategy, and Performance*, Harvard Business School Press. (菊田良治訳 (2002) 『HR スコアカード』日経 BP).
- Huselid M.A., B. E. Becker and R. W. Beatty (2005) *The Workforce Scorecard: Managing Human Capital to Execute Strategy*, Harvard Business School Press.
- Kaplan, R. S. and D. P. Norton (2004) *Strategy Maps: Converting Intangible Assets into Tangible Outcomes*, Harvard Business School Press (櫻井通晴・伊藤和憲・長谷川恵一訳 (2014) 『戦略マップ [復刻版] — バランス・スコアカードによる戦略策定・実行フレームワーク』東洋経済新報社)。
- Morrow, S. (1992) “Putting People on the Balance Sheet: Human Resource Accounting Applied to Professional Football Clubs”, *Royal Bank of Scotland Review*, Vol. 174, pp. 10-19.
- Ray, C., Essman, S., Nyberg, A. J., Ployhart, R. E. and Hale, D. (2023), “Human Capital Resources: Reviewing the First Decade and Establishing a Foundation for Future Research”, *Journal of Management*, Vol.49, No.1, pp.280-324.
- Securities and Exchange Commission (SEC) (2020), *Modernization of Regulation S-K Items 101, 103, and 105*, <https://www.sec.gov/rules/final/2020/33-10825.pdf>.
- SME united (2023) *SURVEY ACCESS TO SUSTAINABLE FINANCE FOR SMEs : A EUROPEAN SURVEY*, <https://www.smeunited.eu/admin/storage/smeunited/20230927-gh-survey.pdf>.
- 伊丹敏之 (2024) 「人件費と設備投資 増やす時」『日本経済新聞』2024 年 4 月 1 日 (朝刊) 16 面。
- 一般社団法人ピープルアナリティクス&HR テクノロジー協会著、北崎茂編 (2020) 『ピープルアナリティクスの教科書：組織・人事データの実践的活用法』日本能率協会マネジメントセンター。
- 伊藤和憲 (2021) 『価値共創のための統合報告—情報開示から情報利用へ—』同文館出版。
- 今福愛志 (2001) 『労働債務の会計』白桃書房。
- HR テクノロジーコンソーシアム (2022) 『戦略的人的資本の開示』日本能率協会マネジメントセンター。
- 大鹿智基 (2023) 『非財務情報の意思決定有用性』中央経済社。
- 小川淳平 (2024) 「人的資本投の認識・開示」『會計』第 205 巻第 2 号, 136-148 頁。
- 岩本慧悟・藤澤優著・一般社団法人ピープルアナリティクス&HR テクノロジー協会編 (2023) 『実践ピープルアナリティクス：人材と組織を理解するための道具箱』日本能率協会マネジメントセンター。
- 櫻井通晴 (2008) 『バランスト・スコアカード—理論とケース・スタディー』同文館出版。
- 島永和幸 (2021a) 『人的資本の会計—認識・測定・開示—』同文館出版。
- (2021b) 「人的資本の会計：財務報告の視点から」『會計』, 第 199 巻第 2 号, 184-198 頁。
 - (2021c) 「人的資本を捉え直す—情報開示の枠組みづくり進む—」『日経 ESG 別冊 Well-being が企業価値を高める』, 24-28 頁。
 - (2022) 「人的資本の会計—欧米における人的資本開示の最新動向—」『証券アナリストジャーナル』第 60 巻第 9 号, 38-48 頁。
 - (2023a) 『『グローバル・ベースライン』としてのサステナビリティ基準の進展と人的資本の情報開示—任意開示から強制開示へ—』『日本知的資産経営学会誌』第 9 号, 42-64 頁。
 - (2023b) 「国際評価基準審議会 (IVSC) パースペクティブ・ペーパーに関する考察—ESG・無形資産関連のペーパーに焦点を当てて—」『産業経理』, 第 83 巻第 1 号, 66-76 頁。
 - (2023c) 「無形資産会計の変革に向けた新たな研究動向と開示枠組み—シンガポールの無形財開示フレームワーク (案) に焦点を当てて—」『會計』第 203 巻第 6 号, 29-43 頁。
 - (2023d) 「国際会計研究学会研究グループ申請書」。
 - (2024a) 「人的資本情報開示の義務化と課題」『国際会計研究学会 年報』2023 年度第 2 号 (通号 54 号), 46-57 頁。
 - (2024b) 「人的資本の認識と測定—公正価値視点から—」日本簿記学会第 8 回簿記研究コンファレンス資料。
- 菅原智 (2002) 「人的資源会計からの知的資本へのインプリケーション」『修道商学』第 42 巻第 2 号, 317-333 頁。
- スズキ・トモ (2022) 『「新しい資本主義」のアカウ

- ンティング』中央経済社。
- － (2023)『『新しい資本主義』とは何か？－付加価値の適正分配経営(DS経営)に向けて－』『企業会計』第75巻第10号, 64-72頁。
 - － (2024)「付加価値の適性分配再考を」『日本経済新聞』2024年4月23日(朝刊)27面。
- 角田幸太郎(2006)「人的資源の会計的認識－日英プロサッカークラブの実務を例として－」『経済学研究(北海道大学)』第55巻第4号, 79-94頁。
- － (2008)「選手登録権の公正価値評価－人的資源会計の例として－」『企業会計』第60巻第9号, 127-131頁。
 - － (2014)「人的資源の価値評価と会計処理－英国プロサッカークラブの1980年代と1990年代の事例－」『九州経済学会年報』第52集, 27-35頁。
 - － (2015)「日欧プロサッカークラブにおける人的資源の会計と管理の事例研究」『会計理論学会年報』第29号, 99-108頁。
 - － (2021)「英国プロサッカークラブにおける人的資源の財務と管理の事例分析」『会計』第199巻第2号, 212-224頁。
- 滝澤祥子(2023)「JETRO 欧州中小企業連合会, 持続可能性報告が中小企業の負担となっている現状危惧」, <https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/10/ae849a8e9304b44f.html>.
- 中野誠(2023)「人的資本に関する会計・ファイナンス視点からの考察」『組織科学』第57巻第1号, 18-27頁。
- 日本社会関連会計学会スタディ・グループ(2015)『付加価値計算書の総合的研究(最終報告書)』。
- 非財務情報可視化研究会(2022)『人的資本可視化指針』。
- 安酸建二・新井康平・福嶋誠宜(2017)『販売費及び一般管理費の理論と実証』中央経済社。

IV Summary of Articles

Concepts Underlying Financial Performance and its Measurement (Review of Basic Perspectives in its Analysis)

Masaki YONEYAMA

The University of Tokyo

The major objective of this paper is to explore the fundamental differences in basic concepts underlying IFRS and J-GAAP along which the two standards can be contrasted.

As a starting point for the discussion, several basic concepts traditionally cited as reflecting differences in performance measures of the two standards were examined. However, these concepts could at best only partially explain the differences between IFRS and J-GAAP. Furthermore, the traditional debates surrounding these basic concepts failed to relate the difference in accounting standards to the objectives of financial reporting. They merely described the difference in accounting standards and never ascribed the difference to the difference in basic concepts or perspectives.

The basic concepts underlying financial

reporting depends on its objectives and the environment surrounding it. If that is the case, what is most needed in clarifying the basic concepts is to link them with the objectives and environmental restrictions, which are in the higher-level hierarchies within the system of accounting. This paper remains limited to describing the hierarchical structure of fundamental concepts and the environmental factors surrounding them. Its contribution, if any, lies in offering an analytical framework. On the other hand, this paper does not resolve questions such as which level of fundamental concepts (and differences therein) give rise to the differences between IFRS and J-GAAP, or whether the differences in fundamental concepts are caused by variations in environmental factors. These are limitations of this paper.

Presentation and Disclosure of Financial Performance - Focusing on IFRS18 -

Sachiko TSUJINO
Chuo University

The purpose of this paper is to provide an overview of recent international trends in performance reporting based on IFRS18 *Presentation and Disclosure in Financial Statements*, issued by the International Accounting Standards Board (IASB) in April 2024, and to organize the underlying accounting concepts.

Focusing on three key amendments under IFRS18 related to performance reporting, i.e., 1) structure of the statement of profit or loss (subtotals and classifications), 2) grouping of information (aggregation and disaggregation), and 3) management-defined performance measures (MPMs), this paper first explains the background and main requirements of each amendment.

Then, with regard to 1), this paper addresses: Why is the operating category indirectly defined

as the default category? How does the IASB consider providing information about unusual income and expenses (to understand sustainable profits)? Compared to Japanese accounting standards, why there is no separate category for extraordinary items and on the other hand, why is the discontinued operation presented as a separate category? Why are income and expenses arising from equity-accounted investments finally determined to be included in the investment category? With regard to 2), this paper addresses: Why is the concept of “useful structured summary” introduced and how is it related to the fundamental qualitative characteristics in *the Conceptual Framework for Financial Reporting*? With regard to 3), this paper addresses: for what purpose MPMs are incorporated into the accounting standards.

Measurement and Presentation/Disclosure of Corporate Financial Performance: The Effect of Sustainability Information to Financial Reporting

Eiji HISAMUCHI
Aoyama Gakuin University

Sustainability-related information itself is not financial performance. Although, if both information would be connected, sustainability-related information may be useful for investors.

Information connectiveness relates to (1) the figures of sustainability-related risks and opportunity, (2) sustainability-related information affecting investors' estimates of financial information, and (3) sustainability-related information affecting the measurement of corporate value.

Additivity is important for (1). Sustainability-related information used in the extent of (2), may affect investors' estimate of future corporate performance in changing the materials used in calculating discounted current value. Financial information disclosed in financial statements are past information,

but investors will confirm their estimate and the real figures by using sustainability-related information.

The article will first explain about how the IFRS Sustainability Disclosure Standards came into place by ISSB, and next about a brief review of the contents of IFRS S1 and IFRS S2. Moreover, if we want to present sustainability-related information to financial statements, we should overcome the problems of additivity, and to decide which society need which kind of valuable information. We will discuss these matters in the face of traditional financial accounting and disclosure theory.

Finally, we examined how to present or disclose sustainability-related information in financial statements in a rather radical way.

A Study of Financial Performance as Credit Provision Indicators for Non-listed Companies

- Based on the Revisions to IFRS for SMEs -

Sachiko KUSHIBE
Osaka Gakuin University

The second revision of the IFRS for SMEs is currently in progress. Although the IASB initially planned to finalize the second revised version by the end of September 2024, discussions are ongoing to address two newly identified issues raised at the meeting on October 21, 2024. Consequently, the IASB has announced its intention to publish the finalized version in 2025.

The first edition of IFRS for SMEs was published in 2009, and in developing this first edition, a top-down approach (simplification and exclusion from full IFRS for listed companies) was adopted, and the target of application was mainly non-listed companies in developing countries and emerging economies. This means that the companies to which the standard applies are determined not by quantitative criteria such as the amount of capital or the number of employees, but by qualitative criteria such as whether or not they are listed. The objectives of the framework are to “enhance the international comparability of financial statements,” “improve the overall reliability of financial statements,” “reduce significant costs associated with maintaining domestic-based standards,” and “facilitate credit provision in

international financing.”

The first revised version of IFRS for SMEs was published in 2015, and revisions were made mainly to “income taxes” and “goodwill,” but there were no significant changes to other items.

In the second round of revisions after 2019, the term ‘alignment’ appeared, and the IASB directly and clearly stated that it would ‘align IFRS for SMEs with full IFRS’. Currently, under the “alignment approach,” efforts are being made to align numerous items with full IFRS, and deliberations are ongoing.

This paper first explains the current status and content of the second revision process of the IFRS for SMEs and clarifies the IASB’s intentions behind promoting alignment.

Next, it examines the reasons behind this alignment movement from four perspectives and highlights the fundamental changes occurring within the IFRS for SMEs itself.

Finally, the paper focuses on the primary financing methods of non-listed companies, examines financial performance as credit provision indicators required for extending credit to financial institutions, and emphasizes the importance of recurring profit (or loss).

Formulating the Mutual Recognition Strategy of Accounting Standards in Japan: From the Analytical Lenses of Actor-Network Theory

Yusuke FUKUDA

Osaka Metropolitan University

This paper attempts to clarify the process of formulating the mutual recognition strategy that was put forward as a response to international accounting standards in Japan, by considering the strategy as formed through the interaction of various domestic and foreign factors and their interactions, and by explaining in detail the existence of each factor, the nature of their interactions, and the mechanisms and processes of change that cause such interactions in the process of its formation. In doing so, we conducted an analysis based on the concept of “translation” in Actor-Network Theory. As a result, the mutual recognition strategy is captured as the result of a translation by KEIDANREN (Japan Business Federation). KEIDANREN expanded the problems of Legend and double disclosure that had existed in industry from the beginning to problems of accounting system in Japan and proposed the request for mutual recognition of accounting standards as a solution, enrolment the Financial Services Agency, JICPA, and ASBJ in particular. In this process, it became clear that international

environmental changes had been constructed domestically as an issue related to the reliability of Japanese standards.

Two major characteristics were seen in this process of consensus-building. The first was that KEIDANREN’s method of facilitating translation was to change the content of its publications in response to the actions of other actors. The second point was that there was a consensus of values among the actors. At the time, the actors in Japan shared the value that Japanese standards were internationally comparable and equivalent, based on the so-called “Accounting Big-Bang”.

In this paper, by adopting the perspective of Actor-Network Theory, we have been able to explain in detail the process of consensus-building by viewing the request for mutual recognition that is the institutional response to international accounting standards in Japan as a translation process carried out by the KEIDANREN. Actor-network theory would allow us to explain the debate over international accounting standards as a process of translation.

A Case Study of Audit Failure in Addressing Non-Compliance with Laws and Regulations by Audited Entity: Audit Judgment, Duty of Care, and the Basis for Sanctions in the Rolls-Royce Case

Chiaki KAWABATA
Chuo University

In this paper, we examine the Rolls-Royce case—whose sanction details were published in 2021—to gain insights into the auditing and regulation of non-compliance with laws and regulations by audited entities. This study aims to clarify specific issues from this administrative sanction case and deepen the understanding of the auditor’s responsibility and the nature of regulation. Specifically, it focuses on (1) the actual failure in audit judgment that led to violations of auditing standards concerning the audited entity’s non-compliance, (2) the specific duties of care

outlined by the regulatory body, and (3) the basis upon which administrative sanctions were imposed on the auditor. Particularly regarding the last point, we demonstrate that the FRC imposed administrative sanctions based solely on the audit standard violations themselves, regardless of whether material misstatements could have been detected. Since the FRC’s administrative sanctions serve as precedents influencing subsequent cases, the Rolls-Royce case is expected to become a leading case referenced in future administrative sanctions in the UK.

Non-Financial Information for Valuation

Chairperson: **Tomoki OSHIKA** (Waseda University)

Members: **Akihiko UCHIYAMA** (Aoyama Gakuin University)

Akira OMORI (Yokohama National University)

Koichiro SAIO (KPMG AZSA Sustainability)

Chika SAKA (Kwansei Gakuin University)

Takehiro METOKI (Waseda University)

Kazutoshi YANAI (Aoyama Gakuin University)

Toshiaki WAKABAYASHI (Waseda University)

Frendy (Nagoya University of Commerce and Business)

Over the past few years, there has been significant discussion regarding the institutionalization of non-financial information disclosure, particularly concerning its decision usefulness for financial capital providers. The International Sustainability Standards Board (ISSB) has played a central role in developing standards for the content of these disclosures. In Japan, the Sustainability Standards Board of Japan (SSBJ) has been established to deliberate on domestic standards. While the expansion of non-financial information disclosure is generally accepted, several issues require careful consideration in its specific implementation.

This research group aimed to examine non-financial information from the perspectives of both managers who disclose it and investors who utilize it. We employed various research methodologies, including model analysis, empirical analysis, interview surveys, and questionnaire surveys.

Due to space limitations in this final report, we will not reiterate the content of the interim report. Instead, we will only provide an overview of the subsequent research (detailed information can be found in the separately prepared full report). Firstly, we

present the findings of the second empirical analysis conducted by our research group. We measured the degree of current disclosure of each firm in terms of conformity with IFRS S2 and examined the relevance of these measures to market capitalization and firm characteristics. Next, we show the outlines of the questionnaire survey on sustainability information disclosure initiatives, including the specific questions and their rationale, the target respondents and survey period, the post-survey analysis, and remained issues.

We then discuss non-financial information from a management accounting perspective. To achieve effective non-financial information disclosure in the future, it is crucial for firms to adopt a proactive stance toward disclosure. To encourage this, it will be necessary to demonstrate the benefits of non-financial information disclosure for the disclosing firms themselves. As an initial step, we conducted an interview survey to understand their current views on non-financial information disclosure. Finally, we propose the roles that researchers should or are expected to play in the standardization and institutionalization process of non-financial information.

Human Capital Accounting and Auditing

Chairperson: **Kazuyuki SHIMANAGA** (Kobe Gakuin University)

Members: **Noriko ICHIKAWA** (Surugadai University)

Hiroshi UMEDA (Takasaki City University of Economics)

Koji OKINO (Osaka University of Economics)

Masayoshi ONO (Nihon University)

Chitoshi KOGA (Kinjyo University)

Shiomi KONDO (Kyoto College of Economics)

Kunihiro SHIMAZU (Rissho University)

Kotaro SUMITA (Saga University)

Xin FU (Kyoto University of Advanced Science)

Osamu FRUSHO (Aoyama Gakuin University)

Atsuo MUKOYAMA (Osaka Metropolitan University)

Jun YAO (Meiji University)

Mineo YAMAGUCHI (Toyo University)

Tomoya YOSHIDA (Chuo University)

Efforts to develop human capital disclosure systems are rapidly progressing in many countries, including Japan. Drawing on previous empirical and theoretical studies on the recognition, measurement, and disclosure of human capital, our research group aims to clarify the development and challenges of human capital disclosure and assurance (audit) systems as implemented by standard-setting bodies and international organizations

in major developed countries.

This interim report, as a summary of the first year of our research, offers a theoretical overview of human capital and human capital accounting from the perspectives of business administration, financial accounting, management accounting, and auditing. It also examines the current human capital disclosure systems in the EU, the United Kingdom, and Japan.

V 諸規則

編集委員会規程

(趣 旨)

第 1 条 会則第 3 条第 2 項にもとづく編集委員会の運営は、本規程によって行うものとする。

(構 成)

第 2 条 編集委員会は、委員長、委員および幹事で構成する。

② 委員長は、会長が指名し、理事会の承認を求める。

③ 委員および幹事は、委員長が指名し、速やかに理事会の承認を求める。また、編集上の必要に応じて委員を追加指名することができる。

(任 期)

第 3 条 委員長の任期は、就任後 3 回目の研究大会終了の日までとする。再任は妨げない。

② 委員および幹事の任期は、委員長の任期に準ずる。再任は妨げない。

(業務内容)

第 4 条 編集委員会は、『国際会計研究学会年報』（以下、『年報』という。）の編集および発行に関する業務を担当する。

② 編集委員会は、本会の会員に対して原稿の募集を行う。また、必要に応じて原稿の執筆を依頼することができる。

③ 編集委員会は、原稿の枚数、内容等によって、その掲載を拒否ないし制限することができる。

(年報の発行)

第 5 条 『年報』は、原則として、年 2 回発行するものとする。

(掲載内容)

第 6 条 『年報』に掲載する論文および報告等は、次のものとする。

1. 編集委員会の募集による以下の原稿（以下、応募原稿という。）

(1) 自由論題報告を基礎として執筆されるもの

(2) その他

2. 編集委員会が依頼する以下の原稿（以下、依頼原稿という。）

(1) 統一論題報告を基礎として執筆されるもの（座長解題を含む。）

(2) 基調講演、特別講演および国際セッション報告を基礎として執筆されるもの

(3) 研究グループ報告

(4) その他

3. 編集委員会から依頼を受けた統一論題報告者および研究グループ主査は、編集委員会が特別に認めた場合を除き、依頼に応じて原稿を提出する。ただし、基調講演、特

別講演および国際セッション報告を基礎として執筆されるものについてはその限りではない。

(執筆者の資格)

第7条 前条による応募原稿の執筆者は、本会の会員（院生会員を含む。）に限る。ただし、編集委員会が認める場合は、その限りでない。

(査読制度)

第8条 第6条第1号（1）の応募原稿には、査読を付するものとする。一方、第6条第2号の依頼原稿は原則として査読の対象としないが、第2号（1）の依頼原稿については執筆者の希望により査読を付することができる。

② 査読制度の運営は、別に定める査読制度に関する申し合わせによる。

③ 査読による審査を受け、掲載が決定した応募原稿には、編集委員会がその旨を明記する。

(著作権)

第9条 『年報』に掲載された原稿の著作権は、本会に帰属するものとする。

(本規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会がこれを決定し、会員総会で報告するとともに、速やかに本会ホームページにおいて会員に周知する。

(附 則)

1. 国際会計研究学会編集委員会 2011年12月14日決定
2. この規程は、令和元年8月31日から改正施行する。
3. この規程は、令和3年12月3日から改正施行する。

査読制度に関する申し合わせ

編集委員会規程第8条第2項に基づく査読制度は、本申し合わせに定めるところによるものとする。

1. 査読者の決定

- (1) 編集委員会委員長（以下、委員長という。）は、応募原稿の査読担当候補者を選出するための編集小委員会を設けることができる。
- (2) 編集小委員会は、委員長ならびに委員長が指名した編集委員会委員（以下、委員という。）および編集委員会幹事（以下、幹事という。）で構成する。
- (3) 編集小委員会は、各応募原稿につき査読担当者候補2名を選定し、編集委員会に諮る。なお、査読担当者候補2名のうち1名は、委員でなければならない。また、必要に応じて編集小委員会は、委員でない査読担当者候補を非会員から選定することができる。
- (4) 編集委員会は、編集小委員会の提案をもとに査読担当者を決定し、査読を依頼する。
- (5) 編集小委員会を設けない場合には、編集小委員会の業務は、編集委員会が行う。

2. 査読手続

- (1) 査読担当者は、2（2）に規定する査読評価の基準および2（3）に規定する査読方針にしたがい査読を行い、2（4）に規定する査読結果およびそれに至った判断理由を回答期日までに委員長宛に書面にて報告する。
- (2) 応募原稿の査読にあたっては、次の査読評価の基準により評価を行う。
 - ① 有用性：学界等に貢献があり、論文を公表することに意義がある。
 - ② 新規性：論文として新規性および独創性がある。
 - ③ 信頼性：構成が論理的であり、表現についても適切である。
- (3) 応募原稿の査読にあたっては、次の査読方針にしたがう。
 - ① 査読は、論文の質を評価することを目的とするが、執筆者を育成し、以て学会活動の活性化を図るという視点にも配慮する。
 - ② 査読を継続する場合には、応募原稿執筆者がどの部分をどのように修正すれば掲載可能となるのかを具体的かつ明瞭に指示する。
 - ③ 「新規性」について問題がある場合には、既発表文献を引用するなどして具体的に指摘する。
 - ④ 査読担当者は、確認できない内容や事実に関しては、応募原稿執筆者に追加的な説明を求めることができ、査読担当者はその説明にもとづいて評価を行う。
 - ⑤ 再査読にあたっては、以前の査読結果との論旨の一貫性を保持する。
- (4) 応募原稿に関する初回の査読結果は、次の①から④のいずれかとする。
 - ① 無修正掲載可

- ② 趣旨に変更のない修正の上、掲載可
- ③ 査読の継続（趣旨に影響する修正が適切に行われているかどうかをふまえ、掲載の可否を改めて判断）
- ④ 掲載不可

「査読の継続」と評価した査読担当者は、修正に必要と想定される期間を(a) 1 か月、(b) 3 か月、または(c) その他から選び、委員会に伝達する。3 か月以上の修正期間を要すると判断された応募原稿は直近号の編集プロセスから外し、次号での掲載を見据えた編集プロセスに移行させる。また、掲載不可と評価した応募原稿のうち、時間をかけて趣旨を大幅に修正することで掲載水準に達する可能性を秘めているものについては、現時点で当該原稿が抱えている問題点の指摘にとどまらず、修正の方向性も具体的に示唆し、将来の再投稿を薦める。

3. 掲載論文の決定

- (1) 編集委員会は、査読担当者から委員長に報告された査読結果にもとづき、査読担当者2名の査読結果がともに2(4)の①または②である応募原稿を掲載対象論文として決定し、応募原稿執筆者にその旨を伝える。
- (2) 少なくとも査読担当者の1名が2(4)の③または④と評価した論文については、その取扱いを編集委員会が決定する。その際、編集委員会は査読担当者の査読結果を最大限尊重し、いずれかの査読担当者が下した結論にもとづき対応する。
- (3) 編集委員会は、3(2)で「査読の継続」と決定した応募原稿執筆者に対して回答期日までに査読担当者の指摘事項にもとづき修正するよう依頼する。その際、編集委員会として追加的な指摘を行うことができる。とりわけ2名の査読担当者による指摘事項に二律背反する内容が含まれている場合は、応募原稿執筆者に対してどのように修正に臨むべきかについての具体的な方針を示す。
- (4) 再査読においては、委員である査読担当者が指摘事項が適切に修正されているかどうかを編集委員会に報告する。委員以外の査読担当者が確認を希望する場合は、当該委員が確認作業に加わることができる。
- (5) 編集委員会は、3(4)での修正結果の確認作業にもとづき、次の①から④のいずれかの再査読の結果を決定する。再査読は初回の査読とあわせて3回までを目安とする。
 - ① 無修正掲載可
 - ② 趣旨に変更のない修正の上、掲載可
 - ③ 査読の再継続
 - ④ 投稿取り下げの勧告
- (6) 編集委員会は、3(5)で「査読の再継続」と決定した応募原稿を直近号の編集プロセスから外し、次号での掲載を見据えた編集プロセスに移行させたうえで再査読の手続を繰り返す。

(7) 編集委員会は、3 (5) で「投稿取り下げの勧告」と決定した応募原稿執筆者の抗弁を受けるのを妨げない。ただし、応募原稿の扱いに関する応募原稿執筆者と編集委員会の不一致が解消されない場合は、編集委員会はその権限により当該原稿を掲載不可とする。

(8) 編集委員会が指定した期日までに修正原稿の返送がない場合には、それがいずれの査読手続において生じたことであっても、編集委員会は投稿が辞退されたものとみなす。

(9) 統一論題報告を基礎とする依頼原稿のうち、執筆者の希望により査読の対象となったものに関する査読は1回限りとし、その査読結果は次の①から③のいずれかとする。具体的な査読手続については、3 (8) までの規定のうち1回限りの査読にも適用可能なものを準用する。

① 無修正掲載可

② 趣旨に変更のない修正の上、掲載可

③ 査読を付さない論文として掲載（査読論文としては掲載不可）

4. 他誌への同時投稿の取扱い

査読期間中、本誌に対する応募原稿と同一の（あるいは内容がきわめて類似している）原稿を他誌に投稿することを認めない。すなわち、既に他誌に投稿済みの原稿を本誌に投稿することも、本誌に投稿済みの原稿を他誌に投稿することも認めない。編集委員会は、応募原稿執筆者が他誌に多重投稿していないことを事前に確認する。なお、掲載後、多重投稿が発覚した場合、掲載を取り消し、その旨を本誌などで公表する。

5. 同一執筆者による複数原稿応募の取扱い

同一執筆者が複数の原稿を同時に投稿するのを認めるが、第1著者としての投稿は1論文に限る。ただし、複数論文について査読担当者が掲載を可としても、複数論文を掲載対象論文とするかどうかは編集委員会で決定する。

6. 本申し合わせの改廃

本申し合わせの改廃は、編集委員会の過半数の賛成によって発議し、理事会がこれを決定し、会員総会で報告するとともに、速やかに本会ホームページにおいて会員に周知する。

（附則）

1. 国際会計研究学会編集委員会 2011年11月21日決定

2. この規程は、令和元年8月31日から改正施行する。

3. この規程は、令和3年12月3日から改正施行する。

『国際会計研究学会年報』執筆要領

1. 表紙

表紙には、論題、執筆者名、所属および肩書き、論文要旨（日本語（横 30 字×縦 25 行以内））を記載する。

2. 原稿の様式

応募原稿は、MS Word による横書きで、B5 判、横 40 文字×縦 37 行とし、余白は上 25mm、下 20mm、左・右 20mm をとる。原稿は、原則として、刷り上がり 15～20 頁前後とする。ただし、編集委員会が妥当と認めた場合には、制限頁数を超えることができる。

日本語は MS 明朝、英語は Times New Roman とする。見出し、図、表の題目は MS ゴシック（太字）とする。漢字、ひらがな、カタカナ以外の文字（例えば、数字、アルファベット）は半角にする。文字化けを避けるために、特殊なフォント文字は使用しない。フォントサイズ等は次のとおりである。

論題	14 ポイント	センタリング
執筆者名	11 ポイント	右寄せ
所属	11 ポイント	右寄せ
論文要旨	10 ポイント	左寄せ
本文	11 ポイント	左寄せ
見出し	12 ポイント	左寄せ
注（文末）	10 ポイント	左寄せ
参考文献	10 ポイント	左寄せ

3. スタイル

本文の節、項等については、以下のようにする。

（1 行空き）

I 見出し

（1 行空き）

本文

1. 見出し

本文

(1) 見出し

本文

注

参考文献

4. 表記

現代仮名遣い，当用漢字，新字体を使用する。接続詞（および，ならびに，また，ただし等）についてはひらがなを，数字についてはアラビア数字を使う。また，外国人名については原語により表記する。なお，本文の句読点は，句点（。）と読点（，）とする。

5. 図表

図と表は必要最小限にとどめ，それぞれ通し番号（図 1，図 2，表 1，表 2・・・）を付すとともに，簡単な見出しをつける。

6. 引用および注

文献を引用するための注については，本文の該当個所に次の様式で記載する。

〔例〕(Sprouse and Moonitz [1962], pp.23-24) (年号については西暦を，表記にあたっては半角文字を使用する)。

また，人名の表記において日本人については姓のみとし，頁の表記においてドイツ語文献については S を，和文献については頁を使用する。なお，上記の表記法においては区別ができない場合には，人名については Sprouse, R.T. または高須教夫のようにフルネームに，年号については年号に a, b を付す。

説明のための注については，本文の末尾に一括して記載する。なお，かかる注については本文の該当個所に(1)，(2)のようにルビ上ツキで示す。

7. 参考文献

研究に引用した文献（論文，著書，URL 等）のリストを本文の最後に，和文献と洋文献を区別せず，著者名のアルファベット順に次の様式で記載する。

- ・和書 著者名[出版年]『書名』出版社名。
- ・論文（和） 著者名[出版年]「論文名」『雑誌名』第○巻第○号，○-○頁。
- ・洋書 family name, personal name[出版年]，書名，出版地（または出版社名）。
- ・論文（洋） family name, personal name[出版年]，“論文名”，雑誌名，Vol.○，No.○，pp.○-○。（ドイツ語文献等については Vol, No, pp 部分を適宜変更する。）

なお，personal name については R.T. のように省略する。また，論文の頁数については当該論文のフルページを記載する。さらに，出版年については西暦で記載する。

著者が複数の場合，日本人については中野常男・高須教夫・山地秀俊のように，外国人については Sprouse, R.T. and M. Moonitz のように記載する。

論文が著書の 1 章に該当している場合，和書については

著者名[出版年]「論文名」編著者名編[出版年]『書名』出版社名，○-○頁。

洋書については

family name, personal name[出版年]，“論文名，” in family name, personal name (ed.) [出版年]，書名，出版地（または出版社名），pp.○-○。

とする。

訳書については、原著書を使用しない場合には和書に準じた取扱いをする。原著書を使用する場合には、原著書について洋書として記載した後に、括弧書きで訳書を記載する。

〔例〕 Littleton, A.C.[1933], *Accounting Evolution to 1900*, New York (片野一郎訳 [1978]『リトルトン 会計発達史 (増補版)』同文舘出版)。

なお、編著、訳書については、それを引用文献として実際に使用する場合を除いて〔出版年〕の記載は必要ない。ただし、その場合には、編著、訳書の出版地（または出版社名）に続いて出版年を記載する。

8. その他

書式の統一を図るため、文章、仮名遣いなどについて、編集委員会が修正することがある。

9. 英文要旨

論題、執筆者名、所属および肩書き、論文要旨（英語、1頁以内）を記載する。

10. 本執筆要領の改廃

本執筆要領の改廃は、編集委員会の過半数の賛成によって発議し、理事会がこれを決定し、会員総会で報告するとともに、速やかに本会ホームページにおいて会員に周知する。

（附則）

1. 国際会計研究学会編集委員会 2011年11月21日決定
2. この規程は、令和元年8月31日から改正施行する。
3. この規程は、令和3年12月3日から改正施行する。

編集後記

国際会計研究学会年報 2024 年度第 2 号を無事刊行することができました。本号には、国際会計研究学会第 41 回研究大会（早稲田大学）で発表された報告のうち、統一論題報告にもとづく論文 4 本、そして、自由論題報告にもとづく論文 2 本が収録されています。

国際会計研究学会第 41 回研究大会終了後に、査読論文への投稿を募集したところ、5 本の投稿がありました。そのうち、2 本の論文が採択され、本号に収録されています。査読をお引き受けの上、丁寧に査読をしてくださった査読者の先生方に厚く御礼申し上げます。また、編集委員会委員、そして、編集委員会幹事の豊岡博先生のご尽力に感謝申し上げます。

会員の皆さまの研究を高める 1 つの方法として、年報への投稿をお考えください。編集委員会は、修正次第で年報への掲載水準に達する投稿論文については、査読を継続し、投稿者に寄り添う形で、年報の編集を進めています。会員の皆さま、とくに若手の皆さまの意欲的な研究を年報にご投稿ください。皆さまのご投稿を心よりお待ちしております。

編集委員長 草野 真樹

編集委員会

委員長 草野 真樹

委員 大鹿 智基 岡本 紀明 中野 貴之 林 隆敏 矢澤 憲一

浅見 裕子 山下 奨 山下 知晃 山田 純平 若林 公美

幹事 小川 淳平 豊岡 博

**Bulletin of Japanese Association for International
Accounting Studies, 2024, Vol.2 (No. 56)**

国際会計研究学会 年報

—2024 年度第 2 号（通号 56 号）—

発 行 2025 年 7 月 31 日

編集・発行 国 際 会 計 研 究 学 会
(事務局)

東京経済大学経営学部
鈴木 雅康研究室内

印 刷 所 有限会社 玉 新 社

〒173-0004 東京都板橋区板橋 1 丁目 35 番 6 号

TEL 03-3579-9351 FAX 03-3579-9338

